京都・東九条四ヵ町における都市組織の生成と変容

京都・東九条四ヵ町における都市組織の生成と変容

2023 年 3 月 京都大学大学院 工学研究科 建築学専攻 田路貴浩研究室

中村 景月

目次

目次

第1章 序	5論1
1-1 研究	宅の背景と目的
1-1-1	東九条地域の歴史的経験と現在地
1-1-2	住環境整備およびまちづくりの到達点と展開
1-1-3	近・現代都市史からみた東九条
1-1-4	本研究の目的
1-2 先行	亍研究と本研究の位置づけ
1-2-1	インナーエリア研究 インナーシティ問題から都市における場所の構築
1-2-2	近代都市史研究 方法論としての土地所有・都市組織
1-2-3	東九条地域に関する研究 在日朝鮮人史・住環境整備・住民運動
1-2-4	本研究の立ち位置 所有・建設・生業が切り結ぶ都市と居住
1-3 研究	党の方法
1-3-1	研究対象
1-3-2	土地所有の調査に関わる史資料
1-3-3	地割の復元に関わる史資料
1-3-4	建物の復元に関わる史資料
1-4 研到	宅の構成
第2章 東	『九条地域の都市化過程33
2-0 はし	ごめに
2-1 工業	美化と都市問題(1890-1930 年代半ば)
2-1-1	1890-1920:都市化の兆し
2-1-2	1920-30 年代半ば:人口増加と都市問題
2-2 都市	市計画事業と住環境の悪化(1930 年代半ば-1960 年代半ば)
2-2-1	1930 年代半ば-1950:土地区画整理事業の実施と終戦
2-2-2	1950-1960 年代半ば:極度の人口流入と住環境の悪化
2-3 住现	環境の改善に向けた流れ:(1960 年代半ば-2017 年)
2-3-1	1960 年代半ば-1980:「スラム」対策と地域福祉実践
2-3-2	1980-2017:住環境整備の実現
2-3-2 2-4 小糸	— ····
	— ····
2-4 小糸	— ····
2-4 小糸	吉 は前の東九条地域における大地主の土地運用と市街地形成55

3-1-1	土地利用状況について
3-1-2	土地所有状況について
3-2 戦育	前期東九条地域の都市化過程の復元
3-2-1	住工混在市街地の形成
3-2-2	貧困問題の重大化と社会福祉施設の建設
3-2-3	朝鮮人の集住と小規模不良住宅地区の状況
3-3 大規	見模所有者の土地経営の特徴
3-3-1	在地地主
3-3-2	不在地主
3-3-3	工場経営者
3-4 小糸	吉
第4章 土	:地区画整理実施以前における戦前期市街地形成の形態分析79
4-0 はし	こめに
4-1 市街	時化に先行する初期条件
4-1-1	市街化以前の集落・道・区画
4-1-2	市街化以前の土地形状とその類型
4-1-3	土地形状類型の分布
4-2 都市	5組織の組成について-建物・道・土地-
4-2-1	建物用途と街路網の把握
4-2-2	市街化の進展状況
4-2-3	市街化に伴う土地形状の変化
4-3 都市	5組織の基本単位とその建物配置類型
4-3-1	土地・建物の関係と都市組織の「基本単位」の定義
4-3-2	「基本単位」の建物配置による類型とその分布
4-3-3	「基本単位」の展開
	「初期条件」と「基本単位」の関係性からみる領域的な差異
4-4 小糸	
## F ## WI	
	後土地所有構造の転換下における四ヵ町の土地所有と貸家建設103 *****
	、
	カ町の形成経緯
	終戦後の四ヵ町周辺の動向と地区指定
	68 年調査にみる四ヵ町
	四ヵ町の市街地の復元
5-2 四 #	h 町における土地所有の変遷

5-2-1	土地区画整理換地直後の土地所有状況
5-2-2	土地所有状況の変遷
5-2-3	個人所有者間の売買からみる土地の流動性
5-2-4	戦後の土地所有構造の転換との関連
5-3 貸家	建設の実態
5-3-1	貸家と建設主体の把握
5-3-2	貸家建設主体の性格
5-3-3	集中的な貸家建設の実態
5-3-4	貸家建設の特徴
5-4 小結	
第6章 戦	後「バタヤ街」にみる屑をめぐる生業連関と仕切場の動態 125
6-0 はじ	こめに
6-1 京都	駅裏の「バタヤ街」
6-1-1	「バラック集落」と四ヵ町におけるバタヤと寄せ屋
6-1-2	バタヤと寄せ屋の関係性
6-1-3	寄せ屋と大火
6-1-4	仮の住まいとしての「バタヤ街」
6-2 屑を	めぐる生業連関
6-2-1	戦前における廃品回収業者とその業態
6-2-2	戦後における廃品回収業者とその業態
6-2-3	戦後における二つの協同組合による業者間の組織化
6-2-4	「バタヤ街」における廃品回収業者の立地
6-2-5	拠点化の実態と「バタヤ街」生成の条件
6-3 仕切	1場の動態
6-3-1	仕切場の成立と土地取得
6-3-2	仕切場の内部構成
6-3-3	仕切場の改編
6-3-4	寄せ屋業の不安定性と仕切場の解体
6-3-5	火災による仕切場の罹災状況
6-3-6	仕切場の再建
6-4 小結	
第7章 都	市組織の生成・変容の動因157
7-0 はじ	でめに
7-1 所有	す・建設・生業からみた四ヵ町の形成過程の特質

7-1-1 各タームにおける市街地の状況
7-1-2 戦前から戦後にかけての土地所有構造とその変化
7-1-3 住居の系譜 戦前長屋と戦後貸家
7-1-4 戦前・戦後を貫く生業 「バタヤ街」の形成と変容
7-2 四ヵ町をめぐる過程としての居住
7-2-1 居住の軌跡
7-2-2 火災に罹災した人々
7-2-3 定住と仮住まいが交錯する四ヵ町
7-3 都市組織の生成力
7-3-1 住み継ぎ
7-3-2 多面的な貸家と仕切場の閉塞性
7-3-3 建物・土地の転用
7-3-4 仮住まいの創出
7-4 小結
第8章 結論177
8-1 各章のまとめ
8-2 本研究の成果と意義
8-3 今後の課題
付録
参考文献
使用地図一覧
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

第1章

序論

1-1 研究の背景と目的

1-1-1 東九条地域の歴史的経験と現在地

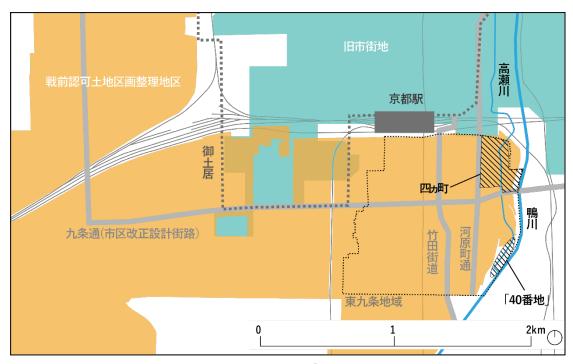


図1 東九条地域 出典:筆者作成。旧市街地の範囲については「正式二万分の一地形図」(1909 年, 国土地理院所蔵) を、土地区画整理の範囲については『京都市の土地区画』(京都市, 2007)を参照。

京都市東九条地域は、京都が近代都市へと変貌していく中で最初に都市化した地域の一つである。近代以前には御土居に取り囲まれた洛中と洛外を結ぶ「ロ」の一つ竹田口に隣接する都市近郊農村として繁栄していた。しかし、19世紀末には地区内を南北に貫く竹田街道に市電が開通するほか火力発電所や工場などが立地する。都市への人口集中の波にさらされ急速に都市化が進んだことから地理学的には典型的なインナーエリアに位置づけられる。戦前には土地区画整理が施工され、都市計画街路が敷設されるなど、都市計画事業の対象ともなった。また、戦前より東九条地域に流入してきた人々は、労働者として工場労働だけでなく当時の京都の都市改造に伴う土木事業などにも従事し京都の近代化を下支えしてきた。その中には財産も持たず親戚や家族のつてを頼りに日本に移り住んだ「朝鮮人」も多く、現在も東九条地域には多くの朝鮮半島にルーツ持つ人々が生活している。

戦後になると再び人口流入が激化する。とくに、地域北東部の四ヵ町や鴨川河岸における「40番地」と呼ばれた不法占拠地区では、いずれも過酷な居住環境や火災の頻発といった住環境上の問題を抱える。こうした状況に対し、1960年代末より居住者の生活状況や住環境の改善にむけて行政施策が展開していくこととなるが、具体的な住環境整備の実施は1990年代まで

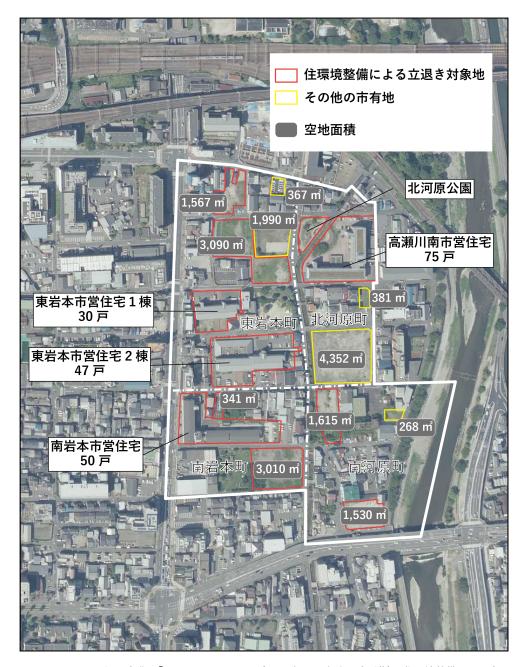
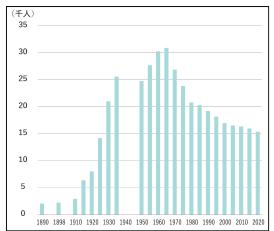
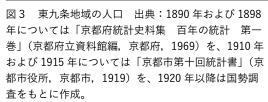


図 2 四ヵ町の現況 出典:「CKK20202-C9-33」(2020年, 国土地理院所蔵)。住環境整備による立退き対象地、その他の市有地、空地の面積については『京都市東南部エリア活性化方針』(京都市総合企画局プロジェクト推進室, 2017)をもとに筆者加筆。

待たねばならなかった。一方、行政による住環境整備事業の具体化への長く険しい道程に比例 するように、市民組織や地域住民による住民運動や地域福祉実践が深く根付いてきた。

ここで、本稿の焦点となる四ヵ町の概要についても述べておくと、四ヵ町とは東九条東岩本町、南岩本町、北河原町、南河原町の4町を指す名称である。この4町は1960年代末から現





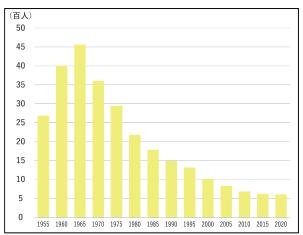


図4 戦後の四ヵ町の人口 出典:国勢調査をもとに作成。

在に至るまで行政施策の枠組みとして機能してきた。その端緒は 1960 年代末からはじまる「スラム」対策の一環としておこなわれた実態調査によって対象化されたことにある。1990 年代になってようやく着手された住環境整備事業においても事業対象地区とされ、合計 4 棟の公営住宅が建設された。なお、「四ヵ町」という名称は行政資料上などで公的に用いられているわけではない。公的に名指される際には、単に「4 町」や「4 箇町」など単に先に示した 4 つの町であることを便宜的に指す場合や、「東九条地区」や「東九条福祉地域」など、実態調査や住環境整備などの各事業時に異なる名称が用いられる場合がある。ただ、地域内では通称として「よんかちょう」と呼び習わされる場合があること、複数の先行研究で同様に呼称されることから、本論では東岩本町、南岩本町、北河原町、南河原町に相当する場所を「四ヵ町」と表記し、論じていくこととする。

四ヵ町では、2017年におおむね住環境整備事業の完了を迎えるが、地域差別、経済的基盤の喪失といった問題を同時にかかえたため、事業開始時点には既に人口減少が生じており(図4)、地区内人口は1965年に最大で4,500人を超えていたのに対し、2020年にはおよそ600人となった。また、住環境整備による不良住宅除去後の更地等が長らく残存し、空地の市有地の面積は15,000㎡を超えた(四ヵ町の面積:94,300㎡)。かつての密集市街地には、一転して多数の空地が点在することになった。そして、最密集期の大半の人口を支えていた長屋やアパートといった貸家群は姿を消した。さらに、住環境整備のめどがたったとされた2017年には四ヵ町を含む竹田街道以東の山王学区に対し「京都駅東南部エリア活性化方針」(以後、「活性化方針」)」が策定される。その基軸の1番目には「日本の文化芸術を牽引し世界の人々が魅了す

-4-

¹ 京都市『京都駅東南部エリア活性化方針』,京都市総合企画局プロジェクト推進室,2017

る創造環境の整備」が掲げられており、京都市全体の都市戦略にも組み込まれる。近年には都市空間の再編に向けたまちづくりの機運が高められ、残存していた更地の民間活用計画も相次いで発表されている²。

このように、東九条地域は在日韓国・朝鮮人をはじめ貧困や差別に抗する人々によって生き 抜かれてきた歴史をもつ。その中でも四ヵ町は長らく行政施策の対象ともなり、特殊な位置を 占め、過酷な居住環境、地域差別、住環境整備事業などによって、地区内外の居住者は住まい をめぐる様々な葛藤、端的にはその場所に居住を続けるか否かをめぐる問題を抱えてきた。そ して、近年の「活性化方針」策定以後もその葛藤は解消されてはいない。むしろ、地区再編の 新たな兆候によって、だれによってどのように住み続けられることが目指されるべきかがより 鋭く問われはじめている。ここに、四ヵ町を「生き抜かれた場所」として、その形成をたどり 直す今日的意義がある。

1-1-2 住環境整備およびまちづくりの到達点と展開

東九条地域をめぐっては、1960年代以降の四ヵ町や「40番地」における住環境の改善をめざす住民運動やまちづくりがこれまで注目されてきた。住民らの発意による住環境の運営からはじまり、住民や市民組織、行政など様々な主体がそれぞれの利害や論理にもとづき複雑な関係性を有しながら、行政との住環境整備へと結実してきた経緯があるからだ。

とくに、在日韓国・朝鮮人集住地としてその経緯を問うことの意義は、住居や職業における 差別に曝されてきたがゆえに過酷な居住・労働環境を選択せざるを得ず(あるいは強いられ)、ときに転居を繰り返さざるを得なかった在日韓国・朝鮮人が、地域に「定着」し住環境に対する主体性(「住民性」³)を獲得するプロセスにあった。ただ、住環境整備の実施段階より、既 に居住者の流出や高齢化によって地域コミュニティの維持が困難になるという課題にも直面していた 4 。

住環境の改善にむけたプロセスは、すでに述べたように居住者の属性や生業、居住環境に対する偏見が複合する地域差別に抗ってきた歴史と共にある。その歴史的経験は現在「幅広い多文化共生」として培われ、上述の「活性化方針」にも盛り込まれている⁵。「多文化共生」は現代都市に生きるうえでの理念のひとつであり、東九条地域のまちづくりは内発的に都市生活における価値観を醸成してきた。他方で、先に述べた都市空間の再編が進みつつある状況や近年

-5-

² チームラボ,「京都市による「京都駅東南部エリアにおける市有地の活用に係る契約候補事業者」の公募において契約候補事業者に チームラボが選定。 アートミュージアム、市民ギャラリー、カフェ等、地域と世界をつなぐ複合文化施設を計画」,チームラボ HP, 2021-3-23, https://www.team-lab.com/news/kyoto210323/(2023 年 1 月 23 日参照)、京都市都市計画局「京都駅東南部エリアに おける市有地活用に係る契約候補事業者(南岩本公園再整備事業における設置等予定者)の選定について」,京都市 HP, 2022-4-27, https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000297/297643/kouhousiryoufainal.pdf, (2023 年 1 月 23 日参照)

³ 山本は住民運動の立脚点の一つとして住民性という用語を用いており、地域住民として自らの住環境に主体的に関わる住民運動のあり方を論じている(山本崇記『住民運動と行政権力のエスノグラフィ 差別と住民主体をめぐる<京都論>』,晃洋書房,2020)。

⁴ 吉田友彦「日本の都市における外国人マイノリティの定住環境確立過程に関する研究一京阪地域における在日韓国・朝鮮人集住地区を事例として一」、京都大学博士論文、1996

⁵ 前掲『京都駅東南部エリア活性化方針』

の宿泊施設の乱立なども鑑みれば、潜勢していた東九条地域の都市空間としての経済的価値が 対外的に認識され始めている。

これまで東九条地域のまちづくりの主題は、人間が生きる上での根幹である「居住」という問題系が前景とされ、地域が都市においていかなる価値を持つべきか(持ち得るか)「都市」という問題系が後景に退いていた6。しかし、近年には京都市における都市戦略の内に位置づけられたこともふまえると、都市としてのあるいは都市における東九条地域や四ヵ町のあり方が問われている。そして、先に述べた「だれによってどのように住み続けられるか」という問題も、いかに「都市に住まうこと」を考えるかという問いにもつながっている。それゆえに「生き抜かれた場所」の問い直しを都市形成の観点から取り組むことによってひらける視野があるはずである。本論ではそれを四ヵ町がいかにして形成されたのかに立ち返ることに求めたい。

1-1-3 近・現代都市史からみた東九条

では、東九条地域の都市形成は近・現代都市史の一端としておおよそどのような位置を占め うるのだろうか。

東九条地域の都市形成過程は京都の都市空間形成史においても肝要な位置を占めていると考えられる。近代都市形成において最も苛烈な変化を伴ったのはインナーエリアであり、戦前期における急速な都市化に伴う都市問題の発生と戦後のインナーシティ問題を経験し、さらにはしばしばジェントリフィケーションが生じることからも、現代都市のありようを考えるうえでいまだ重要地点であり、都市における居住のあり方が問われ続けてきた場所でもあるからだ。一方で、地域ごとに様々な特色を持ちながら市街地が展開し盛り場などが生じた点も見逃せない。インナーエリア形成には近代都市の特質が清濁ふくめ如実に現れて⁷おり、東九条地域の都市形成はその一端を担っている。とりわけ、四ヵ町については、京都のインナーエリアの中でも最も厳しい居住状態に置かれた人々が住む地区の一つであったことから、住まうことの根本的な条件が問われてきた。

これまでの近代京都を対象とする都市史研究では建築・都市計画等の工学分野からの関心が 土地区画整理の施行されていく計画的市街地と旧来の洛中にあたる歴史的市街地に集中し、都 市計画事業の意義の歴史的な検証作業と伝統的な都市空間の変容実態がその主な成果となって きた。対して、東九条地域も位置するある種の非計画的な側面を持つインナーエリアは、歴史 学や地理学などの分野から都市下層社会へのまなざしを有しつつ論じられてきた。京都に関し ては都市社会政策や在日韓国・朝鮮人史の観点から取り組まれてきており⁸、とくに被差別部落 に関する研究蓄積があるほか、在日朝鮮人を含め都市下層とされた人々の従事する生業などに

⁶ このことは地域的差別や政策上の不作為によって都市空間や都市政策から切り離されてきたことと表裏一体である。すなわち、それは「居住」に関わる問題が最優先課題であったと同時に、そこに限定して立脚点を求めなければ個人の「生存」が損なわれてしまう恐れがあったからでもある。

⁷ 水内俊雄、加藤政洋、大城直樹『モダン都市の系譜 地図から読み解く社会と空間』ナカニシヤ出版, 2008

⁸ 杉本弘幸『近代日本の都市社会政策とマイノリティー歴史都市の社会史一』, 思文閣出版, 2015、高野昭雄『近代都市の形成と在日朝鮮人』, 佛教大学, 2009

ついても明らかにされてきた。ただ、具体的な都市空間の実態などについては被差別部落にお ける不良住宅地区の実態調査などによって調査当時の現況が示されるにとどまっている。

しかし、近年に発見・整理された「京都市明細図」(長谷川家所蔵本および京都府立京都学・歴彩館所蔵本)などの地図資料を複合的に使用することでインナーエリアの空間実態に迫りうる。また、東九条地域では一定市街化が進んだ上で土地区画整理が施行されているほか、四ヵ町は住環境整備の対象ともなった。それゆえ事業において作成された地図資料や図面等が充実している。さらに、住環境整備がおおむね完了した現在、それらを遡り議論することが可能である。先の「京都市明細図」を含めた史料蓄積や時代状況の観点からも、東九条地域および四ヵ町の形成過程の解明に取り掛かる環境は既に整っている。

1-1-4 本研究の目的

都市は人々に居住されることによって成立していると同時に、都市形成のあり方が居住の 様々な側面を左右する意味で、都市形成と居住は不可分である。もちろん、道路・水道・ガス などの都市インフラや、政治や産業などの都市機能、あるいはそれらを適切に配分し運用する 諸制度の存在が都市の条件として重要なことは言うまでもない。しかし、既に述べたように住 環境の悪化や地域差別によって四ヵ町はそうした都市の一般的条件が限定された状況下で形成 された。それゆえ、本研究では都市を形成する諸条件のうち、居住という人間の根源的な営為 をその中心に据えて都市形成のあり方を捉えたい。

そのうえで、本研究の目的は東九条四ヵ町における都市形成過程の実態を解明することにある。そこで、東九条地域の都市化の端緒から四ヵ町の居住密度が極限に達した 1970 年頃までの都市組織⁹を各種史資料に基づき地図情報や地籍情報を複合的に用いて段階的に復元し、戦前から戦後にかけて連続的に東九条地域や四ヵ町の市街地を土地・建物単位で把握している。そして、都市組織の生成・変容を、所有・建設・生業の3側面とその関わりから捉えるため、下記の課題に即して論じている。なお、この3側面をめぐる居住と都市形成に関する枠組みは次節にて詳述する。

-

⁹ 都市組織(urban tissue/urban fabric)とは、「地形、道路網、地割、建築されたところと空地の関係、スケール、建物の形やスタイルなどに寄与する具体的/物質的な要素の総体とこれらの要素を結びつける関係性によって構成され」(Pierre Merlin et Fracoise Choay, *Dictionnaire de l'urbanisme et de l'amenagement*, Puf, 1988, pp.792-793(松本裕「「ポスト・オスマン」期のパリ都市空間形成一レオミュール通りにおける都市組織の変遷をめぐって」,『都市文化の成熟』,東京大学出版会,2006,pp.315-366 における訳文を引用))、一定のまとまりを持った物的組成をさす。

① 戦前の東九条地域における土地所有と市街地形態

東九条地域全体の地割と市街地形成過程を復元し土地所有構造と市街地形態を分析する。そのうえで、戦後に成立する四ヵ町にあたる領域の相対的な布置を明らかにすることで、市街地 形成の観点から四ヵ町という特定の地区が形成された外在的な条件を検討する。

② 戦後の四ヵ町の密集市街地形成の実態

四ヵ町における戦後の密集市街地形成に焦点を絞り、極度の人口流入を受け止めた貸家の建設過程を土地所有者の変遷と共に捉える。また、戦後の四ヵ町に特徴的な生業であった廃品回収業の密集市街地形成への関わりを明らかにする。

③ 四ヵ町における都市組織の生成・変容の動因

土地所有・住居建設・生業から四ヵ町の形成を整理したうえで、個別の居住者のふるまいを もとにその居住の動態をふまえて、それらの関わりが都市組織を生成・変容する動因としてど のように作用したのかを検討する。

1-2 先行研究と本研究の位置づけ

1-2-1 インナーエリア研究 インナーシティ問題から都市における場所の構築

近代都市史研究においては、近代都市形成の批判的検討に基づく都市下層社会に関する多くの研究蓄積がある。とりわけ、地理学分野では都市空間の側面からアプローチしている点を特徴とし、中でもインナーシティあるいはインナーエリアにあたる場所を対象とした一連の研究群が存在する。ここではインナーエリアの由来となるインナーシティ問題について言及するところからはじめ、つづいて地理学におけるインナーエリア研究および場所論的研究に絞って整理しておきたい。

インナーシティ問題

インナーシティあるいはインナーエリアという用語およびそれが対象化する領域は、1970 年代に先進国の大都市で共通する課題として浮上したインナーシティ問題によって広く認知されるようになる。インナーシティ問題とは一般には都市の衰退現象であり、経済的衰退(地域の基盤産業の衰退、雇用機会の減少など)、物的環境の悪化(住宅や工場の老朽化、空き家の増大、低水準住宅の集中など)、社会的不利益(高い失業率、貧困者などの社会的弱者の集中、少数民族問題など)といった性格¹⁰に集約される複合的問題群を指す。また、これらの問題群がとりわけ顕著にみられたのが、都心と郊外に挟まれたインナーエリアであった。

1970年代後半から、イギリスをはじめとした欧米諸国では都市政策上の課題としてインナーシティ問題を掲げていた一方、日本においてはいまだ問題が顕在化していなかった。これに対して成田孝三¹¹は、都市への資本と人口の集中が継続していたことなどを顕在化が遅れている要因として挙げ、高度成長の終息がみえ社会経済状況の変化によって次第に顕在化すると主張していた。こうした状況から日本では欧米諸国からやや遅れて1980年代に、盛んに問題の検証が行われてきた。ここで、主なものを取り上げてみると、高山¹²は大阪のインナーエリアの住宅事情を検証し、その借家率の高さ、狭小さを統計的に指摘したほか、中林¹³は東京の都心周辺高密市街地において、人口、経済状況、住宅事情、社会病理的状況の側面から総合的に洗い出し、都心よりも都心周辺においてインナーシティ問題が顕在的と結論付けている。また、安田ら¹⁴は、神戸市を対象に人口動態からインナーエリアの抽出と地区ごとの用途構成や住居

¹⁰ Policy For The Inner Cities, HMSO Cmnd. 6845,1977(英国環境省編「英国におけるインナーシティ政策」,自治研究,第 54 巻,第 8 号,pp.70-90、1978)

¹¹ 成田孝三「わが国大都市のインナーシティと都市政策」季刊経済研究, 第 1 巻, 第 3・4 号, pp.43-68, 1979

¹² 高山正樹「大阪都市圏におけるインナーシティの住宅問題」人文地理,第 34 巻,第 1 号, pp. 53-68, 1982

¹³ 中林一樹「大都市内部市街地に関する研究 (1) 一東京の都心周辺高密市街地の現状に関する資料一」, 総合都市研究, 第 19 号, pp.113-132, 1983

¹⁴ 安田丑作, 三輪康一, 萩原浩, 「大都市におけるインナーエリアの地域構造に関する研究 (その1)神戸市におけるインナーエリアの設定と地域特性」, 日本建築学会近畿支部研究報告集。計画系, 第24号, pp.469-472, 1984、安田丑作, 三輪康一, 畠山卓也, 中尾伸晃「大都市におけるインナーエリアの地域構造に関する研究 (その2)神戸市におけるインナーエリア設定の再検討と典型地区の抽出」, 日本建築学会近畿支部研究報告集。計画系, 第25号, pp.501-504, 1985、安田丑作, 三輪康一, 畠山卓也, 中尾伸晃「大都市におけるインナーエリアの地域構造に関する研究 (その3)インナー神戸の典型地区における地区変容過程」, 日本建築学会近畿支部研究報告集。計画系, 第25号, pp.505-508, 1985、安田丑作, 三輪康一, 中尾伸晃「大都市におけるインナーエリアの地域構造に関する研究 (その3)インナー神戸の典型地区におけるインナーエリアの地

種別から類型化をおこなっている。なお、神戸市ではいち早く都市政策の中に問題を取り上げ られ、震災までにインナーシティの活性化を目的に密集市街地整備が行われていた¹⁵。

ただ、インナーシティ問題として捉えられる現象をインナーエリアに限ってその地域特有の問題として捉えるべきではなく、都市の中のその他の地域で発生したとしてもその衰退現象そのものが問題であるという主張¹⁶や、近年には郊外においても現象としてのインナーシティ問題が生じつつあることや、工業都市などではグローバル化や東京一極集中の中で、企業の本支店や分工場を失い、都心とインナーエリアを含んだ中心市街地全体の経済基盤を揺るがされている¹⁷。

地理学におけるインナーエリア研究

上記のような現象としてのインナーシティ問題が生じていく中でそれらをいかに解消してゆくかに焦点を置く同時代的な現況把握中心の研究蓄積が見られていた一方で、地理学分野ではインナーシティ問題に対する異なるアプローチとして、インナーシティ問題の発生の要因を歴史的に遡及して都市空間形成から解明しようとする立場があった。ここでは、とりわけ地理学における水内らによる研究を紹介しておきたい。

水内は大阪のインナーエリアの形成過程を、工場の立地、居住者の生活水準、居住地を関連付け、相対的な貧困層が都心周辺へと居住してゆく過程として描き出し、インナーシティ問題の種となったことを指摘した¹⁸。また、1990年代以降の地理学と近代都市史の接近を背景としながら、水内らは大阪、京都、神戸の三つの都市を中心に、インナーエリア(著作の中ではインナーリングと表現されている)に着目して、その近現代通史を記述している¹⁹。この中で、パークとバージェスの提示した同心円状の都市空間構造を外挿して、日本の都市におけるインナーエリアを土地区画整理などのインフラ整備が行われぬまま、旧市街地を中心に「自然発生的」に拡大した市街地として位置づけ、そこでは住工混在地区や、長屋街、細民地区、在日韓国・朝鮮人集住地区が形成されていったとしている²⁰。一方で、インナーエリアの中でもより都心に近接するフリンジでは盛り場として発展をとげ、とりわけターミナルの果たした役割も大きいという。東京における副都心形成なども同様に捉えることができよう。

域構造に関する研究 (その 4)インナー神戸における居住地環境の変容過程」,日本建築学会近畿支部研究報告集、計画系,第 26号,pp.577-580,1986

¹⁵ 神戸市震災復興本部総括局復興推進部企画課「震災前の神戸のまちづくり」(神戸市震災復興本部総括局復興推進部企画課『阪神・ 淡路大震災神戸復興誌』, 2000 第5部21章1節pp.701-704)

¹⁶ 古賀正則「イギリスにおける都心周縁部問題と地域政策」,経済学雑誌,第 78 巻,第 5・6 号, pp.67-110, 1978

¹⁷ 和田真理子「日本のインナーシティとまちづくりーインナーシティ問題から都市の縮小へ一」, 都市問題, 第 104 巻, 第 11 号, pp.16-21, 2013

¹⁸ 水内俊雄「工業化過程におけるインナーシティの形成と発展―大阪の分析を通じて―」人文地理, 第34巻, 第5号, pp.1-25, 1982

¹⁹ 前掲『モダン都市の系譜 地図から読み解く社会と空間』

²⁰ もちろん、同心円状の静的な構造を(しかも具体的なひとつの都市から導出された構造を)単純に当てはめることへの批判はあってしかるべきではあるが、本研究では様々な性格をもつ「場所」が現れ、移ろっていくことがその領域を特徴づけるということを言い得ている点(「遷移地帯」)を重視したい。

このようにインナーエリアは、地域ごとに多様な性格を現しながらも、複合的な都市問題をかかえうる不安定さと盛り場を形成しうる可能性を内包しながら現代に至っており、近現代における都市においてドラスティックな変化を見せていた領域と言える。

スラム/寄せ場/不法占拠地区をめぐる「場所」論

こうした近代の都市化を象徴するインナーエリアという領域の枠組みが提出されたのちには、都市における固有の「場所」の創出に注目していく研究が展開してきている。

例えば、加藤政洋はインナーエリアにもあたる大阪の「南」を対象に、スラムや盛り場という特有の表象を足掛かりに出来事や言説の分析を通じて、釜ヶ崎、千日前といった特定かつ複数の場所が創出される過程を「場所の系譜学」として明らかにしている²¹。それらの分析は「われわれは都市空間の「断片」とでもいうべきさまざまな場所や街区において「住まう」、「働く」、「遊ぶ」などの行為をつうじて、固有の都市性(たとえば「大阪らしさ」)を経験している」という視座のもとにある。そして、都市空間の「断片」同士をつなぎ合わせることのできるような都市空間への主体性の獲得を、民衆の「遊歩」という空間的実践による都市空間の消費に見出した。その意味で加藤は、都市空間構造としてのインナーエリアを、場所という固有の断片へと一度解体することで、「遊歩する民衆」によってそれらが再構成される可能性の提示を試みたといえる。

また、加藤もその成立経緯の検討をおこなっていた釜ヶ崎における戦後の「寄せ場」の構築 過程を原口剛は労働者の側面から描き出している²²。原口は労働者を「流動的下層労働者」と 位置づけ、労働そのものや労働運動が労働者の身体性から生じる「過程としての空間」=「寄せ場」を生成していったことを論じている。原口が掘り起こしたのは、釜ヶ崎、山谷、寿町、 笹島といったいわゆる「ドヤ街」とよばれた場所を「寄せ場」という流動的な空間の構築によって結び合わせていく、決して物的には(地表には)現れない労働者の移動の軌跡(地脈)であり、そこに労働者の主体的な空間の生成力を見て取った。

インナーエリアという枠組みが明示的に示されている訳では無いが、場所の構築過程から民衆による都市空間への主体性の獲得を描くというアプローチを採用しながら、不安定な居住という切実な問題に切り込んだのが本岡拓哉であった。本岡は戦後日本における、とりわけ戦後復興から高度成長へと向かう過渡期において、全国的に生じていた「不法占拠」地区の生成と消滅を辿り直した²³。「不法占拠」地区を消滅した場所や物的な脆弱性に規定されるバラック街としてのみ捉えるのではなく、戦後の都市空間にみられた特有の場所としてその眼差しを向ける。「不法占拠」地区の生成と消滅を、居住者の生活や行政による立ち退きをめぐる運動との関係性からその実態に迫った。そこから導き出されたのは、「不法占拠」=立ち退き(消滅)という必然的・単線的な歴史理解ではなく、偶有的で複線的な過程すなわち多様なプロセスであっ

²¹ 加藤政洋『大阪のスラムと盛り場 近代都市と場所の系譜学』, 創元社, 2002

²² 原口剛『叫びの都市 寄せ場、釜ヶ崎、流動的下層労働者』, 洛北出版, 2016

²³ 本岡拓哉『「不法」なる空間に生きる 占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』, 大月書店, 2019

た。また、不法占拠地区は決して閉塞的で都市から孤立していたわけでなく、地区における生活や立ち退きを巡る運動の中で生じる行政・居住者など様々な主体の関係性から成立する多孔的な様態を示していたことを明らかにした。

1-2-2 近代都市史研究 方法論としての土地所有・都市組織

都市が語られる時、しばしば二項対立的構図が導入されてきた。権力一民衆 制度一実態、空間一社会、経済(の論理)一生活(の論理)等、さまざまな軸線が提出可能であり、それらを概ね総括しえる区分としては、例えば成田龍一によって「都市を支えるもの」と「生きられた都市」という二つの問題群をあつかう近代都市史研究の潮流が提出された²⁴。

こうした二項対立的構図に対する乗り越えは当然試みられてきた。石榑督和はその方法論として都市史研究における土地所有論と都市組織論に見出している。というのも、これらはいずれも特定の「場所」に即して都市を記述することで、そこに多角的な視点を注ぎそれらを重ね合わせていくことが可能となり、「場所」に関わる決して統合されえない複数の主体の営為をそのまま対象とすることを目指ざしえるからである。以下では石榑の整理²⁵も参照しながらそれら方法論の広がりと進展をみておく。

土地所有と都市形成

特定の「場所」にまつわる出来事や人物に焦点を当てていくことで「場所」の固有性を浮かび上がらせた鈴木博之の場所論(土地論)の中で土地所有は着目される²⁶。原則的にはある土地にはなんらかの権利関係を有する特定の主体が存在するため、その主体や権利関係を介することでその土地に生じる出来事やそこに建つ建物、空間をその場所固有のものとして理解することでき、土地と人間の結びつき方すなわち土地所有形態によって都市の変化やその特性を捉えていこうとした。

こうした見方はその後の都市史研究においても引き継がれ、例えば岩本葉子は京都と東京を 対象として近代的な土地所有の制度と近世以来の慣行を含む既存の町共同体との関係から土地 所有実態を検証する中で、都市間におけるそうした実態レベルでの差異が各都市における都市

²⁴ 成田龍一「日本近代都市史研究のセカンドステージ」,歴史評論,500号,1991。この成田の提示した二つの問題群を水内は以下のように整理している。「この整理の中で「都市を支えるもの」「生きられた空間」をめぐる問題群が設定されるが、この問題群を以下のように整理仕直すことから始めてみたい。この両者の問題群は、明らかに異なる視座から設定されている。前者は、都市形成の原動力や諸要素の解明であり、こうした形成を促す制度や組織への着目と、それを支える資本の運動や政治の行動パターン、裏付ける思想と技術の解明という、都市空間を創出していく側に光を当てようとするアプローチである。一方「生きられた空間」に関する議論は、こうして創出された空間がどのように消費され、維持されるのか、どのような行為がみられるのか、またそうした空間をどのように読み解くのか、意味を見出すのか、認識するのかというアプローチから構成されて」いる(水内俊雄「近代都市史研究と地理学」経済地理学年報、第40巻、第1号,1994)。

²⁵ 石榑督和「闇市の形成と土地所有から見る戦後東京の副都心ターミナル近傍の形成過程に関する研究」、明治大学博士論文、2014 26 鈴木博之『東京の「地霊」』、ちくま学芸文庫、2009(初刊は文藝春秋(1990)、その後文春文庫(1998)にて文庫化)など

形成の総体的な現れ方の違いにも通底しているのではないかという見通しを提示している²⁷。 また、経済史の観点からではあるが、名武なつ紀も大阪都心部の明治期から高度成長期に至る までの具体的な土地所有実態をふまえた上、土地所有構造を把握することで都心形成をその深 層から明らかにしている²⁸。

このように、固有でありながら独立しえない土地という特殊な事物と人間の関係性である土地所有を通して都市形成を捉えたとき、その場所に生じる個別的な動きと集合的な変化を照合することが可能になる。本研究はこうした視角を上記の土地所有論から得ている。

都市組織論のはじまりと日本における都市組織研究

つづいて、都市組織論についても見ていこう。都市組織の概念はイタリアのムラトーリらによる一連の実践的研究によって導出されていった。そのプロセスは都市をある輪郭をもった緊密な内的関係性を有する「有機体」と措定し建築から都市全体までを一貫して捉えていこうとする企図に支えられており、「ティポロジア」(建物類型学、tipologia edilizia)29とともに鍛え上げられた。ただ、この「有機体」という語については注意が必要である。福村任生は戦前にまで遡ってムラトーリの思考プロセスを丹念に精査し、ムラトーリ自身がおこなった「様式」概念の再定義の試みの中で「有機体」とは生物学的なメタファーや機能論的な意味にもとづくのではなく、「人間の集団的な生」との関わりの中で捉えられていたことを指摘しており、これが戦後の都市組織の議論へと展開されたとしている30。つまり、都市組織は単に形態に還元するのみで説明可能なものではなく都市組織を成立させる社会動態と合わせて理解可能となる。

都市組織の分析手法を簡潔に述べると、ある時点で捉えられた都市組織がもつパターンの差異を、敷地、建築、街路といった事物の歴史的な変容が跡付けた軌跡として分析し、空間に重層的な時間(歴史性)が内包されていることを見出すと同時に、それらの共時的な相互関係が集約されていく総体の輪郭を浮かび上がらせるものである。それゆえに、イタリアで生まれた都市組織論(tessuto urbano)は現存する都市空間を歴史的に価値づけていくことができ、さらにはチェントロ・ストリコ(centro storico)の抽出という歴史的市街地の保全における実践的意義が見出されていた。

²⁷ 三倉葉子「近代京都の町による土地売買介入」,日本建築学会計画系論文集,第 74 巻,第 638 号,pp.987-992,2009、岩本葉子 「近代京都の町と土地所有 北之御門町を事例として」,年報都市史研究,第 18 号,pp.65-82,2011、岩本葉子「明治期東京の町と土 地売買 麹町十二丁目を中心に」,都市史研究,第 3 号,2016

²⁸ 名武なつ紀『都市の展開と土地所有 明治維新から高度成長期までの大阪都心』, 日本経済評論社, 2007

^{29 「}都市の有機的構造を捉える方法として、その構成単位である建築の在り方に注目すると、長期にわたる地域の建設活動の経験を自然のうちに生かしながら、自然的条件、社会的条件、経済的条件や、高密度に集合する都市社会からの要請にうまく応える合理的な解決を獲得し、どの建物も同じような構成をとって並んでいることがわかる。これを建築類型(tipo edilizio)と呼ぶ。こうして捉えられる類型はもちろん固定的なものではなく、条件の変化に応じて次の段階へ変容し、そのつど都市組織を更新してゆく。しかもその建築のたどった一連の変化の軌跡は、現在の都市組織の中に刻印されている」。(陣内秀信『イタリア都市再生の論理』,鹿島出版会、1978、pp.38-39)

³⁰ 福村任生「戦後イタリアにおける建築類型学の再定義-1940年代サヴェリオ・ムラトーリの初期論考を通して一」, 日本建築学会 計画系論文集。第82巻、第738号、pp.2143-2150

こうして確立された都市組織論は 1960 年代から 70 年代にかけてヨーロッパ諸国や日本などにも拡がりを見せていく。フランスではフランソワーズ・ブドンらによって導入された³¹ほか、N.J.ハブラーケンも建築計画学におけるオープンビルディングの理論へと適用³²している。日本における都市組織研究は、陣内秀信によってムラトーリから連なる研究群が紹介されたことに端を発していることはよく知られている。陣内が持ち帰った都市組織の分析手法は、東京大学稲垣研究室における一連の研究³³の中で日本の伝統的な市街地や集落にも適応され、集落構造のモデル、市街地の発展過程、住居平面の展開過程などを明らかにしていった。また陣内によっても『東京の空間人類学』 ³⁴のなかで、かならずしも建築類型や街路網だけではとらえきれない東京の都市組織を、地形や暗渠をふくむ水路や先在する宗教的な聖域にも秩序立てられていることを看破しながら読み解いていった。また、布野修司らによる一連の植民都市やアジアの諸都市に関する研究では、膨大な事例をもとに詳細な住居の類型化を一定の共通手法としながら非西洋的な都市組織を示し世界史的なパースペクティブの中で都市組織論を展開している³⁵。

このように都市組織論は都市組織という一定の水準のもとに、固有の場所における様々なレベルでの変化を集約的に読み解き、さらに異なる場所間で比較可能とすることで、都市空間の包括的理解を志向する方法論として確立されてきたと概括できる。しかしながら、歴史的な連続性や都市空間の全体性が強調され過ぎた場合、そこには社会的な排除の力学など都市内部における矛盾や相反する複数の働きを等閑視してしまうような危険性が潜んでいるともいえる。

都市組織研究の展開 二項対立の昇華と動態分析へ

近年の都市組織の研究においては、都市組織の断片からその変化を観察することを通して都 市計画や都市政策あるいは民衆の生活から発する様々な力学を読み解き、その拮抗や平衡移動 から都市の動態をとらえていく方法が試みられてきている。

松本裕は19世紀のパリ大改造における道路開設事業とそれに連なる沿道整備に着目する。 地割の再編過程、残地収用した土地の売却実態、そこに建つ沿道建築物に対する「ファサード・コンテスト」の実施をたどることで、新しい都市組織と既存の都市組織の重層性を指摘 し、その重層の仕方に影響を受けて新たな建築類型が生み出され特色ある都市景観を形成して

31 Françoise Boudon, André Chastel, Hélène Couzy et Françoise Hamon, Système de l'architecture urbaine. le quartier des Halles à Paris. CNRS. 1977

³² 南一誠,松村秀一,小畑晴治「初期のオープンビルディングの理論と実践に関する研究」,住宅総合研究財団研究論文集,第31 号、pp.263-274、2004

³³ 東京大学工学部建築学科建築史研究室『竹原一歴史的街区の形成と展開一』,東京大学工学部建築学科建築史研究室,1978、稲垣榮三,「住居ならびに住居集合の歴史的構成原理の解析」,昭和 56 年度科学研究費補助金(一般研究 B)研究成果報告書(課題番号 00446156)1982

³⁴ 陣内秀信『東京の空間人類学』,ちくま学芸文庫,1992(初版本は陣内秀信『東京の空間人類学』,筑摩書房,1985)

³⁵ 近年の著書である『スラバヤ 東南アジア都市の起源・形成・変容・転成 コスモスとしてのカンポン』(布野修司,京都大学出版 会,2021)に、グローバル・ヒストリーを念頭に都市史を描く視座と都市組織論という方法をもってして、アジアの諸都市を横断してきた経緯がまとめられており主要な著書・論文が示されているため、参照されたい。

いったことを明らかにしている³⁶。また、青井哲人は日本植民地統治下の台湾の彰化における 市区改正事業に着目して、碁盤目状の計画道路とそれによって切断された伝統市街地という二 項対立に対してそれらを昇華する手法として都市組織分析を導入する³⁷。とくに、計画道路に よる伝統市街地の切断面にみられる地割や建築物の挙動から、伝統的市街地の切断面が自律的 に縫合していく様子を観察し、そこにもはや都市を主体としてしか捉えられないような集合的 な現れ、すなわち都市の自己生成を見出していく。また、この試みは石榑が評しているように 制度史的な都市計画史と空間論的な都市史を架橋する手法として画期的な意義を有した。

こうした系譜を引き継ぎ、日本の近代都市形成に対し都市組織による分析をおこなったのが石榑督和である。東京のターミナル近傍の戦後復興過程を、闇市という仮設的な都市組織が戦災復興土地区画整理を経ながらのちの中高層ビルといった一定の恒常性をもった都市組織へと変容していく過程として捉え、権利関係とともに復元的に分析している³³。重要なのは、建物と敷地の動きが必ずしも一致せずその流動性も高いうえに、とくに近代以降は変化の激しさに拍車がかかる日本の都市においてそれをおこなったということだ³³。戦後復興期という極めて浮動的な状況下に対し、仔細に都市組織の時間断面を取り出し、それらから闇市を起源とするマーケットの変化の類型(石榑は「ふるまいの類型」という)を見出すといった手法によって、日本の近代都市に都市組織分析を適用していった先駆的研究といえる。都市を動かしているのは計画する側と計画される側のどちらかのみであるはずもなく、単純に二分できるわけでもない、そして都市の動きは個別に分裂的である一方で集合的にはなんらかの方向性を有しているはずだという信念のもと、都市組織そのものを対象化することで多様な主体の意図が都市組織として刻みこまれていく過程を緻密に読み解いた。

ここで取り上げた都市組織研究は、短期間かつラディカルに都市空間を変容させる作用が働く前後を比較し、都市組織がどのように再編されていったかを明らかにしている点で共通しており、都市組織という語を用いていないものの田中傑の関東大震災前後の市街地の変容をそこに展開する生活と共に明らかにした研究40もその系譜に位置づけられる(石榑自身も田中の研究から方法論的示唆を得ていると述べている)。それゆえ、これらは災害/戦災復興や都市計画事業といった都市に多大なインパクトを与える明確な出来事や力点(主体)が存在する外力を想定している。しかし、本研究ではむしろそうした明示的な外力というよりかは、都市化における膨大な人口移動として捉えられる広範な外圧を、人間がその場所に居住するという個別か

36 松本裕「「ポスト・オスマン」期のパリ都市空間形成一レオミュール通りにおける都市組織の変遷をめぐって」『都市文化の成熟』 東京大学出版会 2006 pp.315-366

³⁷ 青井哲人『彰化一九〇六年 市区改正が都市を動かす』, アセテート, 2006

³⁸ 石榑督和『戦後東京と闇市 新宿・池袋・渋谷の形成過程と都市組織』, 鹿島出版会, 2016

³⁹ 建物の持続性が高く、敷地と建物の関係の結びつきが強いイタリアにおいて都市組織論が確立したことをふまえると、日本の都市において一時点の都市組織から一定の都市組織のパターンやすべての建築に類型を見出すことは極めて難しい。ティポロジアの手法が対象とする都市・集落は、長い時間をかけて醸成され、緩やかに変化してきた都市組織を持つがゆえに共時的な平面の中である特定の建築類型を見出すことができた。

⁴⁰ 田中傑『帝都復興と生活空間 関東大震災後の市街地形成の論理』,東京大学出版会,2006

つ居所的事象としてほどき直し、それらが四ヵ町という特定の地区をどのように形づくったのかあるいはどのように作用したのかという視点から都市組織の生成・変容を検討していくことになる。

1-2-3 東九条地域に関する研究 在日朝鮮人史・住環境整備・住民運動

これまでの東九条の歴史的経緯を視野に入れた研究は大きくは3つに分けられる。1. 職業や住居において極めて不安定な生活状況におかれた在日朝鮮人がいかに東九条に集住し、定着していったのかを、在日朝鮮人史の一端として史的に整理し社会調査などからその実態を実証的に明らかにした研究、2. 行政による住環境整備事業とその前後の経緯や住民・市民組織による運動を含む住環境の維持運営および整備事業のプロセスにおける主体の役割や主体間の関係性に焦点を当てた建築・都市計画学的研究、3. 住環境の維持運営や整備のプロセスにおける行政や市民組織、住民の関係性とそこに生じる社会運動に関する社会学的研究がある。以下、それぞれの研究について本研究に関わる成果を確認しておく。

1. 地域史・近代都市形成史

東九条地域における戦前期の朝鮮人の集住に着目して、宇野豊は当時の救貧政策の一貫として行われた調査をもとに、もともと単身で日本に渡ってきた男性が次第に家庭を形成する中で集住地となっていった過程を仔細に記述している⁴1。また、高野昭雄は当時の京都市の周縁部において都市下層民が集中し、とりわけ東九条地域は朝鮮人の集住地として不良住宅地区が生じていたことを指摘し、さらに東九条地域における在日朝鮮人の生業史として戦前戦後を通じて東九条地域が廃品回収業の拠点となっていたことを明らかにしている⁴2。加えて、東九条地域を直接の対象としていないが、前川修による当地域北隣の東七条における建物疎開跡地等に形成された不法占拠地区(当時の実態調査では「バラック集落」と呼称されているため、以下ではそのように呼称する)の立ち退き事業の経緯を詳細にたどった研究も存在する⁴3。前川は「バラック集落」の去就が四ヵ町や「40番地」への人口流入へとつながったことを、立ち退き者の流入という単純な現象としてだけでなく、立ち退きによって「バラック集落」が流入できなくなったことで既に人口流入が始まっていた四ヵ町や「40番地」への流入がさらに加速したものとしている。

2. 建築・都市計画学

東九条地域に対する建築・都市計画学からの関わりは、住環境の改善に向けた実態調査の取り組みから始まった。とくに四ヵ町や「40番地」における実態調査では三村浩史氏やリムボン

41 宇野豊『京都東九条における朝鮮人の集住過程(一)一戦前を中心に一』世界人権センター研究紀要,第6号,pp.43-80,2001

⁴² 高野昭雄『近代都市の形成と在日朝鮮人』,佛教大学,2009、高野昭雄「京都市東九条の近現代史と廃品回収業」,世界人権問題研究センター研究紀要,第 26 号 , 2021

⁴³ 前川修「東七条における疎開地整備事業とバラック対策」,京都部落史研究紀要,第12号,2000、前川修「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」,部落解放研究,第141号,2001

氏が住居・建築の観点から参画している⁴⁴。こうした実態調査や計画策定過程への関わりを下敷きとして、吉田友彦と韓勝旭は東九条地域を事例として住環境整備論を展開した⁴⁵。ここでは本研究が中心的課題である四ヵ町との関わりから両氏の成果を整理した。

まず、吉田は外国人マイノリティが定住環境を確立する過程を計画論的立場からたどる中で、1960年代から 1990年代までにいたる四ヵ町の人口、住宅ストックおよびまちづくりの動向を整理し、外国人、すなわち在日韓国・朝鮮人を民族差別の結果によって職業や居住地における疎外状況におかれた存在としてのみ捉えるのではなく、少なくとも四ヵ町という限定的な状況(地区周辺から見れば相対的には過酷な状況だとしても)における住環境政策上の観点からすれば、住環境の向上に寄与している層として積極的に見出すことができるとした。

その後、韓は直接的に四ヵ町を対象化はしていないが、河原町以東の東九条地域を対象に 1950 年代から 1960 年代初頭の在日韓国・朝鮮人に限った土地取得と売買の経緯をたどることで、土地取得が在日韓国朝鮮人の定住を確かなものとし、さらに大規模な土地取得もみられたことから在日韓国・朝鮮人間における経済的な階層分化が生じていたことを指摘した。また、同地域内の在日韓国・朝鮮人が集住する 2 棟の長屋を対象に実測調査及び権利関係の調査、居住者等への聞き取りから、戦前から戦後までの生活様式の変化や各戸の増改築といった、住環境の変容プロセスを事例的に明らかにしている。

なお、「40番地」については両氏ともに研究の対象としており、吉田は「40番地」の形成プロセスと住要求を整理しながら住環境整備に至るまでの過程とその参画主体を検討し、韓は住環境整備後も視野に入れて住環境運営主体の変遷をたどっている。

3. 社会学

山本崇記は長年にわたる東九条地域や崇仁地域におけるフィールドワークの成果として、住環境の維持運営や整備のプロセスにおける行政や市民組織、住民の関係性とそこに生じる社会運動の観点から、被差別地域における地域社会のエスノグラフィを描いた⁴⁶。

その中で特筆するべきは、政策展開という地域社会を包摂や分断していくプロセスに対して 実際の運動過程における主体の動きを個人レベルで把握していく一方で、同和地区(崇仁地域)、四ヵ町、40番地と視点を移しながら政策が対象化する地区を横断的に捉えていく点にある。そこに通底するのは集団史と個人史の緊張関係や対立関係にみるダイナミズムを重視することで住民運動のリアリティに迫る視角である。また、このリアリティを裏打ちするのは住民運動と日常生活の往還であり、社会運動に参画する「活動者」でありながら個別の生活世界を

⁴⁴ 東九条地区実態調査委員会『東九条地区整備に関する調査報告書 実態分析と提言』, 1985、松ノ木町 40 番地生活実態調査委員会 「松ノ木町 40 番地生活実態調査中間報告書」, 1992、光崎育利, リムボン「河川敷空間の宅地的土地利用に関する研究一京都スクォッターバラックに関する実証的研究一」日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系, 第 24 号, pp.449-452, 1984

⁴⁵ 吉田友彦「日本の都市における外国人マイノリティの定住環境確立過程に関する研究一京阪地域における在日韓国・朝鮮人集住地区を事例として一」、京都大学博士論文、1996、韓勝旭「密集市街地の再生における住環境運営主体の形成に関する研究一在日コリアンが集住する京都市東九条地区を事例として一」、京都大学博士論文、2010

⁴⁶ 前掲『住民運動と行政権力のエスノグラフィ 差別と住民主体をめぐる<京都論>』

有する「生活者」であるという流動的な主体像を山本は強調する。その軸足は社会運動論にあるが、これらは個と集団の相互的なプロセス理解の枠組みを提供してくれている。

その他

この他、研究以外に重要な参照物として、1960年代以降の3回にわたる実態調査(四ヵ町)や東九条地域に住む古老からのライフヒストリーの聞き取りが存在する。

まず1回目の実態調査は1968年に実施され、1969年『京都市「東九条」実態調査報告書』 47としてまとめられた。地区内居住世帯をベースに、職業や住まい・疾病状況等の多岐にわたる項目についてアンケート調査がなされ、主に属人的な調査になっている。また2回目の実態調査は1984年に実施され、1985年に『東九条地区整備に関する調査報告書実態分析と提言』 48としてまとめられる(以後、84年調査)。アパートの経営者に焦点を当てた調査が含まれ、アパート火災の詳細、当時現存していた複数のアパートの住棟の配置や居室の間取りなどが事例的に示されていることが特徴である。3回目の調査はコミュニティ住環境整備事業を実施するにあたって1992年に実施され、翌年に『東九条福祉地域住環境整備基礎調査報告書』 49としてまとめられた(以後、92年調査)。用途・構造・階数・建築時期・権利関係などが物件ごとに全数調査された現況図が作成された。

聞き取りについては、『東九条の語り部たち —14人の聞き取り報告—』および『東九条の語り部たち II —11人の聞き取り報告—』50と、機関誌「まめもやし」に掲載された記事がある。京都市地域・多文化交流ネットワークサロン(以下、ネットワークサロン)を京都市から委託を受けて運営する地域福祉センター希望の家を中心に、東九条地域で様々な活動を展開してきた諸団体が協力・連携して聞き取り調査がおこなわれた成果物であり、ネットワークサロンの事業として発行された。機関誌「まめもやし」は NPO 法人東九条まちづくりセンター・まめもやし(以下、まめもやし)の機関誌であり、まめもやしはその前身組織の時代から「40番地」のインフラ整備や住環境整備事業にむけた運動に関わり、その後、建設された東松ノ木団地において高齢化した居住者の生活支援をおこなっている。なお、まめもやしもまた、先のネットワークサロンの事業として行われた聞き取り調査に参画している。

以上のように、これまでの東九条地域に関する研究の中心的な関心は 1960 年代末以降の住環境の運営や整備に内包される「定住環境の確立」や「住民」主体の形成に向かう地域コミュニティの運動性にあった。しかし、1960 年代末以前の東九条地域や四ヵ町の形成について検討

47 本調査は京都市から委託を受けた同志社大学社会学科研究室の小倉襄二氏を中心として組織された「東九条実態調査研究会」によって実施されたものである(同志社大学東九条実態調査研究会『京都市「東九条」実態調査報告書』, 1969)。

^{48 1982} 年に地区内の共同住宅で再び大火が発生し、この大火をきっかけに本調査は実施された。大火の直後に京都市によって設置された「東九条対策協議会」から調査依頼を受けたのが上述の小倉襄二氏を委員長とする「東九条地区実態調査委員会」であり、先述したように京都大学の三村浩史氏も参画し前回調査を引き継ぎながらもとくに地区の防災面に関して重きを置くことが目指された(前掲『東九条地区整備に関する調査報告書 実態分析と提言』)。

⁴⁹ 京都市民政局、(株) 市浦都市開発建築コンサルタンツ『東九条福祉地域住環境整備計画基礎調査報告書』, 1993

⁵⁰ 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち-14人の聞き取り報告-』,2013、京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち II-11人の聞き取り報告-』,2016

したものは宇野・高野の戦前の朝鮮人の集住に関する研究に限られており、それらは都市空間 の観点から取り組まれたものではない。

これに対して本研究は、四ヵ町や「バラック集落」、「40番地」が形成される 1950~60 年代を重視している。というのも、東九条地域における戦前の集住プロセスから四ヵ町における住環境の改善プロセスへどのように接続していったのかを検討することにつながるからである。さらにもう一点、重要視する理由として、当該期に多くの転住者を受け入れ、都市を形成してきた状況が、先に述べた四ヵ町の現状と今後に重なるからである。今後四ヵ町に新たな居住者をどのように受け入れていくのかが、今後の四ヵ町の都市としてのあり方に大きく作用する。そうした点からも、1950~60 年代の四ヵ町の形成の実態を明らかにする意義は大きい。

1-2-4 本研究の立ち位置 所有・建設・生業が切り結ぶ都市と居住都市における居住に対する視座 - 定住と仮住まい-

インナーエリアは「遷移地帯」ともいわれたようにその都市空間の変化が激しい。それは、 人口の定着と離散が不均等かつ急速に生じることとしてしても捉えられ、安定的な居住環境を 維持することが困難であったということでもある。実際、スラムやインナーシティ問題、ジェ ントリフィケーションはいずれも居住の問題を孕んでいる。また、インナーエリアや近代都市 において居住を定住中心的には捉えられない。だからこそ、原口は流動的な労働者、本岡は不 法占拠地区における立退きに注目していった。本研究では定住という居住のあり方を相対的に 捉える視座から居住を捉えていく。それゆえ、定住を相対化するためにはその対極にある仮住 まいという観点を導入する必要がある。

居住における定住と仮住まいという両極を設定する考え方はある意味で一般的である。一方である課題を抱えてきたともいえる。それは定住を旨とし到達点する考え方だ。その考えが持家という形で現実化していることを一定の批判を込めて端的に現わしているものとして、例えば西山夘三の「現代日本の住宅の階層構成」51や上田篤・久谷政樹の「現代住宅双六」52が挙げられる。歴史社会学の立場から祐成保志は前者を住居の居住水準が居住者の階層と対応していることをピラミッド構造として導出することで「住宅という側面から社会構造の全体像を一望する試み」53であるだけでなく、それが後者では戦後社会において人々がそのピラミッド構造を内面化することで人生設計に反映し「住みかえ」として実践していくさまが描かれていると指摘している。

⁵¹ 西山夘三『日本のすまい I』, 勁草書房, 1975

⁵² 上田篤・久谷政樹 朝日新聞 1973 年 1 月 3 日。上田自身が後年の著作『流民の都市とすまい』(駸々堂出版, 1985) で述べるようにこの図は持家一戸建てを称揚しているわけではない。むしろ、社会として持家一戸建てを目指す現実的傾向の存在をふまえた上で、その現実が膨大な郊外を伴うこと (≒環境破壊) に対しいかなる解決策が可能かどうかを問いかけるものでもあった。また、上記の著作の中では、都市居住には「流民」というありようがその基底にあることも主張されている。

⁵³ 祐成保志『<住宅>の歴史社会学 日常生活をめぐる啓蒙・動員・産業化』,新曜社,2008、p.239

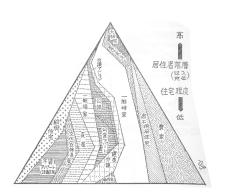


図3 現代日本の住宅の階層 出典:西山 夘三『日本のすまい I』, 勁草書房, 1975



図4 現代住宅双六 出典:上田篤· 久谷政樹 朝日新聞 1973 年 1 月 3 日

これらが現した定住中心主義的な居住に対する考え方を、戦後日本における住宅政策を検証することで批判的に検討してきたのが平山洋介である⁵⁴。平山の具体的な批判の的は仮住まいから定住への不可逆な住まいの階梯を前提とした戦後の持ち家政策にある。設計された人生の中で獲得される居住ではなく移りゆく生における過程としての居住を考える必要性を論じ、むしろ現代人は常なる仮住まいの状況におかれているという認識へと改めることを主張する。また、牧紀男も災害においては様々な形で被災者が移動する⁵⁵という点から災害と住まいの関係を考える際に仮住まいの有意性を見出した⁵⁶。そこで対置されるのが住まいの階梯の到達点である土地付き持ち家という住まいの所有形態であり、災害後も元の場所ですまいを再建するという定住中心的な考え方である。

平山や牧は定住中心的な考えが戦後社会に合わせて構築され固着した現代において、仮住まいの重要性やある種の普遍性⁵⁷を主張することに重点を置いている。一方、窪田亜矢はより俯瞰的な枠組みを都市計画における居住の自由の在り処を検討する中で提示している⁵⁸。窪田の試みは居住の自由が現状の維持と現状からの変化によって相補的に構成されるにもかかわらず、都市計画(都市空間にかかわる制度・政策・事業等の広義の意味での)がそれら双方の自由を制限しうることを問題意識としている。この枠組みは当の居住する個人の意志を拠り所とする居住の自由という観点から設定されたものであるが、定住と仮住まいの関係を考えるため

⁵⁴ 平山洋介『「仮住まい」と戦後日本 実家住まい・賃貸住まい・仮設住まい』,青土社,2020

⁵⁵ 人々が一挙に移動する (残される者を生む) ことを伴う社会状況が災害といえるのかもしれない意味では、戦後の四ヵ町の急速な 人口流入出は日常的な禍とも捉えられる。

⁵⁶ 牧紀男『災害の住宅誌 人々の移動とすまい』, 鹿島出版会, 2011

⁵⁷ 普遍性という点でいうと、西田正規が提唱する「定住革命」説は、定住とは長い人類史のなかでもともとおこなってきた遊動生活が出来なくなったことによって生じたという仮説にもとづき、われわれは食料生産や経済基盤の構築(人間の内発的な発展あるいは進化)によって定住を獲得したものと考えがちであるがむしろ起源はその逆にあり、外的要因によって定住を強いられた(定住には外在的な条件がある)がゆえに食料生産に始まる経済基盤ひいては文明の構築に至ったと考えられることを主張している(西田正規『人類史のなかの定住革命』,講談社学術文庫,2007)。これには遊動という低位な原始的状態から出発して定住という高位な文明生活を獲得したとする、定住を仮住まいに対して優位性をおく通念を揺るがすインパクトがある。

⁵⁸ 窪田亜矢「都市計画における移動の自由の制限の再考 東日本大震災後の状況を素材として」,都市計画論文集,第55巻,第3号,2020、窪田亜矢「都市空間政策は「在居」をどのように扱っているか? 在居に関する法制度と事業の基礎的研究」,日本建築学会計画系論文集,第86巻,第779号,pp.209-217,2021

の基本的枠組みとしても理解でき、定住と仮住まいを単純に二分しいずれかに優劣を与えることができないということを示してくれている。優劣は状況や個々人に即して変化しうるととも に時間の経過によって個人の中で変化する可能性すらある。

また、都市史の立場からも、定住と仮住まいに対する視座が示されてきた。たとえば、近世の「町」共同体は現在においてもまちを安定させるためのコミュニティの重要性を語る上でしばしば言及されるが、実際には居住者の流動性が高い場合なども存在し、こうした観点から谷直樹らは居住者の一定の流動性を包含しながら「町」共同体という居住システムが構築されていた例を提示している⁵⁹。もちろん、定住層と流動層の間には社会的な階層差が存在していることはいうまでもない。しかし、居住という体系を定住と仮住まいの両者の関係性を含めて問う視座は示唆に富む。

以上をふまえ、本研究では居住を、時間中で移りゆき定住と仮住まいを両極としながらその間を揺れ動く、「過程としての居住」と捉えていく。とくに、定住環境の確立や住環境運営における住民主体(≒定住する者)形成へと到達するうえで所有権の獲得が重要な意味をもってきたことは既に述べたとおりだが、所有権の獲得がなにによってなし得たのか、そしてそれが生み出したのは果たして定住環境のみであったのかを問われていない。そこには仮住まう人々の存在もまた関係しているはずだ。

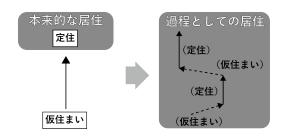


図5 過程としての居住

都市組織の分析視角 一動的で関係的な住居とそれらが織りなす複線的都市形成一

これまでのインナーエリア研究では都市の物的側面への着目は限定されてきたといえる。それは空間に関わる主体間の関係性などを政治的な過程として重視していることや、対象化されてきたのは「スラム」、「ドヤ街」、「バラック」といった、居住環境上の物的な問題を抱える場所であったからということも影響しているだろう⁶⁰。これは東九条地域におけるこれまでの研

59 谷直樹ほか「近世「町」共同体における都市居住システムに関する研究(1)」、住宅総合財団研究年報、第 16 巻、pp.67-78、1990 60 こうした政治的なプロセスが都市空間形成を方向づけることは、アンリ・ルフェーブルが述べた通りだ。「空間とは何かと問うことは、政治を問うことである」(アンリ・ルフェーブル、今井成美訳『空間と政治』、晶文社、1975)。しかし、『空間の生産』(アンリ・ルフェーブル、斎藤日出治訳『空間の生産 社会学の思想 5』、青木書店、2000)では、ルフェーブルは「空間の表象」(思考されるもの:都市計画)「表象の空間」(経験されるもの:生活世界)「空間的実践」(知覚されるもの:物理的な建造環境)の3重の弁証法

究とも共通し、四ヵ町の物的側面についても地区を「スラム」ならしめ、「バラック」あるいは「不良住宅」と呼ばれ過酷な住環境を成すとして、居室の狭小さや防火性能の低さが強調されてきた。

四ヵ町の住居に向けられてきた既存のまなざしは二つの点で視野が限定されていたと言えるだろう。まず、1つめは当時おこなわれた実態調査は現況調査に過ぎず、それぞれの建物がどのような経緯を経てきたのかをみていないという静的な認識に基づいている点である。とりわけ、実際にそれらが建設されていく局面において捉え切れていない。もう一点は、住居が住宅としての内的な居住性能によって評価されてきたことである。住居を単に住宅としてみた場合、その中で展開する生活のみにいかに適合しその質に貢献するかが「良」住宅であるかどうかにつながる。そしてその裏返しとして、居住することを住居の中に限定して理解してしまうおそれすらある。

したがって、1点目の問題については地区が形成された時代状況とその地区の問題性が露にされる時代状況の差異に注意を払い⁶¹、形成の局面に即した上で時代状況の変化とともに住居のたどったプロセスを捉える必要がある。2点目については、住居が都市の中に存在する以上、社会的な関係性の中にあるはずであり、そこには居住者らによる労働や消費を含む都市生活によって構築される諸関係などが含まれるだろう。本研究が都市組織に着目するのは、これまでネガティブな評価を下され過去のものにすぎない四ヵ町に建設された住居群を、静的で個体的な解剖学においてではなく、まずは動的で関係的な生態学の中で捉え直すためである。もちろんそこには生態学的誤謬(全体的傾向が個体においては成立しない)が存在することに注意する必要があり、本研究のひとつの課題である。本研究では土地所有者や住居の建設主体、生業の従事者など、個別の主体の把握を分析の立脚点にすることで、それを回避するように努めた。

また、本研究が着目する戦後に建てられた長屋やアパートといった貸家群は冒頭に述べたようにほとんどすべてが主に住環境整備によって姿を消した。それゆえ、本研究は復元的な分析手法を取っている。そこで目指されるのは、本岡や石榑が示した現在を終点とする単線(嫡流)的理解から庶流と嫡流がときに入り乱れ交錯する状況の中で都市が形成されるという複線的な理解である。これにより消えていった庶流(貸家における仮住まい)に目を向けることでき、さらに残された嫡流(持ち家への定住)を後押しする力のみが現在を形づくってきたのではないことを明示し、現在(定住環境)を相対化することが可能となる。

的な関係によって都市空間の「生産」を理論化しようとした。それゆえ、ルフェーブルの都市論は都市の物的な側面を視野に含めて はいる。

都市と居住を切り結ぶ視点 一所有・建設・生業一

以上のような、過程としての居住を視座に据え、都市形成を複線的にみる視角にもとづき、都市組織の分析を進めていく。その際、都市の物的側面については主に土地と建物に着目し、社会的な関係性については土地と建物とに紐づく、所有、建設、生業に着目する。四ヵ町において居住することがいかに都市を形成することにつながったのかを考えるためである。

これらが都市形成を捉える上でも重要であることは言うまでもない。都市組織に照らしてみれば、都市組織を規定する地割の変化には所有の変化の影響が大きく現れ、建設行為自体は言うまでもなく都市組織の構成要素となり、生業は建物の用途などの性格を決め、その変化の契機ともなる。また、所有・建設・生業は過程としての居住を動かすことにも関わっている。もちろん、これら3要素はかならずしも居住することに直結しない場合や居住そのものを脅かす場合すらある。また、所有することが建設を妨げる場合や、生業が建設を促す場合など、それぞれ独立しているわけでもない。それゆえ、これらは相互関係の中で成立し、居住の必要十分条件を満たしているわけでもない。しかし、これらが関わり合う場の中に居住のあり方を見て取ることで、居住の序列化(定住>仮住まい)や居住の本来性(定住中心主義)を留保し、過程としての居住を捉えることができる。したがって、所有・建設・生業を都市と居住とを架橋する視点として設定する。

また、これまでの東九条に関する研究との関わりで言えば、韓や吉田もまた土地や住居の権利関係に着目していた。その視点を引き継ぎながら、さらに住居の建設主体や生業にも着目していくことで、所有の獲得とは別の角度からも居住を論じることができる⁶²。また、住民運動や住環境運営における政治的過程へと焦点が当てられていったことに対して、日常生活の一端を成す生業という視点から取り組むことで、より日常性の只中から居住という問題に切り込むことができる。ただし、その日常性は非常事態を生きる人々の日常であることを考慮しなければならない。そこで本研究は生業としての廃品回収業に着目している。廃品回収業は都市の経済的活動の中でもその末端に位置づけられてきた。とくにバタヤや屑拾いと呼ばれる人々は労働者としてすら認められず⁶³、歴史的に都市下層の人々(職業差別うけた在日韓国・朝鮮人も含め)が従事する職業でもあった。また、既に述べたように東九条地域における廃品回収業の動向については業者の立地傾向等を高野がすでに論じている⁶⁴。本研究では廃品回収業を都市形成に関わる一諸力として扱う。

⁶² ルフェーブルは「居住地の発明」の問題として、都市生活において発揮される都市空間に対する様々な主体性(あるいは都市への権利)が失われている状況が、所有権の到達への道筋(郊外形成を方向づける戦略)が生み出されたことで隠蔽されると指摘する(アンリ・ルフェーブル、森本和夫訳『都市への権利』、ちくま学芸文庫、2011)。たしかに所有の獲得は居住の必要条件となりえるがそれを十分条件と捉えた場合、零れ落ちてしまう事柄も存在するだろう。

^{63 「}ルンペン」や「ルンペンプロレタリアート」という言葉は、襤褸や布切れを指すドイツ語の「Lumpen」からくる(藤原辰史 『分解の哲学 腐敗と発酵をめぐる思考』,青土社, 2019)。

⁶⁴ 前掲「京都市東九条の近現代史と廃品回収業」

1-3 研究の方法

1-3-1 研究対象

本研究の焦点は四ヵ町の形成にあるが必要に応じて東九条地域にまで対象として含めることで、対象の空間スケールを入れ子状に設定している。というのも、ある特定の地区の形成を把握する際には、2つの方法が考えられるからだ。それは外在的に把握する方法と内在的に理解する方法である。前者では一定の地域スケール(東九条地域)にまで広げてその領域の中にどのようにして地区が形成されたのかを捉えることにあたる。とくに、地区形成が促進されるそれ以前の先行条件とその領域内での差異を把握する必要がある。一方、後者は地区形成が加速するなかで地区内に内在する諸力を捉えることにあたり、その諸力の関係性が注目される。したがって、本研究では戦前(都市化の端緒である1910年頃から土地区画整理が実施される以前まで)の東九条地域全体と戦後(1970年頃まで)の四ヵ町を対象として、その都市組織を分析する。

実際に分析対象としていくのは土地所有および地割や建物の調査に基づいて作成した復元図になる。土地・建物に関する調査・復元に使用する各種史資料や復元方法についてはその概要を後述していく。その際、各種資料のうち年代不明なものについてはその作成年代を検討している。また、東九条地域ではその全域で土地区画整理が施行されており、その際に作成された図面は多種にわたるが、本研究で主に使用するのは土地区画整理前の地割を示す「整理前等位図」、整理前の地割と建物が一体で描かれている「現形図」、整理後の地割を示す「整理後確定図」の三種である⁶⁵。これらが基本的には土地と建物を一体的に復元していく基図となっており、他の史資料との比較によって各年代の土地・建物の状況を復元した。なお、各史資料の正式な名称や所蔵などについては巻末にてまとめてある。

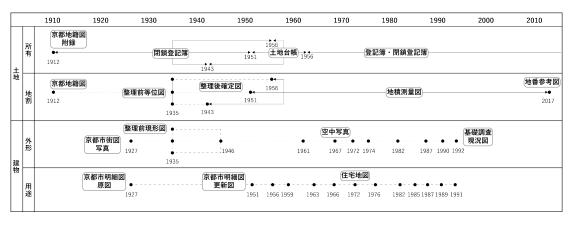


図6 土地・建物に関する史資料の時系列表

⁶⁵ 実際に作成された図面に記載のある正式名称について、同じ情報を読み取ることができる図面であっても施行地区ごとに名称が異なる場合や、同一名称であっても図面の内容が異なる場合があったため、本研究では、本文で述べた読み取ることのできる情報別に「整理前等位図」、「現形図」、「整理後確定図」と呼称することとした。なお、これらは京都市建設局都市整備部市街地整備課に保存されている原図面の複写物をさらに複写して提供をうけたものである。

1-3-2 土地所有の調査に関わる史資料

土地所有については地目、地積、事由(所有者の変化の理由)土地所有者、土地所有者の所在を調査項目とした。戦前の東九条地域全体においてはおもに 1912 年の『京都市及接續町村地籍圖附録』を使用し、戦後の四ヵ町においては旧土地台帳および土地登記簿(閉鎖登記簿を含む)を使用している。

- ・『京都市及接續町村 地籍圖附録』66(「附録」):「附録」は 1912 年に『京都地籍図』(後述)とともに稲津近太郎によって編纂され、京都地籍図編纂所から発行されたもので、同書の台帳部にあたる。また、「附録」については発行年月日の記載があり、「附録」接続町村之部が 1912年 10月31日となっているため、本研究では 1912年時の土地所有者を示しているものとする。記載内容は町名あるいは字名、地番、等級、地目、反別、地価、土地所有者の住所、土地所有者名である。
- ・旧土地台帳(「台帳」):「台帳」は、1889年の地券の廃止に伴い、地租に関する課税公簿として設置された後、1960年の登記簿との一元化を経るまで使用された。これには、民有有地祖地一筆ごとに、主に字、地番、等級、地目、地積、賃貸価格、所有者住所、所有者名が記載されているほか、地目、地積、賃貸価格に変更があった際の沿革や、所有者の移転に関する事由、土地の分筆・合筆に関する事項が記されている。対象地区の属する南区の「台帳」は、現在京都府地方法務局伏見出張所において、現在の町別にバインダー形式で保管されている。しかし、対象地区の台帳は土地区画整理事業換地完了時に切り替えが行われており、換地完了以前の台帳は保存されていない。このため、「台帳」からは換地後から1960年頃の登記簿移行までの情報を得ることができる。
- ・土地登記簿(「登記簿」):土地登記簿に記載されている事項は大きく三つに分けられ、土地の所在、地番、地目、地積及びこれらの変更があった際の原因と日付が記載される表題部、所有権に関する事項(登記の目的、日付、権利者)が記載される権利部(甲区)、所有権以外の権利に関する事項(抵当権など)が記載される権利部(乙区)があるが、本研究では表題部と権利部(甲区)の記載内容を使用する。なお、旧土地台帳廃止以降のすべての土地の分筆・合筆に伴う地割の変化と所有者の変化を把握するため、現行のコンピュータ化された登記簿だけでなく、コンピュータ化、合筆、移記によって閉鎖された閉鎖登記簿を含め取得した67。

⁶⁶ 稲津近太郎編『京都市及接續町村地籍圖附録』,京都地籍図編纂所,1912

⁶⁷ 閉鎖登記簿に関しては、現行の登記簿と旧土地台帳の同一の事項が記載されていないもの、つまり連続性に欠けているものについてのみ取得した。

1-3-3 地割の復元に関わる史資料

地割の復元にあたって、戦前については『京都地籍図』及び土地区画整理前後の「整理前等 位図」を用い、戦後については「整理後確定図」と「地積測量図」および「地番参考図」を使 用した。

- ・『京都地籍図』:『京都地籍図』 68(以後「地籍図」)とは「附録」と共に、1912 年に発行された民間地籍図であり、一筆ごとの地番、地積、地目が記載されているほか、水路が描かれている69。土地の位置、筆界、形状をある程度読み取ることができるのだが、カード形式で作成されており、一定の範囲を 1 枚のカードに収めるために異なるカード同士で縮尺が一定しておらず、地図としての精度は低いと言わざるを得ない。記載内容についても「附録」との齟齬があった70だけでなく、木村大輔によれば電気軌道の敷設状況などの検討から異なるカード間あるいは 1 枚のカード内での同時性が見出せないことが明らかにされている71。これらの理由から本研究では、「地籍図」からはおよその土地の位置、形状を参考にするにとどめる。ただ、「附録」が 1912 年の土地所有者を示していると考えたうえで、「附録」との齟齬があった数の少なさから、「地籍図」の示す年代は 1912 年としたい。なお、「地籍図」及び「附録」は、近年に再版されたもの72を本研究では使用する。
- ・「整理前等位図」:土地区画整理前の筆界、道路、水路が描かれており、各土地の地番、等位が記載されており、各地番の土地の位置・形状を読み取ることができ、縮尺は1:1200である。それぞれ作成年代が記載されていないため、正確に特定することは難しいが、それぞれの施行地区では、1930年代初頭に新たに小学校が設立されており⁷³、これらの敷地が描かれているためその前後と推察され本研究では1935年頃の状況を示すものとして扱う。
- ・「整理後確定図」:土地区画整理換地完了後の筆界が描かれ、区画整理前後の両方の地番が記載され、縮尺は1:600と本研究で使用する地図の中でも縮尺が大きい地図である⁷⁴。先の「整理前等位図」と比較することによって、原位置換地か飛換地なのか、合併、分割換地であったかどうかなどの換地の実態も把握することができる。図面の作成年の記載については南第二地区が「昭和四十八年四月複製」、南第四地区が「昭和五十三年三月調製」とあり、南第三地区は

⁶⁸ 稲津近太郎編『京都地籍圖』,京都地籍図編纂所,1912

⁶⁹ 本研究の対象地区の地籍図には本文中に示した情報しか記載されていないが、他地区では、企業などが所有者の場合、すべての場合ではないが企業名が記載されている。

⁷⁰ 齟齬があった土地について、GIS データ化する際には『京都市及接續町村地籍圖附録』の記載内容を正しいものとした。

⁷¹ 木村大輔「『京都地籍図』の資料的検討」, 佛教大学研究紀要文学研究科篇, 第 38 号, pp.107-122, 2010

^{72 『}復刻版 京都地籍図』,不二出版,2008(第1巻京都地籍図全図版と第4巻第参編接続部之部「土地台帳」を使用)

⁷³ 南第二地区では 1931 年に九条第二小学校(九条弘道小学校)が、南第三地区では 1935 年に陶化第三小学校(山王小学校)、南第四地区では 1930 年に陶化第二小学校(東和小学校)が設立された。

⁷⁴ 南第三地区については、所有者の記載もなされていた。

記載がなかったが、本研究ではそれぞれ地区ごとの換地完了年時(南第二地区:1956年、南第三地区:1951年、南第四地区:1943年)の筆界を示すものとする。

- ・「**地番参考図**」(**2017 年版**): 地番参考図とは、京都市が作製した「固定資産税の適正な課税 に活用するため、土地の所在、町名及び地番を表示した地図」⁷⁵である。法的な証明として効力を持たないが、正確な年代に基づいた筆界を示している。京都市 HP で一般に公開している PDF データ形式のものを使用した。縮尺はスケールバーが併記されている。
- ・「地積測量図」:土地一筆もしくは数筆の形状や面積などが大縮尺⁷⁶で記されている図面であり、土地の分筆登記や地籍変更登記などが申請される際に、作成・添付される。ゆえにすべての土地に存在するわけではないが、通時的な地割の変化をたどるには必須となる図面である。本研究では、「整理後確定図」および「地番参考図」2種のそれぞれの作成年代の間の地割の変化を把握するために、分筆のあった土地⁷⁷のうちそれぞれの比較からは変化を読み取れない土地の図面のみを使用する。

地割の復元手順

以上の史資料を使用して、戦前については 1912 年および整理前 (1935 年)、戦後については 整理後 (1951 年) ~1970 年の地割を復元した。以下に復元作業の手順の概要を示す。

(1) 整理後地割(南2:1956年、南3:1951年、南4:1943年)[東九条地域全体]

「整理後確定図」をもとに GIS 上でトレースし土地区画整理後の地割(以後「整理後地割」)を東九条地域全体にわたって復元した。また、「整理後確定図」が測量図であること、縮尺が大きいこと (1:600)、対象地域全域を含んでいることから各年代の中で基準とする図面として最もふさわしいと考え、「整理後地割」を以降の作業の基準図面とした。

(2) 整理前地割(1935 年地割)[東九条地域全体]

先の「整理後地割」に「整理前等位図」を、事業地区境界をもとに重ね合わせ土地区画整理前の地割(以後「整理前地割」)を復元した。

(3) 1912 年地割 [東九条地域全体]

次に 1912 年に作成された「地籍図」が前述のとおり地図としての精度が低いため参照するにとどめ、「整理前地割」をもとに復元した。具体的には、「整理前地割」に対して、「地籍図」から「整理前等位図」への変化を地番照合しつつ比較することで、分筆が見られた土地についてはその境界線を消去し、逆に合筆が見られた土地については、土地一筆ごとに「地籍図」の

⁷⁵ 京都市 HP(<u>http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000112913.html</u>, 2018 日 1 月 3 日取得)

⁷⁶ 土地の大きさによって異なるが、概ね 1:200 から 1:300 で作成されている。

⁷⁷ 土地の分筆・合筆については不動産登記情報全部事項から把握している。

重ね合わせをおこない、合筆前の境界線を復元した。また、「等位図」において地番が判読困難であった場合には、「整理前確定図」に記載される換地前の地番をもとに判読を可能とした。

(4) 換地確定後(1951 年)~「四ヵ町]

「台帳」と「登記簿」から、四ヵ町についての換地確定後から現代までのすべての土地の分筆、合筆の事項を抽出し、「地番参考図」と「地籍測量図」を「整理後地割」に重ね合わせて、土地境界線の消去・加筆をおこなうことで、換地確定後から現在までの間の地割の連続的な変遷を復元することが可能となる。

1-3-4 建物の復元に関わる史資料

建物の外形と位置の復元にあたっては、戦前はおもに「空中より見たる京都市街図 写真」(空中写真)および「整理前現形図」を使用し、戦後は「空中写真」、「東九条福祉地域住環境整備計画基礎調査報告書」を使用している。また、建物用途については、戦前は「京都市明細図長谷川家所蔵本」を用い(一部の建物についてのみ)、戦後は「京都市明細図京都府立京都学歴彩館所蔵本」および「住宅地図」を用いている。

- ・「整理前現形図」:先の「整理前等位図」同様、区画整理前の筆界、水路に加え、それらの上に建物が描かれており、土地と建物位置関係、建物の外形を読み取ることができる。この他、田畑、宅地、墓地、寺社といった地目、土地の境界上に設置された木柵、板塀や、石垣、堤といった地形が描かれ、縮尺も1:1200であり大縮尺といえ、土地区画整理以前の市街地の復元において、きわめて有用といえる。図面そのものが作成された年については、南第二地区が1935年6月、南第三地区が1935年2月、南第四地区が1935年4月となっているが、実際に調査、測量された年かどうかは定かではない。ただ先に述べたように、各地区でこの頃に設立された小学校が記載されているため、1930~1935年の様子を示していると考えられ、本研究ではこれらの図面を1935年頃の市街地を示すものとして扱いたい。
- ・空中写真:『空中より見たる京都市街図 写真』⁷⁸および国土地理院所蔵分の空中写真を使用している。『空中より見たる京都市街図 写真』は戦前の京都を撮影したほとんど唯一の空中写真で、矢野ら⁷⁹、今西ら⁸⁰の検討により 1927 年に撮影されたものと考えられる。国土地理院に所蔵されている空中写真は数多く存在するが、本研究では比較的縮尺の大きいものを使用している。

79 矢野桂司, 磯田弦, 中谷友樹, 河角龍典, 松岡恵悟, 高瀬裕, 河原大, 河原典史, 井上学, 塚本章宏, 桐村喬「歴史都市京都のバーチャル時・空間の構築」, E-journal GEO, 1巻, pp.12-21, 2006

⁷⁸ 京都市役所編『空中より見たる京都市街図 写真』1929(京都大学吉田南総合図書館所蔵)

⁸⁰ 今西純一, 今西亜友美, 杉田そらん「昭和初期の京都市の写る空中写真の撮影時期の再検討」, ランドスケープ研究,第 74 巻,第 5 号,pp.419-424,2011

- ・「基礎調査現況図」: 1993 年に事業認可された四ヵ町における「東九条地区コミュニティ住環境整備事業」に先立って実施された実態調査の報告書「東九条福祉地域住環境整備計画基礎調査報告書」⁸¹には、実施当時(1992 年)の建物の状況が現況図に詳細に示されている。建物階数、建物建築時期、建物権利関係、建物構造、建物用途、住宅形式、不良住宅分布といった項目別に図面が作成されており、建物の棟数から住戸数まで把握できる。
- 「京都市明細図」:「京都市明細図」とは、大日本聯合火災保険協会京都地方会によって製作・ 発行された、火災保険特殊地図で、1918 年の周辺町村合併後の京都市域を 1:1200 で描写し た大縮尺地図である。長谷川家に所蔵されている「京都市明細図長谷川家所蔵本」(以後「原 図」) の発行年度は1927年7月までの近い時期とされる。また、京都府立資料館に所蔵されて いる「京都市明細図京都府立京都学歴彩館所蔵本」(以後「更新図」) は、おおよそ 1951 年頃 までに複数回にわたり地図の差し替えおよび書き込みによる更新がなされたとされる⁸²。「原 図 | には、土地のおおよその区画と建物の外形、一部の建物の用途が記されており、「更新図 | には住居の階数や商店ならば何を販売していたか、工場であれば工場名まで示されているが、 手書きで更新されていたため、建物の外形などは不正確である。また、「更新図」については分 割された各地図にたいして個別に年代の検討が必要であることが山近博義83によって指摘され ている。そこで、「原図」と「更新図」に対し対象地区における各地図の示す年代を検討した。 なお、「原図」に関しては 1927 年の空中写真との比較から空中写真に確認される長屋等の建物 が地図内で確認できないものが多くあったため 1927 年以前の様子を示していると考えられる が、1 章で述べる 1925 年に建設された協助会館が確認できることから 1925 年頃以降であるこ とは確かである。また、「更新図」に関しても、1948年に北烏丸町に建設された洛南教会84 や、1949 年に下殿田町九条通沿いに建設された日光社の工場85が確認されることから 1940 年 代末から 1950 年代初頭に書き込まれた情報が読み取れる。よって、「原図」・「更新図」共にこ れまで指摘されてきた年代と大きな隔たりはないことが確認できたため、本論においては「原 図」・「更新図」それぞれ、1927年頃と1951年頃の市街地の状況を示すものとする。
- ・「住宅地図」:現在の住宅地図は建物外形、階数などが詳細に記載され毎年現地調査に基づき発行・更新されるが、発行が始まった 1950 年代後半は不定期に発行されており、発行当初(とくに 1950 年代)のものについては建物の外形などは描かれておらず、街区を単に区分して居住者や土地利用の名称が記載されるにとどまっている。さらに建物の外形が描かれるよう

⁸¹ 京都市民政局、(株) 市浦都市開発建築コンサルタンツ『東九条福祉地域住環境整備計画基礎調査報告書』、1993

⁸² 福島幸宏・赤石直美・瀬戸寿一・矢野桂司「「京都市明細図」を読む一いくつかの素材の提示として一」野口祐子『平成 23 年度京都府立大学地域貢献型特別研究(ACTR)研究成果報告書 メディアに描かれた京都の様態に関する学際的研究』, 2012、p.53-61

⁸³ 山近博義「京都市明細図の作製および利用過程に関する一考察」,大阪教育大学紀要第 II 部門,第 64 巻,第 1 号,pp.25-42 2015

⁸⁴ 日本基督教団洛南教会 HP,https://church.rakunan.or.jp/about-us/history/(2022 年 11 月 15 日取得)

⁸⁵ 株式会社日光社 HP, https://www.nikkosha.co.jp/history(2022 年 11 月 15 日取得)

になっても、その精度が場所によって一定しないなどの問題もある。それゆえ、本研究では建物用途(とその位置)の把握に用いるにとどめている。また、現地調査に基づく貴重な史料である一方で情報の不足や誤りがある場合も散見され、各年次の地図を相互対照しながら用いることでその可能性を最小限にとどめる必要がある。

・その他の地図:戦前について個別の建物が把握できる史料が不足しているため、「京都市都市計画図」や「地形図」などを補足的に用いている。いずれも個別の建物を把握することは難しいが先に述べた「現形図」などと合わせて使用することで建物有無は把握することができる。

建物の外形・配置と用途

以上の史資料を用いて建物の外形の復元および建物の用途の把握を行なった。具体的な手順は以下の通りである。なお、市街地の復元年と用途の調査に用いた史資料の年次は必ずしも一致しない。

(1) 1935 年市街地復元図 [東九条地域全体]

「現形図」は土地と建物の両方が記載され、同じく土地区画整理事業で作成された「整理前等位図」から復元した「整理前地割」と整合性がとれるため、「現形図」を「整理前地割」に対して重ね合わせをおこない 1935 年時の市街地を復元した。なお、それ以前の市街地の復元にあたっての基図は当復元図とした。

(2) ~1935 年 [東九条地域全体]

先の1935年時の建物外形を基準に、空中写真及び「原図」やその他の地図を参照して遡及的に市街地を復元した(3章にて詳述)。

(3) 1992 年市街地復元図 [四ヵ町]

「基礎調査現況図」には個別の建物が描かれており、それらを街区単位で「整理後地割」と 重ね合わせることで、1992年時の市街地の復元をおこなった。これを戦後の四ヵ町における建 物復元の基図としている。

(4) ~1992年 [四ヵ町]

上記の 1992 年市街地復元図をもとに、各年の空中写真を重ね合わせて遡及的に市街地を復元した。なお、分析にあたっては四ヵ町の居住密度が極限に達した 1960 年代後半にあたる 1967 年の市街地復元図を中心に用いているが、復元精度を上げるために 1992 年から 67 年の中間時期や、更に遡った 1961 年の復元も一部おこなっている。

(5) 建物用途

戦前については「原図」を戦後については「住宅地図」を主に用いて、復元した建物に対して用途を調査した。「原図」に関しては工場や公的な施設のみが記されているため、商店などの用途の情報は得ることができないまた、ある年代の住宅地図上で記載のない建物であっても、前後の年代の住宅地図に同じ記載があった場合はそこに記載されていた用途であったと判断することとした。

1-4 研究の構成

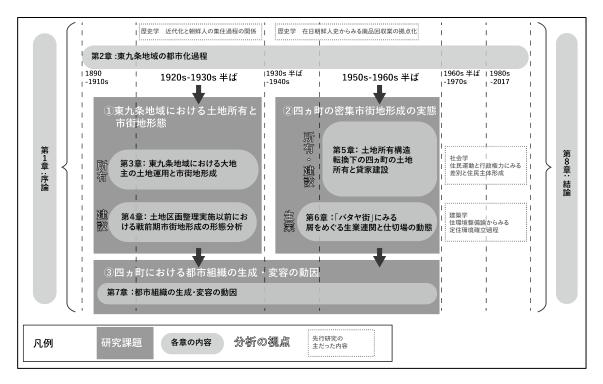


図8 研究の構成

本研究は四ヵ町の形成を具体的に明らかにしていくことを目指しているが、先に第2章において東九条地域および四ヵ町の歴史を概観しその都市化の過程を時期区分によって整理している。第3、4章では戦前期の東九条地域を対象とし、第3章では個別の大地主の土地運営をふまえて土地所有構造が与えた市街化への影響を検討し、第4章では土地形状などの形態的な先行条件の把握と土地と建物の配置関係から戦前期の市街地形態の特徴を明らかにしていく。これらは目的①に対応する。続く、第5、6章では、戦後の四ヵ町に焦点を絞る。第5章では四ヵ町における戦後の土地所有構造の転換を実証的に明らかにしたうえで、貸家の建設過程の実態をその建設主体と共に把握する。第6章では、生業としての廃品回収業に着目することで、個別の廃品回収業者の把握に基づく戦前・戦後における屑をめぐる生業連関を把握し、寄せ屋による戦後の仕切場の建設過程の実態を解明する。これらが目的②に対応する。以上の第2章から第6章の内容をふまえ目的③に応じて、第7章では四ヵ町形成の特質と都市組織の生成・変容の動因を論じることで、四ヵ町が居住を介していかに都市組織を生成したかを考察する。

第2章 東九条地域の都市化過程

2-0 はじめに

本章では住環境整備が完了するまでの東九条地域および四ヵ町の歴史を各種地図や社会調査、実態調査を用いて概観し、東九条地域および四ヵ町の都市化の進展を整理することで時期区分をおこなった。なお、以下では東九条地域を指す場合は単に東九条と表記している。

2-1 工業化と都市問題 (1890-1930 年代半ば)

2-1-1 1890-1920:都市化の兆し

農村に出現した鉄道と工場

1869年の版籍奉還により諸大名の領地と領民は天皇に返還され、それらを管理する単位として、1871年の戸籍法によって区が設置された。このとき東九条村は上鳥羽村、塔ノ森村とともに紀伊郡の第一区として設定された。また戸籍法の制定と同年に廃藩置県が命じられ、明治政府による中央集権制が確立されると、翌1872年には庄屋、年寄が廃止される。同年には九条家の邸宅である九条殿を仮用して陶化尋常小学校が設立された。さらに1873年の地租改正にもとづき、東九条村でも1875年に測量が行われた」。村請制のもとに成立していた近世の「村」は解体され、その後、1878年の郡区町村編成法を経て、1889年に町村制が施行された。こうした制度改革によって、近代的単独自治体としての東九条村が成立する。また、1877年には東九条村の北隣の東塩小路村に京都停車場が設置されており、京都-大阪-神戸を結ぶ官営鉄道が開通した。

明治前期の集落の様子が田中七郎右衛門氏の手記には次のように詳細に記されている。

「東洞院は八條通以南、大石橋まで東側に人家なく。ただ八條下に廣野氏の一戸があつた。 西側は廣野氏の眞向ひに『棒徳』てふ餅屋あり、その南に二三戸あつたのみで、東寺道迄は他 の人家なく。(省略)また東寺道より南へ、大石橋迄の藍染川に沿ふて柳の老樹が並び、烏丸町 は西側のみに人家あり — 所謂片側町であつた。大石橋以南は人家両側にあつたが、片側は藍染 川流れ、片側の観を呈した。もと烏丸町、御霊町、札辻町の三ヶ町以外は人家なく、畑と水田 とであつた」²。

明治中期の日清戦争(1894年-1895年)に勝利した日本は、獲得した多額の賠償金によって工業化を本格化させていった。1890年の琵琶湖疏水の完成、そして1895年の第四回内国勧業博覧会を契機に京都の近代化が押し進められるなか、いまだ農村だった東九条に工場や電車などの近代的施設があらわれはじめる。

京都市への編入

日露戦争(1904 年-1905 年)以後、全国的に工業化がいっそう進展し、農村の疲弊と相まって人口が都市に流入しはじめる。京都市周辺町村では、1907 年から 1915 年のあいだに人口が急速に増加する。全国の大都市では、中心市街地周辺部に工場が立地して労働者が増加し、加

-34-

¹ 伊澤貞壽『陶化誌』皇紀二千六百年記念事業達成会, 1940

² 前掲『陶化誌』, p.80

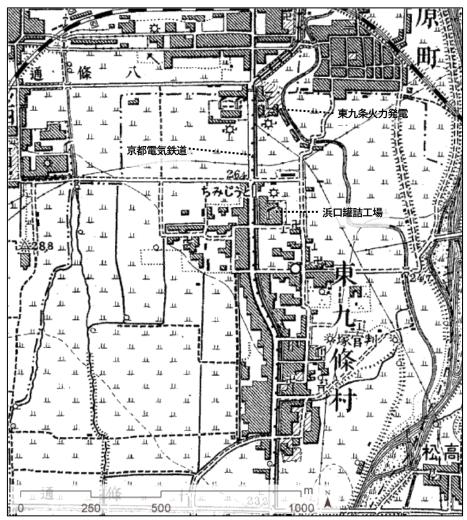


図 2 工場立地開始時の東九条地域 出典:正式二万分の一地形図(1909年)(国土地理院 所蔵)

えて飽和状態に達していた大都市中心市街地からの移住も進む。京都でも状況は同じであったが、税制の問題が周辺町村への移住を加速させていた。京都市は住民の税負担が周辺町村より大きく、さらに三大事業による財政の膨張によって、市民の税負担は周辺町村と比べて重かった。こうしたことも薄給者が周辺町村へ移住した一つの要因と指摘されている3。

第一次世界大戦(1914 年-1918 年)の開戦後まもなくして日本は大戦景気を迎え、産業資本主義の確立にともない、都市への人口流入が全国的に加速し、市街地が拡張してゆく。1916 年の職業別現住戸調べによると、東九条村の人口は農業が 1306 人、工業が 363 人、商業が 1761 人、その他 2910 人、無業・不詳 53 人、計 6393 人とあり、村の北部には工場労働者が多く居住した4。しかし、南部にはいまだ農業従事者が多く存在していた。1914 年には京都駅の移築にともなって高瀬川が付け替えられることになった際、高瀬川を農業用水として利用する三ヵ村か

³ 中川理「明治末期から大正期の京都における市街地の拡大一税負担不均衡を契機とする周辺町村への移住を中心に一」日本建築学会計画 系論文報告集,第 382 号,1987、pp.110-119

⁴ 東九条地区実態調査研究会『東九条地区整備に関する調査報告書-実態分析と提言』, 1985

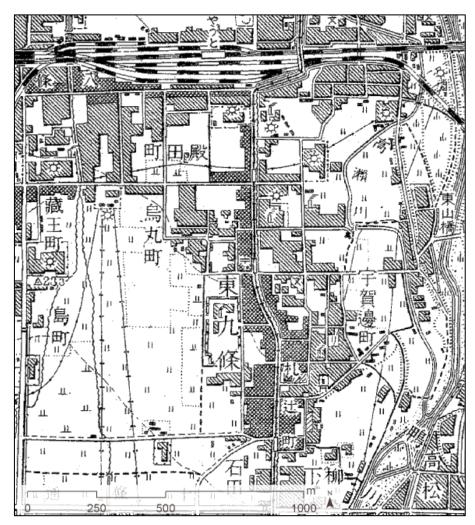
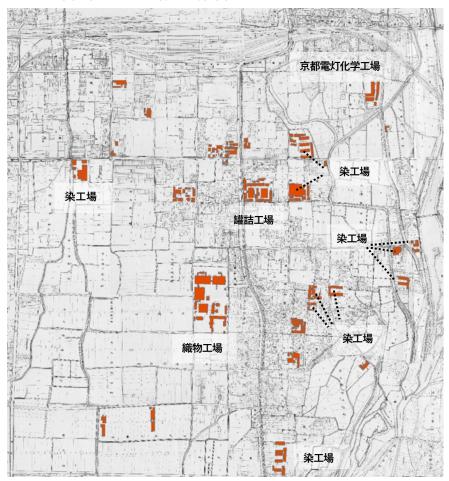


図3 東九条地域における市街地の広がり 出典:1922年二万五千分の一地形図(国土地理院所蔵)

ら流路に関する陳情書が提出されたが、三ヵ村のひとつは東九条村であった。村内ではなお農業が盛んだったのだろう。

都市化の波が徐々に旧市街周辺部へと広がりを見せるなか、1918 年に京都市はついに周辺町村を編入し、市域を拡大する。東九条村を含む 16 町村が編入されたのである⁵。編入が実施された1918年には市区改正設計の街路の計画が既に作成されており市域拡張は道路計画とも並行して進められていた。

⁵ 周辺町村の編入は、すでに明治末期から一部の町村から編入請願が出されるなど課題とされていたが、当の京都市は三大事業による財政 圧迫に加え、編入に伴う公費の増大を懸念し、消極的な姿勢をとっていた。しかし、1916 年に京都府知事木内重四郎が府会で周辺町村の編 入に言及したことが転機となる。市は市街地拡大が進み切ってしまう前に将来発展に備えて都市計画を立案するのが望ましいと判断し、 1918 年に編入が実施された。この時、木内は旧市域と編入市域における住民の所得やインフラ整備の格差を懸念し、公約にもその改善に努 めることを掲げている(京都市『京都の歴史 第八巻 古都の近代』京都市史編さん所、1975、松下孝昭「京都市の都市構造の変動と地域社 会」、伊藤之雄編『近代京都の改造 都市経営の起源 1850~1918 年』、ミネルヴァ書房、2006、p.250-290)。



2-1-2 1920-30 年代半ば:人口増加と都市問題

図 4 戦前期の東九条地域における主な工場の立地と業種 出典:「京都市明細図」(長谷 川家所蔵本) に筆者加筆

都市化の進展

1918年の市域への編入以降、東九条ではそれまで以上の激しい人口増加に見舞われ、インフラ整備もままならぬうちに、急速に都市化が進んだ。

また、1919 年、旧都市計画法および市街地建築物法が制定される。京都市ではこれらにもとづき、1922 年に都市計画区域、1924 年に用途地域が決定される。都市計画区域は京都市域を越えて 4 町 32 ヵ村に及び、そのうち京都市と近接する伏見町、深草町、堀内村、花園村に商業・工業・住居・未指定の4区分の用途地域が指定された。このとき東九条はまだ耕作地が広がっていたものの、全域が工業地域とされた。

東九条では1880年代の明治中期から大規模な罐詰工場や友禅工場の建設が始まっていたが、1920年代に入ると工場立地はますます増加していった。その様子は1920年代後半の京都市明細図(図4)から知ることができる。地図からはとりわけ染工場が多数確認される。

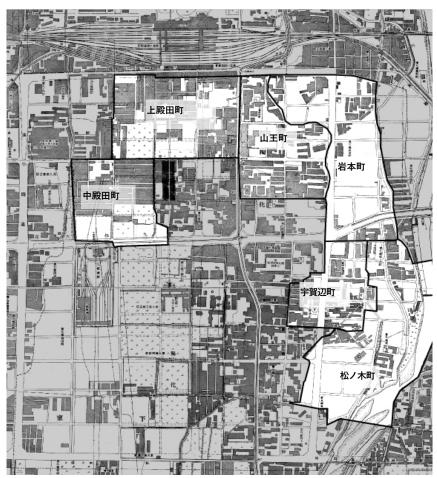


図5 東九条地域の小規模不良住宅地区 出典:京都市都市計画図 (1935年)、「36年調査」において調査対象となった東九条地域の5地区を加筆

この頃の町の姿を伝える記録として、京都府学務部社会課によって作成された『京都府方面 委員制度二十年史』がある。このなかで 1926 年の東九条(陶化学区)は次のように報告され た。

「工業地帯として特に近年著しき膨張を示し、最近五ヶ年間に於いて約一五〇〇世帯、人口およそ六二〇〇余の増加、即ち約七割五分の激増を呈し・・・数年前の一農村も今や一大市街を形成しつつあるも、遺憾ながら未だ土地区画整理の行われていないために新築家屋乱雑を極め、道路の狭隘下水道の不完備と共に著しく都市の美観を害ふのみならず、社会衛生上並びに非常変災時に於ける危険防止の障碍を来たしている。本学区は工業地域で各種の工場等も多く、よって工業従事者大部分を占め商業及び農業に次ぐ状態にあり、近来労働階級の移住者多く、救貧的の取扱事項暫増の傾向あり、将来は防貧的の施設を要するものが多い」。このように住工混合のスプロール化現象が急激に進み、貧困問題の重大化が予見されている。

-

⁶ 京都府学務部社会課『京都府方面委員制度二十年史』,1941、p.119

大都市では都市化が進展する一方で、貧困層の増大が問題化しており、とりわけ新市街ではそうした傾向がいっそう顕著であった。1920年代になると、第一次世界大戦による大戦景気の反動で慢性的な不況に陥り貧困は大きな社会問題となった。東九条でも、1920年代から貧困の問題が顕わになっていた。『京都府方面委員制度二十年史』には、1930年代初頭の状況として次のように記録されている。

「現住者の如きも地主に非ざれば恒産を有するもの殆ど無く、他より移住し来れる商工業者並びに筋肉労働者を以て其の大半を占むるが如し、彼等は近時深刻なる財界不況の余波を蒙り、日々の生活にすら窮乏するもの続出するに至れり」⁷。

こうした貧困問題に対する対策として、1924 年に東九条公設質屋、1926 年に東九条共済会 住宅、1932 年に第六社会館と東九条職業訓練所などの福祉施設が山王町に建設されていった⁸。

朝鮮人の集住と不良住宅地区調査

1910年の韓国併合以降、他の大都市同様、京都市でも朝鮮人が転住していたが、1922年に渡航制限が撤廃されるとその数は急速に増加する。戦前の東九条における朝鮮人集住過程を論じた宇野豊によれば、初期に流入した朝鮮人は単身男性が多かったが、1920年代後半からは、新規流入に加えて、単身者が妻や子供など所帯をもつようになり人口が増加した%。1937年に京都市社会課が発行した『市内在住朝鮮出身者に関する調査』によれば、東九条岩本町、上殿田町、松ノ木町、柳下町が朝鮮人の集住が進んでいる地域とされている10。とりわけ東九条岩本町は市内最大の朝鮮人集住地となっていた11。朝鮮人の増加に伴って、1925年に京都協助会が木造平屋建ての宿舎三棟と講堂からなる協助会館を岩本町に建設する。京都協助会は京都朝鮮人労働共済会から起こったもので、1924年に朝鮮人に対する福祉事業や社会教化事業を目的として発足した。なお、協助会館の隣地には洗心館と称する最大100人収容の木賃宿が1928年頃に建設されている。

東九条に朝鮮人の集住が進んだ要因としては、被差別部落であった崇仁地域が隣接していた ため他地域より居住差別が少なったこと、地域に多数存在した染色・蒸業関係の工場や零細工 場が働き口としてあったことが挙げられている¹²。とくに岩本町への転入は協助会館の存在が 大きな動機となりえたことも推察される。

⁷ 前掲『京都府方面委員制度二十年史』、p.172

⁸ これらの建設に深く関わっていたのが方面委員制度である。方面委員制度とは救貧と防貧を目的とした制度で、府政の主導により大正 9 年から施行された。施行当初は公同委員という名称であったが、大正 13 年に方面委員と改められた。「町組」を基礎に持つ「公同組合」の連合体である「聯合公同組合」(学区単位)を単位に、その幹部である「聯合公同幹事」を中心として委員が嘱託されていた。さらにいくつか学区単位を組み合わせて市内は 12 方面に区画された。当初、東九条は陶化学区(下京第 37 学区)として下京第五方面に属していた(大正 10 年)。ただ、昭和 4 年、京都市の増区に伴い方面区域の変更が行われ、陶化学区は崇仁学区とともに下京第二方面に配された(前掲『京都府方面委員制度二十年史』)。

⁹ 宇野豊「京都東九条における朝鮮人の集住過程(一)戦前を中心に」『世界人権センター研究紀要』第6号,2001,pp.43-80。

¹⁰ 京都市社会課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』, 1937

¹¹ 当時の岩本町の人口 1840 人に対して、564 人居住していた(前掲『市内在住朝鮮出身者に関する調査』)。

¹² 前掲「京都東九条における朝鮮人の集住過程(一) 戦前を中心に」

また、1927 年、不良住宅地区改良法が成立した。これは既存市街地の整備に関する日本で最初の法制度で、明治期の「貧民窟」踏査や大正時代の細民調査などの一連の実態調査の上に成立した。京都市でも 1920 年から 1922 年にかけて方面委員(当時の名称は公同委員)による貧民調査(属人調査)が行われている。1921 年には内務省主導の「細民集団地区調査」¹³が東京、大阪、京都、神戸、横浜、名古屋の六大都市でおこなわれた。このとき京都市では、柳原(崇仁地域)とほか一区が選定されているが、柳原のなかには岩本町が含まれていた。

不良住宅地区改良法の成立した 1927 年からは幾度かの調査が重ねられるが、1936 年の「不良住宅地区に関する調査」¹⁴で東九条の一部が調査対象となった。同調査の特徴は京都市の不良住宅改良事業対象として見込まれていた「八大不良住宅地区」¹⁵にくわえて、その他の地区にも調査の手が伸びていたことにある。同調査では、京都市内において 100 戸以上が密集する地区として 11 地区が挙げられており、100 戸未満 50 戸以上の地区としては 14 地区が挙げられた。 うち東九条については 100 戸未満 50 戸以上の不良住宅が密集している地区として岩本町、上殿田町、中殿田町、山王町、松ノ木・宇賀辺町の 5 地区が挙げられた。

戦前京都市では主に西部と南部で工業化に伴い都市化が進んでおり、朝鮮人の集住も西部でも顕著であった。ただ、同調査では西部には 100 戸未満 50 戸以上の地区として挙げられる地区が少ない一方、南部にあたる東九条には京都市全体からみても集中していた。このことから、高野昭雄は京都のインナーエリアの中でも東九条は、朝鮮人の集住地として不良住宅化の進行が見られた点にその特徴があるとしている¹⁷。

このように東九条は、旧市街地周縁部に位置し近代化に伴い 1920 年代にかけての急速な人口増加による都市化によって住工混在市街地が形成されたインナーエリアであり、不良住宅問題など様々な都市問題の存在が指摘されてきたことを本節では確認した¹⁸。そして、被差別部落との関係、工業化、貧困層の増加、朝鮮人の集住、不良住宅地区の発生あるいは交通の利便性など、インナーエリアの諸性格が複合していく点¹⁹に、戦後の四ヵ町の大半をなす岩本町の特異性が見出される。

14 京都府社会課「不良住宅地区調査報告」1936年12月(京都府庁永年文書,昭11-0086,011,京都府立京都学・歴彩館所蔵)

¹³ 社会局第二部編『細民集団地区調査』, 1923

¹⁵ 崇仁、養正、三条、錦林、楽只、壬生、深草、竹田の8地区を指す。

¹⁶ 東九条の 5 地区を含め「不良住宅地区に関する調査」に挙げられた全 25 地区については高野昭雄(『近代都市の形成と在日朝鮮 人』, 佛教大学, 2009)が比較分析を行っている。

¹⁷ 高野昭雄『近代都市の形成と在日朝鮮人』,佛教大学,2009

¹⁸ 水内俊雄他『モダン都市の系譜 地図から読み解く社会と空間』,ナカニシヤ出版,2008、水内俊雄「スラムの形成とクリアランスからみた大阪市の戦前・戦後」,立命館大学人文科学研究所紀要,第83号,pp.23-69, 2004

¹⁹ こうした複合性については、地域福祉の観点から石川久仁子が戦後から現代までの四ヵ町を起点とした地域福祉実践を論じる中で「複合的不利地域」と位置づけをおこなっている(石川久仁子「「複合的不利地域」におけるコミュニティ実践に関する研究 京都・東九条を中心に」,関西学院大学博士論文,2014)。

2-2 都市計画事業と住環境の悪化(1930年代半ば-1960年代半ば)

2-2-1 1930 年代半ば-1950:土地区画整理事業の実施と終戦

土地区画整理事業の進展

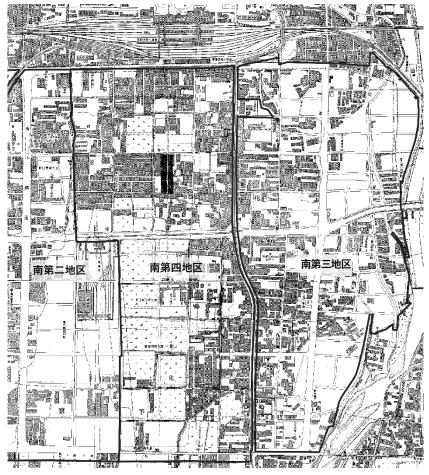


図6 東九条地域における土地区画整理地区 出典:京都市都市計画図(1935年)

1910 年代より顕著になった市街化の進行に対し、京都市では 1920 年代から 30 年代にかけて、その無秩序な拡張を防ぐために、先にみた既存市街地を囲む市区改正設計街路の計画、都市計画地域や用途地域の設定に加え、さらに市区改正設計街路沿いの土地区画整理事業を計画する²⁰。東九条でも九条通(市区改正設計街路第三号路線)の敷設と、三つの事業地区での土地区画整理が実施される。九条通は 1932 年に着工、1936 年に竣工し、新たな市電路線が開通

²⁰ 市区改正設計街路は市区改正条例によって 1919 年に内閣認可を受けていたが、同年に都市計画法が公布されたことにより、最終的には同法による適用を受け都市計画道路として事業が実施された。ただ、大正中期から昭和の初期における度重なる恐慌による財政難、受益者負担制度に対する住民反対運動により事業の進捗が滞っていたが、市区改正設計街路の敷設と土地区画整理の抱き合わせにより解決が図られる。旧都市計画法により制度化された土地区画整理事業には、旧都市計画法 12 条認可(以下 12 条認可)による土地所有者らが組織する組合が行う「任意的土地区画整理」と、同法 13 条認可(以下 13 条認可)都市計画事業として公共団体が代執行することのできる「強制的土地区画整理」の二つがあった。旧都市計画法の下、全国で行われた土地区画整理のほとんどが、12 条認可によるものであるのに対して、京都市は 13 条認可を主軸に事業を展開した(鶴田佳子、佐藤圭二「近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究—1919 年都市計画法第 13 条認可土地区画整理を中心として」日本建築学会計画系論文集、第 458 号、1994、pp.99-108)。



図 7 建物疎開跡地 出典:1946 年空中写真(USA-R275A7-157)を下図に「建物疎開跡地利用 計画図」(建設局小史編さん委員会『建設行政のあゆみ一京都市建設局小史一』京都市建設局, 1983)を参照し作成。

した²¹。また八条通と十条通のあいだで土地区画整理が計画され、南第二地区が 1935 年に、南第三地区が 1936 年、南第四地区が 1937 年と順に認可が下り、おおむね 1940 年頃には街路整備が完了し、十条通が拡幅され、河原町通、八条通、東寺道、針小路通、須原通などが新設あるいは拡張された。さらに鴨川護岸が整備され、北岩本公園と南岩本公園が設置された。こうして大きく様変わりした町について、『陶化誌』は「面目を一新して井然たる新市街地」と表現している。換地に関しては南二地区が 1956 年、南三地区が 1951 年、南四地区が 1943 年に完了した。

建物疎開の実施

建物疎開は第二次世界大戦末期に本土空襲による火災の被害を軽減するために全国的に行われた措置で、京都市でも軍事上重要な工場施設の周辺や主要道路沿道、駅・学校・市役所などの都市・生活基盤施設の周辺を中心に実施された²²。東九条でも、八条通り沿いが第二号疎開空地帯となり 1945 年 3 月から着手され、京都駅に隣接する油小路-須原通間の家屋 1167 戸が撤去された(図 8)²³。さらに消防道路として大宮通-竹田街道間の東寺道沿道で建物疎開が実施され、疎開小空地として京都電鉄東寺変電所の周辺で建物が除却された。また、崇仁地域の

22 川口朋子『建物疎開と防空都市「非戦災都市」京都の戦中・戦後』京都大学学術出版会,2014

²¹ 京都市『京都市政史 上巻』,1941

²³ 建設局小史編さん委員会『建設行政のあゆみ一京都市建設局小史一』京都市建設局, 1983、「別添え地図 その 2 建物疎開跡地利用計画 図」を参照

南側一帯でも建物疎開が大規模に行われ、立ち退きを余儀なくされた住民が東九条にも転住してきたと考えられる。

戦争が終結をむかえると、八条通りの竹田街道以西や東寺道沿いの一部の疎開跡地は道路用 地とされたが、それ以外は利用計画がなく返却された。

闇市の発生

戦後の東九条の密集化の要因のひとつとしてしばしば指摘されているのが闇市である。東九 条はそもそも京都駅に隣接する交通至便の場所であったが、そこに戦後物不足のなかで闇市が でき、集住の誘因となった。闇市の場所については正確な記録が見あたらないが、住民からの 聞き取りや²⁴、京都新聞の記事²⁵などから八条口や岩本町付近にあったと推測される。

また、東九条では闇米によって生計を立てる者も多かった²⁶。彼らは鉄道に乗って滋賀県まで買い出しに向かい、京都駅で荷を下ろし、京都市内の各所に売り歩いた。滋賀県で卸している米もまたさらに遠方から買い付けられた米であり、戦後の都市部への食糧流通網が形成されていた。当時は警察の取り締まりも厳しく、東海道線の東山トンネルを出て鴨川の橋に差し掛かると、車窓から米を投げ捨て、あとで回収に向かうといったことも多々あったという。京都に持ち込まれた米は八条口周辺の長屋の奥などで精米され、そこで直接販売する者もいた。闇市では米に限らず様々なものが取り扱われており、東九条ではとくに密造酒の「どぶろく」が有名で²⁷、店を営む朝鮮人も多くいたという²⁸。

2-2-2 1950-1960 年代半ば:極度の人口流入と住環境の悪化 寄せ屋の隆盛と四ヵ町における密集市街地

1950年代になると、戦前の地域産業の中心となっていた染色業は陰りを見せ始めるが、朝鮮戦争(1950年-1953年)による特需で廃品の需要も高まり、四ヵ町周辺で寄せ屋と呼ばれる廃品回収業が盛んになる。寄せ屋はバタヤにバタ車を貸し、廃品を集めさせ、戻ってくるとその

表1 四ヵ町の人口増加

	東岩本町	南河原町	南岩本町	北河原町	計
1955 年	1344	443	447	453	2687
1960年	1926	706	586	789	4007
1965 年	2032	592	640	1304	4568

単位:人

出典:国勢調査

24 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たちⅡ─11人の聞き取り報告─』, 2016。

²⁵ 京都新聞 1946年8月1日、1946年8月4日

²⁶ 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち-14人の聞き取り報告-』, 2013、前掲『東九条の語り部たち II --11 人の聞き取り報告---』

²⁷ 西川祐子『古都の占領 生活史からみる京都 1945-1952』平凡社, 2017

²⁸ 前掲『東九条の語り部たちⅡ-11人の聞き取り報告-』

廃品を買い取った。寄せ屋はバタヤに働き口を提供するだけでなく住居や生活の面倒までみていた。それは前近代的とも言える労使関係であったが、無産者でも手早く職と住居を確保することができたのである。こうした寄せ屋の存在は地区への人口流入の誘因になった。

四ヵ町の人口は 1950 年代半ば以降急速に膨れ上がり、1955 年から 1965 年の間に 1.7 倍となった (表 1)。1965 年時の人口密度は 636 人/ha であり、当時の南区のおよそ 10 倍にも達していた。この急速な人口流入によって密集市街地が形成されていく。1969 年に公表された『京都市「東九条」実態調査報告書』²⁹によれば、この時期に新たに建設された住居の多くがバラックを含む長屋、アパートないし文化住宅であった(図 8)。

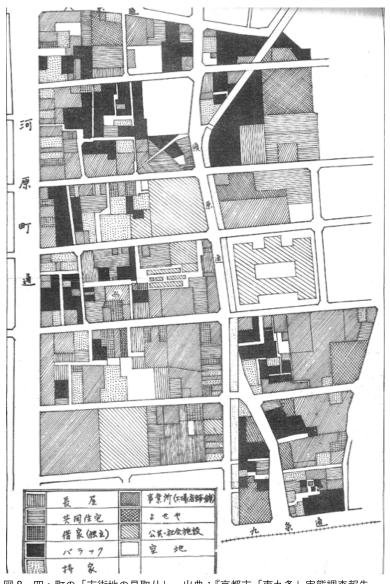


図8 四ヵ町の「市街地の見取り」 出典:『京都市「東九条」実態調査報告 書』より

-

²⁹ 同志社大学東九条実態調査研究会『京都市「東九条」実態調査報告書』, 1969

崇仁地域との関係

また、四ヵ町の形成については隣接する崇仁地域における建物疎開跡地の「バラック集落」との関係性を述べておく必要がある。終戦直後の国鉄沿線南部の建物疎開跡地には、すでに十数世帯が居住していた。その後、居住者は徐々に増加して大規模な「バラック集落」が形成され、その範囲は鴨川堤防にまで広がっていった。この状況は新聞でも取り上げられるようになり、1954年2月18日の大阪毎日新聞(京都版)は、「観光京都の玄関国鉄京都駅の南側約3000坪の疎開跡地は…、同空地には現在バタ屋さんたちのバラックが84戸建ち、150数世帯がすんでいる」と報じている。また、1957年の『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』30によれば、451戸のバラックと41戸の本建築が民有地だけでなく、道路や河川敷、市有地などの公有地にも建設され、543世帯が居住しているとしている。

さらに 1959 年の 4 月 1 日の『京都新聞』は、「とくにひどいのは、国鉄東海道線南側の鴨川堤で、マッチ箱のようなバラックが 500 戸近く、テンデンバラバラに密集している。観光京都の入口なのにこんな見苦いシミは一時もほっておけない」と伝えている。「バラック集落」を独自にレポートした馬原鉄男は、その様子について「今にも折れそうなつっかい棒で川に体半分あずけた家」で、「あり合せの板切れでこしらえられた三畳一間から多くて二間切りのハーモニカバラックが、お互いにもたれ合いながら、どうにかこうにか踏ん張っている恰好だ」と描写する³¹。

前述の『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告書』によると、バラック居住者は朝鮮戦争による特需が先細る 1954 年ころから急速に増加している (表 3)。同時に、バラックの立ち退き交渉も 1953 年より始められ、バラック「清掃」が進められるにつれ、南東へと移動しついに屋形町の鴨川堤へと至った。そして『京都新聞』が書いた「マッチ箱のようなバラック」が次々と建てられ「バラック集落」と呼ばれるにまで至った。

表 3 バラック集落居住者の転入時期

衣 3 パノナノ 未合店に有り私八吋期				
転入時期	世帯数	比率 (%)		
1946 年以前	13	2.5		
1947 年	36	7.1		
1950 年	33	6.5		
1952 年	30	5.9		
1953 年	46	9.0		
1954 年	93	18.2		
1955 年	93	18.2		
1956 年	62	12.2		
1957 年	97	19.0		
不明	7	1.4		
計	510	100.0		

出典:『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告書』 より作成

³⁰ 京都市住宅対策本部編『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告書』、1958

³¹ 馬原鉄男「部落はかくして創られた一京都市屋形町、高倉町、東ノ町、西ノ町の場合」部落 108 号, 1959, pp.30-39。

1959年にはバラックの除去および地区外移転用の公営住宅が計画され、1960年代前半にはほとんどのバラックが除去された。また当時、同地では戦前の不良住宅地区改良法を引き継いだ住宅地区改良法による改良住宅の建設と、新幹線建設の計画も並行していた。バラック除去にともなって立ち退きを求められた日本人や朝鮮人の多くは戦後の混乱期に流入し、本籍を崇仁地域にもっていなかった。そのため彼らは地域内の改良住宅に入居することはできず32、地区外への移住を余儀なくされた。

四ヵ町もその移住先とされ、1962年に四ヵ町内の北河原市営住宅は新幹線用地の立退き対象者の移転先として建設された。「マンモス」と呼び習わされた北河原市営住宅は、低層の長屋やバラックが広がる四ヵ町のなかに忽然とあらわれた鉄筋コンクリート造の近代的アパートであった。また、四ヵ町への転入者は1950年代後半から加速し始め「バラック集落」の立ち退きが進んでいく時期とも一致しており、「バラック集落」に流入できなくなった結果、四ヵ町の過密居住は加速していったと考えられている33。

しかしその後、崇仁地域の住宅改良が「日本人」の同和問題として進められる一方、在日韓国・朝鮮人の集住地としての東九条に対する対策は手つかずのままであった。長年にわたって崇仁と東九条のフィールドワークをおこなってきた山本崇記はつぎのようにまとめている。

「1960年に不良住宅地区改良法が廃止され、住宅地区改良法が制定されると、改良地区の指定が始まり、崇仁地域はあらためて同和地区として指定され、本格的な同和行政の展開期を迎えることになる。一方、高度経済成長期に入り、同様に都市化の影響を受け、不良住宅化が顕著になっていた東九条は、非同和地区、非改良地区のため施策の対象範囲外となり、さらなる貧困化・不良住宅化が進み、スラム対策が 67年に計画されるまで行政権力の不作為が続く」34。

-

³² 本来、崇仁地域に本籍を持たない住民は属地属人方式をとっていた改良住宅へは入居できなかったが、戦前から居住していた日本人に限っては改良住宅への入居が可能とされた。

³³ 前川修「東七條におけるバラック対策と新幹線敷設」, 部落解放研究, 141 号, pp.39-61, 2001

³⁴ 山本崇記「都市下層における住民の主体形成の論理と構造―同和地区/スラムという分断にみる地域社会のリアリティ―」, 『社会学評論』。249 号、有悲閣。2012

2-3 住環境の改善に向けた流れ: (1960年代半ば-2017年)

2-3-1 1960年代半ば-1980: 「スラム」対策と地域福祉実践

過酷な住環境と火災の多発

高度経済成長期のただ中、1960 年代後半に四ヵ町の密集化は極致に達する。国勢調査の統計によると、四ヵ町の人口は 1955 年時点で 2687 人であったのが、1960 年に 4007 人となり、1965 年には 4568 人となった。10 年間で 70%増加したことになる。

流入した居住者の生活は困難を極めていた。当時の新聞記事によれば、夫婦と子供4人の6人家族が四畳半一間に生活するのもしばしばであった35。幅60センチの土間が炊事場を兼ね、部屋には冷蔵庫、ミシン、食器入れ、テレビ、机、タンス、布団と衣類などがひしめき、寝る場所は六人が足と頭を互い違いにして一人半畳がせいぜいであった。便所が8世帯にひとつしかない場合さえあった。生活保護の受給者率も極端に高く、四ヵ町全体では人口1000人あたり177.3人で、当時の京都市平均の12.3人と比して10倍以上にのぼった36。とくに北河原町では3人に1人が生活保護受給者であった。

多くの住民が過酷な住環境で不安定な生活をおくっていただけでなく火災が頻発し、しばしば死傷者も出た(表 4)。出火率は市平均の 4~5 倍という高率であった³⁷。1969 年の消防署に

表 4 四ヵ町における火災

日時	発生場所	被災	被災	死者 傷者	焼損	焼損面積	
		世帯	人員		陽者	棟数	(m^2)
1966/2/7	南河原町アパート	11	35	0	2	2	139
1966/2/8	東岩本町アパート	70	216	2	2	12	968
1967/3/23	東岩本町住宅	1	3	1	0	1	0
1967/8/9	北河原町アパート	121	307	2	6	13	1204
1967/10/1	東岩本町飲食店	1	4	0	0	2	22
1967/11/17	東岩本町アパート	1	5	0	1	1	0
1967/11/22	南河原町アパート	1	4	0	0	1	0
1969/2/10	南河原町小屋	0	0	0	0	1	9
1970/6/12	南河原町作業場	1	1	0	0	4	112
1973/5/10	南岩本町アパート	1	1	1	0	1	0
1974/11/13	東岩本町住宅	1	4	0	1	1	5
1976/4/19	北河原町アパート	99	162	1	5	24	1139
1976/9/18	東岩本町アパート	16	18	1	4	1	52
1978/8/4	東岩本町作業所	0	0	0	1	2	44
1980/1/2	東岩本町アパート	10	13	0	0	2	120
1982/2/16	東岩本町アパート	13	15	3	2	5	210
1983/2/4	南岩本店舗併用住宅	3	8	0	0	3	85

出典:『東九条地区整備に関する調査報告書-実態分析と提言』より作成。

³⁵ 朝日新聞京都版 1967 年 9 月 19 日

³⁶ 前掲『京都市「東九条」実態調査報告書』

³⁷ 前掲『東九条地区整備に関する調査報告書-実態分析と提言』

よる「消防行政上からみた東九条の実態調査」では袋路が35ヵ所挙げられ、避難および消防活動上問題があることが指摘されている。とくに1966年2月8日、1967年8月、1976年4月の火事は甚大な被害をもたらし、いずれもおよそ1000㎡が焼損し、焼損棟数も10棟を超えた38。四ヵ町では出火率の高さに加えて、防災上の問題も深刻化していた。

改善に向けた取り組みと実態調査

1967年2月、革新系の富井清は市長に当選すると東九条のスラム対策に乗り出す。その契機となったのが上記の大火のひとつ、1967年8月の火災であった。この火災では1200㎡が消失し、死者2名の犠牲者を出し、121世帯307人が罹災した。

これをきっかけに被災者同盟が結成され、住民組織が地域の課題について市との交渉をはじめた。また、富井市長もこの火災現場を視察し、『朝日新聞』の取材に次のように応えた。

「さる八月の大火の朝、現場へ行って驚いた.消防車ははいれなかったようだし、倉庫か住居か判断に苦しむバラックもあった。"スラム街"のあることがはっきりわかった。|

「観光都市の玄関だからみっともない、といったていさいより、人間としての最低生活さえ保証されていない、という人権意識。これから出発せねば」

「八月の大火災後、市は東九条対策に乗り出すことを決めた。」

京都市は崇仁地域の同和対策からははるかに遅れ、ようやく東九条対策に着手し、翌1968年に「京都市スラム対策基本計画」が策定された。

大火直後の1967年9月には、対策の実施に先立ち、同志社大学東九条実態調査研究会に調査が委託され、予備調査と本格調査が行われた。この研究会は社会福祉論を専門とする小倉襄二教授を筆頭として組織されたもので、1969年に『京都市「東九条」実態調査報告書』を公表した。この報告書では、四ヵ町のバラックについて、「なかには、以前豚小屋やニワトリ小屋であったとか、よせやの倉庫・物置、あるいは作業場であったものを転用している。とても人間が住めるような代物ではない」としている。長屋についても、「多くは粗雑な建て方をしている上に、かなり荒廃している」と述べ、「『非人間』的な居住を余儀なくされている人たちが密集しているのである」と報告している39。

この実態調査を受け、1971 年に「東九条地区社会福祉パイロットプラン」が作成される。ところがこれは公開されずに終わってしまった。その後、京都市により京都市生活館(1972 年)、公衆浴場(1978 年)、山王保育所(1979 年)、防災ひろば(1979 年)などが設置されていく。後述の「希望の家」も含めこれらのほとんどが北岩本児童公園の周辺に設置され、ここに地域の核が形成されていった。また、1970 年代後半からは京都市による個別的なアパート買収が行われていた40。

2

³⁸ 前掲『東九条地区整備に関する調査報告書-実態分析と提言』

³⁹ 前掲『京都市「東九条」実態調査報告書』

⁴⁰ 前掲『東九条地区整備に関する調査報告書-実態分析と提言』

しかし、この間には住環境そのものの改善は難航し、整備計画は停滞していった。さらに、四ヵ町では1970年代から人口も一転して減少し、新たな転住者が少なくなったほか主に若年層の流出が始まっていた。四ヵ町と期を同じくして東九条全体でも1970年には人口減少が開始41している(1章図3、4)ため、人口流出そのものは四ヵ町に限らない傾向ではあるが、そこに、火災も後を絶たず過酷な住環境の改善の見通しが立たない上、地域差別が重なり、四ヵ町の人口減少に拍車がかかったものと考えられる。

「希望の家」の取り組み

一方、戦後の東九条で最初期から継続して福祉活動を行っていたのはキリスト者の社会福祉団体「希望の家」であった。1959 年、アメリカ人のフランシス・A・ディフリー神父の尽力によって開設されたこの「希望の家」は、当初は子どもたちに勉強を教えるための場所としてはじまった。ディフリー神父はカトリック宣教師として1953 年に来日し、当初は東京や他の地方で活動していた。1955 年に京都を訪れた際、東海道線の車窓から前述の「バラック集落」を目にし、部落差別の解消と病や貧困に苦しむ住民を支援するため、1959 年に再び京都を訪れ活動をはじめた42。まもなくして、親が働きに出て一人バラックに置き去りにされた幼児や、学校に通えず公園でたむろする子供たちの姿を目の当たりにして、勉強会を開くための「少年の家」を構想する。当初は四ヵ町の東に隣接する屋形町に住民の協力を得て小屋を設け、訪れる子供たちによって「希望の家」と名づけられた43。しだいに大勢の子どもたちが集まるようになって手狭となると、1960 年に東岩本町の北岩本児童公園西の空き地へと移転する。その後、「希望の家」は保育園、学習所、学童保育といった子供たちの支援だけでなく、診療活動、貯蓄組合など地域住民全体への福祉活動を展開してゆき、1965 年には 2 階建て R C 造の新館を増設し、活動の基盤を整備していった。「希望の家」はキリスト者団体を母体としながらも地域に根づいた活動を実践し、現在は「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」の運営を担っている。

2-3-2 1980-2017: 住環境整備の実現

火災を契機とした再調査の実施

1982年に再び火災がくり返されると、京都市はこれを直接の契機に「東九条改善対策協議会」を設置し、住民側では東九条改善対策委員会が立ち上げられた。住民側は京都市へ危険な住宅に対する立ち入り検査と指導を行うよう申し入れ、1982年に立ち入り検査、1983年に8つのアパートに対して命令書や警告書による指導が実施された44。住民はあわせて市に対し、東九

⁴¹ なお、1960年代後半から1970年代にかけては大都市で都心や都心周辺部からの人口流出が進んでおり、日本のインナーエリアの議論の端緒のひとつとなった(成田孝三「わが国大都市のインナーシティと都市政策」季刊経済研究,第1巻,第3・4号,pp.43-68,1979)。このことをふまえると、東九条地域全体の人口減少についてはインナーエリア全般にみられた傾向として捉えられる。

⁴² 毎日新聞 1960年3月13日

⁴³ 崔忠植『第2回京都東九条現場研修・報告書』1984

⁴⁴ 吉田友彦「日本の都市における外国人マイノリティの定住環境確立過程に関する研究一京阪地域における在日韓国・朝鮮人集住地区を事例として一」、京都大学博士論文、1996

条5か年計画作成の要望も申し入れた。また、この火災を契機に小倉襄二教授を委員長とした東九条地区実態調査委員会が再び組織され、1983年から 1984年にかけて実態調査が実施された。調査結果は1985年に『東九条地区整備に関する調査報告書』として提出され、同時に提言も示された45。調査書の中では、防災上の問題が再度認識されたのに加え、新たな現象として既に述べた若年層の流出による人口減少と高齢者率の増加も指摘された。こうして 1988年に「東九条改善中・長期計画(案)」が発表された。

1980 年代になるとバブル経済による全国的な地価高騰が到来する。1984 年には「京都駅南 口市街地再開発事業」によって再開発ビル「アバンティ」が完成するが、京都駅前ではその前 後から地価が高騰し始めた。一方、四ヵ町の地価は長年の地域的差別から駅前周辺に比べて低 く抑えられていた。そのため、1989年頃から地主が借地人、借家人に相談なく土地を売却し、 不動産業者による底地買い、いわゆる地上げが横行するようになる。当時の新聞記事によれば、 東岩本町では約 720 坪、南河原町では約 500 坪の土地が買い占められた46。地上げの対象とな った東岩本町のある土地には戸建て住宅やアパートが密集し、38世帯が居住していたが、この うち 10 数世帯が立ち退きに応じることになった⁴⁷。しかし、この地上げを契機に住民らによっ て「東九条を守る会」が結成される。「守る会」は弁護士、府・市会議員、京都府警などの協力 も得ながら地上げに対抗し、住民に対するアンケート調査を行って居住の意志を集約し、およ そ4000人以上の署名を集めた。署名は「東九条地域における緊急問題についての請願書」とし て、1990年に京都市長に提出され、地上げ対策と市営住宅建設を要求した。この事件は住民間 の連帯的なまちづくりへの意識を高めることにもなり、こうした住民の結束によって「東九条 改善中・長期計画(素案)」は計画案に格上げされ、1991 年に京都市役所内に東九条の総合調 整部門として「東九条福祉地域改善対策室」が設置された48。翌年、京都市は住環境整備に向 けた実態調査49を行い、1993年に地元と行政の両者の合意のうえで、「東九条地区コミュニティ 住環境整備事業」の事業認可へと至る。

住環境整備の開始と公営住宅の建設

四ヵ町の住環境整備事業に向けて、まず隣接する西岩本町に東九条市営住宅が計画された。この住宅には「京都市健康都市構想」(1991 年)にもとづいて高齢齢者施設が合築され、1995年に完成した。四ヵ町のクリアランス対象となった住民はまずこの市営住宅に移住し、事業用種地がつくられた50。また、住環境整備事業以前に防災空間の確保のために京都市が買収を行なってきた土地を活用し、これらの土地に市営住宅を建設する計画が作成された51。しかし、土地所有者、建物所有者、賃借人等が別々に存在するなど土地・建物の権利関係はきわめて複

47 毎日新聞 1990 年 7 月 14 日

⁴⁵ 前掲『東九条地区整備に関する調査報告書-実態分析と提言』

⁴⁶ 京都新聞 1990 年 5 月 29 日

⁴⁸ 前掲「日本の都市における外国人マイノリティの定住環境確立過程に関する研究」

⁴⁹ 京都市民政局、(株) 市浦都市開発建築コンサルタンツ『東九条福祉地域住環境整備計画基礎調査報告書』, 1993

⁵⁰ 東九条改善対策協議会「東九条福祉地域住環境整備方針検討資料」1991

⁵¹ 前掲「東九条福祉地域住環境整備方針検討資料」

雑であり、買収交渉は難航し事業実施は大幅に遅れていった⁵²。事業計画当初は 10 年間の事業 予定であったが、2002 年にさらに 10 年間の事業延長が申請され、2012 年にさらに 5 年間延長 されることになった。その間、「コミュニティ住環境整備事業」から「住宅市街地総合整備事業」 へと制度変更している。

市営住宅は、計画当初の完了年であった 2002 年にようやく南岩本市営住宅(50 戸、7 店舗)が初めて完成し、続いて 2004 年に高瀬川南住宅(75 戸)が建設された。これらの用地は事業開始以前に取得されていた防災空地を中心とする土地であった。その後、2006 年には北河原市営住宅の建て替え(改良住宅更新事業)と地域福祉施設の再整備(住宅市街地総合整備事業)を一体的に行うための事業変更が行われ、2011 年に東岩本市営住宅 1 棟(30 戸)と地域福祉施設を備えた東岩本市営住宅 2 棟(47 戸)が建設された。これらの敷地から立ち退いた住民の一部は南岩本市営住宅に移ったとされる。また、2012 年には、北河原公園が完成している。

こうして困難な事業はほぼ完了した。ただ、このように事業が長期化してしまったために、その間にも住民たちの地区外移転が相次ぎ、人口は大きく減少した。さらに転出した住民の多くは立ち退き費用をもとに家を建てる力をもった若い家族世帯であったため、町は急速に高齢化することになる。地域の住宅需要は満たされた状態となり、住宅除去後の更地が数多く点在する結果となってしまった。それは四ヵ町の面積 94,300 ㎡の約 15%に相当する 15,000 ㎡にのぼった。

⁵² 京都市「平成19年度公共事業再評価対象事業調書」2007

2-4 小結

	陶化小学校が開校('72) 京都停車場が設置('77) 浜口缶詰工場が建設('86) 町村制が施行され自治体として東九条村が成立('89)	東九条地域	- 四 カ 町 及 び 周 辺
1890	竹田街道に京都電気鉄道が開通('95) 東九条火力発電所着エ('00) 1910s頃より人口流入が次第に増加 京都市に編入('18)	都市 1 の兆し	
1920	1920s以降、急速に人口増加、「朝鮮人」の転入も加速 用途地域指定により東九条地域全域が工業地域に(*1920s中頃より貧困層が増大 九条通(市区改正設計街路第三号路線)が着工(*32) 「不良住宅地区に関する調査」(*36) 「市内在住朝鮮出身者に関する調査」(*37)		細民集団地区調査にて岩本町が調査対象に('21) 岩本町に協助会館('25) 山王町に共済会住宅('26) 岩本町に洗心館(木賃宿)('28) 協助会館焼失('34) ⇒岩本町が小規模な不良住宅地区('36) ⇒岩本町が京都市内の最大の集住地に('37)
1930 1950	生地区画整理事業が認可(南第二:'35、南第三:'36、土地区画整理による道路整備などがおよそ完了('40) 南第四地区が換地完了('43)(南第三:'51、南第二地 建物疎開により八条油小路-須原通間の家屋1167戸八条口や岩本町付近に闇市('46)	項) 区 : '56)	事土 業地区第3 戦施整 戦施整理
	極 住度 環の 境人 4 40番地でも人口急増('60前後) 東海道新幹線開通('64) ま流 化入と 8 半ば~	オールロマン 建物疎開跡 ¹ 『 国鉄沿線南 東岩本町に「 北河原市営 東岩本町で。	せ屋隆盛と並行して人口急増 レス事件('51) 他のバタヤのバラックが報じられる('54) (おが ラック集落の実態調査報告』('58) 希望の家」('60) 主宅が竣工('62) 大規模火災('66) 大規模火災('67)
	「京都駅南口市街地再開発基本計画」('71) 『鴨川陶化橋「0番地域」調査報告』('73)	『京都市「東: 人口減少が『 「東九条地区 東岩本町に』 北河原町で』 個別にアパー 東岩本町に』	(条スラム対策基本計画」('67) れ条」実態調査報告書』('69) 開始('70頃) 社会福祉パイロットプラン」(未公開)('71) に対会福祉パイロットプラン」(未公開)('71) に対し、対に対し、対に対し、対策を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
1980 2020	『東九条松ノ木町40番地実態調査報告書』('84) 再開発ビル「アパンティ」('84) 『40番地実態調査中間報告』('89) 鴨川陶化橋上流域環境整備対策本部設置('92) 『東九条松ノ木町40番地に関する調査報告書』('93) 東松ノ木団地1号棟竣工('96)	危険アパート 『東九条地区 東岩本町(7 「東九条地域」 「東九条福祉 『東九条福祉 東九条地区: 西岩本町に 南岩本市営に 高瀬川南住。 東岩本市営	大災を期に「東九条改善対策協議会」を設置('82) かに対する指導('83) 「整備に関する調査報告書』('85) 20坪)と南河原町(500坪)で地上げ における緊急問題についての請願書」('90) に地域改善対策室」が設置('91) 「地域住環境整備計画基礎調査報告書』 コミュニティ住環境整備事業の事業認可('93) 東九条市営住宅が竣工('95) 注宅が竣工('02) 宅が竣工('04) 注宅1棟2棟が竣工('11)

図9 東九条地域の都市化過程 出典:筆者作成。第5期と第6期の区分は注43 吉田論文を参照し、40番地の経過については同吉田論文及び韓勝旭「密集市街地の再生における住環境運営主体の形成に関する研究一在日コリアンが集住する京都市東九条地区を事例として一」(京都大学博士論文,2010)を参照した。

本節では東九条地域および四ヵ町において近代以降の都市化の過程を整理し、6 つの時期に区分できた(図 11)。各時期の特徴を以下に概括しておく。

【第1期】1890~1920年までには市電の開通や火力発電所の設置、工場の立地などの市街化の兆しが見られた。

【第2期】1920年代から1930年代半ばには人口が急増し住工混在市街地が形成されるとともに貧困問題や小規模な不良住宅地区の発生など都市社会問題が生じていった。

【第3期】1930年代より1940年代にかけては都市計画街路の開通や土地区画整理の施行、さらに建物疎開の実施によって都市構造の改編が見られた。

【第4期】1950~1960年代半ばには、地域北東部の四ヵ町で密集市街地が形成され、建物疎開跡地から鴨川河岸にかけては「バラック集落」が形成され新たな人口流入が見られた。

【第5期】1960年代半ばから1970年代にかけては、住環境の問題が顕在しその改善に向けて、行政による実態調査や住民・市民組織による運動、地域福祉実践が展開した。

【第6期】こうした運動を経て1980年代からは住環境整備が具体化し始め、四ヵ町では1990年代から2010年代にかけて計4つの市営住宅が建設された。

【第2期】1920年代~1930年代半ばと【第4期】1950年代から1960年代半ばは、急激な人口増加が生じた都市化過程における重要な時期である。次章以降ではこの時期区分をふまえながら、3・4章では【第2期】の東九条地域を5・6章では【第4期】の四ヵ町を中心にその形成過程を明らかにしていく。とくに四ヵ町の市街地の形成をたどるうえで、【第5期】から「スラム」としての密集市街地の対策が始まり【第6期】の定住環境の確立へと向かう住環境整備の過程の発端として、既に【第2期】で既に小規模な不良住宅地区として認識されていたことは重要である(図12)。この時期には朝鮮人集住地としての性格も顕著に現れており、【第2期】からの接続を念頭に【第4期】の四ヵ町の実態に迫ることとしたい。

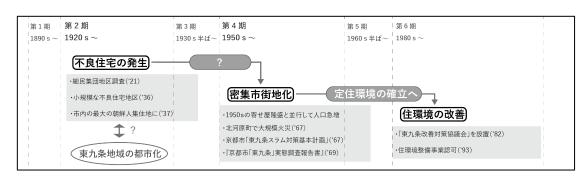


図10 四ヵ町の形成の分析視点

第3章

戦前の東九条地域における

大地主の土地運用と市街地形成

3-0 はじめに

本章では市街地形成以前から土地区画整理直前までの急速に進行した都市化の過程(第1~2期)を対象期間として、大地主の土地運用を分析することで土地所有構造が市街化過程に与えた影響について明らかにする。その結果から、戦後期の四ヵ町の形成に至った誘因を考察している。

具体的にはまず、市街地形成以前の土地利用、土地所有状況の特徴を把握した(1節)。つづいて、土地区画整理以前までの市街地形成過程を捉えるため、建物の外形を含む市街地復元図を作成するともに、当時の地域社会状況を当時の京都市・府による社会調査の報告書等を用いて概観した(2節)。これらをふまえ、大規模所有者の所有地の土地運用のあり方について分析をおこなう(3節)。

本章では土地区画整理によって建物の除却等がおこなわれた可能性を考慮し土地区画整理以前を対象期間とすることで、従前にすでに生じていた不良住宅地区の実態についても言及している。また、大地主の多くは近世からの村内居住者とみられ、その所有地は村全体に広がっている。ゆえに、対象地域は、江戸期の東九条村の範囲の内、戦前に都市化が進む八条通から十条通の間としている。

八条通 西洞院川 藍染川 竹田街道 須原 上殿田 通 高瀬川 山王 東寺道 岩本 北河原 中殿田 烏丸 東山橋 九条通 御霊 鴨川 宇賀辺 下殿田 西山 松ノ木 札辻 明田 松田 河辺 (T) 石田 柳下 200m

3-1 市街化以前の土地利用と土地所有

図 1 1912 年地割復元図

まず、市街化以前の土地利用と土地所有を把握したい。そこで土地区画整理事業に当たって 作成された 1935 年の図面をもとに「1935 年地割図」を復元した上で¹、『京都地籍圖』²を参照 して「1912年地割図」を遡及的に復元した(図 1)3。さらに、各土地の地目、地積を『京都

十条通

¹ 東九条地域は三つの施行地区にわかれており、南第二地区、南第三地区、南四地区に相当する。地割図の作成には「整理前土地各 筆坪等位図」、「南第三地区整理施行地及之に隣接する土地現形図」、「南第四地区整理前等位図」を使用。なお、「1935 年地割図」自 体は本章での分析対象とはせず次章にて分析の対象とするため本章では示していない。

² 稲津近太郎『京都地籍圖』,京都地籍図編纂所, 1912

^{3 2}種の地図を使用する理由としては、まず、『京都地籍圖』が複数枚の図面にわたって地割図が掲載されているうえその精度が低い ことが挙げられる。それゆえ、『京都地籍圖』のみを参照した場合、次節にて復元した市街地との重ね合わせが困難であった。

市及接續町村地籍圖附録』⁴(以後「附録」)より調査することによって、1912 年時の土地利用 状況を把握することができる。また、「附録」に基づき各土地における 1912 年時の土地所有者 を、旧土地台帳および閉鎖登記簿5から土地所有者の住所を調査した⁶。

3-1-1 土地利用状況について

東九条地域の地理的条件について改めて確認しよう。村内中央には南北に竹田街道が通っており、元々洛中と伏見を結ぶ街道であり、東九条地域は交通の要衝であった。また、鴨川と高瀬川の間には、地域北側に位置する崇仁地域からのびる須原通がある。これは鴨川に対する堤にもなっていた。対して、東西に通る道は東寺道、九条通、十条通がある。東寺道はその名の通り当地域より西に位置する東寺から延びる道で、東九条地域と隣接する西九条の市街地とを結ぶ道となっていた。九条通はこの当時は西側に向かう道はなく、竹田街道より東に向かって鴨川の東山橋と接続していた。十条通は明治末期頃に新たに通された道である。また、西洞院川、藍染川、高瀬川の3川が流れていた。

続いて、地目を元に土地利用をみていく。地目ごとに面積を集計すると最も多いのは田地であり、24万4834坪(669筆)と地域のおよそ7割を占め、残るは宅地が6万8986坪(429筆)、畑地が2万3822坪(243筆)、墓地が932坪(10筆)であった。宅地は主に竹田街道沿いに集中しており江戸期からの集落の位置する烏丸、御霊、札辻に大部分が相当し⁷、畑地については集落周縁部に多くみられ、その他は田地が広がっていた(図2)。

ここで、地目別に坪単価平均をみてみたい。宅地 (0.57円)、田地 (0.26円)、畑地 (0.16円) の順に地価が高い。また、村東部では田地の平均坪単価 (0.26円) より低い田地が多いのに対し西部ではほとんどが、田地の平均坪単価より高いことから (図 3)、鴨川河岸沿い田地の地味が悪い⁸。また、村南西部の田地の地割は、およそ 100m強の方格状に区切られており、条里制に基づくとみられる短冊状の地割となっている。

5 旧土地台帳のほとんどは土地区画整理前のものが破棄され、換地後のものしか保管されていないため、それ以前を遡るには閉鎖登 記簿を要した。

_

⁴ 稲津近太郎『京都市及接續町村地籍圖附録』。 京都地籍図編纂所。 1912

^{6 「}地籍図付録」に住所の記載のなかった所有者すべてに対し、旧土地台帳および閉鎖登記簿上の所有者と比較して、姓名が一致も しくは姓が同じであれば親族関係にあるとして、「地籍図付録」上の所有者の住所と旧土地台帳・閉鎖登記簿の所有者の住所を同一と 判断した。

⁷ また、京都駅に近い八条通付近にも宅地が確認できるが、次節で復元した 1909 年と 1915 年の市街地の比較(図 6)よりこの間に 市街地が形成されていることから、その過程の中で宅地化されていったと考えられる。一方、烏丸集落の西のはずれの宅地群は、 1915 年時においても建物がないことから先行的に宅地登記されたものと推察される。

⁸ 当時の地価の算定方法は生産量に応じて設定されていた。



図2 1912 年時の地目

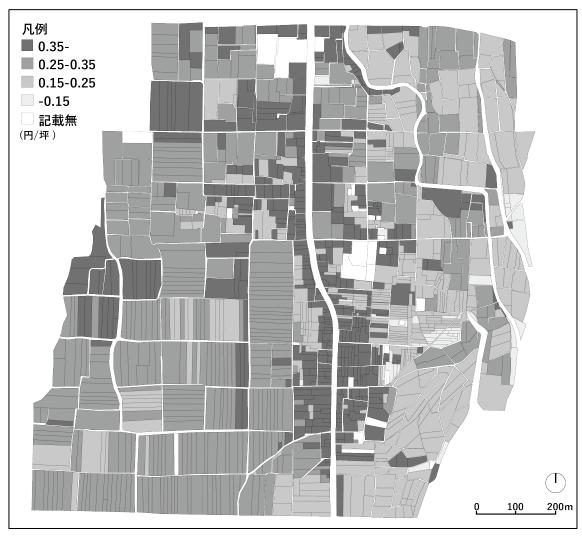


図3 1912 年時の地価

3-1-2 土地所有状況について

所有者属性別の構成は個人所有者が 213 名、このほか東九条村、法人 3 社、寺院が 10 寺でありほとんどが個人所有者で、面積においても個人所有がその多くを占める。

各個人所有者を村内での所有面積別に分類すると、5000 坪以上の所有者が 14 名、5000-1000 坪の所有者が 44 名、1000 坪未満が 155 名であり、5000 坪以上の所有者の所有面積の合計は地域の全面積のおよそ半分を占めていた。図 4 は、上記所有面積別の分類に従って、各土地の所有者の分類を示したものである。1000 坪未満を所有する中小規模の所有者は竹田街道沿いや集落及びその周辺の土地を所有している傾向が強い。一方、集落の周囲に広がる耕作地のほとんどは 1000 坪以上を所有する大規模所有者によって所有されている。すなわち、大規模所有者の土地に新市街が形成されていった。

続いて、個人所有者の所在についてみてゆく。在地地主(村内に居住)は109名、不在地主(村外に居住)は63名で(のこる41名の所在は不明)、所有面積において、地域のおよそ3割の土地が不在地主によって所有されていた。不在地主の居住地については、京都市内49名、京都市周辺町村11名、京都府外4名であり、そのほとんどが京都市内であった。その所有地は集落部の宅地を除いて、地域全体に散在しているが、とりわけ山王から北河原、御霊の北部といった地域東北部や京都駅に近接する上殿田に集中している。(図5)。

地域の大部分を所有している大規模所有者の性格を確認すると⁹、不在地主の多くは京都市内の商工業者などの資産家層である一方、村内に居住する在地地主は近世からの地主層が多く、村政時代の村会議員などを務めていた。また、少数ではあるが工場主とみられる在地地主も確認された。

-61-

⁹ 職業等の調査には、『都道府県別資産家地主総覧 京都編 1』(渋谷隆一,日本図書センター,1991)、『陶化誌』(伊澤貞壽,皇紀二千 六百年記念事業達成会,1940)、『京都府方面委員制度二十年史』(京都府学務部社会課,京都府学務部社会課,1941)、時事新報 1916.3.29-1916.10.6(神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 資金(5-003))を参照。そのため、職業は1912年当時のものではない。



図4 各筆における所有者の所有規模

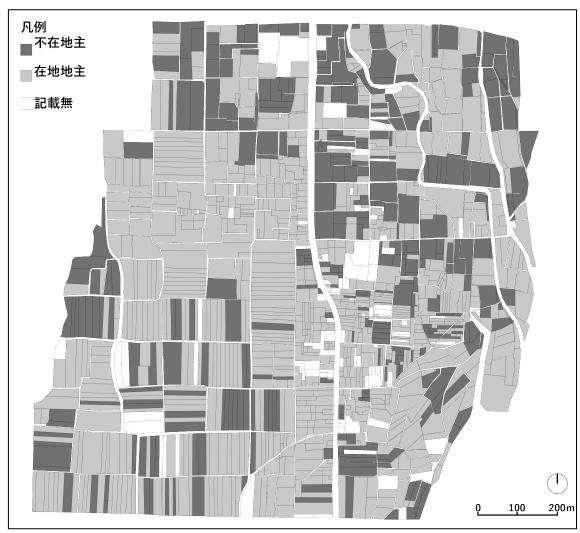


図5 不在地主の分布

3-2 戦前期東九条地域の都市化過程の復元

まず、戦前期の市街化の過程を詳細に把握するために、6 時点(1889 年、1909 年、1915年、1922 年、1927 年、1935 年)の市街地の状況を復元した(図 6)。復元方法については、まず 1935 年に土地区画整理の実施にあたって作成された「現形図」¹⁰を用いて建物の外形を復元し、先の「地割図」に重ね合わせて基準図面とした。さらに、この基準図面と各時点の空中写真及び地図を重ね合わせ、1935 年時の建物のうち、空中写真・地図上の建物が重なるもののみを抽出し、各年の市街地状況として扱い、比較した¹¹。また、建物用途に関して調査を行い、昭和初期頃の「京都市明細図長谷川家所蔵本」¹²、1922 年、1932 年、1937 年の『全国工場鉱山名簿』¹³を用いて、公共施設、寺社及び、比較的規模の大きい工場を抽出することができた。その他については上記資料では用途等の判断は困難であったため単に建物として扱う。

_

¹⁰ それぞれの地区に対して、「京都都市計画事業土地区画整理南第二地区現形予定図」、「京都都市計画事業土地区画整理南第三地区 整理施行地及之に隣接する土地現形図」、「京都都市計画事業土地区画整理南第四地区現形予定変更前後比較対照図」を復元に使用した。本文中ではこの三つの図面を総称して「現形図」とする。「現形図」には区画整理前の筆界、道路、水路に加え、それらの上に 個々の建物が描かれており、土地と建物位置関係、建物の外形を読み取ることができ、縮尺は1200分の1である。図面の作成(写図)年については、南第二地区が1935年6月、南第三地区が1935年2月、南第四地区が1935年4月と記載されていた。

^{11 「}仮製二万分の一地形図」(1889 年)、「正式二万分の一地形図」(1909 年)、「京都近傍図」(1915 年)、「都市計画基本図」(1922 年)、「空中より見たる京都市街図 写真」(1927 年)を使用した。なお、それぞれの地図には作成主体、描かれ方に違いがあり、単純に比較することが難しいため、最も詳細な市街地の状況を示す「現形図」を基準として各時点の市街地図を復元し比較する方法をとった。とくに地形図2種及び「京都近傍図」との重ね合わせでは、建物の外形や単位を同定することは困難であったが、土地上の建物の有無をすなわち宅地化を判断するには有効と考えた。

^{12 「}京都市明細図」とは、火災保険地図であり、現存するものは、1950 年頃に加筆された「京都府立京都学歴彩館所蔵本」と 1927 年頃の印刷発行時の「長谷川家住宅所蔵本」の 2 種が存在し本章で使用しているのは後者である。なお、後者は特定の施設のみにその施設名の記載があるが、前者には各建物の用途が着色され分類されている(矢野桂司『近代京都の歴史 GIS のための地理空間情報の整備』立命館文學、第 645 号、pp.255-274, 2016)。

¹³ 草間時光『全国工場鉱山名簿』協調会, 1922、町田辰次郎『全国工場鉱山名簿』協調会, 1932、蒲生俊文『全国工場鉱山名簿』協調会産業福利部, 1937

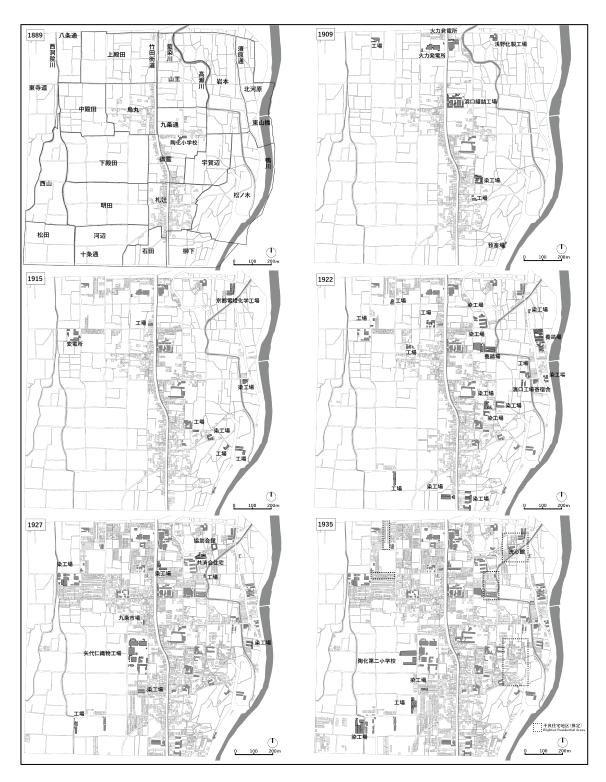


図6 東九条地域の都市化過程

3-2-1 住工混在市街地の形成

もともと東九条村は、都市近郊農村であったが、1886年に東九条で最初の近代的工場となる 浜口罐詰工場が建設された。1890年に琵琶湖疏水が完成すると、その水力発電を利用して 1895年に京都電気鉄道が開業し、竹田街道を通って京都駅と伏見が結ばれることになった。そ してさらに安定した電力を確保するため、京都電燈株式会社によって石炭燃料による東九条火 力発電所が建設されている。また、明治末期頃までには染工場を中心とした工場が操業しはじ め、染工業がその後の東九条の工業化の中核を担っていく。大正期になると工場周辺や地域北 部で宅地開発がはじまり、1910年代にかけては工場建設が中心となり、1920年代以降、急速 に人口が増加し、大きく市街地が広がっていく¹⁴。

また、これら市街地が展開する中、1922年には九条通(都市計画街路)が計画決定し、1924年には東九条全域が工業地域に指定されている。また、1925年頃の東九条地域では、工場労働者の急増が取りざたされ、「工業従事者大部分を占め商業及び農業之に次ぐ状態」15とある。1927年時の市街地では、とくに工場建設の進んでいた山王町、宇賀辺町で工場周辺に多くの棟を連ねた長屋とみられる建築物が建ち並んだほか、中殿田町や柳下町でも同様の建築物が建設され、面的に市街地が進展し、これらの多くは労働者の住宅となっていたと考えられる。一方、こうした急速な都市化の中で、地域の西南部にはほとんど市街化が進んでいないことが確認できる。この頃は、地域の産業構造が農業から工業へと移行する過渡期にあり、相対的に良質であった西南部の農地が確保されたと推察される。その後、1920年中頃から1930年代中頃にかけては、昭和金融恐慌、および世界恐慌等により日本経済の低迷がみられたことも影響してか、あまり市街化の進展はみられない。しかし、形成された新市街内部には農地や空地が残存していた。

3-2-2 貧困問題の重大化と社会福祉施設の建設

京都市において、1920年に社会課が設置された頃から社会調査が開始され、この一連の調査を通して、とりわけ岩本町を中心に東九条地域は貧困や不良住宅の集中する、あるいは朝鮮人の集住する地区として挙げられていた。東九条地域の中で貧困状況がうかがえる最初の記録は1920年に調査された京都市社会課による「乳幼児死亡率調査」である¹⁶。本調査によれば東九条岩本町における幼児死亡率は34.15人(人口1000人につき)とある。これは、同年の京都市平均(7.76人)や市内細民地域の平均(23.26人)と比べても高く、他の細民地域の中でも最も高い数値となっている。東九条岩本町は当時の京都市内でも極めて過酷な生活環境だったと

¹⁴ 工業化に遅れて 1920 年代に急速に宅地化が進んだことについては、1920 年代は慢性不況の時期にあり、農村部の疲弊と相まって都市部への人口流入圧力が継続してあったことが第一の要因としてあり、その上で、市内中心部の人口が飽和しつつある状況下において、周辺町村への流入が集中したと考えられる(西川俊作,山本有造編『日本経済史 5 産業化の時代 下』三水舎,1990、p.294-298)。

¹⁵ 京都府学務部社会課『京都府方面委員制度二十年史』京都府学務部社会課,1941、p.119

¹⁶ 京都市役所社会課『乳幼児死亡率調査』、1922。乳幼児死亡率は、直接的に地区住民の貧困の度合いや生活環境の悪さを示しているとは言えないが、間接的ではあるが生活環境の水準を測ることのできる指標と考えられる。

もいえる。また、本調査で細民地域として挙げられているのは、そのほとんどが被差別部落であったが、岩本町は被差別部落であった崇仁地域に隣接していることから、被差別部落と一体的に認識されていたと考えられ、実際、全国を対象とした 1921 年の「細民集団地区調査」「7における地区図においても、崇仁地域の一部として岩本町が描かれている。その後の社会調査18でも東九条地域の困窮状況が指摘されており、各調査からは地域の人口増大に伴い、年々深刻化していたことがうかがえる。こうした状況に対し、1924 年に東九条公設質屋、1926 年に東九条共済会住宅、1932 年に第六社会館といった、一連の福祉施設が山王町に建設されていった。当時の新聞記事19によると、東九条共済会住宅はもともと崇仁地域に建設される予定であった。一方、岩本町には、朝鮮人に対する福祉的な社会事業をおこなっていた京都協助会によって、1925 年に木造平屋建ての宿舎三棟と講堂を含む協助会館が建設される20。東九条地域の北東部、つまり貧困がとくに問題となっていた東九条岩本町とその周辺部では、福祉施設が集中していった。

3-2-3 朝鮮人の集住と小規模不良住宅地区の状況

東九条では、当地域が交通の要衝であり工場などが立地することから職工や日雇いなどの雇用が生まれ、貧困層の受け皿になっていたほか、被差別部落に隣接していることから 1920 年頃から朝鮮人の定住がはじまったとされ、その後もともと単身で住み始めた者が家庭をもつ、家族を呼び寄せるなどして、集落周縁部の新市街へと集住するようになった²¹。最も京都市内で朝鮮人の人口の多い岩本町では「建築年齢が 2,30 年であるが相当荒廃している。一戸の大きさは大体四畳半及び三畳の二間であるが数世帯群居せるもの多く、その世帯数 127、人員 564人」といった状況が報告されている²²。

また、1936年に実施された「不良住宅地区に関する調査」²³(以下「36年調査」)によれば、京都市内において100戸以上が密集する地区として11地区が挙げられており、100戸未満50戸以上の地区としては、14地区が挙げられ²⁴、うち東九条については100戸未満50戸以上の不良住宅が密集している地区として、集落周縁部の5地区が挙げられている。京都市全体からみても小規模かつ朝鮮人の集住地としての不良住宅地区が東九条に集中していたことがわ

21 宇野豊『京都東九条における朝鮮人の集住過程 (一) 一戦前を中心に一』世界人権センター研究紀要,第6号,pp.43-80,2001

¹⁷ 内務省社会局第二部『細民集団地区調査』, 1923

¹⁸ 京都市役所社会課『貧困者に関する調査』, 1927、京都市教育部社会課『要救護者に関する調査』, 1931、京都市教育部社会課『京都市に於ける日雇労働者に関する調査』, 1932 など。

¹⁹ 京都日出新聞 大正 14 年 6 月 13 日

^{20 1934}年に火災で焼失。

²² 京都市社会課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』, 1937、p.55

²³ 京都府社会課「不良住宅地区調査報告」1936 年 12 月(京都府庁永年文書,昭 11-0086,011,京都府立京都学・歴彩館所蔵)、京都府社会課「参考(袋入)不良住宅密集地区に関する調査・不良住宅密集地区図集」(京都府庁永年文書,昭 11-0086,012,京都府立京都学・歴彩館所蔵)

²⁴ 東九条の5地区を含め「不良住宅地区に関する調査」に挙げられた全25地区については高野昭雄(近代都市の形成と在日朝鮮人、 佛教大学、2009)が比較分析を行っている。

かっている 25 。5地区すべてを合計するとその数は300 戸を優に上回っており、東九条全体では相当数の不良住宅が存在していたことになる(表1)。

ここで、作成した市街地復元図を用いて東九条における各不良住宅地区の状況の把握を試み たい。上述の「36年調査」では地区図が作成されており、大縮尺の地図に不良住宅の位置が着 色されているものである。どの家屋が不良住宅であったかという水準ではその位置を把握でき ないが、不良住宅の集中していた区域として、市街地復元図と照らし合わせて、その位置の推 定をおこなった。まず、1935年の市街地復元図からは、いずれの地区も新たに形成された市街 地の縁辺部に散在して位置していることがわかる。まず岩本町については須原通と高瀬川の交 差する地点周辺に不良住宅があったと考えられ、とくに京都電燈化学工場の西側には小規模な 建物が密集していることが確認でき、これらは、そのほか高瀬川に沿って長屋が密に立ち並ん でいた。一方、上殿田や中殿田では矩形の土地に沿って長屋が並んでおり、街路と接していな い裏長屋も確認された。いずれも 1915 年の市街地復元図で確認できる。山王町でも高瀬川沿 いに家屋が数軒ならびその他は長屋が建ち並んでいる。周辺には先述したように大規模な工場 が多数建設されている。宇賀辺・松ノ木町で示されている場所は両町の町界付近であり、長屋 が並んでいる。周辺には大規模な染工場も多い。以上のように、工場周辺に建設された長屋の 一部が不良住宅化していたケースが多いことが確認できた。一方で、岩本町では他地区の長屋 と比べても極めて狭小な家屋が集中していた。このことから戦前期においても岩本町が東九条 の地区と比して厳しい状況にあったことが推察され、そうした状況は戦後にまで引き継がれさ らなる密集化に引き起こすこととなる。

表1 戦前東九条における不良住宅

地区名	不良住宅数	不良住宅世帯数
東九条岩本町	73	152
東九条上殿田町	67	79
東九条中殿田町	60	82
東九条山王町	56	56
東九条松ノ木町 宇賀辺町	72	83

出典:「36年調査」より筆者作成

_

²⁵ 高野昭雄『近代都市の形成と在日朝鮮人』, 佛教大学, 2009

3-3 大規模所有者の土地経営の特徴

市街地形成以前の集落(烏丸、御霊、札辻)を除く耕作地のほとんどは当地域内で1000坪以上を所有する大規模所有者によって所有され、そこに新市街が形成されていった。そこで本節では、大規模所有者の土地利用の観点からその土地経営を分析することで、それらが新市街の形成に対して与えた影響について明らかにしたい。

まず、市街地形成以前の集落を除く新市街における 1912 年時の大規模所有者の所有地について、3章の市街地復元図より 1935 年時の宅地化率を把握した²⁶。また、1000 坪以上を所有する在地地主と不在地主それぞれについて、新市街所有地の宅地化率ごとに、所有者数、新市街における所有面積、宅地化面積を示した(表 2)。大規模所有者のおよそ 2/3 が在地地主であり、その所有面積や宅地化面積においても不在地主を大きく上回る。とくに全宅地化面積の半分以上が、宅地化率が 1/3 を超える在地地主の所有地によって占められている。ただし、所有者数は宅地化率が 1/3-2/3 の層に集中しており、層全体の所有面積では農地(非宅地)の面積のほうが多い。一方の不在地主は、宅地化率が高い所有者層に集中しており、宅地化に積極的だった所有者が多いことがわかる。しかし、宅地化率が 2/3 を下回る所有者についても所有面積の多さにおいて、市街地形成への影響力が大きかったと考えられる。以上をふまえ、個別の所有者の分析に移りたい。なお、以下で取り上げた所有者の土地については、1935 年時の土地利用を示し(図7)、旧土地台帳および閉鎖登記簿を用いて土地所有者の変遷を補足的に把握している。

表 2 大規模所有者所有地の宅地化率

	宅地化率	所有者数	所有面積 (坪)	宅地化した 面積(坪)
	< 1/3	9	26889	6107
在地 地主	1/3-2/3	18	93713	43598
地土	> 2/3	13	44346	36834
	< 1/3	4	29873	7202
不在 地主	1/3-2/3	3	39679	21240
地土	> 2/3	11	16794	15879
総	計	58	251293	130859

²⁶ 本章 2 節で作成した地割図に 3 節の 1935 年時の市街地復元図を重ね合わせ、建物の有無により宅地化を判断した。

3-3-1 在地地主

一浅田治郎兵衛-

浅田治郎兵衛は東九条地域で最も土地を所有している烏丸集落の地主である。村会議員を務めるほか、金融業にも従事していた。所有形態は、屋敷地を中心に集積している部分と集落全体に散在している部分とに分かれている(図 7)。また、新市街の所有地の宅地化率は4割となっており、その点において典型的な在地地主の一人である。基本的には地租改正時に所有権が確定した近世来の所持形態を維持したものと考えられるが、1880年末頃から1900年頃にかけて、屋敷地周辺の烏丸その周辺の上殿田、中殿田の土地を取得していた。主に元々の所有地に隣接する土地や敷地面積の大きい土地を取得していたことと、土地所得を始めた時期が当地域で最初期に工場が建設された時期とも重なることから、その後の市街化を見越した土地取得であったとも考えられる。その後、新たな土地取得はなく、そのまま所有形態を維持しながら継続的に所有し、所有地には工場や長屋等の住宅が建設されていく。その中には、1922年に開設

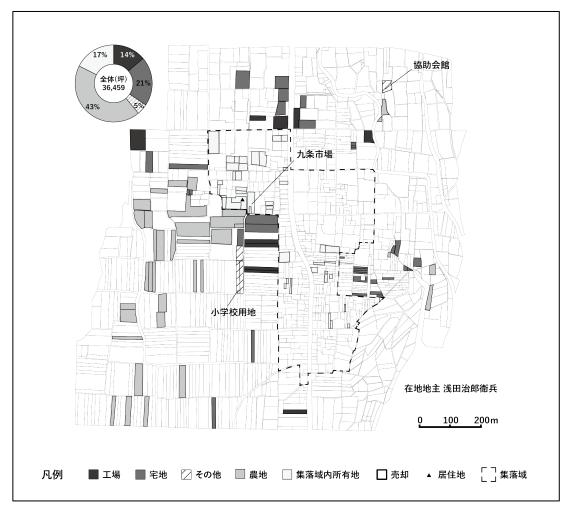


図7 浅田治郎兵衛の土地運用

された私設市場である九条市場や上述した協助会館に土地を提供している。なお、協助会館の土地については焼失後まもなく別の居住者へ売却された。また、所有する農地のほとんどが南西部に集中している。

一梅垣豊、七右衛門-

梅垣豊、七右衛門27は御霊集落の地主で、先の浅田治郎兵衛と同じく、いずれも村会議員、方面委員を務めていた。所有形態は自らの屋敷地と合わせて、その周辺に散在的に所有していた(図8)。七右衛門は1912年以前に売買により土地取得しており、特に隣接する土地数筆を取得していることから、土地集約の意図があったと考えられる。ただし、浅田や梅垣のように明治期に土地を新たに取得している在地の大規模所有者は少なく、多くの在地の大地主は近世以来の所有形態を引き継いでいると考えられる。ところで、梅垣両者の所有地は、宅地化率がおよそ8割と極めて高いことが特徴的であり、これは所有地の多くが先に述べた地味において

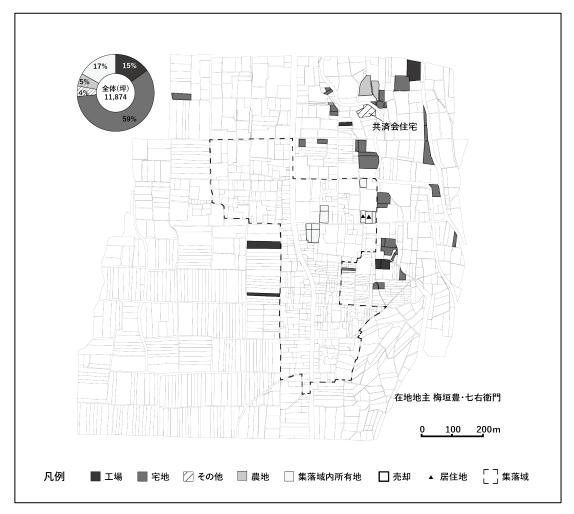


図8 梅垣豊、七右衛門の土地運用

-71-

²⁷ 梅垣豊、七右衛門は屋敷地が隣接していることから親戚関係にあると考えられるため、両者を同時に扱った。

劣っている地域東部に位置していることも影響していると推察される。また、先述の京都府共済会による共済会住宅が建設されたのは梅垣豊の所有地であり、土地提供を申し出たことによって建設に結び付いた。この共済会住宅の周辺には梅垣両者の所有地が多く、不良住宅地区の一部として先に指摘した、京都電燈化学工場裏の狭小な建物が立つ敷地なども、元々梅垣の所有地である。

在地大地主の特徴

以上のように、浅田と梅垣の所有地ではそのほとんどが所有を継続されたまま、宅地化が進 んでいった。その他の在地の大地主もまた同様の傾向が見られ、大きく市街地が拡大していっ た。しかし、こうした在地の大地主は宅地開発に強い積極性があったかには疑問が残る。とい うのも、1922 年時には多くの土地はまだ宅地化されておらず、主に 1922―27 年にかけて宅地 化しているからである。上述したように 1922 年までは工場建設が先行していったが、それに よって労働力の需要が高まり、流入人口が激増する中で工場周辺の所有地を受動的に宅地化し ていったと考えられる。こうした受動的な宅地化の背景には、在地の大地主はその所有する農 地を維持する多くの小作人を抱えていたことがあると考えられ、実際、1891年の新聞によれ ば、5,60人の小作人が浅田に賃上げ要求をおこなったとされている28。そして、地主が農地か ら宅地に利用を転換する際にも、様々な軋轢が生じていたことが考えられる。また、先に述べ た通り、いまだ農業従事者すなわち小作人が一定数居住していたと考えられ、それゆえ浅田の 土地経営からみられるように南西部の農地が確保する状況が生まれていたと考えられる29。つ まり、在地の大地主の多くは、先行する工場建設に追随する形で受動的に宅地化を進める一方 で、南西部の良質な農地を維持することで、地域産業の工業化への移行に対応していた。しか し、こうして確保されていた農地も、1930年代以降の土地区画整理事業を契機に全面的に宅地 化される。

3-3-2 不在地主

一井上五郎兵衛 / 仁寿生命保険株式会社-

井上五郎兵衛、仁寿生命保険株式会社は、ともに先行的に投機的土地取得をおこなったと考えられる地主であり、典型的な不在地主である。井上五郎兵衛は市内で貸金業を営む資産家であり、明治末期に上殿田町の北側の一部を一体的に取得している(図 9)。1912年の地目をみると一部が既に宅地化し、積極的に宅地開発をおこなっており、その宅地化率は 9割となっていた。所有面積はそれほど多くはないが、他の地主に先行し宅地化を進めていったことは、後の市街化を牽引した意味で市街化への影響力は大きかったといえよう。また、1920年代後半からすべての所有地を売却している。売却先は不在地主がほとんどで、取得後すぐに転売されている場合もあった。一方の仁寿生命保険株式会社もまた、明治末期に上殿田町に集中的に土地

²⁸ 日出新聞 明治 24 年 8 月 14 日

²⁹ 南西部の農地所有者は45名で、在地の大地主は24名であった。

を取得している。しかし、それらは 1930 年初頭まで利用に供されないまま保有が続けられており、1930 年初頭より東寺道沿いの一部の所有地が居住者に分譲されるのみで、宅地率は 3 割を切り、先の井上五郎兵衛と対照的である。なお、分譲地を取得した居住者は、自ら土地取得が可能な経済力を持った中流階級の者であったと考えられる。さらに、当時建設された住宅のほとんどが長屋形式であったのに対して、その分譲によって建設されたのは戸建て形式の住宅であった。東寺道沿いは戦後商店街へと発展していくのだが、分譲によって土地を取得した者の中には商工業者もいたことが推察され、この分譲が商店街形成のひとつの契機になったと考えられる。

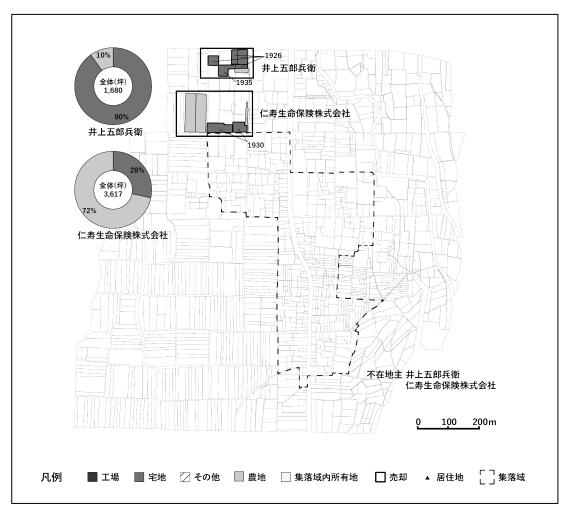


図9 井上五郎兵衛 / 仁寿生命保険株式会社の土地運用

一安田平四郎-

第八代京都市長安田耕之助の父で、織物商を営み、明治期には市内有数の高額納税者であった³0。また、明治維新前には京都南座、北座の土地を所有する大仕打の家でもあり³1、京都市内でも有数の資産家であった。1912年時の所有面積は地域内で3番目に多く、その所有地は地域内に散在し、所有形態は在地の大地主のそれと非常に類似している(図10)。何らかの事情で在地の大地主の財産を引き継いでいると推察される。1910年前半にそれらは耕之助へと相続され、その後市街化が進む中で、新市街に位置する所有地の4割が農地のまま保有されている。とりわけ市街化が進んでいた山王、宇賀辺の所有地が宅地化されていないことから、宅地開発に対する積極性は低かったと考えられる。宅地化率だけをみれば、在地の大地主の土地経営と類似しており、不在地主の中では珍しい。しかし、市街化の過程の中で、宅地、農地に関わら

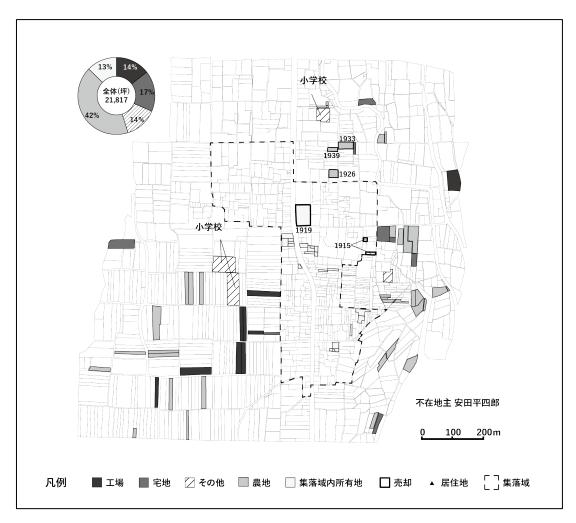


図10 安田平四郎の土地運用

³⁰ 京都市『明治四十四年 京都市第四回統計書』, 1912

³¹ 大阪朝日新聞 明治 43 年 10 月 31 日

ず、売却等で土地を手放している点で在地地主と異なっている。これらの中には、小学校の増設や新設のための用地になっている土地も含まれ、こうした公共的な土地の提供をおこなっていることも特徴的である。また、地域南西部の農地が広がる一帯には工場がわずかながら建設されているが、建設された工場敷地は安田などの不在地主の所有地である場合が多く、在地の大地主の多くが農地を確保する中、不在地主は工場建設に土地を提供していた。

一田中善八一

宅地化、土地の売却等が少ない点で、不在地主としてひと際特徴的な存在であり、宅地化率は2割と不在地主の中でも極めて低い(図11)。また、京都駅北側の不動堂町に住む貸金業者で先の安田と同じく高額納税者でもあった。東九条地域内では浅田に次ぐ面積を所有している。もともと東九条出身で養子として入家している32が、このことと東九条に土地を所有して

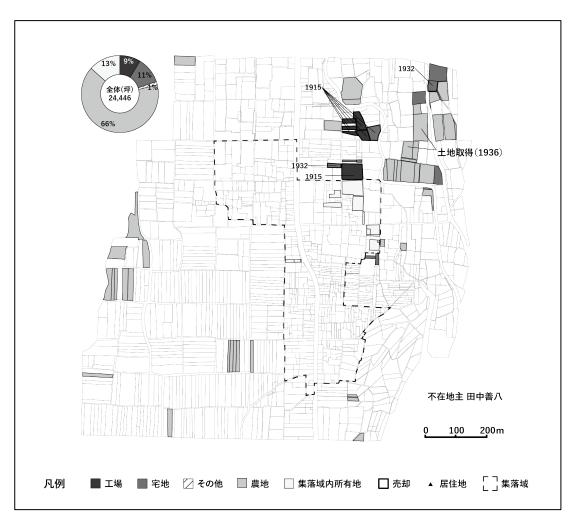


図11 田中善八の土地運用

³² 前掲 時事新報 1916.3.29-1916.10.6

いることとの関係は定かではないが、地域北東部と南西部に数筆がまとまった土地群を複数所有している。その所有地のうち、山王町の一部の所有地を1910年代に工場主に売却しており、山王町に大規模工場が集中することとなった。しかし、これら事業主に売却したほかは、ほとんどを農地のまま維持していた。さらに、在地の地主から隣接する土地を取得したケースも見られたが、これらも農地のまま所有し続けている。とりわけ、北東部に残る多くの農地は、戦後の人口流入の受け皿を用意する素地となった。

不在大地主の特徴

ここでは不在地主として、市内の実業家、資産家や官僚、保険会社を取り上げたが、その所有地の土地利用において、宅地の分譲や貸地/貸家経営など宅地化に積極的な者や農地のまま単に土地を資産として保有している者がいた。さらに、在地の大地主が土地を所有し続けたのに対して、不在地主は安田や井上のように土地を手放す者も多く、居住者と売買する場合もあったが、別の不在地主との売買である場合も散見され、不在地主化が続くことも多かった。

3-3-3 工場経営者

一濱口富三郎 / 浅野ナサ・雅三―

最後に、当地域の土地所有者全体の中で、面積や所有者数において工場経営者が占める割合は極めて少ないが、市街化への影響力の高さにおいて重要と考えられるためここでとりあげたい。濱口富三郎は1886年に缶詰工場を山王町に建設した、当地域における工業化の先駆者であり、京都市に東九条村が編入される1918年までに、村会議員を務めるに至った。罐詰工場の他、十条以南に大規模な染工場も建設している。また、濱口はこれら東九条の工場だけでなく、植民地期の台湾においてパイン缶詰工場の設立に出資し33、その販売会社である台湾物産合資会社を設立しており34、植民地経営にも参画する大手缶詰製造企業へと成長している。もともと、市内出身者であるが、工場建設を契機に工場に隣接して居を構えた。また、高瀬川沿いの土地にはその工場労働者の寄宿舎を設け、その他には、数は少ないが工場敷地以外の所有地には長屋が建設されており、これらも工場労働者用の住宅として利用されていたと推察される(図12)。また、浅野ナサ・雅三は、北に隣接する崇仁地域にも土地を所有していることから崇仁地域から進出してきたものと考えられ35、東九条の土地を1900年頃にまとめて取得している。浅野ナサの所有地には浅野雅三の肥料製造工場が建設され、また、浅野雅三の所有地には友禅工場が建設されている。工場の他にも先の濱口同様、所有地内に長屋を建設している。

. .

³³ 斎藤尚文『鈴木商店と台湾パイン缶詰産業ー台湾鳳梨缶詰株式会社の設立と事業―』東洋史訪,第 26 号, pp.1-20, 2019

³⁴ 臺灣日日新報 大正7年9月12日

³⁵ 岩本町北部周辺の市街化は隣接した崇仁地域との関係が強い可能性がこれまでにも指摘してされており(前掲『京都東九条における朝鮮人の集住過程(一)一戦前を中心に一』など)、売買の経緯は定かではないが、土地所有において崇仁地域からの流入があったことは、この浅野2名以外にも確認された。

工場経営者の特徴

濱口、浅野の他にも、先の田中善八の所有地を買得した工場事業者のように土地を取得して 工場を建設する事業者は数名いたが、濱口や浅野のような土地を取得して地域内に居を構えつ つ、労働者用の住宅を合わせて建設するケースはまれであった。工場経営者は在地地主や一部 の不在地主と比較すると、建設した工場が人口流入の誘因となったとはいえるが当地域の市街 化の進展に宅地化という形で直接的に寄与することはなかったといえる。

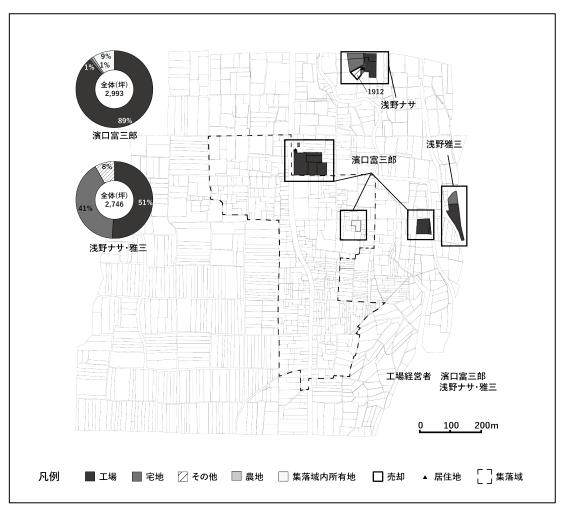


図12 濱口富三郎 / 浅野ナサ・雅三の土地運用

3-4 小結

戦前期の市街地進展の特徴

本章では土地の所有と利用に着目して戦前期の東九条地域形成過程を見てきた。まず、市街化以前の農村としては、竹田街道を軸に形成された集落域と、その東西に広がる農地といった3地域に大きく分けられる。東西の農地を比較すると、集落東側の田地は相対的に地味に欠けていた。新市街の形成される東西の農地は不在地主を含む大規模所有者によって所有されていた。とくに、大正初期には旧市街に近い北側で不在地主化が顕著であり、市街化に先行して潜在的な都市化が進みつつあった。その後、大正初期にかけて集落周辺部に工場が立地し、大正末期以降それら工場周辺に住宅建設が急速に進む形で市街化が進行したが、一部宅地化されない土地が残存していた。一方、市街地の進展には竹田街道を挟んで大きな偏りが生じていた。とくに南西部の田地は良質な田地であったことから市街化が進む中でも農地のまま維持され、市街化以前の土地利用に影響を受けていた。また、貧困問題が拡大するなか、崇仁地域と隣接する地域北東部では細民対策としての住宅や社会福祉施設が建設され、新市街地の縁辺部では散在的に不良住宅化が進むとともに朝鮮人の集住する地区となっており、とりわけ岩本町が貧困状況、住環境の過酷さにおいても顕著であることが明らかとなった。

大規模土地所有者による都市化過程への作用

在地の大地主は工業化が進む過程でそれに追随する形で宅地開発をおこない大きく市街地を 進展させた一方で、地域南西部の農地を確保することで農業から工業への地域産業構造の移行 に対応していた。また、貧困問題が拡大する中で、社会福祉施設や細民住宅の建設にも土地を 提供する者もいた。ただし、各地主の所有地のほとんどが散在的である上に、地主各々によっ て個別に開発が進められたことが、土地利用の拡散の一様態として不良住宅地区が小規模かつ 散在的に生じることにつながったと考えられる。そして、その小規模性、散在性が不良住宅地 区改良事業の対象指定へと至らなかった一要因といえる³⁶。

対して、不在地主は積極的に宅地化を進めその後売却する者や、宅地分譲をおこなう者、宅地化に非積極的な者とさまざまであった。とくに、宅地化されず保有が続けられた土地が各所に存在していたことから、スプロール状に新市街地内部に農地が残存する結果となり、市街化以前に不在地主化が進んでいた地域北部などではその傾向が顕著にみられた。戦後、とりわけ地域北東部の岩本町や北河原町において、不在地主の土地保有によって残存していた農地は1930年代後半から始まる土地区画整理を経て大規模な宅地となり、極度の人口流入の受け皿となっていき、四ヵ町の形成につながった。

_

³⁶ 東九条の不良住宅地区が不良住宅地区改良事業の対象として指定されなかった要因としては、杉本弘幸(『近代日本の都市社会政策とマイノリティー歴史都市の社会史ー』思文閣出版,2015)によれば朝鮮人に関わる問題は京都府が一貫して政策を展開していたため、京都市が積極的に関わることはなかったという浅田朋子(『京都府協和会小史一戦前・戦中における在日朝鮮人政策一』,在日朝鮮人史研究,第27号,pp.91-113,1997)の指摘に加えて、当時の京都市における「不良住宅地区」=「被差別部落」行政上の認識にあったという政策上の要因が指摘されている。また、東九条の不良住宅地区のその規模や困窮度において被差別部落が優先的に指定される実態にあったことも高野昭雄(前掲『近代都市の形成と在日朝鮮人』)によって指摘されている。

第4章 土地区画整理実施以前における 戦前期市街地形成の形態分析

4-0 はじめに

前章では東九条地域における土地区画整理以前の大地主の所有形態と土地利用の分析を通して、当地域では一様に市街化が進行したわけではなく地域内でも市街地形成のあり方に違いが見られたことを明らかにした。つづく本章の課題は、土地区画整理が施工される以前に個別の土地/建物によってどのような市街地が形成されたのかを、住宅・工場・農地の混在状態や地域内における領域的な差異の観点から明らかにすることである。それゆえ、本章でも対象地域は前章に引き続きおよそ八条通から十条通の間とし、対象期間についても同様に土地区画整理事業の施工前までとする。分析にあたっては、前章で復元した市街化以前の地割を示す「1912年地割図」と土地区画整理施工前の地割と市街地の状況を示す「1935年地割図」、「1935年市街地復元図」を用いた。

耕地整理や土地区画整理が未施工のまま農村が市街化する場合、その形成実態を明らかにする上で、市街化以前の農村のもつ「初期条件」を把握する必要がある。そこで市街化以前の地形条件や区画、土地形状の差異を「初期条件」として把握する(1節)。また、市街化が一定進行していた土地区画整理以前の市街地における建物・街路網・土地の形状を復元し、建物用途や市街化の進展状況、土地形状の変化を把握する(2節)。さらに、「初期条件」が土地区画整理実施以前の市街地とどのように関係しているかをみるために都市組織に着目する(3節)。

本章では都市組織を、ある一定の地域全体にみられる動き(市街化の進行)と個々の構成要素の動き(長屋や工場の建設)といった全体と部分の関係(領域的な差異)や個々の構成要素間の関係(住工混在の様態)をみる市街地形成の基礎的な分析概念として捉えたうえ、とくに土地と建物の関係性を捉えるために都市組織の「基本単位」となる土地・建物群を定義している。それらの土地の構成や建物配置によって「基本単位」を類型化することで、類型間の関係やこれら類型と市街化の「初期条件」との関係性を分析し市街地にどのような領域的な差異が現れたのかを明らかにする。

なお、戦前期の市街地形成の形態的な特徴を捉える研究として、戦前期大阪の耕地整理や土地区画整理などの市街地整備との関連から長屋建設の開発形態を明らかにした研究¹や、耕地整理地区に形成された住工混在市街地において街区内の長屋や工場、商店などの構成から街区ごとの特徴を復元的に分析した研究²等が挙げられる。これらに共通するのは、耕地整理地区や土地区画整理地区を対象としその後の市街地形成過程を明らかにすることで事業の計画的意義や問題点に焦点を当てている点にある。対して本章は、「街区」という一般的な市街地の分析単位が見出しづらい土地区画整理以前の市街地形成を対象とし、個別の土地単位から市街地全体の形成を分析する点に独自性があり、隣接する土地(筆)との関係や土地利用(住宅・工場あるいは農地)の混在の様態を通じて、市街地内部の領域的な差異や特徴を明らかにしている。

¹ 寺内信「大阪における長屋建住宅建設と市街地形成の近代化過程に関する研究」,京都大学博士論文

² 柴田純花, 窪田亜矢「耕地整理による戦前期の用途混在密集市街地の形成実態及び社会的評価に関する研究 大街区で構成される神 戸西部耕地整理事業地区を対象に」、都市計画論文集、第50巻、第3号、pp.780-787、2015

4-1 市街化に先行する初期条件

4-1-1 市街化以前の集落・道・区画

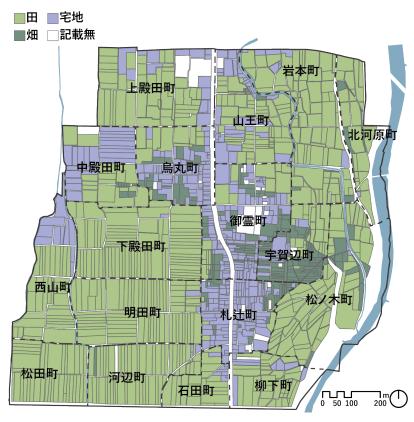


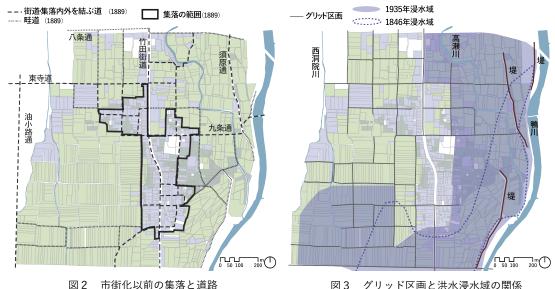
図1「1912年地割図」及び町界

市街化以前の東九条地域はどのように構成されていたのか。ここでは、集落の位置や道路網及び区画の有無を把握する。そこでまず「仮製二万分の一地形図」(以後、「1889 年地形図」)を、「1912 年地割図」(図1)に重ね合わせることで、市街化以前の集落の位置や道路網を「1889 年地形図」より参照した。

市街化以前の集落の位置はおよそ鳥丸町・御霊町・札辻町(以下、この3町を旧集落居住エリアとする)に当たり、これらの町の外側にある「1912年地割図」にみられる宅地は1889年以降に宅地化されたものと考えられる。なお、1912年時は京都市編入(1918年)以前であるため、「町」の単位は存在しないが、後の市街地形成後の分析との比較のため、以下は市編入後の町を単位にみていくこととする。

道路網については竹田街道、須原通、東寺道、九条通(竹田街道以東)といった地域内外や 集落内部を結ぶ道と耕作地内の畦道とが確認できた³。これら集落の位置と道路網を「1912 年 地割図」に示したものが図 2 となる。また、九条通以北には高瀬川から西洞院川の間に、九条

^{3 「1889} 年地形図」の当地域が該当する図郭における道路記号については、実線と点線による複線で描かれたもの(竹田街道等が該当)と、破線(単線)で描かれたもの(集落内の街路が該当)、点線(単線)で描かれたもの(農地内の道が該当)とがあった。



グリッド区画と洪水浸水域の関係

通以南には竹田街道から西洞院川の東側分流の間に、それぞれ東西方向のグリッド区画がみら れ、条坊制と条里制の影響下にあると考えられる。(図3)4。対して、河川沿いや集落の近傍 ではグリッド状の区画はみられず、とりわけ地域東側の高瀬川や集落以東ではその傾向は顕著 であることがわかる。地域東部は鴨川に対する堤(1889年地形図を参照)が幾重にも築かれて いることにも現れているように度重なる水害があったと考えられる。図3にも示すように1935 年京都大水害と1846年の洪水時の浸水域とも重なる5。前章でみたように地域東部の農地が、 相対的に地価が低くかったのは度重なる水害のためと推察される。

4-1-2 市街化以前の土地形状とその類型

立ち入らないこととする。

つづいて、市街化以前の土地形状を把握したい。そこで「1912年地割図」に示される各土地 (1375 筆) に対して、大きさ、形状等を示す数量的指標に基づき土地形状の類型化をおこなっ た。まず、土地の大きさと形状を数量的に把握するため、大きさについては面積、短辺長を、

⁴ これらのグリッド区画は条里制や条坊制の影響下にあること(高橋康夫他3名『図集日本都市史』, 東京大学出版会,1993、金田 章裕『13・14 世紀における京郊の村落景観―紀伊郡北部の事例―』歴史地理研究と都市研究(上),藤岡謙二郎先生退官記念事業 会、pp.183-195, 1978) は当然想定されるとともに、竹田街道(東洞院通)以東においては条坊制が実際に施行されたかどうかの議 論も存在する(山田邦和「『前期平安京』の復元」、『都市一日本前近代都市論の過程』、青木書店、2002)。ただ、本章の目的上、市街 化の初期条件としてグリッドが存在している(いない)ことを確認するにとどめ、復元した地割図にみられるグリッド区画が条里 制・条坊制が敷かれたとされて以降、歴史的にどのように形成されたものであるかどうかは、より緻密な検証を要するため本稿では

^{5 1935}年の浸水域については京都市役所『京都市水害誌』、1936の付図より、1846年の浸水域については松尾眞吾『弘化3 (184 6)年の鴨川下流域・東九条地域における洪水の復原一鍬下年季に着目して一』,立命館地理学,第27号, pp.53-68, 2015の分析結 果を参照した。

形状については縦横比と不整形度を指標とした⁶。各指標の分布を示したのが図 4 である。さらにこの 4 指標を用いたクラスタ分析(Ward 法、ユークリッド平方距離)にもとづき、土地形状の類型化をおこなった。クラスタ分析の結果をクラスタ水準 10 で解釈すると 4 つのクラスタが得られる。この 4 クラスタを、各指標の平均値(表 1)にもとづき解釈すると以下の土地形状の類型が得られた。

- ・大規模型 (クラスタ A): 面積平均が最大のクラスタで、それにともない短辺平均も最大となり、縦横比の平均は最も小さい。それゆえ、面積が大きいことが他クラスタと同クラスタを隔てる最大の要因と考えられるため大規模型と解釈される。
- ・短冊型 (クラスタ B): 縦横比平均が他のクラスタの中でも最大であり、短辺平均が最小となっていることから短冊型と解釈される。
- ・小規模型 (クラスタ C): 面積平均が他のクラスタの中で最小値を示し、不整形度も小さいため、小規模型と解釈される。該当数が最も多い類型である。
- ・不整形型 (クラスタ D): 不整形度平均が最も高く、不整形型と解釈した。また、短辺平均がやや高いことも特徴である。

形状類型	面積 (m²)	短辺 (m)	縦横比	不整形度	筆数
	(/	()			
А	2206	36	2.2	1.15	239
В	958	10	9.8	1.08	255
С	390	13	2.8	1.07	598
D	613	20	2.3	1.50	283
総計	857	18	3.9	1.17	1375

表 1 類型別土地形状値平均

4-1-3 土地形状類型の分布

では、上記の土地形状類型がどのような分布をとっているのか、町別に各類型の筆数構成比を みることで、分布傾向を把握したい。まず、筆数構成比をもとに、17 の町を 3 つのグループに 分けることとした(図 5)。

グループ I は単一の土地形状類型が半数以上を占める町 [11 町]、グループ II は半数未満かつ 4 分の 1 以上を占める類型が 2 つの町 [5 町]、グループ III は 4 分の 1 以上を占める類型が 3 つの町 [1 町(岩本町)] とした。さらに I 、II グループは、構成比が多い土地形状類型ごとに I -A (上殿田町)、I -B (松田町・明田町・下殿田町・河辺町)、I -C (札辻町・御霊町・烏

⁶ GIS 上で各土地について内包する最低面積の矩形を導出し、その矩形の短辺の長さを土地の短辺長として扱い、長辺を短辺で除した数値を敷地の縦横比として、その矩形の面積を土地面積(GIS 上で算出)で除した数値を不整形度として算出した。なおクラスタ分析の際は、各指標に対し標準化をおこない分析した。

丸町・宇賀辺町)、I-D(柳下町・松ノ木町)、II-A,B(西山町)、II-A,C(中殿田町・石 田町)、II-A,D (北河原町)、II-C,D (山王町) の8つの小グループに分けられる。

以下、各グループの特徴から土地形状類型の分布をみていく。まず A:大規模型の土地が 4 分 の1以上を占めるI-A、II-A,B、II-A,C、II-A,D、III-A,C,D グループに該当する町 は、地域北部に位置する。B:短冊型の土地が4分の1以上を占めるI-B、II-A,Bのグルー

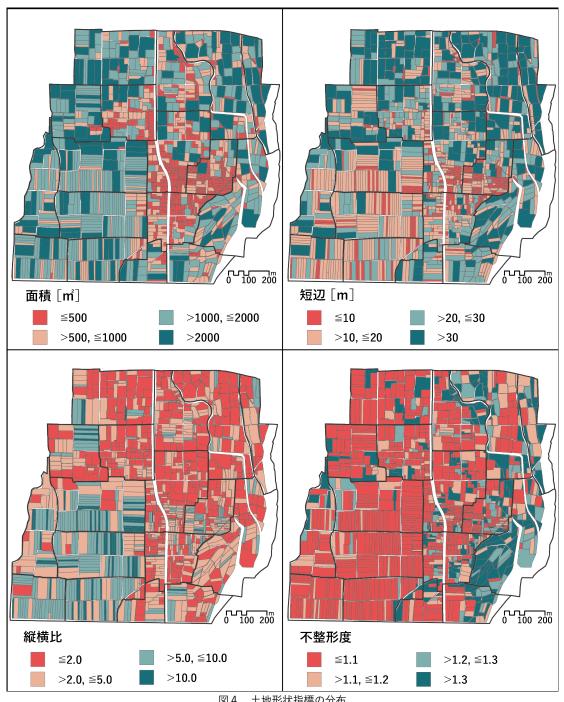


図4 土地形状指標の分布

プでは、すべての町が九条通以南かつ竹田街道以西に広がる耕作地にあたる。C:小規模型の土地が 4分の 1以上を占めるグループ I-C、II-A,C、II-C,D、III-A,C,D は、旧集落に相当する I-C の 3 町とそれらに隣接する町に相当する。D: 不整形型が 4分の 1以上を占める I-D、II-A,D、II-C,D、III-A,C,D は地域東部の鴨川の水害常襲地に広がる耕作地にあたる。

以上を整理すると、土地形状の観点から市街化以前には地域内で領域的な差異がみられることがわかる。各土地形状類型はそれぞれ分布の傾向を持っており、A:大規模型の土地は主に九条

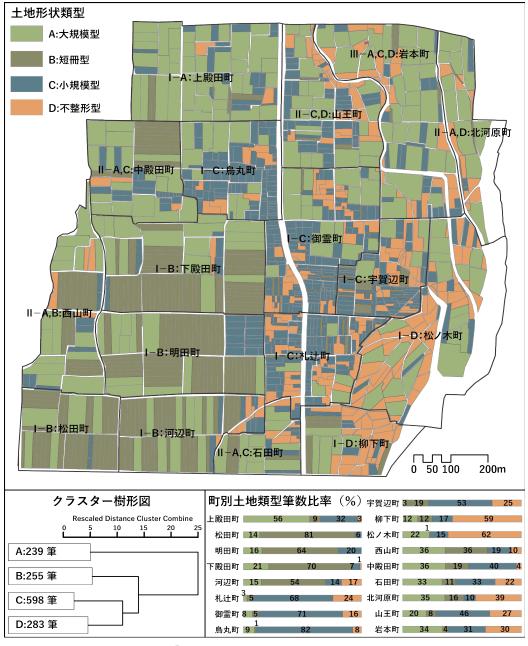


図5 「1912年地割図」に基づく土地形状類型と分布

通以北の耕作地に顕著に見られ、B:短冊型の土地は九条通以南、竹田街道以西の耕作地に集中しており、C:小規模型の土地は旧集落の細分化された宅地に当たり、さらに集落周縁部の耕作地内にも点在し、D:不整形型の土地は鴨川の近傍に広がる耕作地に分布していた。そして、それぞれの分布領域には当然重なりが見られ、それがグループIIやIIIに属する複数の土地形状類型が混在している町にあたり、それぞれの土地形状類型の分布領域の境界に位置していることもわかる。

4-2 都市組織の組成について - 建物・道・土地 -

「1935 年市街地復元図」と「1935 年地割図」をもとに 2 種の「京都市明細図」と 1927 年の航空写真『空中より見たる京都市街図 写真」を参照しながら 1935 年時の市街地における土地・建物・道といった都市組織の構成要素を把握する。

4-2-1 建物用途と街路網の把握

まず、個別の建物の用途の判別をおこない図 6 に示した。前章では、<産業施設>、<宗教施設>、<公共施設>の用途⁷についてのみ示したが、本章では「1950 年明細図」に基づき、<生活施設>を加えた⁸。また、上記の建物以外の機能が明確に判明し得ない建物のうち、1912年時の在地地主の所在地とそこに隣接する所有地の上に建つ建物を<地主屋敷地建物群>とし⁹、複数の地図の比較検討から<長屋>と推定される建物を抽出した¹⁰。

さらに、各種地図を用いて、街路網の状況を把握した(図7)。街路網の復元方法については、「現形図」、「1927年明細図」、「1950年明細図」を用いて街路網を推定し、推定された道のうち地割図上の各土地の隙間あるいは道路用地上を通る道とその他の土地上を通る道とにわけ、土地上を通る道は「路地」とした¹¹。各土地の隙間あるいは道路用地上を通る道に対して、先述の「1889年地形図」の道路網のうち街道と集落内外を結ぶ道路に該当する道と十条通を「市街化以前の街路」とし、残りの道を「その他の道路」とした。

^{7 &}lt;産業施設>の分類には発電所、市電車庫、養鶏場や倉庫等も含めている。<宗教施設>には寺社および天理教の施設も含まれる。 また、<公共施設>には小学校、市立の工業研究所、協助会館が含まれる。

⁸ 具体的な用途としては銭湯、私設市場、映画館が該当する。「1950 年明細図」は、京都市明細図を下図として、用途や階数が手書きで加筆されたものであり、下図には 1950 年以前の状況が描かれている。また、下図の状況と「1927 年明細図」を比較してみると 1927 年時より新たに描かれた建物も多いため、下図は 1927 年以後に作成されたものと考えられる。そこで、下図に用途が記載された建物のうち建物形状が市街地復元図上の建物と類似している場合、下図の用途と同一であったと判断した。

⁹ 在地地主の所在地については旧土地台帳や閉鎖登記簿を参照している。

^{10 「1927} 年航空写真」上で屋根面が連続していると見られるもの、「現形図」、「1927 年明細図」および「1950 年明細図」の下図において、同一形状が連続して描かれている、あるいは水回りが収まっていると考えられる付属建屋が連続して描かれている場合に長屋と判断した。

^{11 「}現形図」には明らかに読み取れる道路も存在するが、土地の描かれていない部分が実際に道路かどうかは、水路のみが通っている場合等もあり判断できない。一方、「1927 年明細図」と「1950 年明細図」には明確に描かれている道路が「現形図」に比して多い一方で、それらが土地上を通っているのかどうかあるいは道路用地となっているかなど、地割との関係が読み取り難い。それゆえ、両者を合わせて判断した。なお、路地の抽出の多くは「1950 年代明細図」に依っているが、「現形図」と比較して建物の並びが同じ場合のみ参照しておりそれでも路地の有無が判断できない場合は、「現形図」や「1927 年航空写真」で長屋などの建物の向きを参照した。

4-2-2 市街化の進展状況

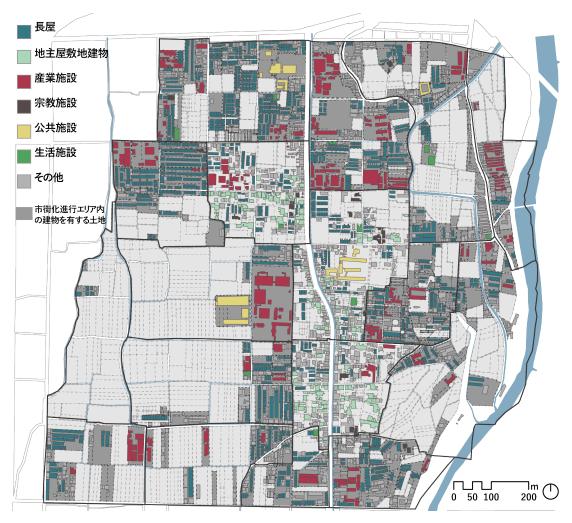


図6 「1935年市街地復元図」及び「1935年地割図」

市街化の進展状況を確認するため、「1935 年地割図」と「1935 年市街地復元図」を重ね合わせることで建物が建つ土地を抽出し、そのうち旧集落居住エリア(烏丸町・御霊町・札ノ辻町)と新たに市街地が展開した 14 町(以後、市街化進行エリアとする)において、建物が建つ土地の総面積(市街化面積)から町別に市街化率を算出した(表 2)。

旧集落居住エリアの3町の市街化率はいずれも7割~9割である。一方の市街化進行エリアでは、全体で5割ほどとなっているが町ごとに市街化率にばらつきが見られる。町別に市街化率をみてみると、市街化率が7割を超えるのは山王町・柳下町・宇賀辺町・上殿田町・石田町といった旧集落の周辺に位置する町であり、面的に市街化が進んでいた。一方、市街化率が総じて低いのは明田町・河辺町・下殿田町・西山町といった南西部の町である。その理由としては前章でも述べたように、1912年時において地域東部に比べ南西部では相対的に農地の地価水準が高く、生産性が高い農地が多いことから、一体的に農地が保持されていたと考えられる。

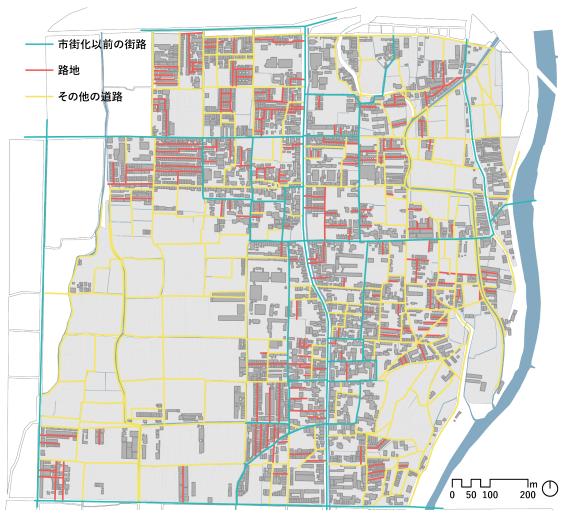


図7 街路網推定図

こうした、面的に市街化が進んでいた町と、面的に農地が保持される傾向にあった町の中間的な位置にあったのが、中殿田町・松田町といった西九条に隣接する西部の町と鴨川河岸沿いの北河原町・岩本町・松ノ木町であった。中殿田町・松田町は、東九条地域の西に位置し市街化が進んでいた西九条に隣接していることもあって、東寺道や油小路通といった通りに近い場所からまとまって部分的に市街化している。対して、鴨川河岸沿いの北河原町・岩本町・松ノ木町では市街化している土地と農地とが入り混じりスプロール状に市街化していた。鴨川河岸沿いの部分的に農地が残っている場所の特徴としては、鴨川に対して設けられた堤の内側に沿って位置していることが特徴であり、水害の危険性が相対的に低い場所で農地が残され、それ以外の場所から市街化が部分的に進んだものと推察される。

4-2-3 市街化に伴う土地形状の変化

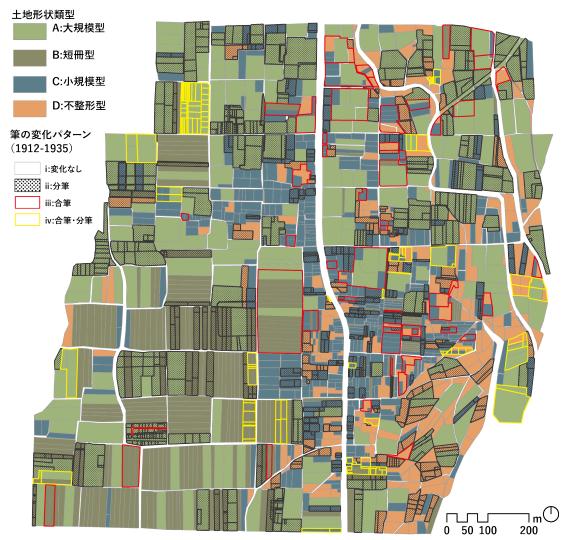


図8 1912-1935年の土地形状の変化

つづいて、市街化によって土地形状がどのように変化していたのかをみていきたい。「1912年地割図」と「1935年地割図」の 2 時点を比較することで、1935年時の土地は、i.形状が持続した土地、ii.分筆された土地、ii.合筆された土地、iv.合筆後にさらに分筆・合筆を経た土地、v.新たに民有地となった土地の 5 つに分けられる(図 8)。ただし、以下では 1912年時と1935年時の比較をおこなうため v.を除く。この土地形状変化の分類(i-iv)と土地形状類型(A-D)との関係について建物が建つ土地に限った集計を表 2 に示した。

まず、i.形状が持続した土地の占める割合(形状持続率)についてみてみると、旧集落居住エリア全体では6割を占めるのに対して、市街地進行エリア全体では4割を占めていた。ただ、市街化進行エリア全体では土地形状類型別にi.形状が持続した土地とii.分筆された土地との筆数を比べてみると、A:大規模型の土地を除いて、すべてi.形状が持続した土地のほう

が多い。C:小規模型のi.形状が持続した土地が多いことについては、旧集落に顕著に見られる類型でもあり建築物のスケールに近く細分化する必要性がないことが理由として考えられるが、規模の大きいその他の土地形状類型でも一定数見られることは特筆される点である。一方で、A:大規模型の土地では分筆がすすんでおり、全体としてi.形状が持続した土地の比率が低くなる一要因となっていた。iii.合筆された土地やiv合筆後にさらに分筆・合筆を経た土地については、全体に占める割合としては低いが、市街化進行エリアに多い。

次に、町ごとに土地形状の変化の特徴をみていきたい。開発圧力の高い場所では土地形状の変化が起きやすいと考えられるが、そうした視点から各町をみてみると、市街化率の高い上殿田町や柳下町や、市街化率が低くとも町域の一部に集中して開発がおこなわれた中殿田町、松田町、下殿田町、明田町では土地形状持続率が低い。一方で、市街化率が高く開発圧力も高いと考えられるにもかかわらず、土地形状持続率が5割前後の町も存在する。山王町、宇賀辺町、石田町がそれらに当たり、これら町の特徴としてもともと C:小規模型の土地の割合が大きいことが挙げられる。先述したように、C:小規模型の土地は土地形状が持続する可能性が高いと考えられ、その結果、町域全体としては土地形状持続率が高くなっていると考えられる。残る北河原町、岩本町、松ノ木町、河辺町は市街化率が高くなく開発圧力も相対的に低いと考えられ、これら町では土地形状持続率が5割前後となっている。これは、開発圧力が低いと考えられ、これら町では土地形状持続率が5割前後となっている。これは、開発圧力が低いと土地取得・利用の競合が起きにくくそれゆえ既存の土地形状が維持されやすい傾向にあるとも考えられる。とくに北河原町、岩本町、松ノ木町はスプロール状に市街化している町でもあり、D:不整形型の土地形状が維持されている状況が特徴的である。なお、岩本町では、高瀬川が1914年の京都駅の移築に伴って流路が変更され北河原町北部から地域内へと入る流路に変更されたことにより、岩本町北部の新しい流路上にあった土地が分断され分筆されている。

表 2 1935 年市街地における市街化率と土地形状変化

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	步 (**+C+C+C)	(6)	(p)	72%	52%	%09	%09	20%	29%	21%	21%	20%	32%	23%	20%	42%	20%	23%	26%	21%	20%	39%	47%
	+=-%	1 (S)	(<u>u</u>	103	187	170	460	99	26	115	66	32	38	56	22	74	36	13	27	20	2	629	1139
		.≥			4	2	9	က	7	7		2	က	—		4	2			12		44	20
		≔		Н	9	က	10	11		∞	2		1	2		က	2	П	П			31	41
筆数		۵	2	က	18	12	33	6	22	6	က	Н	2			4	4	Н	4			29	92
伏変化別		(ر.	16	99	43	115	4	7	20	14	2	4			4	2	—		4		09	175
土地形	:=	١	മ			4	4		4	က	က	1	2	11				2	2	2		39	43
市街地における土地形状変化別筆数			∢	6	2	4	18	9	7	2	26	10	11	9	11	28	2	2	П	37	1	180	198
市街地		۵	(P)	4	15	21	40	9	10	17	⊣	4			7	15	12		က			75	115
		ပ	(၁)	65	75	72	212	16	7	32	∞	9	П		2	12	П	П	9	10		26	309
		В	(q)		2	9	∞	—	7	16	П		7	2	⊣	⊣			വ	2		44	52
		⋖	(a)	2	9	က	14	10	က	Н	11	9	4	—	Н	က	2	2	7		1	20	64
市街	分	(α/	β)	82%	74%	%06	81%	%68	85%	77%	75%	72%	%59	25%	20%	20%	36%	34%	32%	32%	3%	51%	26%
3	十七 然回猫	(B)	9	60904	91409	58227	210540	72140	39627	48808	99229	29712	66099	52147	35634	102521	86806	106781	64752	93219	65017	966584	1177125
1	市街化面積	Z ((n)	50146	67424	52281	169852	64116	33560	37593	74790	21471	42690	27125	17989	51079	35888	36368	20971	29470	1900	495010	664862
	日			烏丸町	御騙町	札辻町	:リア合計	山田町	梦下野	宇賀邊町	上殿田町	石田町	中殿田町	松田町	北河原町	北 本 臣	松ノ木門	下殿田町	河辺野	明田町	西上田	:リア合計	
	肝グループ			J- I) -) - -	旧集落居住エリア	II – C,D	<u> </u>) - -	I – A	II – A,C	II – A,C	<u>–</u> B	II – A,D	III – A,C,D	<u> </u>	<u>–</u> B	<u>–</u> B	<u>–</u> B	II – A,B	市街化進行エリア	総計

4-3 都市組織の基本単位とその建物配置類型

4-3-1 土地・建物の関係と都市組織の「基本単位」の定義

本節では、土地と建物の対応関係および、建物配置から都市組織形成の特徴を捉えたい。そこでまず、土地と建物の対応関係からみていく。土地と建物の対応関係は1筆1建物の場合だけでなく、通常1筆の敷地に対して建物が複数棟建っていることも多い。さらに建物が複数の土地にまたがって建てられている場合も存在し、土地と建物の対応関係を多対多の関係の中で捉える必要がある。「1935 年地割図」と「1935 年市街地復元図」をもとに、1 筆あるいは複数筆の土地(群)に対しその上に立つ建物が筆界を超えない場合、それら土地(群)と上に立つ建物(群)を一つの「基本単位」として抽出すると、単数の筆で構成される「基本単位」が 438 個であるのにたいし、複数筆で構成されるのが 235 個であった。つまり 1935 年時の筆界にまたがった土地に建つケースも一定数を占めており、前節でみた 1912 年から 1935 年の土地(筆)形状の変化(あるいは持続)がかならずしも「基本単位」の構成に直結していないことがわかる。

そこで、「基本単位」のまとまりを規定する境界が、市街化以前の 1912 年の土地形状にどの程度基づいているかを探るため、1912 年時の筆界と所有権界に着目した。この二つの境界によって「基本単位」は、1912 年時の筆界によって境界付けられるあるいはその内部で構成されるもの(筆界維持型)と、1912 年時の所有権界によって境界付けられるあるいはその内部で構成されるもの(所有権界維持型)、1912 年の所有権界を超えて構成されるもの(所有権界越境型)との3つに分けられる(図9)。それぞれ全体としては順に 457、106、110 個であり、筆界維持型が最も多い(表3)。

ここで、旧集落居住エリアと市街化進行エリアとに分けてみてみると、旧集落居住エリアでは 筆界維持型、所有権界維持型、所有権界越境型の順に多いのに対し、市街化進行エリアでは筆界 維持型、所有権界越境型、所有権界維持型の順に多い。さらに所有権界越境型は複数の土地を連 担していることから、当然単位あたりの平均面積が大きいため、面積に関していえば市街化進行 エリアにおいて所有権界越境型と筆界維持型はおよそ同等である。つまり、市街化以前の筆界や 所有権界に従って都市組織が形成される場合とそれらを逸脱する場合といった対極的なパター ンが同程度に混在していた。

	全体	旧集	落居住エ	リア	市街	市街化進行エリア						
土地構成	(個数)	個数	平均 面積 (㎡)	面積 比率	個数	平均 面積 (㎡)	面積 比率					
筆界維持型	457	216	452	15%	241	793	29%					
所有権界維持型	106	45	977	7%	61	1835	17%					
所有権界越境型	110	29	975	4%	81	2358	29%					
総計	673	290	586	26%	383	1290	74%					

表3 「基本単位」の土地構成別にみた特徴

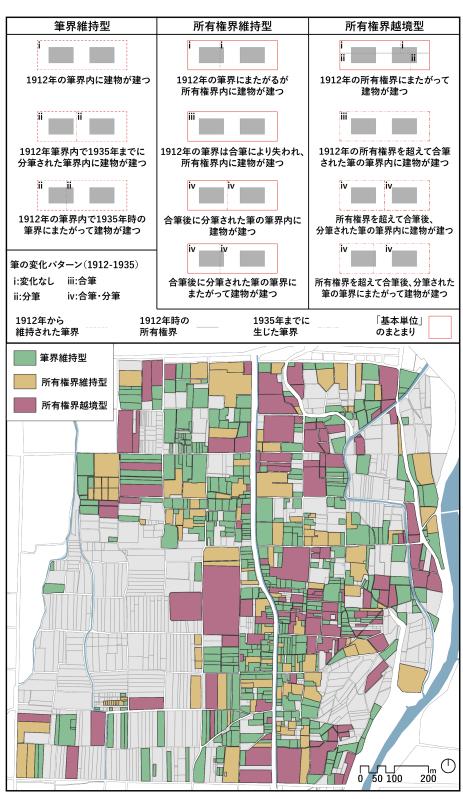


図9 「基本単位」の土地構成

4-3-2 「基本単位」の建物配置による類型とその分布

つづいて、「基本単位」内部の建物配置についてみていく。建物配置の分類として、前章で復元した街路網を参照し街路との関係からみた配置の基本型として接道型(1)、路地引込型(2)、セットバック型(3)、自己完結型(4)を定義した。接道型(1)は、「基本単位」のまとまりを規定する土地境界線のうち図7中の「市街化以前の街路」及び「その他の街路」に面する境界線(「表界線」とする)に最も近接している建物の「表界線」に面した外郭線と「表界線」との相対距離が、「基本単位」内部で複数棟に渡って一致しているあるいは隣接する「基本単位」内部の建物と一致している配置とし、そのうち裏屋建物が付属しているタイプを接道裏屋型(1*)とした。路地引込型(2)は図7中の「路地」が「基本単位」内部に引き込まれ、「路地」に面して主に長屋が並んでいる場合とし、そのうち「路地」が交差し複合化したものを(2*)とした。また、上記の「表界線」を有していない場合を(2**)とした。それゆえ、(2**)に該当する「基本単位」内部の建物は図7中の「路地」にのみ面しているものがほとんどだが、図7中にて示した「路地」が存在しない場合でも、「表界線」を有していないことから「基本単位」内部へのなんらかの動線が存在す

建物配置類型		_	居住	まま	客 リア					市	街(比進	行	エリ	ア					
		全体	烏丸町	御霊町	札辻町	崇	柳 町	宇賀邊町	上殿田町	吾	中殿田町	盤	北河原町	岩本町	松ノ木町	下殿田町	河辺町	明町	西山町	
	接道型 ⁽¹⁾		254	24	56	42	9	18	25	21	5	7		4	13	4		6	20	
	接道裏屋型 (1*)	•	108	12	24	28	4	4	8	6	7	1	2	1	2	4			4	1
基本型	路地引込型 ②		47	4	4	5	7	3	9	2	1	3			1		1	3	4	
型	接路地型 (2**)		28	1	5	6	1		4	3		1	2		5					
	セットバック型 (3)		39	15	2	19	\setminus	1	2				\setminus					\setminus		
	自己完結型 (4)		39	3	3	2	7	2	2	2	\setminus	2	1	2	3	3	2	2	3	
	その他 (5)		35	1	6		3		1	\setminus		\setminus	2	4	6	7	\setminus	3	1	1
複合パターン	接道路地 引込型 (1,1*+2,2*)	2 2 1	91	8	7	2	8		10	19	2	8	5		5	3	1	9	4	
ターン	接道/路地引込 セットバック型 (1,1*,2+3)	3	10	2	5	3	\setminus						\setminus					\setminus		
併存。	自己完結 +付属屋型 (1+4 2+4)	4 1 4 1 4 4 1	10	1			1		2	1				2	1	2				
併存パターン	混在型 (1*+4 1+2+4 1+2*+4 1*+2+4 1+5 1+2+5)	2224	7	\setminus			2	2		3	1				2	2		\setminus		

図10 「基本単位」における建物配置類型

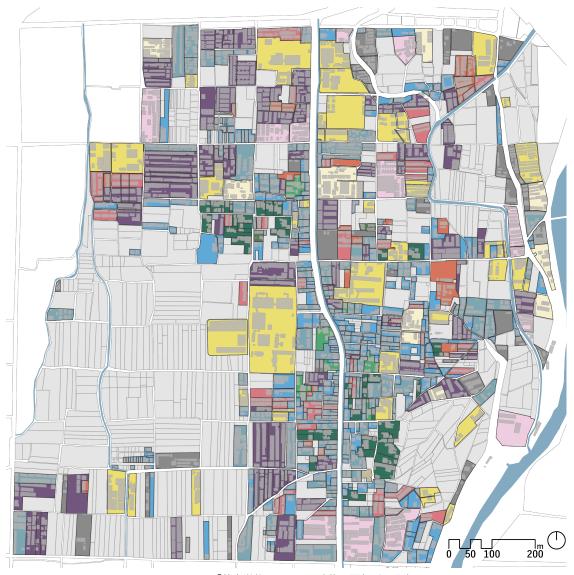


図11 「基本単位」における建物配置類型の分布

るものとして当分類に含めてある。セットバック型(3)は、接道型(1)にみられるような「表界線」 に沿って外郭線が一致していない、あるいは外郭線の一部がセットバックしている建物を有し ている配置とした。自己完結型(4)は建物の用途によって建物配置が敷地内の建物同士の関係に よって内的に規定されているものとした。上記の定義に含まれず、道路と無関係に建物が並んで いることに加えて建物用途が不明な場合はその他(5)としてあつかった。

上記の基本型あるいはそれらの組み合わせとして各「基本単位」の建物配置をとらえ、これによって「基本単位」を類型化したところ、図10に示す類型が得られた。それらは、単一の基本型で存在するものと基本形の組み合わさったものに分けられ、さらに後者は異なる基本形が相互の存在を前提に成立する複合パターンと異なる基本型や複合パターンが「基本単位」内で各々に成立している併存パターンに分けられた。以下各類型の特徴をみていく。

・基本型<(1)(1*)(2)(2**)(3)(4)(5)>

まず、接道型・接道裏屋型(1)・(1*)は地域内で最も多い分類であり全域に分布するが、旧集落居住エリアにおよそ半数が集中している。路地引込型・接路地型(2)(2**)は、後述する複合パターンの接道路地引込型(1+2,2*)と先の分類(1,1*)に次ぐ数で、その分布は全域に分布している。セットバック型(3)は主に地主屋敷地建物群が建つ「基本単位」や一部の宗教施設に見られる配置で、それゆえそのほとんどが旧集落居住エリアに分布している。自己完結型(4)は複数の建物で構成される宗教施設、公共施設、産業施設が該当し、宗教施設を除けばそのほとんどが市街化進行エリアに分布している。その他(5)については、鴨川に近い地域東部に集中して見られる。この分類は定義上、建物配置が不明確なものであり、それは建物の利用実態が不明なことにも由来するが、土地形状からくる建物配置の混乱が生じているとも考えられ、それゆえ不整形型の土地が多い地域東部に集中していると考えられる。

・複合パターン<(1,1*+2,2*),(1,1*+3),(2+3)>

つづいて、複合パターンについてみていく。接道路地引込型(1,1*+2,2*)は接道型や接道裏屋型の配置の奥に「路地」が引込まれてその「路地」沿いに主に長屋が並ぶものである。またその路地は複合化することも多く土地の間口が広いほどそうした傾向がみられる。接道型・接道裏屋型 $(1)\cdot(1*)$ に次ぐ数が存在し、それらとは対照的に、市街化進行エリアに多く見られるという特徴がある。これらはおもに市街化進行エリアにて長屋が建設されていく際に取られる配置であった。接道セットバック型 $(1,1*+3)\cdot$ 路地引込セットバック型(2+3)は地主屋敷地建物群と「表界線」に面するあるいは「路地」に長屋等を有しており、接道路地引込型(1,1*+2,2*)や接道裏屋型 $(1)\cdot(1*)$ とも類似するが、地主屋敷地建物群の多くがセットバック型(3) 取ることをふまえると別類型として捉えられ、セットバック型(3) と同様に旧集落居住エリアに多くみられる。

・併存パターン<(1+4) (1*+4) (2+4) (1+2+4) (1+2*+4) (1*+2+4) (1+5) (1+2+5)>

併存パターンについては類型それぞれに個別の特色があるというわけではなく、併存する異なる基本形のうち中心的な基本形が存在するかしないかで分けて考えられ、自己完結型(4)にその他の基本形や複合パターンが付属する自己完結+付属屋型 (1+4) (2+4)、それぞれの基本型や複合パターンが主従関係なく併存する混在型(1*+4) (1+2+4) (1+2*+4) (1*+2+4) (1+5) (1+2+5) に大きく分けられる。分布については事例数が少ないため確かな傾向として捉えられないが、とりわけ後者は地域北部や東部にのみにみられ、これらのエリアには面積が大きいあるいは土地の短辺が長い A: 大規模型・D: 不整形型が多いこともその要因と考えられる。

4-3-3 「基本単位」の展開

では「基本単位」の各類型はどのように関係し、とりわけ基本型から複合パターン・併存パターンへとどう展開していったのか。市街化進行エリアの「基本単位」の特徴として、旧集落居住エリアに比して「基本単位」が複数の筆で構成されることで規模が大きいことは先に述べたとお

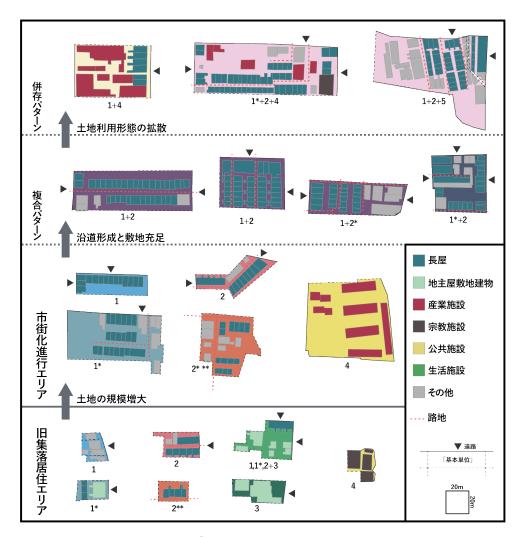


図12 「基本単位」における建物配置の展開

りである。こうした面積の増大は市街化進行エリアの建物配置にも影響を与えている。第一に同一の基本型そのものが拡大・反復して展開される点である。たとえば、土地(群)の間口が増大することによって、接道型・接道裏屋型(1,1*)では街路に面して長屋が連なるほか、さらに土地(群)の奥行きが長いと表屋の裏に2列、3列と長屋等が並び、路地引込型・接路地型(2,2*)では路地が長くなり複雑化するといった変化が現れる。第二に基本型の複合と併存が生じる点である。単一の基本型によって沿道部と敷地奥の充足が難しい場合、接道路地引込型(1+2/2*)・接道裏屋路地引込型(1*+2/2*)が生じ、さらに工場と長屋など異なる用途の混在が可能なほど土地が大きい場合、自己完結型(4)にその他の基本形や複合パターンが付属する自己完結+付属屋型(1+4)(2+4)、それぞれの基本型や複合パターンが主従なく併存する混在型(1*+4)(1+2+4)(1+2+4)(1*+2+4)(1+5)(1+2+5)が生じる。これらは該当数が少ないものの「基本単位」内部で用途が混在している点で、住工混在市街地の特徴を表す「基本単位」といえる。

4-3-4 「初期条件」と「基本単位」の関係性からみる領域的な差異

「基本単位」を市街地開発の単位として捉えたとき、市街地にどのような領域的な差異が現れていたのであろうか。2節でみた「初期条件」との関係性の中でみると以下のように整理できる。

・大規模な筆を単位とした開発 - 京都駅南部 -

大規模型の土地が多い上殿田町では京都駅に最も近接し開発圧力も高かったこともあり多様な開発形態が見られ、「基本単位」の土地の構成の特徴として筆界維持型が多く大規模な筆がそのまま開発の単位となっていた。その中でも、特徴的に見られるのが大規模な長屋建設であり、1筆に対し数十戸建設される場合も見られ、建物配置は接道路地引込型(1,1*+2,2*)をとる。そうした場合、路地は複合化する傾向にあり、所有者の異なる隣地の長屋と路地を共有している場合や、他の敷地内の路地同士を接続させ袋小路となることを避けるために設けられたと見られる路地も存在していた。また、工場の建設も見られ大規模型の土地を複数連担して、大規模な工場が建設される場合や、「基本単位」内部で複数棟の長屋等の住宅と工場の両者が存在する(併存パターン)場合も見られた。さらに、当地域では事例は少ないが、大規模な土地を分譲して個別に開発される場合も見られた。上殿田町で接道型(1)が多いのはこうした分譲型の開発が見られたからでもある。

・大規模工場の建設 - 竹田街道東部 -

大規模な工場を建設する場合、既存の筆単位で開発することは難しい。例えば、元々小規模型の多い宇賀辺町や山王町では複数連担させ工場が多数建設されている。「基本単位」の土地の構成の特徴としても所有権界越境型が目立ち、合筆された土地も多い。こうした工場の中には建物配置類型として併存パターンをとるものもみられる。宇賀辺町や山王町ではこうした工場建設を中心に市街化が面的に進んだが、上述した大規模型の土地の多い京都駅南部とは異なり、相対的に規模の小さい筆を部分的に連担させながら長屋等の住宅が建設されている。その際、もともと筆の規模が小さいこともあり、路地は複合化することは少ないが各筆に設けられるため袋小路化しているものも見られた。

・短冊形地割に沿った開発 - 地域南西部集落縁辺 -

短冊型の土地は地域南西部に集中しており、このエリアで市街化が進んだのは集落縁辺に限定されていた。短冊型の土地は多くの場合グリッド区画の内部に同型の土地が並ぶ特有の地割を形成しており、市街化していた部分に着目すると短冊型の土地の長手方向に長屋が棟を連ねて建っていたことがわかる。明田町と河辺町の短冊型の土地で構成される区画をみてみると、1筆ごとに開発される場合だけでなく、2・3筆を連担して2列の長屋やあるいは工場として開発される場合もあるが、ほとんどが地割に従って建ち、地割の拘束力が強く働いている。また、路地も短冊型の土地に沿って生じるため区画を横断し、袋小路化することも少ない。これは大規模型の土地にみられた長屋開発とは対照的である。

・不整形地における小規模な開発 - 地域東部鴨川近傍-

不整形型の土地には、それぞれの土地形状や接道面に従って立つ場合も見られるが、特徴的な 点としては複数筆を連担することで長屋や中小規模の工場が建設されていったことがある。不 整形型の多い場所で土地を連担していくことには、単に開発の規模を大きくする意味を持つだ けでなく、敷地を可能な限り整形に近づける意味を持っていたとも考えられる。例えば、鴨川に 近い柳下町や松ノ木町、北河原町の南部には中小規模の染工場が立地していた。これら染工場は 不整形な土地を含む複数の筆を連担して建てられており、工場の建ったあとの残地に長屋が建 っている場合も多い。大規模型や短冊型のように元々各筆の面積も大きくないため、中小規模の 染工場の建設を中心にその周囲には小規模な長屋建設が進む形で市街化が進んでいた。なお、こ れら染工場が市街地の中心部から外れて川沿いに集中していたのは、染工業では染め物を洗い 干す工程が存在し、それらの工程は工場内ではなく河川や河川敷を利用し行われており、そうし た地の利を生かすためと考えられる。また、岩本町北部では西側の山王町から続く街路を路地と して延長させ東側の須原通に接続し、この街路-路地を中心に長屋等の住宅が建っていた。これ らの建物群が東九条地域に見られた小規模な不良住宅地区の一つでもあった。このようにグリ ッド区画がなく土地も不整形である状況下では、敷地内に閉じた論理だけでなく街路網や他の 土地との関係性の中で、筆を連担することで一定の規模の開発単位を確保し路地を接続して街 路化していくといった手法がとられていた。

4-4 小結

以上のように、本章では市街化以前の東九条村が有していた初期条件を基盤として展開した 市街地の特徴や領域的な差異が土地や建物およびそれらの関係性にもとづく都市組織分析を通 じて明らかとなった。

まず、市街化に先立つ初期条件として土地形状の差異に着目し4つの形状類型として把握した。各形状類型には分布傾向が存在しており、領域的な差異としても見出された。まず、面積や短辺の大きい大規模な土地は地域北部に顕著にみられ、短辺が小さい短冊形の土地は地域南西部に、面積が小さい小規模な土地は旧集落やその周辺に集中し、形状が不整形な土地は主に鴨川の近傍に位置していた。

また、都市組織を分析するための土地と建物の関係から定義した「基本単位」によって、これらを建物配置に基づき類型化し「基本単位」同士の関係について分析した。市街地が展開する中で、一つの「基本単位」内で単一の建物配置類型が反復され、異なる建物配置類型が複合あるいは併存していた。そうした中で「基本単位」内部で異なる建物用途も存在し、個々の長屋や工場がそれぞれ筆界と対応した敷地を持たず用途が混成した状態が生じていたのが住工混在の実態でもあった。

こうして展開した市街地にも領域的な差異がみられた。地域北部や集落周縁部では面的に市 街化が進んでいた。市街化以前の土地形状の作用として開発圧力の高かった地域北部にはもと もと大規模型の土地が多いことから筆を単位とした開発が進み、建設された大規模な工場や長 屋群がグリッド区画内部で混在していた。対して、南西部では一体的に農地が保持されていた ことから市街化の進展はわずかであったが、短冊形地割に沿った長屋建設が見られた。また不 整形地の集中した鴨川近傍では市街化した部分が点在する部分と堤防の内側に農地が残存する 部分とが存在しスプロール状に市街化していた。連担された複数の筆が開発の単位となること も多くその中で主に中小規模の染工場と長屋が混在するといった特徴がみられ、地域北部にお ける大規模な工場と長屋群とは異なり開発単位が小さい。それゆえ、工場と長屋との間に見ら れる開発単位の規模の差異も小さいため、北部における住工混在の様態とは異なっていた。鴨 川沿いで大規模な工場の立地や長屋建設が見られなかったのは、洪水の危険性も高いため市街 地開発には相対的に適さない場所と認識されていたことにもよると推察される。そうした状況 の中で、中小規模の染工場が長屋建設を伴いながら逆に地の利を生かして点在しており、これ らが朝鮮人の集住の基盤となっていったのである12。さらに、岩本町では竹田街道を軸に形成 された市街地から、各土地内部を通じる路地を連結し街路を延長することで部分的に市街化 し、これが戦後の四ヵ町の原形ともなった。しかし、土地区画整理事業により河原町通が通さ れることによって、市街地から分断されることとなった。

¹² 東九条地域の中でもとくに鴨川沿いの岩本町、北河原町、松ノ木町では朝鮮人の集住がみられたことは宇野が明らかにしている (宇野豊『京都東九条における朝鮮人の集住過程(一)一戦前を中心に一』世界人権センター研究紀要、第6号、pp.43-80、 2001)。また、高野によれば、戦前期の京都では染色業の成長は著しく職工の需要が高まっており、そうした状況の中で朝鮮人の多く が染色業に従事していった(高野昭雄『近代都市の形成と在日韓国・朝鮮人』佛教大学、2009)。

第5章 戦後土地所有構造の転換下における 四ヵ町の土地所有と貸家建設

5-0 はじめに

本章からは四ヵ町に焦点を絞って、戦後の密集市街地形成の実態を土地と建物の側面から具体的に明らかにしていきたい。すなわち、1960年代末から「スラム」とされた四ヵ町の第4期(1950-60年代半ば)において密集市街地がいかに形成されたのかを問うていく。そこで、とりわけ本章では四ヵ町全体の土地所有の変遷と「貸家」¹の建設の2点に焦点を当てており、以下の調査・復元に基づいて分析をおこなった。1960年代後半における建物用途や住宅形式、建設時期をこれまで行われた各実態調査および住宅地図、空中写真を用いて調査することで人口最密集期の市街地の状況を復元した。さらに、第4期における土地所有者の変遷を土地台帳および登記簿を用いて調査し、これに伴う土地の分・合筆から地割の変遷を復元した。

本章は以下のように構成されている。1節では地区指定に至るまでの四ヵ町の形成経緯と、 最密集期における四ヵ町の住まいに関する調査及び市街地の復元から密集市街地の諸側面を整理する。2節では「形成期」の土地所有者および地割の変遷についての調査・復元から、土地売買の実態と土地所有の変遷を捉える。3節では密集市街地の状況(1節)と土地所有者・地割の変化(2節)から貸家とそれらが建つ敷地とを照合し、貸家の建設主体の性格や土地取得の経緯、貸家の構成から貸家建設の特徴を明らかにした。

なお、四ヵ町を対象におこなわれた3つの実態調査、『京都市「東九条」実態調査報告書』 ²、『東九条地区整備に関する調査報告書 実態分析と提言』³、『東九条福祉地域住環境整備基礎調査報告書』 ⁴については、調査年基準でそれぞれ、68年調査、84年調査、92年調査と呼称する。

¹ 共同住宅や長屋などの賃貸住宅は、居住者の視点からいえば「借家」という表現になるが、本稿は主に建設主体の視点から「貸家」と呼称する。

² 同志社大学東九条実態調査研究会『京都市「東九条」実態調査報告書』, 1969

³ 東九条地区実態調査委員会『東九条地区整備に関する調査報告書 実態分析と提言』,1985

⁴ 京都市民政局、(株) 市浦都市開発建築コンサルタンツ『東九条福祉地域住環境整備計画基礎調査報告書』, 1993

5-1 四ヵ町の形成経緯

5-1-1 終戦後の四ヵ町周辺の動向と地区指定

非戦災都市であった京都では、終戦直後より戦災によって住まいを失った人々が流入していた5一方で、戦災都市に広く見られたバラックの建設は部分的にとどまっていたとされる6。大規模な空襲による空地が存在せず、他都市と比べ多くの住宅ストックを有していたことなどがその要因として考えられる。しかし、1950年代初頭より四ヵ町の北隣、崇仁地区南部の建物疎開跡地にてバラックの建設が加速する。戦災に加え不況などの理由から住まいや仕事を求める生活の不安定な人々が京都駅周辺にはいまだ多く集まっていた7こともあって、建物疎開跡地だけでなく鴨川河岸や道路上などの公有地にも流入し、「バラック集落」と呼ばれるまでに拡大した8。1950年代末から、移転先の確保および住宅建設計画が本格化し四ヵ町内に建てられた北河原改良住宅(1962年竣工)を含む地区外に建設された公営住宅への入居が進んだ結果、1960年代前半に一部を残し「バラック集落」の立退きは終結する9。一方、「バラック集落」の立退きが進み始め次第に流入が難しくなる1950年代末頃より、先述した「40番地」への流入も加速した。もともと1950年代初頭より数世帯が居住していたとされるが、鴨川や高瀬川の堤防上にバラックの建設が進み、居住者の入れ替わりも激しかった10。

地区周辺で不法占拠地区が生じる動きと並行して 1950 年代中頃には四ヵ町でも急速に人口が増加し、1960 年代末には過密居住がピークに達した。次節にも述べるように 68 年調査によると四ヵ町にも「バラック」が建設されていた。また、「バラック集落」とも共通するが、地区内には多くのバタヤを抱える寄せ屋と呼ばれた廃品回収業者が人口流入の誘因となっていた「いる。寄せ屋はバタヤのための複数の住戸を有し、そこに住み込んでバタヤに従事すれば、仕事と住まいの両方が手に入ったからである。さらに、過密居住に追い打ちをかけるように火災が頻発し、1967 年 8 月に起きた火災では著しい被害が出た「2。しかし、これを契機として地域住民らを中心に京都市への住環境改善に向けた要求が高まるほか、朝日新聞京都版においても同

⁵ 加美嘉史「戦後京都市における「住所不定者」対策と更生施設一昭和 30 年代の「浮浪者」と「京都市中央保護所」を中心に一」、福祉教育開発センター紀要、第 13 号、pp.117-132, 2016

⁶ 京都市住宅対策本部『國鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』、1958

⁷ 前掲「戦後京都市における「住所不定者」対策と更生施設一昭和 30 年代の「浮浪者」と「京都市中央保護所」を中心に一」6

^{8 1957} 年 7 月から 9 月にかけて実態調査が実施され、年度末の 1958 年 2 月にとしてまとめられている(京都市住宅対策本部『國鉄 沿線南部バラック集落の実態調査報告』, 1958)。

⁹ 前川修「東七条における疎開地整備事業とバラック対策」, 京都部落史研究所紀要, 第12号, pp.2-24, 2000、前川修「東七條におけるバラック対策と新幹線敷設」, 部落解放研究, 第141号, pp.39-61, 2001

¹⁰ その後、住民運動が展開し 1990 年代には同地に公営住宅が建設された。その詳細については山本崇記『住民運動と行政権力のエスノグラフィ 差別と住民主体をめぐる〈京都論〉』,晃洋書房, 2020、吉田友彦「日本の都市における外国人マイノリティの定住環境確立過程に関する研究一京阪地域における在日韓国・朝鮮人集住地区を事例として一」,京都大学博士論文,1996、韓勝旭「密集市街地の再生における住環境運営主体の形成に関する研究一在日コリアンが集住する京都市東九条地区を事例として一」,京都大学博士論文, 2010 等が詳しい。

^{11 「}バタヤ」は古紙、襤褸、瓶、金属屑など様々な屑を拾い集める仕事あるいはその仕事に従事する人々のことをさし、このバタヤを複数人抱え、彼らの集めた屑を買い取るのが寄せ屋である。寄せ屋が抱えるバタヤを「寄せ子」と呼称する場合もある(68 年調音)。

¹² 被害の内訳は84年調査によると、延焼面積1204 m²、焼損棟数13棟、被災者307人、死者2人であった。

年9月に東九条に関する連載が行われ、地域の課題や実際の地域住民の声を取り上げた¹³。こうした状況に対し、京都市は同年9月に「京都市スラム対策基本計画」を打ち出し、この中で予備調査の実施、本調査の実施、抜本的な対策の提示といった改善への道筋が立てられる。この予備調査にて、「いわゆる「東九条」と呼ばれる南区東九条東岩本町、南岩本町、北河原町及び南河原町」¹⁴が調査対象となり、四ヵ町が位置付けられた。

ところで、戦後の都市部における住まいとしてのバラックをめぐる状況はどうあったのか。 終戦直後においては、応急的・仮設的なバラックは絶対的な住宅難に対する民間自力建設の結果として、社会的にも問題視されることは少なかった。しかし、1950年前後からバラックは一般の市街地と区別されたスラムや不法占拠地区、不良住宅地区と結び付いて社会的に認識され、「仮小屋集団地区¹⁵」や「バラック街」といった言葉に表れるようにバラックを不良住宅の一類型としてそれらが集まる場所が衛生・防災・景観・治安といった様々な観点から問題視された¹⁶。また、バラックは単に住宅として低質なことが問題とされただけでなく、定住に資さないことから低位な住まい¹⁷としても認識されていたと考えられる。

5-1-2 68 年調査にみる四ヵ町

国勢調査と 68 年調査における人口統計とを比較すると、1950 年代より流入した居住者の高い流動性が確認できる。1955 年から 1965 年にかけての国勢調査の統計(表 1) 18では、世帯において 2 倍となっている。表 2 は 1968 年に調査された各世帯の来住の時期を示したものである。調査対象となった世帯は 1079 世帯であり、うち 7 割以上の世帯が 1950 年以降に来住している。なお、1960~65 年にかけて転入世帯が多い要因の一つは北河原町市営住宅(1962 年竣工、68 年調査時に 113 世帯が居住)への入居世帯である。一方、その急増の裏で 1960 年代には既に人口流出が進んでいた。転入時期が 1955-59 年である世帯数(179 世帯)と国勢調査統計における 1955-60 年の世帯増加(468 世帯)とを比較すると、1955 年から 1960 年に流入した世帯19の半数以上が 1968 年時は既に流出していたことがわかる。つまり、1950 年代より転入した流動的な人々の多くは、四ヵ町を「仮の住居」としていったと考えられるのである。実際、68 年調査時によれば地区内に居住する世帯のうち、およそ 4 割(465 世帯)が住まいを求めて来住し、彼らの中には「仮の住居のつもり」20で住むようになったと述べる者たちも多かったとされる。

13 朝日新聞京都版 昭和 42 年 9 月 19、20、22-24、26-30 日

15 住田昌二「不良住宅地区改良の研究」京都大学博士論文, 1968

¹⁴ 京都市民生局『東九条地区予備調査報告』, 1968、p.3。

¹⁶ 本岡拓哉『「不法」なる空間にいきる 占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』, 大月書店, 2019

¹⁷ 平山洋介『「仮住まい」と戦後日本 実家住まい・賃貸住まい・仮設住まい』, 青土社, 2020

¹⁸ 四ヵ町を構成する四町は土地区画整理換地完了(1951 年)に伴う町域変更によって設定されたため 1955 年以降の調査結果を用いる。

^{19 1955} 年から 1960 年にかけての流出世帯を考慮すると、当然、流入世帯は増加分(468 世帯)より多いと考えられ、1955 年から 1968 年に流出した世帯は 300 世帯以上となる。

²⁰ 同志社大学東九条実態調査研究会『京都市「東九条」実態調査報告書』, 1969, p.18

表1 四ヵ町の 人口・世帯推移

	人口	世帯
1955	2687	665
1960	4007	1133
1965	4568	1391
1970	3605	1135
1975	2947	1070
1980	2180	885
1985	1785	799
1990	1485	707

出典:国勢調査

表 2 68 年調査時の 世帯転入時期

- 1- 1-0 1: 3773				
居住世帯 転入時期	世帯数			
-1944	38			
1945-	57			
1950-	60			
1955-	179			
1960-	326			
1965-68	249			
小計	909			
親の代から	169			
不明	1			
総計	1079			

出典:68年調査、第1-3 表を元に作成

表 3 68 年調査時の 世帯別居住形態

	住宅形式	本 建 築	バラック	
	持ち家	146	8	
	独立住宅	47	9	
	長屋	193	117	
	文化住宅	36		
/++	アパート	219	41	
借家	簡易宿泊所	15		
31	改良住宅	113		
	間借	21	*	
	同居	63	*	
	住み込み	68	40	

※本建築とバラックの区別無し 出典:68年調査、第6-1を元に作成

では、こうした流動的な人々を含む居住者の居住形態はどうあったのか。68 年調査では居住世帯の住宅形式と権利関係を含めた分類に基づき居住形態が調査されている。まず、持ち家と借家に分けられ、借家は独立・長屋・文化住宅・アパート・簡易宿泊所・改良住宅・間借・同居・住み込みに分けられた(表 3)。それぞれの世帯数は、長屋居住の世帯が 310 世帯と最も多く、ついでアパート居住が 260 世帯であり、長屋居住世帯と共同住宅(アパート・文化住宅)居住世帯とで居住世帯全体の半数以上を占めていた。なお、住宅構造は本建築と「バラック」とに区分され、長屋・共同住宅に居住する世帯(606 世帯)のうちおよそ 4 分の 1(158 世帯)が「バラック」に居住していた。「バラック」の判定基準については 68 年調査内では明示されていないが、その住宅形式は長屋を中心としながらそのほかの形式も含まれることは表 3 が示す通りである。また、68 年調査に示される本建築に限った民営借家についての居室面積別の世帯数は、4 畳半未満が 72 世帯、4 畳半以上 6 畳未満が 130 世帯、6 畳以上 8 畳未満が 199 世帯、8 畳以上が 183 世帯と、居室面積の一定の幅の広さもうかがえる²¹。

5-1-3 四ヵ町の市街地の復元

つづいて、四ヵ町にはどのような市街地が形成されていたのか。92 年調査において作成された現況図を元に、空中写真を用いて建物の建替えを把握し年代を遡及することで 1967 年における建物外形と配置を復元した(図1) 22 。1967 年時に建つすべての建物の建設時期を正確に

^{21 「}バラック集落」における持家と借家の両者を含む居室面積別の世帯数は 4 畳半未満が 409 世帯、4 畳半以上 8 畳未満が 73 世帯、8 畳以上が 26 世帯(2 世帯が不明)である(前掲『國鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』)。調査年に 10 年の開きがあるが、「バラック集落」と比べると四ヵ町では居室面積が全体的に大きく、より幅広い。

^{22 1967}年という年時の選定は、四ヵ町の人口がピークに達していたのは1965年であり、それと最も近い年時に撮影されたのが 1967年の空中写真であったからである。復元図の建物の外形は、92年調査から変化がなかった建物については92年調査における現

把握することは困難だが、92年調査時まで残存していた建物についてはその建設時期を知ることができる。また、同調査にて長屋建て、共同住宅、戸建てに分けておこなわれた住宅形式に関する調査も行われており調査時点に残存していた 1967 年当時の建物の住宅形式も把握可能である。

ここで、1946年の空中写真23を用いて終戦直後に既に建物の建っていた範囲を復元図上に示した。該当する範囲内に建つ建物の一部は、上述した戦前の不良住宅のほか、土地区画整理による道路整備の後に建てられた可能性の高い、道路沿いに建つ建物もみられる。一方、92年調査から建設時期のわかる建物のうち、戦後に関しては1955~64年に建てられた建物が多い。つまり、土地区画整理を経て市街地としての基盤整備が一定の水準にまで達したものの、その後、街区の内部にまで建物が稠密に建っていく状況が密集市街地の形成を決定づけたことが確認される。さらに、68年調査において作成された一部建物の用途や住宅形式に加えて、「バラック」が集まる箇所が示された地区の見取り図を復元図に重ね合わせると、「バラック」が集まる箇所として示された建物群が戦前長屋、戦後の共同住宅、戦前戦後の戸建住宅と様々であることがわかる。つまり、ここでは「バラック」とされた建物は、その形式が様々であっただけでなく、戦前に建てられた建物を含め「バラック」と指し示されている。このことから、68年

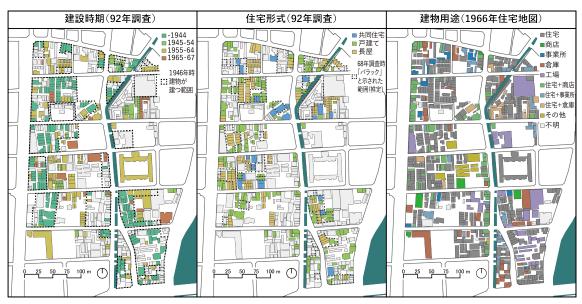


図1 1967年時の市街地復元図

況図を元にし、それ以外の建物については 1967 年の空中写真の屋根伏せから復元した。なお、1967 年の空中写真にて判読が難しい場合は、例外的に 1961・1972・1974 年の空中写真を確認し 1967 年前後で変化が見られなかった場合に、1961・1972・1974 年のいずれかの空中写真を参照し建物の外形を推定した。以下、復元に用いた空中写真である。MKK614-C7-6845(撮影年:1961 年 5 月 1 日)、MKK673X-C7-3(1967 年 5 月 15 日)、MKK723X-C7-3(1972 年 5 月 11 日)、CKK747-C3-4(1975 年 3 月 8 日)、CKK822-C8-17(1982 年 10 月 27 日)、CKK871-C8-16(1987 年 11 月 7 日)、MKK903X-C13-14(1990 年 6 月 3 日)。いずれも国土地理院所蔵。

_

^{23 「}USA-R275A7-157」(1946 年 10 月 2 日、国土地理院所蔵)を参照。

調査において「バラック」が、応急的・仮設的という建物の建て方としての意味だけでなく、 老朽化した不良住宅としての意味も含め用いられたことがわかる。

次に、これら住宅のほかにはどのような用途があったのか、住宅地図を用いて建物用途を調査した²⁴。用途を住宅・商店・事業所・工場・倉庫に大別すると、商店については、食料品を主とした小売店や飲食店が多数営まれており、住宅と兼用される場合も多い。また、事業所には、住宅と併用されるような廃品回収業の作業場や小規模な工場などが見られる一方、地区内には養鶏場や染工場などの大規模な工場も混在していた。倉庫については、古紙問屋や鉄スクラップ業者の倉庫もみられたほか、具体的な使われ方を把握できない倉庫も点在し、商店を営む者が使用する倉庫あるいは廃品回収業のための倉庫などであったと考えられる。また、倉庫と住宅が兼用あるいは並列された建物もみられ、寄せ屋のもつ住宅兼倉庫であった。

このように、四ヵ町は単にバラックが広がるスラムとして、一様に捉えることはできない。 住宅についてはさまざまな水準や形式が存在し、戦前の住宅を含め建てられた時期も異なり、 当然ながらそれぞれの歴史的な経緯をもつ。また、住宅以外の地区内居住者の生活を底支えす る用途も多数存在した。居住者の生活水準が低いといえども人口が多いことから安価での商売 も成り立つため様々な商店が営まれ、仕事を提供する工場や廃品回収業の作業場もあった。こ こに四ヵ町に住めば「「どうにかなる」「なんとか食っていける」といわれる」²⁵ゆえんがあ り、貧しさや差別を生き抜く生活の営みが集積した密集市街地の一面が垣間見える。

^{24 1967}年と年次の近い、1966年の住宅地図(住宅協会出版部『京都市新家屋精密地図 全商工住宅案内図帳 南区(東部)』, 1966)を参照した。

²⁵ 朝日新聞京都版 昭和 42 年 9 月 23 日

5-2 四ヵ町における土地所有の変遷

本節では、密集市街地が形成されていった 1950-60 年代の土地所有者の変遷をたどる。そこで土地所有の情報について、土地台帳及び、登記簿・閉鎖登記簿によって、売買や相続等の所有権の移転、土地の分筆・合筆、所有者名、所有者の住所の調査をおこない、さらに土地区画整理事業時に作成された「換地確定図」²⁶と土地の分筆・合筆時の地積測量図をもとに地割の変遷を復元した。

土地所有者の変遷をたどるまえに、まずは四ヵ町内の土地所有の全体的な動向を確認しておく。図2には1951年から1970年にかけての土地の筆数、所有者数、売買件数および面積の集計と売買された土地の分布を示した²⁷。筆数・所有者数は1951年からの20年間で共に2倍以上に増加し、土地が細分化されていった。1953年の集中的な売買を皮切りに盛んに売買が交わされ、とくに1950年代は1件当たりの売買面積も大きい。また、売買された土地は地区全体に広がり、同じ土地が幾度も売買される場合もみられた。

5-2-1 土地区画整理換地直後の土地所有状況

では、売買が盛んになる前の土地所有状況はどうあったか、土地区画整理換地直後(1951)の土地所有者の属性や所在などから所有者の特徴とその所有状況(図3)を見ていく。土地所有者の属性を個人・法人・行政に分けると、所有面積は個人所有地が全体(77,023 ㎡)のおよそ8割(59,881 ㎡)を占め、行政所有地(12,765 ㎡)と法人所有地(4376 ㎡)とつづく。さ

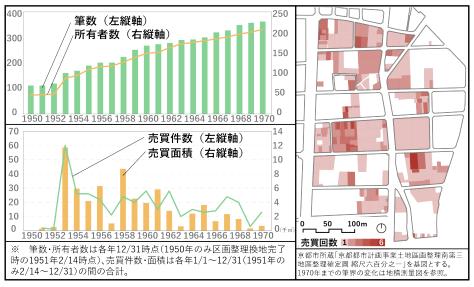


図 2 1950-70 年の土地所有動向

-

^{26 「}京都都市計画事業土地區画整理南第三地區整理確定圖 縮尺六百分之一」(京都市所蔵)を使用した。なお、図面には作成年の記載はなかったが、これを 1951 年 2 月の換地時点のものとして扱った。

²⁷ 売買件数は所有権の移転理由が相続や贈与などの親族間の譲渡と考えられる場合を除き集計した。旧土地台帳上では、所有権の移 転理由が単に「所有権移転」と記載されるのみの場合も多いが、相続などについては記載があるため、「所有権移転」と記載とされる 場合は売買と判断して集計に含めた。以後、売買や取得とはこの集計に含めた所有権の移転をさす。

らに個人所有者については、所有者の登記簿上の住所(以下、所在)別に、所在が四ヵ町内にある「地区内所有者」、四ヵ町を除く東九条地域にある「地区周辺所有者 I 」、崇仁地区にある「地区周辺所有者 II 」、上記を除く地域にある「不在所有者」の 4 者に分類した 28。所有者数はそれぞれ 24 名、10 名、4 名、9 名であった。なお、地区周辺所有者 I のうち 8 名、不在所有者のうち 1 名が 3 章でみた東九条地域全体に散在して所有地を持つ戦前からの大地主で、それぞれ「在地大地主」、「不在大地主」として扱うこととした。

ここで、換地直後の土地所有状況がどのように成立していたのかを確認したい。換地完了までの土地所有の変化について閉鎖登記簿を用いて調査し、戦前の土地区画整理事業認可時(1936年5月22日)と換地直後の両時点の土地所有状況を比較した。まず、認可時の土地所有状況については事業認可前の1935年に作成された「現形図」²⁹から1935年時の地割を復元し、認可時における土地所有者の属性及び所在と換地完了時の所有者の土地取得時期を図3中に示した。まず、認可時の状況として土地の大半が在地大地主と不在大地主に所有されており、とくに不在大地主の所有地は1名の大地主によってそのほとんどが所有されていた。換地完了時の所有者の中でも終戦後に土地を取得している場合が多いこと(図3)からもわかるよ



図3 所有者類型別にみた土地所有状況の変遷

²⁸ 登記上で後年に所在の変化があり、四ヵ町内に移住している場合はその所在は四ヵ町として扱っている。

^{29 「}京都都市計画事業土地區画整理南第三地區整理施行地及之二隣接スル土地現形圖 縮尺千二百分之壹」(京都市所蔵)を参照。写図年月日が1935年2月13日と記載があり、その時点の地割を示すと判断した。

うに、これら大地主は戦後に土地を手放し、とくに地区内所有者の多くがその土地を取得している。換地完了時の不在所有者については戦中に土地を取得している場合が多く、地区周辺所有者IIについては、地区北西部の一角で土地区画整理以前より所有していたことも確認できる。また、換地完了時にみられた「法人」所有者は戦前から所有地で工場を経営していた電力会社1社のみで、「行政」所有者は京都市と大蔵省であった。京都市の所有地についてはそのほとんどが土地区画整理によって整備された児童公園用地である。大蔵省の所有地は戦前の大地主によって終戦後から1950年までに物納されたもので、これらは戦後改革の一貫である財産税による可能性が高いと考えられる。以上より、区画整理換地直後の土地所有状況は、在地・不在の大地主によって所有される戦前の土地所有状況から、終戦後に大地主が土地を手放し地区内所有者や事業者が取得しつつある過渡的状況にあった。

5-2-2 土地所有状況の変遷

ここからは、1951・55・60・65・70 年の 5 時点(1951 年のみ換地が完了した 2/14 時点、その他は 12/31 時点)の所有状況を比較し所有者の類型別に土地所有者の変遷をみていく。個人所有者については前節の所在の分類を引き継ぎ、旧土地台帳に所在の記載がない場合は「不明」として扱い、「法人」、「京都市」、「大蔵省」をそれぞれ一類型として扱った。図 3 中には上記 5 時点における類型別の所有者の分布、所有者(あるいはその親族を含め)の自己居住用地として所有された土地³0および類型別の所有面積集計をまとめた。まず、地区内所有者は、1951 年から 1970 年にかけて継続して土地取得を進め、自己居住用地としても所有していく。とくに 1951 年から 1960 年までに総所有面積は 10,000 ㎡以上増加し、この半分以上が後述する大蔵省からの取得であった。地区周辺所有者 I については、1951 年から 1970 年にかけてその所有面積は増減している。これは、1 名の所有者が 1955 年から 1960 年にかけて先述の電力会社より大規模な土地を取得(2,005 ㎡)した後、それらが 1961 年から 1965 年にかけて京都市に買収されたことによる影響が大きい(図 3 中、「※1」)。 また、地区周辺所有者 II の所有面積に大きな変化はないものの増減を繰り返している。

不在所有者の土地については、1956年に山王簡易宿泊所の用地(1,759㎡)として(図3中、「※2」)、1961年に北河原改良住宅用地(2,278㎡)として(図3中、「※3」)京都市による大規模な買収がみられた。この買収された土地を除くと、緩やかに増減するといった推移をとっていた。在地大地主は1951年から1970年にかけて一貫して土地を売却しており、とくに1951年から1955年にかけて所有地の減少が著しい。不在大地主もまた同様の傾向にあるが、その所有地の一部が1962年の北河原改良住宅用地として京都市によって買収されている(図3中、「※3」)。京都市の所有地の増加についてはすべて上述した買収によるものである。大蔵省の所有地は、とくに1956年から1960年にかけて大きく減少(6332㎡)しており、1958年に主に大蔵省所有地内に居住している者へ一挙に売却がおこなわれた。法人所有者について

³⁰ 土地所有者の所在と所有地の地番が一致するあるいは土地所有者と各年の住宅地図に記載される居住者の姓が一致した土地は自己居住用地として所有されていたと判断した。

は、前述したように電力会社が地区周辺所有者 I へ売却していたほか、その北側で同電力会社が地区内所有者・地区周辺所有者 II ・不在所有者へも売却していた。新たな法人による取得は、宗教法人 31 が保育園用地として取得したものや鉄スクラップの業者など、ごくわずかであった。

5-2-3 個人所有者間の売買からみる土地の流動性

つづいて、先に比較した各時点の間においてどのような売買がみられたのか、個人所有に限った所有者類型間の土地取得の流れをみてみる。そこで、各時点間の所有者類型間の売買延べ面積を算出し土地取得の流れを示したうえで、それぞれの売買がなされた土地を地割図に示した(図4)。1951-55 年にかけて、売買が盛んに行われており地区外の所有者から地区内所有者の土地取得が目立つ。とくに不在大地主から土地を取得している。この時期は在地大地主と不在大地主の土地が集中的に売却され、地区周辺所有者 $I \cdot II$ といった地区外の所有者にも取得された。また、地区周辺所有者 I と不在所有者は地区内所有者からも土地を取得し、さらに地

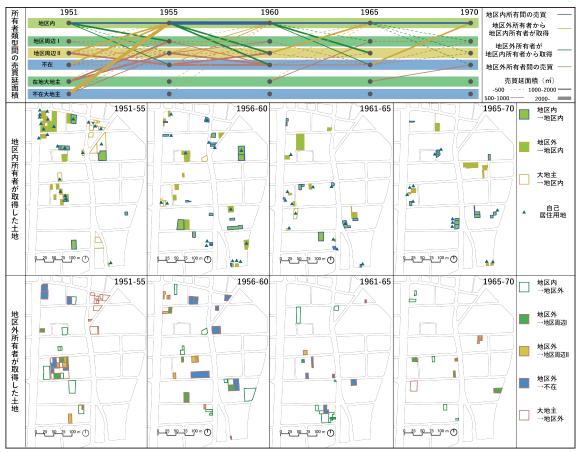


図 4 個人所有者間にみる土地売買の流れと分布

³¹ 当宗教法人所有地には、「希望の家」の運営する保育園(1967年設立)が建っていた。キリスト教系社会福祉施設「希望の家」は 1950年代末より貧しい家庭の子どもたちへの勉学・食事の支援をはじめ、次第に地域住民全体への福祉活動へと展開し、当地区の地域福祉を担ってきた(地域福祉センター希望の家『地域と共に50年 希望の家創立50周年記念誌』,2010)。

区外の所有者間の売買もみられる。この時期に売買された土地の分布の特徴みてみると、先述の戦前からの在地・不在大地主や地区周辺所有者 II、法人が売却した大規模な土地をめぐり集中して売買がおこなわれていた。1956-60 年になると、地区内所有者間の売買がさらに盛んに行われるが、地区周辺所有者 II や不在所有者などの地区外の所有者が地区内所有者から取得する場合もみられ、とくに地区外の所有者間でも売買が繰り返されている。1956-60 年にかけて売買された土地の分布は地区内に散在しており、個別の個人所有者間で売買が盛んに交わされたということが特徴である。1961 年以降は次第に売買の規模は縮小し、地区内所有者の土地取得、地区内所有者から地区外所有者の土地取得、地区外所有者間の売買、いずれも縮小している。しかし、地区内所有者による自己居住用地の取得に関していえば、1951 年から 1970 年まで一定数の取得があり、継続的にみられることがわかる。

5-2-4 戦後の土地所有構造の転換との関連

四ヵ町の土地所有の変遷を整理すると、在地大地主や不在大地主らによって売却された土地が、1950年代前半に個人所有者により売買され、さらに法人や大蔵省による土地の売却が加わり、主に地区内所有者が土地を取得した。地区内所有者によって取得された土地には、「持地化」ともいえる自己居住用地として取得された土地も多分に含まれた。これらの位置と図2の市街地復元図を比較すると、通り沿いなどの商店が経営されていた土地である場合も多く、終戦時にすでに建っていた長屋や戸建住宅、あるいは68年調査で「バラック」と認識された住宅が建つ敷地が、細分化され「持地化」されたと考えられる場合もみられた。他方で地区外の個人所有者間でも売買が繰り返されるなど、非常に土地が流動的な状況にあり投機的な側面もうかがえる。その中でも比較的四ヵ町の近くに所在する地区周辺の所有者が関わる場合が多かった。

こうした四ヵ町における土地所有の変遷は戦後の都市部にみられた土地所有構造の転換が通底していると考えられる。戦後の都市部では戦前にみられた大規模土地所有による土地所有構造が解体されていた。とくに戦後直後に実施された財産税は大地主による土地の売却・物納を促し、細分化された土地は戦前来の借地借家人によって所有され持地持家化が生じていたとされる³²。上述した地区内における戦前からの大地主による大蔵省への物納、あるいは1950年代までにみられた大地主による土地売却と行った一連の傾向は、財産税によって引き起こされた可能性が高いと考えられ、その後の居住者による「持地化」につながったといえる。また、戦後しばらく継続された地代家賃統制によって、戦前貸家の経営は不安定となり借家人による持家化が進んでいた³³。本稿では土地の権利関係のみを追ってきたため実際に持家化されたかは判断できないが、地区内における戦前長屋の敷地の「持地化」は持家化の一環としても理解できる。

32 名武なつ紀「近現代の日本における市街地政策と土地所有」, 関東学院大学 経済系, 第 223 集, pp.77-87, 2005

³³ 森本信明「民間貸家の更新に関する研究」京都大学博士論文, 1977

他方で、土地所有構造の転換下において新たに土地取得した所有者らの中には次章にみる貸家建設を進める者たちがいた。実は地区内で最も売買が集中していた 1953 年の売買件数 62 件のうち 25 件が、貸家の集中的な建設がみられた 1 区画(次節のブロック II)の細分化に伴う売買であった。全国の都市部において 1950 年の新築貸家への家賃統制解除を契機として 1950年代に貸家投資が盛んとなり 34、とくにこの時期に建設が進んだ木賃アパートは経営者の所有する土地に建設される場合がほとんどであった 35 ことから、貸家投資に伴う土地売買も頻発していたことが想定される。こうした貸家経営をめぐる時勢からは、四ヵ町においても土地売買が盛んとなるその端緒より貸家建設を意図したと目される売買が交わされていたと考えられ、投機的な売買にも影響を与えていたと推察される。

³⁴ 小野浩「1950 年代の東京住宅市場:家賃統制一部解除後の貸家供給構造の再構築」,産業経営研究,第33号,pp.29-42,2014 35 前掲「民間貸家の更新に関する研究」

5-3 貸家建設の実態把握

密集市街地が形成される 1950-60 年代にかけて、貸家はどのように建設されていったのか。 84 年調査によると、貸家経営者 39 名のうち 23 名が地区内に居住し、27 名が兼業経営(自営業者が 19 名)であった。これら経営者の有する長屋や共同住宅は 44 物件で、それらの敷地はほとんどが経営者自ら所有していた(38 件、借地の場合でも 3 件が親族からの借地)。また、44 物件中 14 件がもともと他用途の建物が貸家に転用されていたことも指摘されている36。建設時期については、建設時期が不明な 8 物件をのぞく 36 物件の中で 27 物件が 1965 年以前に建設され、84 年調査で対象となった長屋・共同住宅の多くは市街地の復元をおこなった 1967年時点に建っていた。ゆえに、1950-60 年代に建設されていった貸家(長屋・共同住宅)の性格の一端を示しているとも考えられる。1967年当時に建っていた貸家について、貸家の建設主体(敷地所有者)の特徴や敷地取得の経緯、空中写真及び住宅地図からみる敷地利用とその変化に着目して、貸家建設の実態に迫り密集市街地の一様相を捉えたい。

5-3-1 貸家と建設主体の把握

当時の地区内では、独立した共同住宅のほか長屋・共同住宅など複数棟をまとめて「○○アパート」と呼称された。住宅地図上でも「○○アパート」や「○○荘」と表記され、それら名称は経営者とみられる者の姓(○○)を冠する場合がほとんどであった。そこで、1950~1980年代の住宅地図³7を通覧し経営者の姓が含まれる「○○アパート」や「○○荘」という名称に着目すると、1967年時に建つ建物のうち、経営者の姓がわかる貸家を 40 件把握した(図 5)。さらに、これらの土地所有者姓と住宅地図上に表記される姓とが一致する場合は 36 件であった。84 年調査において貸家の敷地は自己所有あるいは親族による所有がほとんどを占めることから、本稿では貸家の建つ「敷地」³8の所有者を貸家の「建設主体」³9とする。このうち、複数

C #####= * 10.4 *= M*

³⁶ 報告書内で示された転用前の用途は、「寄せ家」1件、「寄せ家養豚場」3件、「工場」1件、「倉庫」6件、「従業員宿舎」1件、「一 軒借家」1件、「自宅」1件であった(84年調査)。

³⁷ 住宅地図上では各年次で表記方法が異なる場合がある。例えば、1966年には居住者名が列挙されるのみだが、後年に「〇〇アパート」といった記載が添えられることもある。それゆえ、1966年の住宅地図だけでなく、その前後の年次の住宅地図を通覧した。なお、前後の年次にそうした記載があった場合は、その年次と1966年との間で同一の建物を指していることを空中写真等から確認した。以下が参照した住宅地図である。住宅協会『京都市全住宅案内図帳 南区』、1956、住宅協会『京都市全住宅案内図帳 南区』、1959、住宅協会出版部『京都市全商工住宅案内図帳 南区東部 昭和38年版』、1963、住宅協会出版部『京都市新家屋精密地図全商工住宅案内図帳 南区(東部)』、1966、吉田地図『京都市新家屋精密地図全商工住宅案内図帳南区(東部)』、1975、吉田地図『京都市新家屋精密地図全商工住宅案内図帳南区(東部)』、1975、吉田地図『京都市精密住宅地図南区(東部)』、1982

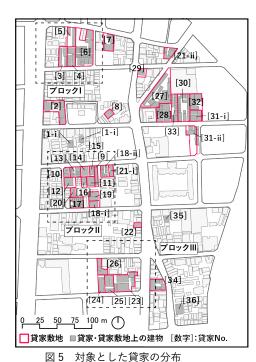
³⁸ 住宅地図上で経営者の姓がわかる貸家が建つ筆だけでなく、隣接する筆が同一あるいは同一姓である所有者によって、または異なる姓であっても後年に同一所有者に相続や贈与が見られた者同士によって所有されている場合、これらも含めて一敷地としてみなす。

^{39 「}敷地」所有者が、複数名あるいは所有者が変わる場合でも、それら所有者が「親族関係」にあれば同一主体とする。なお、本稿では登記簿上で相続や贈与がみられた所有者間、あるいは同姓同士の売買がなされた所有者間に「親族関係」があるとした。また、本章 2 節でみる「建設主体」の土地取得時期が1950年代を占め、人口が増加し貸家が建設されたと考えられると時期と重なることから、他人が建てた貸家をのちに敷地ごと買取した可能性は低いと考えられ、貸家の名称にみられる姓と同姓の土地取得者が建設主体であると判断した。

敷地を同一所有者あるいはその親族が所有している建設主体が3名いた40。また、残り4件の借地による貸家についても、2件は同一の建設主体であった41。以上を整理すると、40件の貸家に対し建設主体は36名、そのうち33名が所有地に、3名が借地に貸家を建設した。表4には敷地ごとに1物件として扱った貸家とその貸家建設主体の一覧を示してある。なお、本稿で扱う貸家はすべて現存せず、貸家が集中的に建設された場所はクリアランスの対象となった。

表 4 貸家・貸家建設主体の一覧

建設主体	貸家 No.	敷地 取得年	建設主体 の所在	兼業	
1	1- i	なし	地区内	商店	
1- ii		なし	地区内	商店	
2	2	換地完了以前	同地	廃品回収業	
3	3	1955	地区内		
4	4	1955	同地	廃品回収業	
5	5	1955	地区内	廃品回収業	
6	6	1958	同地	廃品回収業	
7	7	1960	同地		
8	8	1962	地区内	商店	
9	9	1954	東九条		
10	10	1953	地区内		
11	11	1953	崇仁		
12	12	1953	その他		
13	13	1953	地区内	その他事業所	
14	14	1953	地区内	商店	
15	15	1967	同地	商店	
16	16	1953	同地	商店	
17	17	1953	同地	その他事業所	
18	18- i	1955	崇仁		
10	18- ii	1956	崇仁		
19	19	1953	同地		
20	20	1953	地区内		
21	21- i	1956	崇仁		
21	21- ii	1958	崇仁		
22	22	1958	地区内	廃品回収業	
23	23	換地完了以前	同地	商店	
24	24	1955	崇仁		
25	25	1954	地区内		
26	26	換地完了以前	同地	運送業	
27	27	1954	同地	廃品回収業	
28	28	1953	同地		
29	29	1964	同地		
30	30	換地完了以前	同地		
31	31- i	1959	同地	廃品回収業・飲食店	
	31- ii	1967	地区内	廃品回収業・飲食店	
32	32	1959	同地	廃品回収業	
33	33	換地完了以前	同地	飲食店	
34	34	1953	同地		
35	35	なし	同地		
36	36	なし	同地		



⁴⁰ この貸家建設主体のうち2名は名称から建設主体が推定可能な貸家が建つ土地以外の土地も所有し、そこには長屋あるいは共同住宅が建つことは確認できたが、名称から建設主体を推定できないため分析対象外とした。

⁴¹ 地区住民へのヒアリングによって、2つの貸家(同一敷地かつ借地)がそれらの敷地(借地)に住む商店主が建設主体であることがわかった。なお、その敷地は大規模な土地で、この建設主体の自宅と2つの貸家の間に他の住宅が建つことからそれぞれ1件と換算する。

5-3-2 貸家建設主体の性格

つづいて、これら36名の貸家建設主体の特徴について、その所在と職業からみていく。ま ず所在は、貸家と同敷地に居住していた者(建設主体の登記上の住所が同敷地である場合、あ るいは住宅地図上で貸家と同敷地に建設主体の姓や名前の記載がある場合)が20名であっ た。一方、経営する貸家と同敷地に住んでいない建設主体については、地区(四ヵ町)内に居 住する場合が10名(建設主体の登記上の住所が同敷地以外で地区内である場合、あるいは建 設主体の名前が住宅地図上で同敷地以外の場所に見られた場合)で、地区外に居住すると考え られる建設主体(登記上の住所が地区外かつ、住宅地図上でも地区内に名前が確認できない場 合)については、登記上の住所が東九条地域にある者が1名、崇仁地区にある者が4名、それ 以外の地域にある者が1名であった。前述した複数の貸家を経営する建設主体3名のうち2名 は崇仁地区に登記上の住所がある。以上から、貸家建設主体 36 名中、30 名が地区内に居住 し、84年調査時点でみられた地区内居住者による貸家経営が多いという特徴は、貸家が建設さ れてまもなくの 1967 年時点から見られたことがわかる。さらに、貸家の敷地内に建設主体の 住まいがある場合が20名と、全体の半数を占めている。また、84年調査にもあるように貸家 建設主体は貸家経営を専業とする者は少なく、半数以上が兼業経営者であった。1950-1960 年 代の住宅地図上での貸家建設主体の所在や貸家の敷地の記載に着目してみると、36 名の貸家建 設主体のうち、貸家や建設主体の名前以外の事業所や商店などの記載がみられたのは 17 名で あった。中でも「集荷場」、「古物商」、「ヨセヤ」などの記載がみられた廃品回収業者が8名い た。また、食料品や生活用品を販売する商店の記載がある者が6名、飲食店の記載がある者が 2名(うち1名は廃品回収業も営む)、そのほか、運送会社などの記載も見られた。また、貸家 の敷地取得時期について見てみると、敷地が建設主体によって所有されている貸家 36 件中、 27 件が 1960 年までに、さらにそのうち 19 件が 1955 年までに敷地取得がなされており、5 件 が土地区画整理換地完了時に既に敷地を所有していた。つまり、前節にみた 1950 年代中頃ま でのとくに土地売買が盛んとなった時期に貸家建設主体の土地取得も集中していた。

5-3-3 集中的な貸家建設の実態

次に、貸家建設が集中して生じたブロックに着目していきたい。とくに、前節で見たように土地売買が盛んに交わされ土地が細分化していく過程の中で、貸家が稠密に建てられる状況を詳らかにすることは、密集市街地形成を捉えるうえで重要である。ここでは、貸家が集中していることに加えて土地の細分化が生じた3つのブロック(図6)を対象とする。なお、以下の記述では貸家を呼称する際には[貸家 No.(表4中)]、土地については<地番ー枝番>を用いる。貸家の住宅形式は92年調査時点で建っていた貸家については92年調査の分類に従い、それ以外の貸家については住宅地図の表記の違いから共同住宅か長屋かを判断した 42 。

42 住宅地図上で居住者の名前が各戸を区分する枠線とともに記載されている場合が長屋、居住者の名前が区分なく列記されている場合を共同住宅と推定した。その根拠は、92 年調査から共同住宅か長屋のいずれかが判明している住宅についてこうした記載方法の違いが見られたことによる。



図6 貸家建設の実態

・ブロック I:廃品回収業者による貸家建設

ブロック I には、4 件の貸家[3~6]が建つ。[3・4・5]の敷地<15-2,3,4>は 1955 年に当街区の東半分を所有していた地区周辺所有者 II からそれぞれの貸家建設主体が取得した。いずれの建設主体も地区内に居住する在日韓国・朝鮮人で、[3・5]の建設主体は当ブロックの南側にある戦前長屋に居住しており、[4]の建設主体は登記上の住所は地区内の別地であったが、後年の住宅地図には同名の記載があるため同敷地に転居していると考えられる。[6]の敷地は、もともと当街区西半分の大蔵省によって所有されていた土地<17-0>が 1954 年に 5 筆<17-0~4>に分筆され、その後 1958 年に大蔵省からの払い下げによって取得された 4 筆<17-0~3>である。また、 $[4\cdot5\cdot6]$ の建設主体は廃品回収業者であった。

次に、各貸家の構成をみていく。[3]は2階建共同住宅と長屋および事業所2棟で構成される。とくに、2階建共同住宅は、倉庫を改修した共同住宅で、間仕切りや天井がベニヤ板で仕切られ、居室は1、2階にそれぞれ5戸と6戸であった。さらに1階の突出部分に共同の炊事場とトイレが設けられており、この部分は倉庫からの転用時に増築された可能性が高い。こうした倉庫を転用した共同住宅は地区内でも多数見られた。[4]の構成は建設主体の店舗(廃品回収業)兼住宅と、長屋および2階建共同住宅である。この2階建共同住宅はもともと長屋あるいは倉庫とみられる建物が1961年から1967年の間に建て替えられており、1967年時の敷地内東側の長屋は1953年にはみられず、1967年時の建物群は段階的に建設されていった。[5]の構成は2階建共同住宅のみであるが、もともと倉庫が建っている隣地<15-22>と一体であり、1960年に後述する[18-i,ii]の建設主体によって取得され、後年には同建設主体によって共同住宅が建てられた。なお、この建設主体の親族によって当街区の別の長屋の敷地<15—1>も1969年に取得されている。[6]は建設主体の住宅、長屋2棟、棟割長屋1棟、および廃品回収業のための倉庫とみられる建物で構成されているが、当街区南東角に建つ長屋の敷地<17-5>を同長屋に居住する建設主体の親族へ1959年に分筆・相続している。

・ブロックⅡ:地区外所有者による敷地分譲と貸家の集中

ブロック II は四ヵ町の中でもとくに貸家が集中して建設されたブロックであり、14 件の貸家 [9~21- i]が建つ。これら貸家群が建つ土地は、もともと在地大地主の土地<31,32-0>と不 在所有者の土地<33-0>であったが、分筆売買を経て、各貸家建設主体によって取得されて いった。ただ、<31,32-0>は、在地大地主によって直接分筆・売買されたものではなく、在 地大地主と各貸家建設主体の間に、地区外所有者が介在していた。まず、[9~16]が建つ<31 -0>は、1953 年に地区周辺所有者 II によって取得される。同年に 11 筆に分筆後、9 筆<31-1~3,5~10>が売却され、のこり 2 筆<31-0,4>も翌年に売却される。これによって、[9・11・12・16]の敷地<31-0,10,2,9>、[10・13・14]の敷地の一部<31-1,3,5>が、それぞれの 建設主体によって取得された。[10・13]の残りの敷地<31-11,12>は、もともと[12]の建設主体の所有地<31-2>であったが、1956 年に分筆されそれぞれの建設主体によって取得された。

.

⁴³ 京都市都市計画図(縮尺1:3000、1953年)を参照した。

[14]の残りの敷地 < 31-4 > についても 2 名の地区周辺所有者 I によって売買されたのち、 1960年に[14]の建設主体によって取得されている。また、[15]の敷地については、2名の地区 周辺所有者Ⅱによって売買された後、1961年にブロック北側の道路を挟んだ路地奥の居住者に よって取得されたものの、1967年に[15]の建設主体の手に渡った。[17・18-i・19・20]が建 つ<32-0>は 1953 年に地区周辺所有者 I によって取得され、<31-0>と同じく同年中に 15 筆に分筆後、13 筆<32-2~14>が売却され、残る 2 筆<32-0,1>は、1954 年と 1956 年に 売却された。[17・19・20]の建設主体はこのとき敷地を取得し、[18-i]の敷地は一度別の所有 者の手に渡った後に 1955 年に[18- i]の建設主体によって取得された。[18- ii ・21- i]の敷地 <33-6,7>については、1956年に不在所有者からそれぞれの建設主体が取得していた44。ここ で各建設主体の所在を確認しておきたい。まず、建設主体が貸家の敷地内に居住するのは[15・ 16・17・19]であるが、それぞれ登記上の住所は同敷地になく、移住とともに貸家経営を始め たものと考えられる。また、このうち[15・16・17]は、事業所や食料品店を同敷地で兼業して いる。貸家と同敷地ではないものの地区内に建設主体が居住するのは[10・13・14・20]であ り、[10・13・14]の建設主体はいずれも、ブロック北側の通り沿いの戦前からたつ住宅に居住 し、[20]の建設主体はブロック西側の戦前長屋に居住していた。対して、地区外に建設主体が 居住していた貸家については、建設主体が東九条地域に居住していたのが「9」、崇仁地区に居住 していたのが[18-i・18-ii・21-i]、それ以外の地区外地域に居住していたのが[12]であっ た。これら貸家の建設時期については、それぞれの敷地が取得されていった 1950 年代中頃か ら 1960 年初頭までと考えられる。貸家の構成については、[9・11・14・15・16・20・21-i] の7件が2階建共同住宅単体で構成されていた。しかし、その他の貸家の構成は、[12・18-i] が平屋の共同住宅単体45、[10]が棟割長屋、[18-ii]が長屋4棟、[13・17・19]は長屋・経営者 の住宅、共同住宅が複合的に構成されていた。それぞれ、長屋3棟と2階建共同住宅 ([13])、2棟の長屋(内1棟は棟割長屋)と建設主体の住宅([17])、2階建共同住宅と建設主 体の住宅([19])となっていた。また、 $[14\cdot15\cdot16]$ については、住宅地図上の表記では商店 が含まれており、共同住宅の1階部分にて商店が営まれたと考えられる。なお、[16・19・20] では 1961 年から 1967 年にかけて既存の平屋の建物を 2 階建共同住宅に建て替えている。

・ブロックⅢ:既存の地主による所有地の売却と貸家建設

ブロックⅢには 4 件[23~26]の貸家が建設されているが、区画整理換地時の土地所有者([23・26]の建設主体)が所有地の一部を売却しながらも残りの所有地で貸家経営をおこなっていたことが特徴的である。まず、[23]の建設主体は、区画整理換地時ではブロックの半分以上を占める 4 筆の土地 < 15~18-0 > を所有していた。その後、1954 年に < 18 - 0 > を 3 筆に分筆し、同年に < 18-2 > を [25]の建設主体、 < 18-1 > を不在所有者へ売却し、その翌年に < 18-1 > は [24]の建設主体の手に渡る。また、1960 年前後には須原通沿いに建つ長屋の敷地 < 15-2・

⁴⁴ なお、この敷地の周囲の土地は同年に京都市によって取得されており、山王簡易宿泊所の敷地となっていた。

^{45 [18-}i]は、92年調査において1棟の共同住宅とされているが、1967年と1961年の空中写真からみた屋根伏は、3棟が組み合わさって構成されており、段階的に増築を重ねた可能性も考えられる。

16-2~5・17-2~4>は居住者に売却されており、この長屋は[23]の建設主体による貸家であった可能性も考えられる。なお、[23]の建設主体は所有地<15>にて食料品店を営んでいた。続いて、[26]の建設主体は、他の2名(内1名は親族)の地区内所有者と<19,20-0>を共同で所有していたが、1952年にこの2筆を合筆し、[26]の建設主体及びその親族と他1名とで共有物分割がおこなわれ、それぞれ<19-0>と<19-1>とに分けられた。そののち1958年に<19-0>についても共有物分割が再びおこなわれ、<19-0>が[26]の建設主体、<19-4>がその親族の所有地となる。さらに1960年に[26]の建設主体はその所有地の一部<19-5>を売却しており、その残った敷地<19-0>で貸家経営をおこなうほか、運送業を兼業していた。それぞれの貸家の構成は、まず[23]が2階建共同住宅3棟と平屋の中廊下型の共同住宅2棟のほか建設主体の住宅で構成されるが、2階建共同住宅はすべて1960年代に入って建て替えられたものであった。[24]が2階建共同住宅1棟、[25]が平屋の長屋が3棟と平屋の共同住宅(推定)とみられる貸家で構成される。[26]は建設主体の住宅と平屋の長屋1棟で構成される。なお、建設主体の住宅には住宅地図上で複数名の名前の記載があることから貸間か住み込みの従業員を雇っていたなどの可能性が考えられる。

5-3-4 貸家建設の特徴

四ヵ町において貸家は 1950 年中頃から土地取得を伴って建設が進み、1960 年代にはすでに 一部が建て替えられていく場合や、ときに既存の倉庫を共同住宅に転用させる場合、住宅形式 の異なる複数の棟で構成される場合にみられるように段階的に建設された。また、建設主体の 半数は兼業で貸家経営をおこなっていたこともあり、建設主体の所有する敷地内には長屋や共 同住宅といった貸家だけでなくその他の事業用途の建物などが建設されたほか、共同住宅は商 店として併用される場合も見られた。とくに敷地内に貸家建設主体が住む住宅が建つ場合、貸 家は建設主体の生活領域の延長にあった。建設主体の中には戦前長屋に居住する者もおり、戦 前より不安定な生活を送りながらも戦後に貸家を建設し生計のひとつとしていった可能性も示 唆される。戦後に転入した貸家建設主体であったとしても安定した経営基盤を建設当初から有 していない場合は少なくないはずである。貸家建設主体の多くは 1950 年代に住まいを求め集 まる人々に応答し、地区内で生活を続ける手段として貸家建設を選択していったと考えられ る。さらに、廃品回収業を兼業している、すなわち寄せ屋とみられる建設主体が一定数存在し たことが、四ヵ町の貸家建設における特筆すべき点である。寄せ屋のもつ貸家は、家賃がない 場合も多々あり 68 年調査における「バラック」も含まれる。バタヤは生活費のほとんどを寄 せ屋に依存しているため生活の様々な局面において寄せ屋に差配される存在でもあった。68 年 調査でもその関係の搾取性が強調され地区内の貧困や劣悪な住環境の象徴としても捉えられて いた。しかし、一方で生活に困窮した流動的な人々がどうにか生き抜くことができる住まいを 提供していたともいえる。この点については次章で詳しく見ていきたい。

5-4 小結

戦後の土地所有構造転換がもたらした持地化と貸家建設

四ヵ町における土地所有の変遷は大規模土地所有の解体という戦後の都市部にみられた土地所有構造の転換期に位置づけられ、この構造転換を共通の条件に持地化と貸家建設という住まいに関わる2つの傾向が生じていたことが明らかとなった。持地化の特徴としては、持地化によって新たに住宅を建設するだけでなく、戦前長屋の敷地を持地化していく場合も見られたことにある。このことは、持地化した所有者が戦前から戦前長屋に住んでいた場合、または戦後新たに戦前長屋に転入していた場合の2つの可能性を含め、戦前長屋を介して戦前から戦後にかけて四ヵ町が住み継がれてきたということでもある。そこには持地化によって安定した住まいの確保を目指す意図があったと考えられ、ここに吉田や韓がとらえていた定住環境の確立過程がを見出すことができる。他方で、持地化と並行して進んだのが土地取得を通じた貸家建設であった。多くの貸家の敷地内に建設主体の住む住宅が建てられたことからは、貸家建設には持地化の延長としての側面も見出される。加えて、貸家の建設主体は1950年代初頭から土地を取得し土地売買が盛んとなるその口火を切ったという点から、貸家建設そのものが土地所有の流動化に少なからぬ影響を与えていた可能性を指摘できる。その場合、貸家建設は土地所有の流動化を介し持地化の機会を広げたという意味で間接的に持地化を促したことになり、貸家建設と持地化は戦後の土地所有構造の転換を媒介として相互に作用を及ぼし合っていた。

貸家建設からみた密集市街地形成

戦後に建てられた貸家は建設時期が一定共通するにも関わらず多様であった。 1 件の貸家が複数棟で構成される場合も多く、ときに共同住宅と長屋が併存する構成をもち、さらに短期間での建て替えや倉庫からの転用などを含め、貸家の動的な側面が見出された。画一的・同時的に貸家建設が進まなかったことは、68 年調査にみられた本建築の借家における居室面積の幅広さや、地区内により多くの人口を惹き付けることにもつながっただろう。また、一部の貸家は事業所や飲食店、食料品店としても併用されており、さらに当然のことではあるが建設主体の生計ともなった点は、居室を提供する単なる住宅にとどまらない、地区住民の生活に対してひいては密集市街地形成に対して、多面的な関わりをもつ貸家のありようを示している。これまで四ヵ町において戦後に建設された貸家の多くは、その狭小さや火災に対する危険性から劣悪な住環境を形成するものとして捉えられてきた。確かにこれらが定住のための住環境として不適当であったことは否定できない。しかし、それゆえに本章で明らかにしてきた貸家の動的な側面や多面性は看過されてきた。

⁴⁶ 吉田友彦「日本の都市における外国人マイノリティの定住環境確立過程に関する研究一京阪地域における在日韓国・朝鮮人集住地区を事例として一」、京都大学博士論文、1996、韓勝旭「密集市街地の再生における住環境運営主体の形成に関する研究一在日コリアンが集住する京都市東九条地区を事例として一」、京都大学博士論文、2010

第6章

戦後「バタヤ街」にみる

屑をめぐる生業連関と仕切場の動態

6-0 はじめに

前章でもみたように、戦後、京都駅の駅裏にあたる東九条地域や崇仁地域の南部では流動的な人々が激しく転入出を繰り返していた。四ヵ町では密集市街地を形成し、隣接する崇仁地域南部の建物疎開跡地から鴨川河岸にかけては「バラック集落」と呼ばれた不法占拠地区も広がる。流動的な人々がこれら地区に移り住んだのは、多くのバタヤを抱える寄せ屋が割拠していたことにある。本章はこれら地区形成の発端となった寄せ屋の隆盛を戦後の都市空間形成史として捉えようとするものである。

そこでまず近代都市における寄せ屋とバタヤに関する研究における扱いについて整理しておきたい。寄せ屋やバタヤを学術的に扱った端緒として、戦後の「スラム」対策の中で同時代的に取り組まれた都市社会学的研究」が第一に挙げられる。実態調査によりバタヤの生活の諸側面が把握された反面、バタヤは「スラム」の社会構造に「沈殿」させる社会病理として強調され固定的に捉えられた。一方で、近代初頭の都市下層社会に関する研究においては、木曽順子や佐賀朝によって屑に関わる職業が「スラム」とされた地域における生活実態や社会構造を捉える上で住民の共同性や地域社会の重層性を示す職業としても取り上げられている。さらに、廃品回収業は多くの在日朝鮮人が戦前より従事していたことから、木村健二や高野昭雄によって廃品回収業に対する取締りの実態やそれらに従事する在日朝鮮人の動向が捉えられており、とくに高野昭雄によっては戦前・戦後の廃品回収業の立地状況から東九条地域における廃品回収業の拠点化を明らかにしている。京都や東九条における廃品回収業の実態把握が行われている意味で、本章もこれらの成果に負う所が多い。また、戦後にみられた「スラム」の一類型とされる「バタヤ街」についても、本岡拓哉や岩田正美によって戦後東京におけるバタヤの生活実態や「バタヤ街」の行政施策上の位置づけからその形成と消滅の経緯が明らかにされた。

その他、廃品回収業それ自体の全体像や実態に着目した研究として、星野朗らによって戦後東京のバタヤと寄せ屋の両面から実態把握が試みられ⁵、浦野正樹らは地域社会における廃品回収業の姿を通時的に描きだしているほか⁶、三矢誠や星野高徳は経済史の観点から廃品回収業界の動向を整理している⁷。

以上のように、都市と廃品回収業の関わりについてはバタヤや寄せ屋を媒介として都市下層社

¹ 磯村英一「あるスラムの形成と解体一東京葵部落の場合一」, 社会事業, 第39巻, 第6号, 1956, pp.8-13、磯村英一ほか『東京バタヤ部落の研究』, 東京都立大学社会学研究室, 1960など。

² 木曽順子「日本橋方面釜ヶ崎スラムにおける労働=生活過程」、杉原薫・玉井金五『大正・大阪・スラム もうひとつの日本近代史 増補版』、新評論、1966、佐賀朝『近代大阪の都市社会構造』、日本経済評論社、2007

³ 木村健二「在日朝鮮人古物商・屑物業取締法令の推移と実態」,在日朝鮮人史研究,第 49 号,2019、高野昭雄「京都市東九条の近現代史と廃品回収業」,世界人権問題研究センター研究紀要,第 26 号 , 2021

⁴ 本岡拓哉『「不法」なる空間にいきる 占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』,大月書店, 2019、岩田正美『貧困の戦後史 貧困の「かたち」はどう変わったのか』,筑摩書房, 2017

⁵ 星野朗・野中乾『バタヤ社会の研究』, 蒼海出版, 1973

⁶ 浦野正樹ほか『都市における資源循環システムの再編と地域社会の変動 平成15年度~16年度科学研究費補助金 [基盤研究(C) (2)] 研究成果報告書』、2006

⁷ 三矢誠「再生資源卸売業の動向」,経済地理学年報,第27巻,第1号,1981、星野高徳「大正・昭和初期東京における再生資源回収業の存続要因 都市化と工業化の影響を中心に」,三田商学研究,第51巻,第1号,2009

会における人々の生業・生活実態とそれらを都市空間における社会的な排除や行政による管理の力学の中で捉えることへ主に力点が置かれてきた。これらの研究成果によってバタヤや寄せ屋は都市空間における「多様かつ多面的な存在」⁸として捉え直されつつある。本章では、バタヤや寄せ屋を都市空間形成に関わる諸力のひとつと捉えることで空間形成主体としての新たな側面を見出すことを試みる。その上で次の二点に着目する。

一点目がバタヤや寄せ屋は廃品回収業における一業態でありその他様々な関連する業態と共に成立している点である(図1)。バタヤが市中から回収した屑は寄せ屋で買い取られると、選別されて各種屑を専門に扱う業者へと渡る。例えば、紙屑は寄せ屋から直接、製紙会社と取引する直納問屋と呼ばれる専門問屋へ持ち込まれ、襤褸は色や素材ごとに選分する選別業者を介して専門問屋の手に渡るほかウエス加工業者などが買い入れる。また、金属屑は製鋼業者と直接取引が可能な指定問屋と呼ばれる大規模な専門問屋の間に中小規模の収集業者が介在している。バタヤや寄せ屋はこうした屑の取引をめぐる生業連関の中に存在し、本章ではこれら様々な業態を総じて廃品回収業者と呼称する。二点目は、「バタヤ街」という言葉が端的に表すように寄せ屋やバタヤは特有の都市空間を形成している点である。戦後に多くのバタヤが居住し寄せ屋が集中して立地する地区が「バタヤ街」と呼ばれるようになるが、これらは寄せ屋が有する仕切場を中心として「「バタヤ」以外の住民を含めた、様々な人々の生活の軌跡が交差する「まち」」10でもあった。そこで、本章では「バタヤ街」を特徴づけるこの仕切場の空間実態に着目して「バタヤ街」の生成と変容をつぶさに捉えていく。

これらの問題意識と視角にもとづき、戦前から戦後の東九条地域における寄せ屋やバタヤを含む廃品回収業者の間に見られる生業連関を把握することで、「バタヤ街」が生成する局面を整理し 1950 年代以降の寄せ屋が有した仕切場の実態に迫りたい。はじめに、四ヵ町と「バラック集落」のもつ「バタヤ街」としての側面を整理し(1節)、戦前・戦後の東九条地域における廃

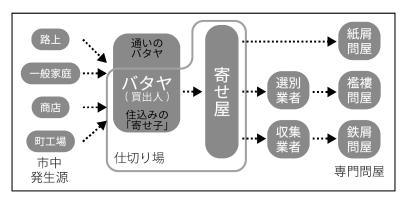


図1 屑の流通経路

⁸ 前掲『「不法」なる空間にいきる 占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』, p.76

⁹ 西村豁通・能塚正義「京都市における古紙回収業の実態と問題」,社会科学,第21号,1976、前掲『都市における資源循環システムの再編と地域社会の変動 平成15年度~16年度科学研究費補助金[基盤研究(C)(2)]研究成果報告書』、原材料新聞社編集局編『鉄屑年鑑 昭和35年度版』,原材料新聞社,1960を参照。

¹⁰ 前掲『「不法」なる空間にいきる 占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』, p.77

品回収業の拠点化を個別の業者の業態と業者間の組織化の側面から検討することでその生業連関をふまえ、「バタヤ街」における寄せ屋を含む廃品回収業の立地動向から「バタヤ街」の成立状況を把握する(2節)。さらに、寄せ屋が集中する一角に構えられた各寄せ屋の仕切場の内部構成を動態的に分析し、その変化を寄せ屋の業態と火災との関連から検討し、「仕切場」の変化の特徴を明らかにする(3節)。なお、本章では業者の氏名や商店名を伏せて記述する。

6-1 京都駅裏の「バタヤ街」

6-1-1 「バラック集落」と四ヵ町におけるバタヤと寄せ屋

「バラック集落」は、戦争末期に実施された建物疎開跡地のうち京都駅から東に向かう線路の南側一帯を中心に形成され、道路や河川敷、鉄道用地などの公有地にも広がったが、1960 年代初頭までに一部を残し立退きがおこなわれた¹¹。バラックの建設が本格化したのは 1950 年代初頭とされ、1957 年には実態調査(以後、「57 年調」)が実施される¹²。「57 年調」によれば「バラック集落」の居住世帯は 510 世帯とあり、居住世帯の内 164 世帯の世帯主が「バタヤ等」に従事し、「バタヤ業主」(寄せ屋)は 7 人であった。

以下の記述は、「バラック集落」を踏査した馬原鉄男によるルポルタージュ(以下、「馬原ルポー)に描かれた早朝から屑を拾いに市中へと向かうバタヤの様子である。

「午前四時二十九分、長崎発東京行急行 "あさかぜ、号の汽笛が、一きわ高く、夜のしじまを つん裂きながら加茂川を越え、余韻を残しながら東山トンネルに吸いこまれていく。と、それ に呼応するかのように、京都駅裏の暗がりから一群のバタ車が動きはじめる。ゴロく、ゴロ く、ゴロく。あちらの路地、こちらの路地を鳴らしながらはい出してきてバタ車は、忽ち一大 編成となり、まるで機動隊か何かのように、市中へ、市中へと移動していく。薄明りになった ころ、ちりぢりに散ったそれらのバタ車は、三台、五台と連れ立ち、あるいは一台きりになって、思いくのコースへとたどりつくのである。」 13

また、バタヤの多くは仕切場内に建つ寄せ屋が提供する住居に住んでいた。寄せ屋以外による貸家や貸間の場合だと家賃は 1000 円以上がほとんどであるのに対し、寄せ屋の提供する貸家や貸間の場合は相当数が無料で提供されており、家賃・間代があっても 500 円未満であった。当時、バタヤの一日の稼ぎは良い時期で 200~250 円¹⁴であることからも、寄せ屋の提供する住居はとにかく安かったといえよう。一軒の寄せ屋が提供する住居について「馬原ルポ」は以下のように綴っている。

「O商店には現在四十人のバタ屋がおり、(中略)世帯持ち七人で他は独身、年令は二十七才が最低、最高は八十一才である。(中略)四棟の長屋の中央に共同の炊事場、ポンプ、流しがある。(中略)独身者が一畳、妻帯者が三畳一室¹⁵にとじこめられているわけだから、部屋に入れば入ったままの姿勢で座るか寝るかする以外に、体の動かしようがない|¹⁶。

¹¹ 前川修「東七条における疎開地整備事業とバラック対策」, 京都部落史研究紀要, 第12号, 2000、前川修「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」, 部落解放研究, 第141号, 2001

¹² 京都市住宅対策本部『國鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』, 1958

¹³ 馬原鉄男「部落はかくして創られた」, 部落, 第11巻, 108号, 1959年

¹⁴ 京都市住宅対策本部『國鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』, 1958、p.37

^{15 「57} 年調」によると 2 帖未満に居住する世帯が 116 世帯、 2 帖以上 4 帖半未満に居住する世帯が 293 世帯であり、「バラック集落」全体の 1 人当たりの畳数の平均は 1.24 帖でもあった。

¹⁶ 前掲「部落はかくして創られた」、p.36-37

それらは寝床としてのみ使用するにおいても極めて狭小と言わざるを得ないうえ、他のバタヤたちとの共同生活を強いられるものだった¹⁷。しかし、「バラック集落」に住まう人々の多くは、住まいや職、あるいはその両方を求めて来住していた。それゆえ、職と住まいの両方が提供される寄せ屋の存在は、そこに住まうに十分な理由となりえた。

一方、四ヵ町でも 1950 年代から人口が増加していき、「バラック集落」が消滅したのちもその増加はとどまることなく密集市街地が形成された。さらに火災も頻発し、1967 年の大火では著しい被害が出た。この火災を契機に、京都市は同年九月に「京都市スラム対策基本計画」を打ち出し、翌1968年に、東九条東岩本町、南岩本町、北河原町、南河原町の四町を対象として実態調査¹⁸(以後、「68 年調」)を実施する。「68 年調」によると、世帯主として「廃品回収」(寄せ屋)の経営者が13人、「寄せ子」が96人、「バタヤ」が21人であった。なお、「寄せ子」と「バタヤ」との区別は、「寄せ子」が96人、「バタヤ」が21人であった。なお、「寄せ子」と「バタヤ」との区別は、「寄せ子」は寄せ屋が直接抱える住込みのバタヤであるのに対し、「バタヤ」はそうした関係になく屑を持ち込むのみのバタヤである。当時の寄せ屋に住み込むバタヤには、家族や子供がいる者から単身者まで様々であったが、高齢もしくは病弱な者も多く、生活保護率も高いことからバタヤは地区内の貧困を象徴する職業とされた。そのほか、寄せ屋などから種別に屑を買い取るあるいは加工する「鉄屑商」(2人)や「故繊維商」(5人)、「ウエス製造販売」(1人)、「ボロよりわけ」(3人)といったバタヤや寄せ屋に限らない関連業種も存在した。

朝日新聞は 1967 年 9 月に計 10 回にわたり東九条に関して連載記事を掲載し、その中にはそれぞれバタヤと寄せ屋に直接取材した内容が報じられている¹⁹。小学生 3 人の子供と夫と暮らす 40 代の女性のバタヤへの取材によると、寄せ屋にあてがわれた四畳半のバラックに家族五人で住まい、子供を家に残し夫婦ともども早朝から市中を回り、夕方に帰ってきて換金するというのが一日の生活であった。一方の寄せ屋への取材によると、寄せ屋は酒に溺れて働かない者も含めてバタヤとして抱え、仕事がないあるいはできないときにはバタヤたちのその日の生活費を用立てていたという

6-1-2 バタヤと寄せ屋の関係性

こうしたバタヤと彼らを仕切る寄せ屋との関係は一般に搾取 - 被搾取の関係としても捉えられ、寄せ屋はバタヤを確保するために生活における様々な用立てもおこないながらも同時に金銭的な締付けもおこなう場合も見られた。先の連載記事内の取材に応じたバタヤの女性も、親方にいつも目方²⁰を少なく見積もられるので他の親方にくら替えしたいと考えているものの、子供が入院した際に親方に用立ててもらった借金があり利子を付けて完済しなければ離れることが出来ないといった苦悩をこぼしている。寄せ屋とバタヤの関係性は寄せ屋の収入に直接的

¹⁷ 前掲「部落はかくして創られた」、p.36-37

¹⁸ 同志社大学東九条実態調査研究会『京都市「東九条」実態調査報告書』, 1969

¹⁹ 朝日新聞京都版 昭和 42年9月24日および9月26日

²⁰ このバタヤの属する寄せ屋の場合、1 貫目(3.75kg)当たり、ダンボール 2 0 円、新聞紙 3 0 円で、ビール瓶 1 本 3 円、その他の びん 1 円であった。

に結びつくため寄せ屋側に依存しつつも、バタヤの「くら替え」という発言は、借金等がなければバタヤ自身の自由が認められていた可能性がまったくないわけではないことが伺える。少なくとも、先に見たように数は少ないながら寄せ屋に住み込まず屑を持ち込むだけのバタヤの存在は、寄せ屋とバタヤの関係をかならずしも固定的には捉えられないことを示唆している。

また、バタヤや寄せ屋をとりまく経済動向にも変化があったことをおさえておく必要があるだろう。「68 年調」では「43 年春以来、アメリカからのパルプ原料の輸入増を契機として、廃品(紙料)の回収価格が切り下げられ、最末端へとしわよせされ「よせこ」やバタヤは「やっていけなくなった」」とある。つまり、調査時より過去にはバタヤでもなんとか「やっていけ」た状況があり、それが次第に「やっていけなく」なった結果、バタヤの貧困状況はより深刻なものへとなっていったことが述べられている。また、ここでは1968年に生じた紙屑の価格の低下を要因に寄せ屋業の衰退が語られているが、それ以前からも後述するように鉄屑価格の低下などもみられ、それ以前より寄せ屋業の衰退は始まっていたと考えられる。推測の域にとどまるものの、寄せ屋が隆盛しはじめた1950年代当初からバタヤに対する寄せ屋の抑圧的な関係は68年調査等で強調される状況にはなかったとも考えられる。さらに、高度成長期における労働力不足も相まってバタヤが若い世代を中心に他業種へと流れていき、通常の肉体労働などに就くことが困難な高齢もしくは病弱な者がバタヤとして残らざるを得ない状況も生じていた21。その結果、寄せ屋業の衰退に拍車がかかる中で、バタヤの従属性が顕著に現れるようになったのではないだろうか。

6-1-3 寄せ屋と大火

ところで、寄せ屋は周囲の住民から一体どのように認識されていたのか。「68 年調」の中には居住環境に関する意見についてのアンケート調査結果がまとめられており²²、寄せ屋に関して直接言及している意見について数は少ないものの、「よせやを一ケ所にまとめよ(一掃せよ)」、「工場・よせや・養豚・鶏場、川などの悪臭」といったあからさまな意見がみられた。

廃品回収業者に対する蔑視や忌避は根深い。ただ、こと四ヵ町地区に限っては、こうした差別的な感情および感覚的な忌避の現れが火災の発生によって増長されたものかもしれないということは指摘しておきたい。というのも、寄せ屋は防火の観点からも危険視されていたと考えられるのである²³。

^{21 「}何とか普通の肉体労働にたえられる比較的若い人たちは他の仕事にかわったが、すでに転職も不可能な高令者・病弱者の場合、収入は低下する1方で、生活(水準)を切り下げ、「借金」をしたり、「生活保護」を受けながら、ますます身動きがとれなくなっているのである。生活保護世帯の中、就労しているものの約3分の1が「よせこ」である」(前掲『京都市「東九条」実態調査報告書』、p.32)。

²² もっとも多いのはトイレや炊事場などの住居の設備に関する意見であり、次いで火災の危険性に対する意見が述べられている(『京都市「東九条」実態調査報告書』、第6-12表より)。

²³ 四ヵ町地区においては 60 年代中頃以降、住環境上の問題として特にアパート火災が頻発していたことが課題であったが(東九条地区実態調査委員会『東九条地区整備に関する調査報告書 実態分析と提言』、1985)、それに先行して寄せ屋の火災があった。

『京都消防と災害 資料編』(以後、「京都消防 1) 24 によると、「バラック集落」および四ヵ町周辺 25 では 1950 年代から 1970 年代にかけて廃品回収業に関わる火災が 22 件みられ、寄せ屋の仕切場が割拠する一角では 500 ㎡以上が焼損する大火に見舞われた(表 1)。寄せ屋の有するバタヤの住居や倉庫の多くが木造トタン葺などの脆弱な構造であったことに加え、仕切場に備蓄された紙屑や襤褸は火勢を強めてしまう。それゆえ、ひとたび火災が生じると被害が甚大化した。

東岩本町北側の一角では、1958年に相次いで大火(⑨、⑩)が生じ、合計で1400㎡以上が 焼損した。3月22日の大火では、「四人の廃品回収問屋で"よせ屋"を作り、バタ屋が約十ムネ

表1 「バタヤ街」における廃品回収業者の関わる火災

	発生日	場所	火元(職業)	焼損 棟数	罹災 世帯	罹災 人員 (死者数)	焼損範囲 (㎡) *1	備考
1	1951年3月21日	東七条東之町 30	製紙原料商	1	1	-	-	戦後業者〈22〉
2	1954年7月27日	南河原町	廃品回収業	1	1	-	0	
3	1955年3月26日	屋形町 21	(記載無)	2	2	8	165	戦後業者〈16〉(【B-vi】)
4	1956年1月26日	南河原町	廃品回収業	8	8	41	203	戦後業者〈8〉
(5)	1957年3月13日	河西町	繊維屑商	1	-	1	-	
6	1957年12月10日	屋形町	廃品回収業	2	1	3	4	【B-iii】
7	1957年12月26日	北河原町	アパート経営	1	-	1	-	【B- i 】
8	1957年12月30日	岩本町	廃品回収業	1	1	7	0	戦前業者〈2〉(【A-iv】)
9	1958年3月22日	東岩本町 5	廃品回収業	19	37	88(1)	640	[A- i]
10	1958年8月5日	東岩本町	金属回収業	11	36	77	797	
11)	1958年12月12日	東七条屋形町 17	廃品回収業	9	7	28	192	
12	1959年3月24日	東七条東之町 83	廃品回収業	3	3	16	33	戦後業者(23)
13	1960年5月23日	東七条東之町	廃品回収業	3	3	16	115	戦後業者(23)
14)	1960年11月27日	東七条屋形町	廃品回収業	1	1	1	-	
15	1961年10月5日	東岩本町	廃品回収業	3	3	7	190	【A-vi】
16	1961年12月30日	東七条屋形町	アパート経営	1	1	3	1	[B- v]
17	1962年7月12日	北河原町	古繊維商	1	-	1	-	
18	1963年1月26日	河西町	金属回収業	3	3	10	78	戦後業者〈27〉
19	1963年8月29日	東七条屋形町	アパート経営	3	13	19	97	【B-vii】
20	1967年8月9日	北河原町 5	アパート経営	13	121	307(2)	1204	戦後業者〈6〉(【B-iv】)
21)	1970年8月10日	東七条屋形町 21	アパート経営	10	92	208	1476	戦後業者〈16〉(【B-vi】)
22	1976年4月19日	北河原町 5	廃品回収業	24	99	162(1)	1139	戦後業者〈6〉(【B-iv】)

註: 『京都消防と災害 資料編』より作成(車両火災を除く)。備考については左記史料における火元と後述する廃品回収業者との対応関係を補足。アミカケは表2に示した新聞報道で取り上げられた寄せ屋火災。

表 2 寄せ屋の仕切場における火災に関する新聞報道

X = 1 C = 1 E 7 3/1-10 / 0 / (1-10) 0 / (1-10)					
	発生日	記事見出し	出火 建物		
3	1955/3/26	東七条でアパート焼く	紙クズ倉庫		
9	1958/3/22	40 世帯焼け出される 老人焼死 東九条のバタ屋街	選別作業場		
10	1958/8/5	昨夜、バタ屋街の火事 東九条で十戸全半焼	ガレージ		
15	1961/10/5	不審火 二むねを焼く 東九条バタヤ部落	トタンぶき倉庫		
19	1963/8/29	アパートを焼く 下京の密集地で二むね	アパート階下		
20	1967/8/9	2 人焼け死に 6 人負傷 南区・密集地の大火	アパート階下		
21)	1970/8/10	密集地、猛火攻め 下京の昼火事 8 むねを全半焼	アパート		
22	1976/4/19	未明、密集地で火事 南区 87 世帯被災	アパート		

註:③京都新聞夕刊 1955 年 3 月 27 日、⑨京都新聞朝刊 1958 年 3 月 23 日、⑩京都新聞朝刊 1958 年 8 月 6 日、⑱京都新聞列刊 1961 年 10 月 5 日、⑲京都新聞朝刊 1963 年 8 月 30 日、⑳京都新聞朝刊 1967 年 8 月 9 日、㉑京都新聞朝刊 1970 年 8 月 11 日、㉒京都新聞夕刊 1976 年 4 月 19 日より作成。

^{*1} 小数点以下は切り捨て表記した。

²⁴ 京都市消防局企画室『京都消防と災害 資料編』,京都市消防局,1978。 当史料は1948年から1978年までの京都市で発生した 火災について一覧化されている。

²⁵ およそ東海道線、鴨川、九条通、河原町に囲われた範囲に該当する現在の下京区東之町、屋形町、西之町と南区東九条東岩本町、南岩本町、北河原町、南河原町、河西町で発生した火災を集計した。

の木造バラックの作業場に住み込んでおり、人の出入が激しく地元九条署でも世帯数などの実態をつかむことに苦心している状態で、南消防署で危険建造物として注意していた」²⁶と報じられた。ここから、寄せ屋における居住者の流動性と火災の危険性への認識が窺える。また、8月6日の大火後の報道においても、「空地には紙くずの山が積まれた密集地帯」²⁷と被害の甚大化の要因が強調されている。さらに、北河原町と屋形町とにまたがる一帯においては、焼損範囲が1000㎡を超える大火が先の1967年の大火を含め1960年代末より重ねて発生(⑩、①、②)しており、いずれの火災でも複数棟のアパートが焼損し罹災人数は100人を超えた。これらを報じた記事の見出しには「密集地」と形容されるように記事内容からはアパートが密集して建つことが共通して指摘される一方で寄せ屋の存在は明示されておらず、「京都消防⑥」においてもアパートの経営者として記載されていた。しかし、これら罹災アパートの経営者は後に見ていくように寄せ屋であった。さらに、たびたび周囲の家屋にも延焼し、寄せ屋にて発生した火災は周囲の住民にとってその住環境を脅かす極めて切実な課題でもあった。

6-1-4 仮の住まいとしての「バタヤ街」

また、「バラック集落」が消滅するまでの1950年代は「バラック集落」と四ヵ町は非常に近い性格を持つ場所として認識されていたのではないだろうか。

馬原によれば「家出人や浮浪者を一時保護するところの警察署も、一夜明けると何がしかの金をあたえて駅裏に送り込むのが最近の常識になってきて」おり、「バラック集落」全体が「隠れた民間の保護厚生施設ともなっている」ことが指摘されている²⁸。こうした状況を馬原は「バラック集落」に限定して言及している一方で、1957年には四ヵ町内に「山王簡易宿泊所」が開設している。「山王簡易宿泊所」は京都市による社会福祉事業の一環で住居が定まらない生活困窮者に対する有料の保護施設として開設されたもので²⁹、このことを鑑みると少なくとも住まいや職を求め初めて京都駅裏に訪れた人々にとっては四ヵ町もまた同様の性格を有していたに違いない。その性格を一定担保していたのも両地区内に立地し「仮の住居」の有力な供給元となっていた寄せ屋であったと考えられ、とくに「バラック集落」の立退きが完了するまでの間、両地区にまたがる「バタヤ街」の存在を見て取ることができる。

²⁶ 京都新聞朝刊 昭和33年3月23日

²⁷ 京都新聞朝刊 昭和33年8月6日

²⁸ 前掲「部落はかくして創られた」、p.39

²⁹ 加美嘉史「戦後京都市における「住所不定者」対策と更生施設一昭和 30 年代の「浮浪者」と「京都市中央保護所」を中心に一」, 福祉教育開発センター紀要,第13号,2016,pp.117-132

6-2 屑をめぐる生業連関

廃品回収業は経済動向に左右されやすく、バタヤと寄せ屋はその末端に位置づけられるため極めて不安定な業種である。しかし、それゆえに戦争や災害などによって物価が上昇すると活況を呈することもある。東九条地域は、戦時統制下に向かう1930年代と、戦後統制の撤廃と朝鮮戦争の勃発に続く1950年代という二つの時代において廃品回収業者の拠点となった³⁰。本節ではこの拠点化について業態の差異と分布、業者間の組織化に着目し戦前にまで遡ってたどり直すことで、その実態をみていきたい。なお、分析にあたっては東九条地域³¹および「バラック集落」の中心地となった崇仁地域の東之町および屋形町に立地する業者を一覧化した。

6-2-1 戦前における廃品回収業者とその業態

1932年の満州事変以降、軍需インフレによって屑価格が高騰したことにより廃品回収業者が増加していた。とくに1930年代末には全国的に戦時下における資源不足を想定し商工組合の設立などを通じた国策によって廃品回収業もまた戦時動員された32。

こうした戦時統制を背景とする『昭和拾四年度版日本實業商工名鑑廃品版』³³(以後、「商工名鑑廃品版」)と「廃品取扱寄屋業者資格に関する件」³⁴(以後、「寄屋業者資格」)の二つの史料から、戦前期の東九条における業態の展開をみていきたい。「商工名鑑廃品版」は、民間によって作成された都道府県別の廃品回収業者の一覧であり、商店名、店主、取扱品目、住所、創業年が記されている。他方の「寄屋業者資格」とは、「京都府廃品寄屋商業組合」³⁵の設立申請の過程において作成された行政史料であり、各警察署によって把握された寄せ屋の氏名と住所の一覧が示されており買出し人を抱え直接廃品を買い取っていることが組合の資格要件であった³⁶。この両史料によって把握された 62 業者の一覧が表 3 である。

³⁰ 前掲「京都市東九条の近現代史と廃品回収業」

³¹ 東九条地域では 1930 年代より土地区画整理が実施されているため戦前から町域が変更されている。本章では戦前に関しては土地区画整理前の東九条(以後、略)上殿田町、中殿田町、下殿田町、烏丸町、御霊町、山王町、岩本町、北河原町、宇賀辺町、松ノ木町、札辻町、明田町、西山町、松田町、河辺町、石田町、柳下町を対象とする。戦後に関しては、現行の町名に東九条を冠する 38 町のうち、東九条東松ノ木町を除く、37 町を対象とする。

³² 前掲「在日朝鮮人古物商・屑物業取締法令の推移と実態」。

³³ 大阪日本實業商工會編『昭和拾四年度版日本實業商工名鑑廃品版』,日本実業商工会,1939。同史料は木村や高野によっても用いられているが、いずれも個別業者に注目した業態に関する検討はおこなっていない。

³⁴ 京都府商工課「廃品取扱寄屋業者資格に関する件」1939 年 3 月(京都府庁永年文書,昭 15-0162-001,031,京都府立京都学・歴 彩館所蔵)

³⁵ 京都府商工課「京都府廃品寄屋商業組合設立の件」1940年1月(京都府庁永年文書,昭15-0162-001,030,京都府立京都学・歴 彩館所蔵)

^{36 「}廃品寄屋業者組合」の認可において業者の資格要件として「京都府下ニ於テ店舗ヲ有シ専属買出人壱名以上ヲ有シ主トシテ直接買出人ョリ廃品一式ヲ買入レ寄屋業ヲ営ム者」とある(前掲「廃品取扱寄屋業者資格に関する件」)。

表 3 戦前業者一覧

No.	取扱	所在地	想定 業態	記載史料
1	金属屑・その他・屑全般	岩本町	3K/IS	0
2	紙屑・襤褸・金属屑・屑全般	岩本町 9*1		0
3	1876 温度 亚周冯 冯工从	岩本町 12		•
4	紙屑・襤褸・金属屑・屑全般	岩本町 26		0
5	紙屑・襤褸・金属屑・屑全般	岩本町 31		0
6	紙屑・襤褸・屑全般	岩本町 32		0
7	紙屑・襤褸・金属屑・屑全般	山王町1		0
8	似有 恒安 亚尚月 有至水	山王町 65		•
9		山王町 66		•
10		北河原町 10		•
11	紙屑・金属屑	北河原町 14		0
12	紙屑・屑全般	北河原町 15		0
13	机用一用主放	北河原町 15		
14		上殿田町 19		•
15		上殿田町 36	寄せ屋	_
			句で座	•
16		上殿田町 45		•
17	紙屑・襤褸・金属屑・屑全般	上殿田町 73		0
18	紙屑・金属屑・その他・屑全般	上殿田町 73		0
19	W	上殿田町 73		•
20	紙屑・金属屑・屑全般	中殿田町13	1	0
21		烏丸町 64		•
22	45 A B B B A 45	宇賀辺町 65		•
23	紙屑・金属屑・屑全般	宇賀辺町 119		0
24	紙屑・襤褸・金属屑・屑全般	河辺町 82		0
25	紙屑・金属屑・屑全般	御霊町 171		0
26	金属屑・屑全般	松田町 16		0
27		松田町 18		•
28	紙屑・金属屑・屑全般	東之町 34		0
29		東之町 34		•
30	金属屑・その他・屑全般	屋形町 7		0
31	紙屑・襤褸・選別	岩本町 50		0
32	紙屑・襤褸・選別	岩本町 51		0
33	襤褸・選別	岩本町 52		0
34	紙屑・襤褸・選別	岩本町 86		0
35	紙屑・襤褸・選別	山王町 58		0
36	紙屑・襤褸・選別	山王町 65		0
37	襤褸・選別	北河原町		0
38	襤褸・選別	上殿田町 73		0
39	襤褸・選別	宇賀辺町 30		0
40	襤褸・選別	宇賀辺町 70	選別業者	0
41	襤褸・選別	河辺町 86		0
42	襤褸・選別	河辺町 89		Ō
43	襤褸・選別	札ノ辻町 20		Ö
44	襤褸・選別	札ノ辻町 51	1	Ö
45	襤褸・選別	松ノ木町 25	1	Ö
46	襤褸・選別	松ノ木町 40	1	0
47	襤褸・選別	松ノ木町 40	1	0
48	襤褸・選別	松ノ木町 40	1	0
49	襤褸・選別	松ノ木町 41	1	0
50		柳下町1		()
50 51	襤褸・選別	柳下町1		0
51	襤褸・選別 金属屑・プレス	岩本町	専門問屋	0
51 52	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス	岩本町 松ノ木町 60	専門問屋	0
51 52 53	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑	岩本町 松ノ木町 60 岩本町 8*2	専門問屋	0 0
51 52 53 54	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑 金属屑	岩本町 松ノ木町 60 岩本町 8* ² 岩本町 52	専門問屋	0 0
51 52 53 54 55	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑 金属屑	岩本町 松ノ木町 60 岩本町 8* ² 岩本町 52 北河原町		0 0 0 0
51 52 53 54 55 56	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑 金属屑	岩本町 松/木町 60 岩本町 8* ² 岩本町 52 北河原町 北河原町 15	専門問屋収集業者	0 0 0
51 52 53 54 55	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑 金属屑	岩本町 松ノ木町 60 岩本町 8* ² 岩本町 52 北河原町		0 0 0 0
51 52 53 54 55 56	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑 金属屑	岩本町 松/木町 60 岩本町 8* ² 岩本町 52 北河原町 北河原町 15		0 0 0 0 0
51 52 53 54 55 56 57	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑 金属屑 金属屑 金属屑	岩本町 松/木町60 岩本町8* ² 岩本町52 北河原町 北河原町15 河辺町5		0 0 0 0 0 0 0
51 52 53 54 55 56 57 58	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑 金属屑 金属屑 金属屑	岩本町 松/木町60 岩本町8* ² 岩本町52 北河原町 北河原町15 河辺町5 石田町39		0 0 0 0 0 0 0
51 52 53 54 55 56 57 58 59	襤褸・選別 金属屑・プレス 金属屑・プレス 金属屑 金属屑 金属屑 金属屑 金属屑	岩本町 松ノ木町 60 岩本町 8*2 岩本町 52 北河原町 北河原町 15 河辺町 5 石田町 39 北河原町 5		0 0 0 0 0 0 0 0

62 | 襤褸 | 柳ト町 62 | ○ 註:『昭和拾四年度版日本實業商工名鑑廃品版』[○]、「廃品取扱寄屋業者資格に関する件」[●] より作成。取扱については、種別ごとに表現を紙屑、襤褸、金属屑、その他に統一し、各種屑を扱っていることが併記されている場合は屑全般とした。また、選別、プレス加工などの業態についても併記がある場合、合わせて示した。アミカケは図 2 中の業者。
*1 岩本町 9 [●] 東七条川端町 22 [○]
*2 八条河原町下る 8

「商工名鑑廃品版」に名を連ねる各業者の取扱品目を確認すると、まず、紙屑、襤褸、金属屑 など屑全般を扱っている業者 17 軒は、寄せ屋であった可能性が高い。なぜなら、複数の品目 にわたって取り扱っていることから屑の流通網の川上に当たり、さらにその 17 軒のうち 9 軒 が「寄屋業者資格」にも名前を連ねるからである。また、選別業の併記があるのが 20 軒で、 その取扱いは襤褸が中心であることからそれら業態は襤褸の選別業者と考えられる。さらに、 金属屑を中心に扱う業者は8軒、そのうちプレス業を兼ねる業者が2軒であった。このプレス 業を兼ねている業者が、取扱量や設備投資の面で相対的に大規模な業態と推察できることから 専門問屋と考えられ、残りの業者が収集業者に当たると考えられる。その他、業態が想定でき なかった4軒については、いずれも単独品目であったことから、寄せ屋より流通網において川 下にあたる業者であることが推察される。

6-2-2 戦後における廃品回収業者とその業態

戦時体制が本格化するにつれて工場などへの動員や統制価格の切り下げにより、終戦時には バタヤは減少し転廃業した寄せ屋も多かったとされる³⁷。では、東九条地域の状況はどうあっ たであろうか。

「京都府資源回収協同組合」という組合が戦後まもなくの 1947 年に設立されている。当組 合の理事長が先の「京都府廃品寄屋商業組合」の理事長と同一人物であることからその後継組 織と推察されるが、その組合員の中で東九条地域の業者は3名の日本人業者に限られていた 38。もちろん、組合に所属していない業者の存在は否定できないが、少なくとも東九条地域に おいても廃品回収業者が減少していたことは確かであろう。組合全体でも朝鮮名の業者は一名 も名を連ねておらず、とくに職業上不安定な朝鮮人の業者は閉業・転業していた状況3°が如実 に現れていた40。

しかし、1950年代初頭から統制価格の廃止と朝鮮戦争による特需によって再び屑の取引価格 が急騰し全国的に廃品回収業が盛んとなる時代を迎える41。また、1949年の古物営業法におい て取締品目の中から金属類が除外され、鉄屑を扱ううえでの法規制がなくなっていたことによ って鉄屑を軸とすれば誰でも新規参入が容易な状況が生じていたことも廃品回収業の隆盛を後 押しした42。

³⁷ 前掲『バタヤ社会の研究』

³⁸ 京都府商工課「商工協同組合設立認可について」1947年5月(京都府庁永年文書、昭22-0015-07,006,京都府立京都学・歴彩

³⁹ 前掲「在日朝鮮人古物商・屑物業取締法令の推移と実態」

⁴⁰ ただ、終戦後の四ヵ町地区周辺では「朝鮮からきていた人たちが、細々と廃品回収でたつきをたてていた」(朝日新聞京都版 1967 年 9 月 23 日)ともあり、継続的に廃品回収に従事する者はいなかったとしても、廃品回収に従事する者がいなくなったということを 意味するわけではない。

⁴¹ 東京都資源回収事業協同組合『東資協二十年史』,資源新報社,1970

⁴² その一方で、金属屑の盗難なども増加していた。1950年代には一部の地方自治体で古物営業法に準拠した金属屑営業条例の制定が 相次ぎ、金属屑の取り扱いは許可制あるいは届出制とされていき、寄せ屋も取締の対象とされていった。対して、東京や京都では条 例による取締ではなく、業者による自主的な組合を組織するよう働きかけ、組合と警察による防犯体制を図ったとされる(冨高幸雄 『鉄スクラップ業者現代史』, スチール・ストーリーJAPAN, 2017)。

1975年におこなわれた京都市の古紙回収業に関する実態調査43の結果から、京都市における戦後の寄せ屋の就業動向についても確認してみる。同調査によれば京都市には 1975年当時で200~300軒の寄せ屋があったとされ、その中で調査対象となった 37軒の寄せ屋44のうち 14軒が 1950年代の間に就業していた。さらに、8軒の東九条地域の寄せ屋が調査対象とされ市内各所の中でも同一地域内で対象とされた軒数が最も多いことからは、同調査においても京都市の中でもとくに寄せ屋が集中した場所の一つとして東九条地域が捉えられていたことがわかる。以上をふまえ、主に鉄屑を扱う業者に注目し次の二つの史料を用いて戦後の廃品回収業者の業態を把握したい。一つ目の史料が 1957年に発行された『在日本朝鮮人商工便覧一九五七年版』(以下、「57年商工便覧」)である45。当時の在日朝鮮人に限った商工業者の一覧で、業種、屋号・商号、営業内容・取扱品目、所在地、代表者名・通名が併記されている。廃品回収業者に当たる業種は「銅鉄商(含 屑鉄・古物集荷)」として、必ずしも金属類のみを扱う者に限らない業者が列記されている。二つ目の史料が 1964年に発行された『全国鉄屑資源業者名鑑』46(以下、「64年業者名鑑」)で、商店名、所在地、取扱品目が記載されている。なお、さきの「57年商工便覧」にも名を連ねる業者は六軒と少ない。集計対象の基準や目的が異なることに

これら2つの史料によって把握された業者(表4)のうち、まず「屑全般」を扱っている業者の業態は寄せ屋と判断される。また、プレス機を導入している業者4軒のうち3軒(戦後業者〈26・28・29〉)は製鋼工場との取引が明記されていたため専門問屋と考えられ、残る業者が収集業者の業態に相当し、シャーリングのみを導入していた業者は大規模な収集業者の可能性が高い。ただ、後に述べる「京都廃品出荷協同組合」に所属する寄せ屋とみられる業者の中にも記載上では多品目を扱う場合と金属屑単体に限られる場合がある。ゆえに、金属屑単体を扱う業者はおおむね収集業者に該当すると考えられるが、中には元々は寄せ屋であったか寄せ屋に近い業態であった可能性は否定できない。

よる可能性もあるが、在日朝鮮人をとりまく就労状況と廃品回収業という職業が抱える不安定

さの現れともとれる。

⁴³ 前掲「京都市における古紙回収業の実態と問題」

⁴⁴ 調査対象となった寄せ屋は、問屋を通じて聞き出すか持ち込みにくる寄せ屋にあたる、あるいは寄せ屋が集まる地域に電話番号簿を用いることによって抽出されていることから、同調査に恣意的な側面があることは否定できない。しかし、京都市における寄せ屋の創業年や1975年当時の従事者数と業態が、複数の寄せ屋の比較を通して把握された意味で貴重な調査結果である。

⁴⁵ 在日朝鮮人運動史研究会監修『在日朝鮮人資料叢書第二巻』,緑蔭書房,2011に所収。同史料については高野も使用しているが、個別業者の業態にまで踏み込んだ分析はおこなっていない。なお、同史料に記載されている所在地については不正確な記載があることは高野によって指摘されているが、表4においては史料上の記載の通り示している。

⁴⁶ 日刊市況通信社編『全国鉄屑資源業者名鑑』,日刊市況通信社、1964

表 4 戦後業者一覧

No. 取扱	表 4	戦後業者一覧 戦後業者一覧			
1	No.	取扱	記載された所在地		
東之町 30 東之町 19 東之町 19 東之町 19 東之町 19 東之町 15 原形町 15 原形町 15 原形町 16 原形町 16 (旧)岩本町 56 (旧)岩本町 56 (旧)岩本町 56 (旧)岩本町 57 (田)岩町 17 レス・シャーリング (田)岩本町 58 (田)岩本町 53 河西町 12 金属屑・ブレス・シャーリング (田)岩本町 53 (田)田町 14 東岩本町 13 北戸原田町 59 金属屑 (田)山王町 76*3 南山王町 46 南山王町 46 南山王町 50 (田)田町 16 金属屑 (田)田町 17 (田)田町 17 (田)田町 18 金属屑 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 (田)田町 59 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 (田)田町 19 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 (田)田町 59 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 19 (田)田町 19 金属屑 (田)田町 11 (田)田)田田 11 (田)田田 11 (田)田町 11 (田)田)田田	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	金属屑[○●]・屑全般[△] 紙屑・金属屑[○]・屑全般[△] 紙屑・金属屑 屑全般 両全般 一角全般 一角全般 一角全般 一角全般 一角全般 一角全般 一角全般 一角全般 金属屑[○△] 「「一角全般[△] ・一角全般[○]・一角全般[△] ・一角全般[○]・一角全般[○]・一月全般[●]	(旧)上殿田町5 東岩本町15 東岩本町18 東岩本町32 南岩本町20 北河原町5 北河原町5 北河原町17 北河原町17 河西町21 西山王町1 西山王町1 (旧)山王町15 東山王町15 東山王町30 (旧)山王町66 向山王町66 南山王町西 南烏丸町32		
27 金属層(○●)・プレス(○●)・シャーリング(●) 金属層(○●)・プレス(○●)・シャーリング(●) 30 金属層(○●)・シャーリング(●) 31 金属層(○●)・シャーリング(●) 32 金属層 33 金属層 34 金属層 35 金属層 36 金属層 36 金属層 37 金属層 38 金属層 39 金属層 40 金属層 40 金属層 40 金属層 41 金属層 42 金属層 43 金属層 45 金属層 45 金属層 46 金属層 47 金属層 48 金属層 49 金属層 49 金属層 49 金属層 50 金属層 51 金属層 52 金属層 53 金属層 54 金属層 55 金属層 56 金属層 57 金属層 58 金属層 59 会属層 50 金属層 51 金属層 51 金属層 52 金属層 53 金属層 54 金属層 55 金属層 56 金属層 57 金属層 58 金属層 59 金属層 59 金属層 50 金属層 50 金属層 51 金属層 52 金属層 53 金属層 54 金属層 55 金属層 55 金属層 56 金属層 57 金属層 58 金属層 59 金属層 59 金属層 59 金属層 50 金属層	21 22 23 24 25	屑全般 屑全般 屑全般	南松ノ木町 14 東之町 30 東之町 19 屋形町 15 屋形町 61		•
31 金属屑・シャーリング 金属屑 金属屑 金属屑 金属屑 33 金属屑 (旧)岩本町52 (旧)岩本町53 河西町5 中殿田町14 東岩本町13 37 金属屑 北河原町35 (旧)上殿田町59 上御霊町6 山王町6 山王町70・3 南山王町60 山王町70・3 南山王町50 南山王町50 南山王町50 全属屑 43 金属屑 第 中殿田町7 (旧)明田町65 (旧)明田町7 (旧)明田町65 (旧)明田町7 (田)明田町7 (田)明田町15 金属屑 毎正町52 中殿田町7 (田)明田町15 中殿田町7 (田)明田町15 金属属屑 (旧)明田町15 (田)明田町15 (田)田町15 (田)田町17 (田)田町15 (田)田町17 (田)田町15 (田)田町17 (田)田町17 (田)田町17 (田)田町18 (田)田町17 (田)田町17 (田)田町17 (田)田町17 (田)田町17 (田)田町17 (田)田町17 (田)田町18 (田)田町17 (田)田町18 (田)田田18 (田)田18 (田	27 28	金属屑 $[○ ullet]$ ・プレス $[○ ullet]$ ・シャーリング $[ullet]$ 金属屑・プレス・シャーリング 金属屑 $[○ ullet \triangle]$ ・プレス $[○ ullet]$ ・シャーリング $[ullet]$	(旧)岩本町 63 河西町	専門問屋	○● •
3.5 1 AL (MICHAEL)	31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65	金属属層(○●)・シャーリング(●) 金属属層層・シャーリング(●) 金属属層層 金金属属層層 金金属属層層層 金金属属属層層層層 金金属属属属層層層層 金金属属属属属属属属	石田町11 (旧)岩本町52 (旧)岩本町53 中殿田町14 東岩本町51 中殿田町14 東岩本町35 中殿田町13 北河上笠町13 北河上笠町150 南山王町50 南山田町50 南山田町50 南山田町150 中殿田町150 中殿田町150 中殿田町150 中原田町町165 (旧)明町町7 明田町町50 明田町町150 明田町町150 明田町町150 明田町町150 中原田町町150 中原田町町150 中原町町町150 田田町150 田田町150 田町町150 本江市150 田町町17 松八下町町町17 松八下町町町17 松八下町町町17 松八下町町17 松八下町町町17 松八下町14 柳下町町町東之町16	収集業者	

^{67 |} 金属層 | 屋形町 6-1 | ○ 註:『在日本朝鮮人商工便覧一九五七年版』[○]、『全国鉄屑資源業者名鑑』[●]、「京都廃品出荷協同組合成立の件」[△] より作成。取扱については、種別ごとに表現を紙屑、襤褸、金属屑、その他に統一し、各種屑を扱っていることが併記されている場合は屑全般とした。また、選別、プレス加工、シャーリングなどの業態について併記がある場合、合わせて示した。アミカケは図 2 中の業者。*1 東岩本町 15[○]、(旧)岩本町 5[△]。*2 河原町九条大路上ル西側[○●]、松ノ木町 6[△]。*3(旧)山王町 76[○]、(旧)山王町 57[△]。

6-2-3 戦後における二つの協同組合による業者間の組織化

こうして廃品回収業が活況を呈する中、東九条地域の廃品回収業者を中心とした「京都金剛商 工協同組合」⁴⁷と「京都廃品出荷協同組合」⁴⁸という二つの組合が 1950 年代半ばに相次いで設 立されている。

「京都金剛商工協同組合」は1953年に成立届書が京都府に提出されている。設立当初は「京都下京朝鮮人商工事業協同組合」という名称であったが、設立から数カ月後に名称変更がなされ⁴⁹、組合員22名中17名が東九条に所在している。定款認証申請時に作成される事業協同組合設立指導調書⁵⁰によれば、「下京地区における故繊維集荷販売及び屑鉄(スクラップ)及び中古品集荷販売業者」を中心に組織されたとみられる。組織化のねらいには仕入先にあたる寄せ屋同士の価格競争の防止を掲げ、「"よせや"との間の取引を円滑にするようにし、又仲介業者(ブローカー)の介在をなくして組合が一括して組合員の販売先の斡旋を図る」とあり、「販売先」には製鉄会社が挙げられていた。この記述から組合員の業態は収集業者から専門問屋を中心に構成されたともみることができるが、実際には後述する寄せ屋を中心とする組合の「京都廃品出荷共同組合」への所属業者もおり(表4)、所属業者の業態には幅があったと考えられる。さらに、組合員の多くは廃品回収業者であるが、一部は洋服加工、傘製造、金属加工業者なども含まれ、屑をめぐる生業は故繊維や屑鉄を原料とする小規模な手工業者にも広がりを持つことが確認できる。また、設立当初の組合名称やすべての組合員が在日朝鮮人であることからは、同胞間の相互扶助もその目的にあったことも推察される。

一方の「京都廃品出荷協同組合」は 1955 年に成立届書が提出され、理事や監事を務める役職者 14 名のうち、九名が東九条地域の業者である。役職者の中には「京都金剛商工協同組合」の役職を兼ねる業者が 4 名おり、そのほか組合員の重複も考えられる。事業協同組合設立指導調書⁵¹によると「京都市内の紙屑回収業者所謂るバタ屋の集めてきた紙屑を買受けて整理して問屋へおさめる仲間集荷業者」によって組織された。つまり、組合員の業態は主に寄せ屋であったと考えられる。また、「問屋(京都市内に 3 軒ある)に対して皆個々に取引しているため価格の切り崩がありさらにバタ屋との間にあって資金繰の他に板ばさみになり経営的に行き詰っている」ため、組合による共同販売によって紙屑の専門問屋との取引を有利にする狙いから設立されたとみられる。

⁴⁷ 京都府商工課「京都下京朝鮮人商工協同組合成立の件」1953年12月(京都府庁永年文書,昭56-0809,015,京都府立京都学・ 歴义館所蔵)

⁴⁸ 京都府商工課「京都廃品出荷協同組合成立の件」1955 年 12 月(京都府庁永年文書,昭 56-0808-2,016,京都府立京都学・歴彩館所蔵)。

⁴⁹ 京都府商工課「京都下京朝鮮人商工協同組合定款変更認証について」1953年11月(京都府庁永年文書,昭56-0809,16,京都府立京都学・歴彩館所蔵)。

⁵⁰ 京都府商工課「京都下京朝鮮人商工協同組合定款認証について」1953年9月(京都府庁永年文書,昭 56-0809,014,京都府立京 都学・歴彩館所蔵)。

⁵¹ 京都府商工課「京都廃品出荷協同組合定款認証について」1954年11月(京都府庁永年文書,昭56-0808-2,017,京都府立京都 学・歴彩館所蔵)。

6-2-4 「バタヤ街」における廃品回収業者の立地

さて、幅広い業態を伴って進んだ拠点化に際し「バタヤ街」やその周辺部において具体的にどのように廃品回収業者が立地していたのか。まず、「バタヤ街」及びその周辺における戦前の業者の分布を把握したい。

岩本町の北部から須原通り沿いにかけて多くの業者が立地していた(図 2-1)。戦前業者〈4~6〉が立地する高瀬川の北側の一帯には小規模な不良住宅群が存在し朝鮮人が集住していた(第 3 章)。岩本町に居住する朝鮮人の職業の例として「日雇、土工、屑買、工場雑役等」 52 と挙げられることもあったため、この不良住宅群に住まう人々のなかにはバタヤに従事する者もいたと考えられる。また、須原通の両側に業者が集中する岩本町 50~52 番や北河原町 14、15 番では寄せ屋(戦前業者〈10~13〉)だけでなく選別業者(戦前業者〈31、32、33〉)や収集業者(戦前業者〈<math>54、56〉)が同地あるいは隣地に立地し、異なる業態同士が集中していることから業態間の結びつきも窺える。

また、戦前業者〈4〉番の立地する岩本町 26 番地には、協助会館(朝鮮人を対象とし簡易宿所を兼ねた社会福祉施設、第 2 章を参照のこと)が建っていた⁵³。しかし、協助会館は 1934 年に火災により全焼し、その後に戦前業者〈4〉が土地を取得して当地で寄せ屋を営業していた。さらに、北河原町 14, 15 番地はもともと養鶏場であり鶏舎が並んでいた⁵⁴が、1927 年航空写真上では 14 番地の北部は空地となっている。おそらく養鶏場の廃業によって生じた空き地が屑の置き場などに利用されていたことが推察される。

ところで、戦前期の寄せ屋が前述したような多くの住み込みのバタヤを抱える形態であったのだろうか。戦前期から四ヵ町地区に居住していた住民への聞き取り55からもバタヤの姿はうかがいしることができる。

1930年中頃、東九条岩本町に移り住んだ女性によると当時のことをこのように語っている。「東岩本町の路地入ったところ長屋がずらっとあって、そこにずっと居てたんや」56。「その当時にバタ車(廃品回収のためのリヤカー)いうて、それを押して四条まで紙くず拾いに行かはんねん。あの時は新聞やら雑誌やら紙くずやら本やら道端に放ったりしてたやん。お母さんは日本語が言えたから、道知らんのにどこでも一人で行くねん。とにかく広い道があったら押して行っては拾てきて、持って帰って分けたみたいやったわ」57。

しかし、上述したように戦後のバタヤが寄せ屋に住み込む者として語られる事が多いのに対

_

⁵² 京都市社會課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』, 1937、p.55

⁵³ 前掲「京都東九条の形成とまちづくり」

^{54 「}京都市明細図長谷川家所蔵本」上では養鶏場として示され鶏舎が並んでいた。

⁵⁵ 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち-14 人の聞き取り報告-』, 2013、京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち II-11 人の聞き取り報告-』, 2016

⁵⁶ 前掲『東九条の語り部たちⅡ-11 人の聞き取り報告-』、p.30

⁵⁷ 前掲『東九条の語り部たちⅡ-11 人の聞き取り報告-』、p.30

し、戦前のバタヤと寄せ屋の関係については言及がない⁵⁸。とくに「持って帰って分けた」という点に寄せ屋に住み込む形態とは異なる様子が伺える。また、戦前の岩本町に居住する朝鮮人についても、「建築年齢は約二三十年で(中略)元一般住宅であつたが朝鮮出身同胞が住み始め」⁵⁹たとされ、これが「屑買」の住居とすれば寄せ屋の経営に伴って建設された住居ではな

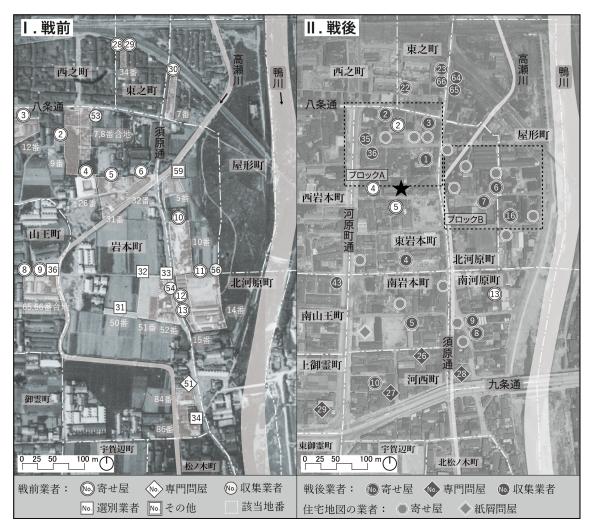


図2 「バタヤ街」における廃品回収業者の立地 I. 戦前:『空中より見たる京都市街図 写真』(京都市役所、1929年)を下図とし「表3 戦前業者一覧」をもとに『京都市明細図長谷川家所蔵本』より業者の住所地番に該当する土地境界および町界を参照して作成。II. 戦後:『MKK614-C7-6845』(国土地理院、1961年5月1日)を下図として、「表4 戦後業者一覧」をもとに『京都都市計画事業土地區画整理南第三地區整理確定圖』(「換地確定図」)および住宅地図を参照し作成。「換地確定図」からは町界及び業者の住所地番の位置を参照。「表4 戦後業者一覧」の業者のうち商店名または業者氏名にもとづき住宅地図上で立地を確認できた業者のみを示し、加えて同地図上で「集荷場」、「バタヤ」、「ヨセヤ」、「古物商」と記載が見られた場所を「寄せ屋」として示した。使用した住宅地図は以下の通り。『京都市全住宅案内図帳 南区』(住宅協会、1956年)、『京都市全商工住宅案内図帳 南区』(住宅協会、1959年)、『京都市全商工住宅案内図帳 南区(住宅協会出版部、1963年)。『京都市新家屋精密地図全商工住宅案内図帳 南区(東部)』(住宅協会出版部、1966年)。

⁵⁸ もちろん語り手の記憶に依存しているためバタ車を押している姿のみが認識されているという可能性を否定することはできないが 戦後の寄せ屋やバタヤに対する語られ方とは異なることは確かである。

⁵⁹ 前掲京都市社會課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』、p.55

いことも窺え、寄せ屋は周辺の居住者を通いのバタヤとしてかかえていた可能性が高い。

次に戦後の廃品回収業者の分布を確認しよう。図 2-II によると寄せ屋は四ヵ町北部から屋形町に向かってとくに集中して立地しており、複数の寄せ屋が割拠する一角もみられる。寄せ屋以外には、金属屑を専門に扱う収集業者(戦後業者〈64~66〉)が建物疎開跡地にあたる須原通沿いの両側にも軒を連ねている。また、四ヵ町の南側では鉄屑専門問屋四軒(戦後業者〈26~29〉)、紙屑専門問屋一軒が立地している。このほか本章では個別の業者を把握するまでには至らなかったが、四ヵ町内や周辺では襤褸を扱う業者も多数点在した⁶⁰。四ヵ町地区やその周辺も含め多数の業者がいたとされ、これらの業者は襤褸の選別から選別された特定の種類の襤褸を裁断し工業用のウエスに加工するなどをおこなっていた⁶¹。

また、戦前業者と戦後業者の分布を比較すると、事例的に戦前業者と戦後業者の繋がりや場所としての連続性が確認された。例えば、戦前業者〈4〉や戦前業者〈51〉(戦後業者〈28〉)は継続して同地で営業しているほか、戦前の北河原町14、15番地でも同一業者ではないものの戦後業者〈9、8〉が立地しており土地利用レベルでの連続性も確認できる。なお、戦前業者〈13〉は戦後になると転業し同地で染工場を経営している。あるいは、戦前業者〈2〉は、戦前には岩本町九番地に位置しているが戦後には土地区画整理による換地先(東岩本町17番地)62に移動していることが確認できた。

さらに、戦前業者〈5〉と戦後の寄せ屋との関係性も興味深い。図2-Ⅱ中に示した「京都廃品出荷協同組合」の記載が見られた場所の土地(岩本町 24-1 番地、図2-Ⅱ中★)は、もともと戦前業者〈5〉が 1953 年 3 月に取得しており、その後 1955 年 5 月に「京都廃品出荷協同組合」の代表理事でもあった戦後業者〈22〉に売却している。実はこの土地には 1966 年(第 2章表 4 中の 1966 年 2 月 8 日)に発生した大規模な火災の火元となるアパートが建っていた。このアパートは「昭和四年ごろ倉庫として建築され使用されていたものを、昭和三一年にアパートに改造したもので(中略)中央通路をはさんで東棟と西棟(北及び南の二棟からなっているが、トタン屋根で続いており、実質一棟である。)があり、トタン葺のうえ外壁もトタン張り、間仕切り、内装等はすべてベニヤ板張り」 「32といった建物であったようである。この記述と土地取得の事実にもとづけば、戦前業者〈5〉が戦前より「倉庫」を建てて利用していた土地を 1953 年に取得し、1955 年に戦後業者〈22〉が「京都廃品出荷協同組合」を代表してその土地を購入後、翌年に「京都廃品出荷協同組合」あるいは戦後業者〈22〉によって倉庫がアパートへと転用されたという推測が立ち、「京都廃品出荷協同組合」の事業の一環であった可能性も示唆される64。なお、当アパートの土地は 1960 年に火災発生時のアパート経営者に売却され

⁶⁰ 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち II --11 人の聞き取り報告--』, 2016

⁶¹ 現在も四ヵ町において襤褸やウエスの取扱っている業者への聞き取りによれば、自宅の一部や仕事場専用に借りたアパートの一室、他の工場の一角、九条大橋の高架橋下などが作業場や倉庫として利用されていたことようであり、実際にはよりさまざま場所が 襤褸を扱うために利用されていたことが推定される(日時: 2021 年 7 月 27 日、場所: 東九条河西町内)。

⁶² 京都市所蔵「京都都市計画事業土地区画整理南第三地区整理確定図」。

⁶³ 京都市消防局企画室『京都消防と災害』,京都市消防局,1978、p.430

⁶⁴ アパートの転用が「京都廃品出荷協同組合」によるものか戦後業者〈22〉単独によるものか、およびその目的が単なるアパート経営なのかバタヤを住まわせるためのものなのかといった不明確な点を検証する必要がある。

ており、その際にアパートも土地とともに同アパート経営者の手に渡ったと考えられる。火災 時の新聞記事によれば被災した居住者の中にはバタヤに従事する者は1人もおらず⁶⁵、寄せ屋 との関わりはみられない。

6-2-5 拠点化の実態と「バタヤ街」生成の条件

以上のように、東九条地域内には屑の流通網における諸段階の業者が立地していた。戦前より地域北東部には寄せ屋が一定集中するが戦後にもその構造はより顕著に引き継がれた。また、収集業者や選別業者が地域全体に点在した一方、大規模な専門問屋は交通の便からか九条通と河原町通の交差部に複数立地したことも寄せ屋の集中に作用した可能性がある。もちろん、これらの立地は再製業者の下に連なる原料調達網に基づく経済的な階層構造に規定されていたはずである。その末端に位置づくバタヤと寄せ屋が集中した場所として「バタヤ街」は存在し、それを取り巻くように選別業者や収集業者、専門問屋が東九条地域に立地した。この立地構造が戦後の「バタヤ街」の生成を条件づけたと考えられる。

また、戦後に2つの協同組合が設立されたことは拠点化の重要な一面であろう。両組合の間には流通網に対する組織化の傾向にも違いが見られた。「京都廃品出荷協同組合」が寄せ屋業に特化して組織化が図られており、こうした寄せ屋による組合設立は全国的にみられ、例えば東京では東京資源回収協同組合が設立されている。「京都廃品出荷協同組合」の設立趣旨が経済的な階層構造に起因する経営上の軋轢にあったことからも、寄せ屋とさらにその下にあるバタヤの苦境が窺い知れる。とくに、寄せ屋からバタヤへの抑圧的な状況はこの階層構造の下に生じていた。可以して、「京都金剛商工協同組合」に所属する業者の取扱品目からみた業態が屑の流通網における寄せ屋から専門問屋までの階層間を横断し、さらに屑を原料とする手工業者にまで及んだことは特筆される。とくに当組合の設立時の発起人に、「京都廃品出荷協同組合」の設立趣旨において非対称な関係が強調されていた寄せ屋と専門問屋の両方が名を連ねており。この点は在日朝鮮人集住地としての東九条地域に特徴的な動きであったことが窺われる。さらに、それぞれ性格が異なりつつも組合間には組合員の重複も見られたことも注目される。

これら組合が拠点化においてどれほどの影響力を持っていたかはさらなる検証が必要である。 例えば、後述する寄せ屋による集中的な土地取得において組合による金銭的な援助等があった 可能性なども考えられる。ただし、少なくとも寄せ屋を含む廃品回収業者の間で幅広い組織網 が形成されようとしていたことは確かである。とくに協同組合に所属していた寄せ屋の存在は 「バタヤ街」がその生成において周辺地域の業者との関係性を有していたことを示している。

⁶⁵ 京都新聞朝刊 昭和41年2月9日。

⁶⁶ 前掲『鉄屑年鑑 昭和三五年度版』、p.314

^{67 「}四三年春以来、アメリカからのパルプ原料の輸入増を契機として、廃品(紙料)の回収価格が切り下げられ、最末端へとしわよせされ「よせこ」やバタヤは「やっていけなくなった」」とされる(前掲同志社大学『京都市「東九条」実態調査報告書』、p.32)。 68 前掲京都府商工課「京都下京朝鮮人商工協同組合成立の件」

6-3 仕切場の動態

ここからは戦後の「バタヤ街」における寄せ屋の仕切場を動態的に把握するため、寄せ屋が集中的に立地した東岩本町の北側の一角と北河原町から屋形町にまたがる一角に注目していきたい。これらの一角では先述したように火災が頻発しており仕切場の変容を把握する上でも重要と考えられ、さらに新聞記事や『京都消防と災害』(以下、「京都消防」) のなど、仕切場の実態に関する記述や建物配置等に関する情報も多く存在する。以下では、東岩本町北側の一角をブロックA、北河原町から屋形町にかけての一角をブロックBとする。ブロックA・Bともに少なくとも8軒の寄せ屋の立地が確認できた。各ブロックの業者には業者一覧にも住宅地図上にも現れていないが、新聞記事や「京都消防」の記述から把握された業者も含めてある。仕切場については、住宅地図上の表記と寄せ屋の所有地でより各寄せ屋の仕切場の範囲でを把握し、それらの範囲内にたつ建物を航空写真等より配置と外形を復元し仕切場の内部構成とその変化を捉えた。厳密には、借地上にも仕切場の範囲が及んだ可能性を考慮する必要があるが、本稿では戦後の寄せ屋の所有地に限ることで、寄せ屋の土地取得が仕切場や「バタヤ街」の生成に与えた影響を検討したい。なお、文中では各仕切場を図中の番号に従い【ブロックーローマ数字】と表記する。

6-3-1 仕切場の成立と土地取得

寄せ屋の多くは元拾い屋で人を集めて次第に大きくなったとされ⁷²、朝鮮戦争を契機に寄せ屋業を興し、事業を拡大する中で仕切場を構えていったと考えられる。そして、1950年代中頃には多くの寄せ屋が仕切場の土地を取得するまでに至った(図3)⁷³。

最も取得時期が早かったのはブロックA東側の仕切場【 $A-v\sim vii$ 】で、1953年に取得されている。その後、1954年にブロックBの【B-i、vi、vii】や、1955年には戦前業者〈2〉の仕切場【A-iv】に隣接する【 $A-i\sim iii$ 】の土地が取得されている。朝鮮戦争の停戦からわずか数年の間にブロック $A\cdot B$ の寄せ屋の半数以上が土地を取得しており、特需によって得た資金をもとに仕切場の基盤を確かなものとしていた。ただし、土地取得に至るまで、既に仕切場を構え、借地上で経営していた可能性は充分にある。というのも、戦前の寄せ屋が借地上

70 換地が完了した 1951 年から 1970 年までの仕切場の立地するブロック A、Bの土地について、土地台帳・登記簿によって土地所有者の変遷および土地の分筆・合筆年を調査した。なお、寄せ屋の把握に用いた戦前・戦後の業者一覧、住宅地図、新聞記事および『京都消防と災害』における業者の名前と土地所有者の名前の姓名あるいは姓が一致した場合、寄せ屋が土地を所有するものと判断した。

⁶⁹ 前掲『京都消防と災害』

⁷¹ 本分析では一連の史料から把握できた寄せ屋が所有する(後に所有する場合も含め)土地上、あるいは寄せ屋と土地所有者の関係性が判断できない場合は寄せ屋が立地する同1所有者によって所有される土地(群)上、に展開した建物群と空地で構成される領域を仕切場と基本的には定義している。ただし、所有地以外(隣地や道路上)に建つ建物が寄せ屋の仕切場の範囲に含まれていると住宅地図より判断できる場合はそれらも仕切場を構成する要素として扱った。

⁷² 京都市民生局『東九条地区予備調査報告』, 1968、p.22

^{73 【}B-i、iii、iv】に関しては、寄せ屋業者と姓名あるいは姓が 1 致した所有者が相続によって土地を取得しているため、その被相続人が土地を購入した時点を土地取得時期とした。また、【B-ii、v】は土地所有者と寄せ屋との関係の有無が判断できなかった。

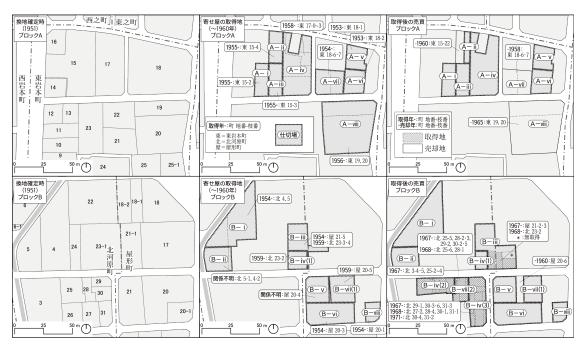


図3 寄せ屋の所有地 旧土地台帳、登記簿より作成。『京都都市計画事業土地區画整理南第三地區整理確定圖』を下図として、各筆の地積測量図により分・合筆後の筆界を加筆した。

での経営をおこなっていたと考えられるためであり、戦前の寄せ屋が立地した「四ヵ町地区」内の土地は東九条地域や地域外の大地主によって所有されている場合がほとんどであった(第5章図3)。それゆえ、土地取得の有無が確定できなかった【B-ii、v】は借地上で経営していた可能性もある。

また、寄せ屋の土地取得時の住所をみてみると土地取得時の住所が四ヵ町内であった寄せ屋が 9 軒あり、そのうち 6 軒が仕切場とは別地となっていたが、先述した戦前期の小規模不良住宅 群のあった場所((旧) 岩本町 5、東岩本町 25) や戦前より廃品回収業者が立地する場所

((旧) 北河原町 14、15) である場合もみられた。なお、地区外だが戦前に廃品回収業者が集中していた場所((旧) 山王町 66) となっている場合も見られた。寄せ屋やその親類が戦前よりそれら住所に居住していた場合、その頃よりバタヤに従事するなど廃品回収業との関わりがあった可能性は高い。

6-3-2 仕切場の内部構成

こうして成立した仕切場の内部構成はどのようであったのだろうか。一般的な仕切場は雨ざらしの集荷場、倉庫や作業場などの建屋、主に長屋形式をとる多数のバタヤの住居、寄せ屋自身の住宅で構成される。ブロックA・Bにおける仕切場はどうか。各仕切場の建物配置(図4)から構成の特徴を把握したい。

まず、仕切場に特有である集荷場に注目する。 ${f (A-v,vi,B-ii,iii,v,viii)}$ では敷地の中央部分に集荷場とみられる空地とこれを中心として倉庫やバタヤ・寄せ屋の住居とみられ

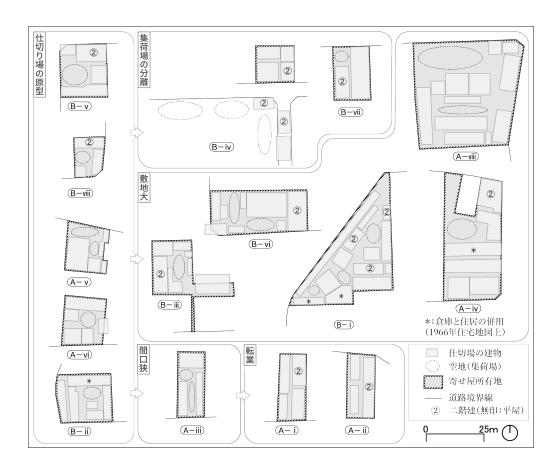


図4 仕切場の内部構成 『MKK614_C7_6845』(国土地理院、1961年5月1日)を下図に仕切場内の建物の外形と配置を復元した。階数は同航空写真より推定。

る建物が建ち、仕切場の典型的な建物配置と考えられる。対して敷地の間口が比較的狭い【Aーiii】では敷地奥行方向に向かって建物が建ち、その細長い棟間が集荷場として利用されていたのだろう。同じく間口の狭い【Aーi、ii】も【Aーiii】同様の建物配置ともみることができるが、この二つの仕切場では棟間はせまく、集荷場としては十分な大きさを有していないとみられ、住宅地図上の表記などからも既に転業したものとみられる。また、面積が大きい【Aーiv、vii、Bーi、vi】では棟数が多く建物配置も単純ではないが建物に取り囲まれた空地の存在は確認でき、集荷場が仕切場の内部構成を特徴づけている点は共通する。一方、【Bーiv、vii】では敷地内に建物に取り囲まれた空地が確認できないため、集荷場を外部化していたとみられる。というのも、後述するようにこの二つの仕切場の寄せ屋は共通して1967年以降に別地を購入しそこに倉庫等を有しているからである。1961年の段階でその敷地を利用していたかは確認できないが、それ以前より集荷場として借地していた可能性は十分に考えられる。なお、【Aーvii】については1961年の航空写真や1963年の住宅地図上でその存在が確認できず、1958年に土地を売却することから1961年の時点で既に廃業していたとみてよいだろう。他方、仕切場内に建つ建物については、部分的に把握された情報に基づきその特徴を検討した

い。地区内には「倉庫か住居か判断に苦しむバラック」⁷⁴や、「以前豚小屋やニワトリ小屋であったとか、よせやの倉庫・物置、あるいは作業場であったものを転用し」⁷⁵た住居が建っていた。これらの一部は仕切場に建つ建物を指していたと考えられる。ただ、「倉庫か住居か判断に苦しむ」というのは単に「見た目」上の問題だけではなかった。というのも、【A—iv、B—i、ii】に1961年時より建つ建物の中には、航空写真上で把握可能な屋根伏せからは一棟とみられる建物が、1966年住宅地図上の表記において倉庫と居住者名が併記される場合がみられ、これらの建物は実際に倉庫でも住居でもあった。

もちろん建物内部においては、住居と倉庫が区切られてはいたはずだが、この区切るということ自体についても、バタヤの住居では間仕切りをつけたり抜いたりすることで部屋数や部屋の大きさが調整されていたという⁷⁶。こうしたバタヤの住居の可変的な特徴をふまえれば、抱えるバタヤの数や備蓄する屑の量に応じて間仕切りを変化させ、一棟の建物が倉庫と住居とで併用されていたことも想定され、こうした可変性が倉庫や作業場の転用などにもつながったものと考えられる。

6-3-3 仕切場の改編

その後、仕切場はどのように改編されたのか。まず 1950 年代に取得された仕切場の敷地の 変化を 1960 年代における寄せ屋による土地売買の有無から把握しておこう。

ブロック A では五軒、ブロック B では三軒の寄せ屋が仕切場の敷地を継続して所有し、新たな土地取得もみられなかった一方で、五軒の寄せ屋では土地売買がみられた(図 3)。【 A 一 ii 】では敷地の半分を 1960 年に売却し、【 A - vii 】では敷地のすべてを 1965 年に京都市へ売却 77 している。対して【 B - iii 、iv 、vii 】では寄せ屋が新たに土地取得をおこなっている。つづいて、新たに取得された土地上を含め各仕切場の内部構成がどのように変化したかを把握したい。1961・1967・1975 年の 3 時点の比較通じて建物の建替えや増築の過程を捉えたい(図 5)。

目につく変化として二階建ての建物が増加している点が挙げられる。その棟数は 1961 年時には 14 棟であったのが 1975 年には 40 棟に達しており建替えや増築が進んだことがわかる。もちろん、建替え・増築が確認できなかった仕切場【Bーi、ii】もあるが、ほとんどの仕切場では 1961 年から 1975 年にかけて建替え・増築がみられた。

建替え・増築にはアパート 78 などの居住空間と倉庫や作業場など寄せ屋の仕事に関わる業務空間の二つの方向性があったと考えられる。アパートを建設した仕切場は、(A-iii)、vi、B-iii

⁷⁴ 朝日新聞京都版 昭和 42 年 9 月 29 日

⁷⁵ 前掲『京都市「東九条」実態調査報告書』、p.72

⁷⁶ 前掲『バタヤ社会の研究』、p.92

⁷⁷ 同地はのちに四ヵ町地区の住環境整備における防災ひろばという位置づけがなされているが、崇仁地区の整備計画上の用地として 確保されていた ((株) 市浦都市開発建築コンサルタンツ『東九条福祉地域住環境整備計画基礎調査報告書』, 京都市民政局, 1993)。

⁷⁸ 仕切り場内に寄せ屋が建設した住居、とくに仕切り場が改編される中で建替え・増築された主に2階建ての住居に限定してアパートと呼称したい。なお、『京都消防と災害』(前掲京都市消防局企画室)などにおいてもこうした住居を「簡易アパート」と呼称している。

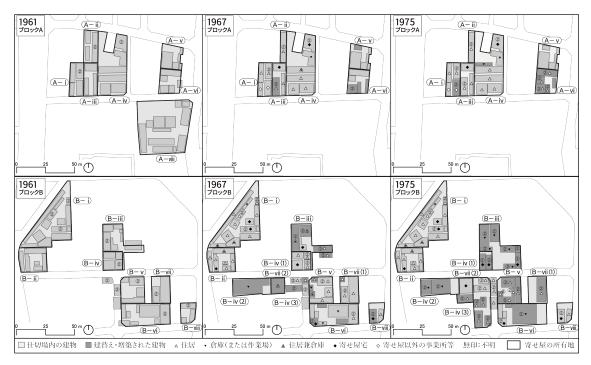


図5 仕切場における建替え・増築過程 『MKK614-C7-6845』(国土地理院、1961 年 5 月 1 日)、『MKK673X-C7-3』(国土地理院、1967 年 5 月 15 日)、『CKK747-C3-4』(国土地理院、1975 年 3 月 8 日)をそれぞれ下図として、各年時の仕切場の範囲内(図 3 中「寄せ屋の所有地」および『京都市新家屋精密地図 全商工住宅案内図帳 南区(東部)』(住宅協会出版部、1966 年)、吉田地図:『京都市新家屋精密地図 全商工住宅案内図帳 南区(東部)』(吉田地図,1975年)を参照)の建物の外形を復元。階数については各年時の航空写真から推定し、建物の用途については上記住宅地図を参照。

v、vii】が挙げられる。

【A-iii】では狭い敷地ながらもともと平屋建ての建物だったものを二階建てのアパートを 1961 年から 1967 年にかけて建設し、【A-vi、B-v】でも既存の建物の配置をある程度引き 継ぎながら平屋建てから二階建てへと段階的に建替え、1974 年時の建物はほとんどがアパート となっている。また【B-vii】では平屋建てから二階建てのアパートへと建て替えられたほか 先述したように 1960 年代以降に新たに取得した土地にもアパートを新築している。

一方で寄せ屋の仕事に関わる業務空間の増築に関しては、【Aーiv、Bーii、vi、vii】を挙げることができる。【A-iv】では 1967 年から 1974 年にかけて倉庫とみられる建物が建設されているほか、【B-vii】では 1961 年から 1967 年にかけて二階建ての寄せ屋宅と作業場あるいは倉庫とが併用されたとみられる建物が建設されている。また、【Bーiii、vi】では 1967 年から 1974 年にかけて大規模な倉庫あるいは作業場とみられる建物も建設され、仕切り場内のアパートはみられなくなっている。とくに【B-vi】については 1963 年の住宅地図上表記からは別業種に転業しているとみられる。建替え・増築における二つの方向性が共にみられたのが

【B-iv】であり、1961年から1974年にまでに先述の新たに取得した土地をふくめ大規模な 倉庫と多数のアパートを建設し大きく仕切り場を拡張している。ただし、これら建物の一部は 遅くとも1961年の時点から後述する1976年の火災による焼失まで道路上を占拠していた。

また、倉庫や作業場がアパートに転用された建物も多かったとされるが、転用が把握できた具

体例として【A-iv】の事例を示しておくと、敷地中央の長屋の一部は、元々倉庫か作業場として使用されていたところを長屋式の住戸に改築したとみられる。当建物の住宅地図の表記に注目すると 1966 年まで東側の一部のみに居住者の記載がみられ西側は「古物商」の用途に供されていたものが、1975 年時には長屋全体に居住者が記載されている。さらに、先述したように 1967 年から 1975 年にかけて当長屋北側に倉庫とみられる建物が増築されたことを併せて考慮すると、長屋の西側部分を住戸と改築するに伴って倉庫を増築したと考えることに妥当性はある。

6-3-4 寄せ屋業の不安定性と仕切場の解体

仕切場の特徴として第一に挙げられるのは内部構成の可変的な側面であろう。その一要因として回収品目の移行があると考えられる。朝鮮戦争以降の寄せ屋における回収品目については鉄屑価格が上がれば鉄屑へ、価格が下がると紙屑へ、さらに紙屑も集まりすぎると下がるといった、各種屑の相場の影響から回収品目の移行がみられたようである⁷⁹。こうした回収品目の移行は廃品回収業の中でも寄せ屋特有の不安定性としてその業態を特徴づけており仕切場の内部構成に対しても影響があったはずである。

鉄屑は雨曝しであっても問題なく一定の広さの集荷場があればよいのに対し、紙屑とボロにおいては水分を含むと商品の価値が損なわれるため倉庫などの建屋がまず必要となる。すると、回収品目の変動や移行に応じて倉庫などが建つ可能性は高い。さらに取扱量を増加させるにはバタヤの住居も必要となる。仕切場内に複数棟の建物が建っていたのは、その場の状況に応じて段階的に建設された結果とも考えられる。少なくとも、仕切場がそうした可変性を有したほうが寄せ屋業を成立させる段階においては合理的である。

さらに、高度成長期においては、屑価格の低下やバタヤの減少、集荷量の増大などに伴い次第に回収方法もバタヤに依存する形から車での回収などに移行し寄せ屋業は衰退しつつあった ®0。アパートを建設するあるいは既存の倉庫などをアパートに転用していくことで、段階的に貸家経営への移行が生じていたと考えられる。また、このことは寄せ屋で生じた火災において 1960 年代初頭まで出火元が作業場や倉庫であったのに対し、1960 年代中頃以降になるとすべてがアパートの居室内となっている(表 2)こととも関連するだろう。一方、1960 年代以降も寄せ屋が業態を変えながら廃品回収業を継続する一部の仕切場においては、収益の安定化を目指して取扱量を拡大するため巨大な倉庫や車両スペースが必要であり、居住空間が減少していったと考えられる。

また、寄せ屋はその不安定な業態ゆえに、朝鮮戦争停戦後のわずか数年間に相次いで土地を取

⁷⁹ 前掲「都市における資源循環システムの再編と地域社会の変動 平成 15 年度~16 年度科学研究費補助金 [基盤研究 (C) (2)] 研究成果報告書」

⁸⁰ 前掲「京都市における古紙回収業の実態と問題」

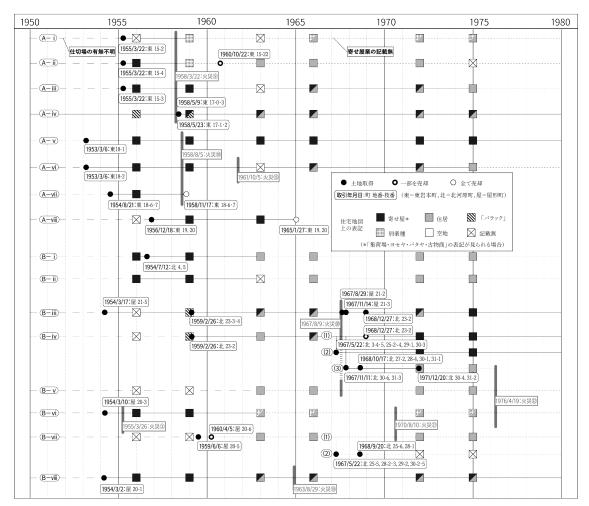


図6 仕切場の変遷 旧土地台帳、登記簿、住宅地図より作成。使用した住宅地図は以下の通り。『京都市全住宅案内図帳 南区』(住宅協会,1956年)、『京都市全住宅案内図帳 南区』(住宅協会,1959年)、『京都市全商工住宅案内図帳南区東部 昭和38年版』(住宅協会出版部,1963年)、『京都市新家屋精密地図全商工住宅案内図帳南区(東部)』(住宅協会出版部、1966年)、『京都市新家屋精密地図全商工住宅案内図帳南区(東部)』(吉田地図,1972年)、吉田地図:『京都市新家屋精密地図全商工住宅案内図帳南区(東部)』(吉田地図,1975年)。

得し、特需によって得た資金をもとに仕切場の基盤を確かなものとしたと考えられる。1960 年代中頃に新たに土地を取得している一部寄せ屋の存在からも、寄せ屋にとっての土地取得の重要性が窺える。そして、後の転業などの様々な事情に合わせて増改築することが容易となりその変化に応じることができたのだろう。

以上、仕切場内の変化を端的に整理すると、寄せ屋業の衰退を背景に建替えや増築、転用を伴いながらアパート建設によって仕切場内が居住空間へと転用され単一化されていく一方で、寄せ屋業や他の業態での廃品回収業を継続する場合は倉庫や作業場といった業務空間に単一化していくかあるいは、居住空間と業務空間を分離していった。このようにして居住空間と業務空間とが一体的に構成された仕切場は次第に解体されていった(図 6)。

6-3-5 火災による仕切場の罹災状況

ここからは視点を変えてこの解体の過程を、単に寄せ屋業の衰退という経営的観点によってのみ捉えるのではなく、寄せ屋で生じていた火災を通してみてみたい。先に示した 1950 年代以降の火災によって、分析対象とした寄せ屋のうちほとんどすべてが仕切場内の建物を焼損し、これまでみてきた仕切場の増改築は火災との関わりにおいても生じていた。そこで、仕切場における火災による罹災とその後の再建状況に注目して、仕切場の変化を火災との関わりから検討していきたい。

まず、寄せ屋において生じた火災における建物の罹災状況について「京都消防」および各火 災の新聞記事の記述内容をもとに焼失範囲を推定した(図7)。

A ブロックで生じた 3 件の火災の罹災状況をみていく。1958 年 3 月の A ブロック西側街区で発生した火災⑨では【A-i、iii】の作業場が建つ境界付近から出火し、【A-i、iii】は仕切場全体が全焼、北隣の【A-ii】では作業場を半焼、西隣の住宅一軒が全焼したほか、当時強い西風が吹いていたこともあってか、さらに東隣の【A-iv】の倉庫を全焼した 81 。この火災では【A-i】に住む 60 代のバタヤ 1 名が亡くなっており、37 世帯 88 人が罹災した。この多くは【A-i、iii】に住むバタヤであったと考えられる。さらに、同年 8 月には A ブロック東側の街区で再び火災⑩が生じており、火元は【A-v】の西隣の「古鉄商」の東南隅のガレージから出火し、「くず屋」の【 $A-v\sim vii$ 】を瞬く間に全焼、さらに東側の住宅六戸を半焼したとされ、【 $A-v\sim vii$ 】にはそれぞれ寄せ屋をふくめ、11、12、6 世帯が住んでいた 82 。この1958 年の二つの大火は罹災人員もさることながら焼損棟数も 19 棟、11 棟と多く(${\bf a}$ も、火災以前も仕切場内にはバタヤの住居・倉庫・作業場などが入り混じり建ち並んでいたことがうかがえる。なお、1961 年 10 月(火災⑤)にも【A-vi】内の東側敷地境界線付近に建つ倉庫から出火し、東隣の住宅 2 棟が全焼している。

つづいて、B ブロックにおける火災の罹災状況をみていく。1955 年 3 月と 1963 年 8 月に仕切場の一部と隣接するアパートが焼損する火災が生じている。1955 年の火災③では【B-vi】の「紙クズ倉庫(三十六坪)」付近から出火し北隣のアパートに延焼した83。表 1 からはこの火災による焼損範囲は 100 平米を超えているため、倉庫も全焼に近い状態であったことは間違いないだろう。1963 年の火災9では【B-vii】の敷地北側の二階建てアパートから出火し、その北隣のアパートの二階部分に延焼した。なお、【B-vii】内のアパートには 8 世帯が居住してお

⁸¹ 京都新聞朝刊 1958 年 3 月 23 日

⁸² 京都新聞朝刊 1958 年 8 月 6 日。同記事において、火元の「古鉄商」は、仕切場【 $A-v\sim vii$ 】を有する「くず屋」と名称が書き分けられていることから寄せ屋ではないと考えられる。また、罹災世帯数において「くず屋」については仕切場に居住する世帯数が計数されているのに対して、この「古鉄商」に関しては「古鉄商」以外の世帯数が計数されていないためバタヤを抱えていないと考えられ、寄せ屋ではないと判断した。

⁸³ 京都新聞夕刊 1955 年 3 月 27 日。ただし、罹災アパートについては 1956 年以降発行されている住宅地図上では確認することはできなかったため、出火した位置は定かではない。記事上に現れた「紙くず倉庫」が 1961 年時にもみられる敷地北側にある大規模な倉庫だとして、さらに火災当時 [B-v、vii] が存在していたとするならば、消去法的には両仕切場の間に位置していた場所と推察される。その場所には 1961 年時にはアパートが建っており、そのアパート経営者とみられる者によって 1960 年に土地が取得されている。なお、同アパート経営者も四ヵ町地区内に居住していた。

り、そのうちバタヤ(記事内では「廃品回収業」)に従事する者は1世帯のみで、その他の世帯は土工、夜警、日雇などであった 84 。

これら二つの火災では焼損範囲も部分的にとどまっていたが、広範囲が焼損する大火が 1960 年代末より立て続けに発生した。とくに仕切り場内に建つものも含め多数のアパートが密集するうえ、各アパートも非常に細かく間仕切られていたため罹災世帯が極端に多い。

1967年の火災⑩では【B-iv】の北東隅のアパートのバタヤの女性が住む一室から出火し、【B-iv】は通り北側の敷地に建つ寄せ屋宅及び火元となったアパートの 2 棟、【B-iii】は仕切り場全体にわたるアパート 3 棟および倉庫 1 棟、【B-v】は通り沿いのアパート 2 棟が全焼した。さらに、周囲にも延焼し隣接するアパートとアパート経営者宅等を含めた 5 棟が全焼している 85 。この火災では【B-iv】に住むバタヤ(記事内では「廃品回収業」)の夫婦が亡くなっており、新聞記事によるとそれぞれの仕切り場の罹災世帯は【B-iii】が 58 世帯、【B-iv】が 50 世帯、【B-v】が 15 世帯とある 86 。ただ、「京都消防と災害 史料編」では表 1 に示すように罹災世帯全体が 121 世帯であるため、新聞記事における罹災世帯には重複等の混乱がみられる可能性は高い。

また、1970年の火災②では【B-vi】東側のアパートの一室から出火し、【B-vi】では同アパートを全焼、【B-vi】ではアパート2棟を全焼し、【B-v】では東側のアパートの2階部分を焼損している 87 。その他には周囲のアパート3棟が焼失するなど被害が拡大し、全体で92世帯が罹災した。『京都消防と災害』によれば、出火したアパートは六畳部屋が17室、四畳部屋が3室の計20室の木造トタン葺二階建てのアパートで、間取りは南北に通じた廊下の東西に各5室が設けられ、12世帯が居住しそのうち6世帯が廊下を挟んだ二室を借りて生活していたようである。こうした居住形態が広くみられたかどうかは定かではないが、狭小な居室が多い状況下で柔軟に生活が繰り広げられていた一証左ではある。また、これまで述べてきたようなバタヤへの住居の提供の仕方とは大きく異なり、寄せ屋業とは一線が引かれた貸家経営が行われていたと考えられる。

1976年の火災②においても、再び【B-iv】が火元となり 24 棟が焼損、99 世帯が罹災し【B-v】の居住者 1名が亡くなる大火となった 88 。通り南側の【B-v】との境界部のアパートから出火し、【B-iv】では 7 棟のアパートが全焼、【B-v】では 4 棟のアパートが全焼、アパート 1 棟が一部焼損し、【B-vi】でも寮など 3 棟が全焼し、寄せ屋宅や倉庫も一部焼損した。なお、『京都消防と災害』の火災の目撃状況を整理した記述からは、【B-iv、v】にはバタヤが居住しているとともに、【B-iv】ではバタヤ以外の居住者もいることが確認でき貸家経営を兼業していることがわかる。

⁸⁴ 京都新聞朝刊 1963 年 8 月 30 日

⁸⁵ 前掲『京都消防と災害』

⁸⁶ 京都新聞夕刊 1967 年 8 月 9 日

⁸⁷ 前掲『京都消防と災害』

⁸⁸ 前掲『京都消防と災害』

6-3-6 仕切場の再建

これらをもとに罹災後の仕切場がいかに再建されたのか見ていこう(図 7)。まず、ブロック Aについてとくに五軒の仕切場を全焼した 1958 年の二度の大火(火災⑨、⑩)からの再建状 況は、全焼した 5 軒のうち【A—iii、<math>v、vi】は建物を復旧し寄せ屋業を再開したが、【A—vii】は閉業し、【A—i】は転業している。とくに【A—vii】の敷地は火災より数か月後に売却 されているため、【A—vii】の閉業について火災による被害の影響は無視しえないものであった だろう。また、【A—iv】の全焼した倉庫については、西側の【A—iii】から延焼してきたこと を考慮すると、全焼した倉庫の跡地に再び倉庫か作業場が復旧された可能性が高い。1961 年の 火災⑮の後には【A—vi】の焼失した倉庫の跡地に再び建物が建てられているほか、通り沿い の建物が建替えられている。

つづいてブロックBについても確認していく。1955年の火災③の後、【Bーvi】の焼失範囲内に再び大規模な倉庫が復旧され、1963年の火災⑩の後には、【Bーvii】では焼失範囲は空地とされるも、南側に寄せ屋の住居兼倉庫あるいは作業場とみられる建物が建設された。1967年の火災⑩では、【Bーii、iv】共に仕切場を全焼するが、火災直後に新たに土地を取得し倉庫やアパートを増築して1975年までには復旧も進み廃品回収業を再開している。しかし、【Bーii】では主に倉庫を建設することで業務空間へと単一化されたのに対し、【Bーiv】では焼失範囲内に寄せ屋の住居のみを建替え、火災以前より既にアパートを有していた別地周辺で土地取得しさらにアパートを集約的に建設している。また【Bーv】では焼失範囲内だけでなく仕切場全体が建替えられ多数のアパートが新築されている。1970年の火災⑪の後、1975年には【Bーii】のアパートが建っていた場所は空地のままであり、【Bーvii】においてはもともとアパート2棟建っていたところ、アパート1棟のみが再建された。1976年の火災⑫の後には、焼失範囲には新たに建物がほとんど建設されておらず、児童公園が設置されるとともにもともと道路上に当たる箇所は道路に復旧されている。1950年代から1960年代にかけて罹災した仕切場において何らかの再建がみられたこととは対照的である。

このように、罹災した仕切場では多くの場合、わずか数年の間でアパートや倉庫を再建することで復旧していた一方で、一部の仕切場において火災後に寄せ屋業の閉業・転業もみられ、仕切場の変化に対する火災の影響は窺える。さらに注目すべきは、火災後の再建状況からみて結果的に仕切場内の住居の質が部分的に改善したとみられる点である。たとえば、仕切場内の多くの建物が木造トタン葺の火災に脆弱な構造であったのに対し、【Bーv】では罹災後にもかかわらず仕切場内の建物を全面的に建て替えられ、その中には鉄骨コンクリート造や鉄骨造のアパートも含まれており、【Bーiv】においても罹災後に鉄骨造のアパートが建設されている。また、罹災の有無に関わらず、居住空間または業務空間への単一化とそれらの分離といった一連の仕切場内にみられた変化の傾向は、火勢を強め被害の拡大要因になる紙屑や襤褸と1960年代以降の出火原因ともなったアパートとを分離することにもつながり、防火の観点から見れば火災の被害を低減させるという意味を持ったとも理解できる。ただ、逆に分離した居住空間はアパートが密集する密集市街地の一端を成し1976年の大火では被害が拡大する結果となる。



図 7 罹災した仕切場の再建 図 5 を下図に火災による焼失範囲(火災⑩,⑪,⑫(の)のについては『京都消防と災害』の「現況見取り図」及び記述参照し、火災③,⑨,⑩,⑮,⑲については表 2 に示した新聞記事の記述から推定)を重ね合わせて作成。なお、1982 年のブロック B の状況については『CKK822-C8-17』(国土地理院、1982/10/27)を参照。

大火に見舞われた人々が生活の基盤を揺るがされ命まで失う場合すらあった事実を軽んじることはできない。しかしそのうえで、仕切場は単にバラック等の低質な住居によって規定される固定的な空間として捉えられるものではなかったという点は強調しておきたい。確かに様々な屑とバタヤとが入り混じる成立時の仕切場の状況は良好な住環境であるとは言い難い。その一方で、たとえ部分的であっても火災に罹災してもなお住環境を改善させる可能性を仕切場は有していた。そしてこの可能性は、屑の変動的な相場に左右される不安定性に抗するバタヤと寄せ屋という生業が内包した仕切場の可変性に裏打ちされたものであった。

6-4 小結

以上、東九条地域を中心に廃品回収業者の生業連関をふまえ、寄せ屋の仕切場の動態を通じて「バタヤ街」の生成と変容をたどってきた。これらをもとにその過程を段階的に整理する。

まず、戦後に生成した「バタヤ街」はすでに戦前からその素地を形成していた。1930年代には「バタヤ街」周辺は朝鮮人が居住する小規模な不良住宅群が生じており、それらをとりまくように寄せ屋が立地していた。ただし、通いのバタヤによって寄せ屋業が成立していた可能性や借地上での経営であったことが指摘でき、戦前の寄せ屋の仕切場は住み込みのバタヤの住居を多数要する戦後の仕切場とは異なっていた可能性があった。ここに「バタヤ街」を形成する戦後の寄せ屋との違いをみることができるであろう。

その後、1940 年代には一度衰退をみるも、細々とバタヤに従事していたとみられる者たちが 1950 年の朝鮮戦争を機に再び廃品回収業が盛んになる中、寄せ屋業を起こしバタヤの住居を含みこんだ仕切場を構えることで、「バタヤ街」が生成された。つまり、廃品回収業は戦前から戦後への在日韓国・朝鮮人が継続的に居住することに寄与しただけでなく、戦後には寄せ屋という業態を介して在日韓国・朝鮮人に限らない居住が不安定な人々の仮住まいを提供していた。また、寄せ屋が隆盛した 1950 年代は、寄せ屋や周辺地域に立地するそのほかの廃品回収業者を含め、二つの協同組合が設立され業者間の組織化が図られていたことが確認され、周辺地域との関係性もまた「バタヤ街」の生成条件の一つであったと考えられる。

寄せ屋の経営は屑の変動的な相場に起因して非常に不安定であるのに対し、多くの戦後の寄せ屋は仕切場の土地を取得していた。この不安定な寄せ屋の業態と持地という経営基盤の間で可変的な空間として戦後の仕切場は成立していた。さらに、その後の仕切場の改編においても持地がそのプロセスを下支えしたと考えられ、ここに戦前の寄せ屋とは一線を画す戦後の仕切場の特質が見出され、「バタヤ街」の変容をも条件づけていたと考えられる。仕切場の原型としては倉庫や作業場といった寄せ屋の業務に関わる空間とバタヤや寄せ屋の住居といった居住に関わる空間とが一体に構成される一方で、敷地の大小や集荷場の扱いなどによってその構成に差異も確認された。

寄せ屋業が次第に衰退すると仕切場の改編が進む。そこでは業務空間か居住空間かに単一化されるかあるいは分離していく傾向が確認され、業務空間と居住空間とが一体的に構成されていた仕切場は解体していく。さらに、構造上の防火の観点から見れば火災からの再建過程において仕切場はその住環境を改善する可能性を有していたが、貸家業への移行は密住を促す一面もあった。ゆえに、寄せ屋は戦後の四ヵ町の形成に対し、二段階の関わりを持った。1950年代には寄せ屋業を興すことで多数のバタヤに従事する人々を仕切り場に住まわせることとなり、その後、1960年代の寄せ屋業の衰退に伴って貸家建設が進むことでさらなる人口流入を可能とした。

ただし、ここからは推測の域をでないが、第一段階において主にバタヤとして流入してきた 人々は極めて流動性の高い人々であり、その多くは 1960 年代末に既に流出していた可能性が 高い(5 章 1 節を参照のこと)ことをふまえると、居住者の性格も変わっていったと考えられ る。というのも、1960 年代になれば仕切場に限らずとも、あるいは四ヵ町に限らずとも住居や職も多く存在し、仕切場に頼らず生活する術はあった。その場合 1960 年代末に仕切場に残ったあるいは新たに移り住んだ人は、病や年齢を理由に充分な仕事につくことができないより相対的に厳しい生活状況に置かれた人々であったと想定される。その意味で、四ヵ町は 1950 年代から 1960 年代にかけて、その形成と並行し、居住者の生活状況の面で場所の性格を転じていったといえる。

第7章

都市組織の生成・変容の動因

7-0 はじめに

本章では、3章~6章を総括する意味で、四ヵ町の都市組織がいかにして居住することを介して形成されたのかを考察する。まず、四ヵ町の形成過程の特質を土地所有、住居建設、生業の3点から整理している(1節)。とくに戦前から戦後の変化に注目して、土地所有についてはその構造的な変化、住居建設については建設主体や開発形態、生業については廃品回収業が四ヵ町の形成与えた影響について言及した。つづいて、新聞記事やこれまで東九条地域で蓄積されてきたオーラル・ヒストリーを手がかりに、四ヵ町に居住した人々の具体的な居住の軌跡を断片的にではあるが取り上げる(2節)。以上をふまえ、それらを動因として、四ヵ町における都市組織の生成力がいかに構成されていったかを検討する(3節)。

7-1 所有・建設・生業からみた四ヵ町の形成過程の特質

7-1-1 各タームにおける市街地の状況

まず、2章で示した各タームにおける四ヵ町の市街地の状況を改めて確認しておこう。図 1には、1922年、1935年、1946年1、1967年の市街地を示してある。

第1期 1890~1920:大地主によって所有された低湿地帯

1910年代前半に京都電燈化学工場が建設されるものの、この時期には住宅の建設はほとんどみられなかった。鴨川の近傍に位置するため近代以前より洪水の危険に晒され、1910年代初頭の地価分布からみても相対的に低い水準にあり地味に乏しい低湿地帯が広がっていた。

第2期 1920~1930年代半ば:スプロール市街地の形成と廃品回収業者の立地

大規模な養鶏場や長屋などの住宅も部分的に建設され、京都電燈化学工場の周囲に稠密に建つ小規模な住宅や長屋を中心に朝鮮人の集住地区として、小規模な不良住宅群として認識されていた。ただし、1930年代半ばにおいても宅地化されていない土地がいまだ目立つスプロール市街地の様相を呈していた。

第3期 1930年代半ば~1950:土地区画整理と土地所有構造の転換

1930 s 半ばに東九条地域全域で土地区画整理事業の認可が下り順次施行されていくが、戦後の四ヵ町を外的に規定する街区や道路はこの時期に構築される。部分的ではあるが、整備後の河原町通沿いや街区外縁部の一部に主に戸建ての住宅が建設される。

第4期 1950~1960年代半ば:四ヵ町の成立と「バタヤ街」

1950 s より主に地区内居住者によって貸家が建設されることで密集市街地が形成されこれらをかり住まいとする人々が数多く流入するが、1960 s には人口流出がはじまり極めて流動性の高い状況が生じていた。というのも、朝鮮戦争を契機に廃品回収業が盛んになったことで、複数の寄せ屋が仕切場を構え、四ヵ町からには「バタヤ街」が形成されていたからである。

_

^{1 「}USA-R275A7-157」(1946年10月2日、国土地理院所蔵)を参照。



図1 四ヵ町の市街地変遷

7-1-2 戦前から戦後にかけての土地所有構造とその変化



図2 四ヵ町の土地所有の変遷

ここでは、四ヵ町の土地所有構造の変化を所有者の性格の変遷からみておきたい。図2には第1期後半(1912年:京都地籍図)、第2期末(1936年:土地区画整理認可時)、第4期はじめ(1951年:土地区画整理換地完了時)、第5期はじめ(1970年)の土地所有者を示してある。これらを参考としつつ第3章と第5章の分析内容に基づけば、土地所有構造の変化は以下のように整理される。

第1期~第2期(~1930s半ば) 在地/不在の大地主による大規模土地所有構造

市街化以前の土地所有状況については旧来の集落における大地主と東九条地域外の不在地主によって所有されていた。その後の市街地形成の背後では一部で不在地主の所有地の拡大や在地主の土地売却などもみられたが、大地主の所有地が卓越する土地所有状況にあり構造的な変化は見られない。

東九条地域全体にも共通することとして、大地主による借地・借家経営が一般的でありその所有地が基本的に散在していることによって散発的に開発が進む傾向にあった。地域内に小規模な不良住宅群が散在したことはこうした戦前の散在的な所有形態が複合した大規模土地所有構造にその一要因を求めることができ、そのひとつが四ヵ町の原形となった。さらに、四ヵ町では宅地開発に非積極的な不在地主が一体を所有していたことで戦後の貸家や仕切場が建設される土地を準備しており、周囲にそのような開発の余地があったことも他の小規模不良住宅群との差異でもあった。

第3期前半(1930 s 半ば~1940 年頃) 土地区画整理事業の実施

この時期には土地区画整理事業がおこなわれた(換地完了は 1951 年)ことにより、街路が整備され街区が明確化していく。その際、一部では既に建設されていた長屋などが接道するよう換地設計がなされていた。ただ、河原町通(都市計画道路)が敷かれたことにより四ヵ町が西部の市街地から物理的に区分されることにもなった。この間、土地所有者の大きな変化は見

られなかったが、土地区画整理によって長屋が接道することで、後述する一部の長屋の持地化 を容易にしたとも考えられる。

第3期末~第4期(1945~1960s半ば) 四ヵ町居住者による細分化

終戦後にはとくに財産税によって在地・不在問わず大地主の所有地が放出され、大規模土地所有構造が変化し始める。戦前期の大規模土地所有構造が解体される土地所有構造の転換下にあった 1950 年代以降に在日韓国・朝鮮人を含めた主に四ヵ町に居住する者たちによって土地が取得されていく。これら土地取得者の中には、自らが居住する土地を取得し定住を志向する者だけでなく、新たに貸家を建設するための敷地を取得する場合や仕切場を構えた土地を取得する場合など、土地取得によって形成が促された。

なお、戦後の在日韓国・朝鮮人の土地取得が「安定的に居住する権利」を獲得することにつながったことに対して、韓は土地取得の条件を土地区画整理事業完了後の開発圧力の上昇にのみ求めた²が、その主張には不足があると考えられるためここで補足しておきたい。まず、土地区画整理の換地確定以前より大地主が土地の放出をしていることをふまえると、根本的な条件として戦後の土地所有構造の転換の内にあったことが挙げられる。また、開発圧力の上昇も寄せ屋の隆盛を含め人口流入が加速する中で貸家の需要が高まっていたことの影響も大きいと考えられる。

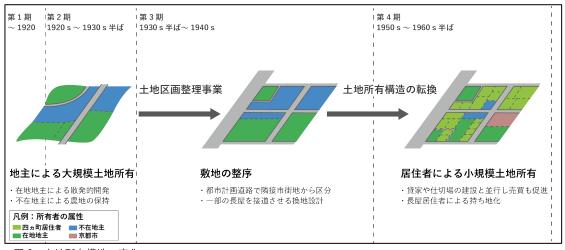


図3 土地所有構造の変化

7-1-3 住居の系譜 戦前長屋と戦後貸家

四ヵ町を特徴づけた民間による住居建設は、その時期によって性格が異なる。四ヵ町居住者の住居の大部分を占める借家は、戦前に建設された長屋(戦前長屋)と、主に戦後に建設された共同住宅や長屋(戦後貸家)に大きく分けられ、以下のように整理できる。また、持ち家に

² 韓勝旭「密集市街地の再生における住環境運営主体の形成に関する研究―在日コリアンが集住する京都市東九条地区を事例として ―」、京都大学博士論文、2010

ついても戦前長屋と戦後貸家との関係をその特徴を把握した。これら3つの住居建設の系譜の 関係性を図4にて示してある。

戦前長屋

第2期を中心に建設された主に長屋形式の住居であり大地主の借地・借家経営によって建設された。戦前期のインナーエリア形成一般にいえることだが、こと四ヵ町においては元々の農地の筆の規模も大きく形状も不整形なものが混在しグリッド区画も不在の中で、複数の筆を開発単位とするほか路地を接続しながら街路を延長することによって一定の整序化が図られていたことが特徴的である。戦前の不良住宅調査で対象となったのはこれらの一部と考えられる。

また先述べたように土地区画整理において、一部は道路敷設のために解体されているが土地 区画整理以前に建設された戦前長屋の中には道路に接するか路地の袋小路化を避ける形で街区 設計が行われていた場合も見受けられる。それゆえ、残った多くの戦前期の長屋(あるいは一 部の土地区画整理後に建設されたものも含め)は後述する戦後貸家に比べると火災時の危険性 が低く、その意味では土地区画整理によって未然に住環境が悪化を免れたといえる。

戦後貸家

第4期に急速に建設されたのが、長屋形式と共同住宅形式とが混在する多様な形式をもつ貸家群である。例えば、敷地内に一棟の共同住宅が建設される場合だけでなく、同一の敷地内に長屋形式の住居を複数棟擁する場合、同一敷地内に長屋と共同住宅が混在する場合などである。その要因としては建替えや転用を含め段階的に建設されたからであった。それゆえ、極めて動的な側面を有しているといえ、とくに寄せ屋の仕切場内の住居で顕著に表れていた。

また、戦後貸家は先述の土地所有構造の転換下において土地売買が盛んとなり、土地区画整理の換地を経た筆を細分化しながら四ヵ町の居住者がその土地を取得し建設されていった。それゆえ敷地に対して完結的に建設が進み、それぞれの敷地内において袋小路となった路地が生じた点は戦前長屋と異なる。

1950年代においては流動的な人々によって住まいとされていったことからは、これら戦後貸家が仮住まいとしての居住を形成したといえる。その意味でも四ヵ町の戦後貸家はその居室の狭小をはじめとした居住環境の劣悪さのみによって特徴づけることはできない。これらを終戦から高度経済成長にいたるまでの住まいの復興過程として位置づけたとき、自助努力としての住宅供給の一端を担ったからである。しかしながら、住環境整備の中心的な対象となったのはこれら戦後貸家であった。

持ち家

四ヵ町における持ち家は、居住世帯基準でみれば多数を占める訳では無いが、5章でも確認したように 68 年調査時より既に持ち家が一定数、建設されていた。土地区画整理によって整備された道路に沿って建つものも多く、持ち家の一部は第3期の前半(道路整備開始から終戦までの間)より建てられていた。しかし、本格的に建設が進んだのは土地売買が活発におこなわれた第4期においてであると考えられる。

持ち家の居住者はしばしば食料品店などの商店を経営し、四ヵ町の生活基盤を支える存在であった。また、一部の持ち家居住者が戦後貸家の建設主体ともなっていった。なお、吉田友彦は国籍別の居住形態を 68 年調査と 84 年調査をもとに数量的に検討し、日本人よりも外国人(その大半が在日韓国・朝鮮人)の方が、持ち家率が高いことを指摘し、在日韓国・朝鮮人の居住者がむしろ四ヵ町の住環境の向上に寄与していったとする。

例えば、第4期以降、戦前長屋の一部が各戸の敷地が分割され持地とされたことなどもそう した住環境の向上と見ることのできる例である。現在も須原通り沿いに軒を連ねる商店などは それに当たり、終戦時には須原通りには長屋が並んでいたが、第4期以降、居住者が商店を営 みながら、持ち家(持地化)とし個別に建て替えをおこなっていく。

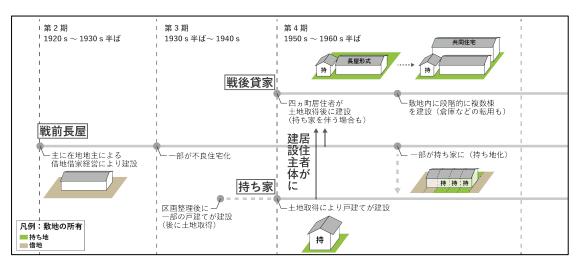


図4 住居建設の系譜の関係性

7-1-4 戦前・戦後を貫く生業 「バタヤ街」の形成と変容

四ヵ町の形成において最も特徴的であったこととしては、廃品回収業における寄せ屋の立地とバタヤの居住である。戦中の衰退期を挟むものの二つの隆盛期(1930年代と 1950年代)を経験したことで、戦前・戦後に共通してみられた生業のひとつとなっていた。それゆえ、四ヵ町の生成変容は、廃品回収業というひとつの生業を軸に捉えられ、「バタヤ街」の形成と変容として以下のように理解できる。

第2期末~第3期はじめ(1930s) 戦時動員による廃品回収業者の増加

まず、四ヵ町は廃品回収業という生業を介して戦争という世界情勢による作用を強くうけてきた。第2期の末から第3期のはじめの1930年代は戦時体制に向かう中で全国的に廃品回収業が盛んとなり、東九条地域全域には多数の業者が立地し、廃品回収業の拠点となる。その際、寄せ屋は国策に基づき商業組合によって組織化されていた。

四ヵ町にも寄せ屋を中心にその他業態の廃品回収業が営業し、既に触れてきた小規模不良住 宅群に隣接して立地した。しかし、第4期にみられるような寄せ屋の仕切場が林立する状況に はなく、既に建設されていた長屋等に居住する者たちがバタヤに従事していたと考えられた。 ただ、1940年代に入ると、次第に戦況が厳しくなるにつれ廃品回収業者は減少した。

第4期前半(1950s) 寄せ屋の隆盛と業者間の組織化

対して、1950年代には朝鮮戦争を契機として再び廃品回収業が盛んとなり、複数の寄せ屋が割拠し多数のバタヤが生活する「バタヤ街」が形成される。それら寄せ屋の中には終戦よりバタヤをやっていた者もいたことから、戦前より廃品回収業の経験があった可能性が高い。各寄せ屋は土地取得を伴い仕切場を構え、屑を備蓄する倉庫だけでなく多数のバタヤの住居を建設した。これらバタヤの住居は仮住まいのための貸家として、四ヵ町への人口流入の誘因となった。また、寄せ屋やバタヤは必ずしも四ヵ町の中に孤立して存在していたわけではない。寄せ屋と取引関係にあたる他の業態の廃品回収業者が東九条地域全体にわたって立地していた。とくに、二つの協同組合を業者が主導して設立することで異なる業態の業者間で組織化が図られ、こうした生業連関に基づく地区内外の関係性の内に「バタヤ街」は存立していた。

第4期後半(1960s) 寄せ屋業の衰退と貸家経営への移行

しかし、1960年代以降は安価な輸入層の増加やモータリゼーションに伴う集荷方法の転換、高度成長期における労働力不足によるバタヤの減少など、バタヤや寄せ屋を取り巻く条件が根本的に変化したことで寄せ屋の転廃業が進む。その過程でもともと倉庫と住居が混在していた寄せ屋の仕切場はいずれかに単一化され、とくに住居に単一化される中で高密度に共同住宅が建設される結果となり、それらが火災の現場となる。この火災は、四ヵ町の「バタヤ街」が密集市街地として、その性格を転じていった出来事としても理解できる。したがって、火災を契機に四ヵ町の「バタヤ街」は「密集市街地」へと変容し、廃品回収業特有の業態の変化、とりわけ住まいと労働の結びつきの変化がそのプロセスの基調となった。

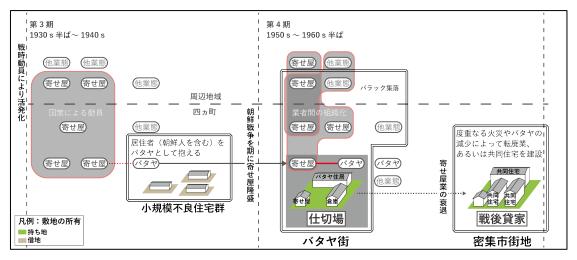


図5 「バタヤ街」の形成と変容

7-2 四ヵ町をめぐる過程としての居住

本節では、四ヵ町に居住する(した)人々のふるまいを例示して、四ヵ町の都市組織の生成とともにいかなる居住が展開したのかを、いささか断片的にはなるがみておきたい。居住者のふるまいについては『東九条の語り部たち -14 人の聞き取り報告—』および『東九条の語り部たち Π -11 人の聞き取り報告—』3と機関誌「まめもやし」に掲載された聞き取り、新聞記事を参照したい。

7-2-1 居住の軌跡

まず、長年東九条に居住し、戦前から戦後にかけて四ヵ町に居住した経緯のある人たちのエピソードをとりあげる。彼らが四ヵ町に住むにいたるまでの経緯、四ヵ町での住まい、その後の経緯に注目したい。なお、上記の聞き取り内容からの引用文中にて示されたアパート名称については、<○アパート>と記載しその名称を伏せてある。また、引用元では聞き取り対象者の名前が記載されているが、本論では居住地の特定に繋がる情報を合わせて使用するため、名前についても伏せて記述する。

A さん(1925 年生まれ 在日一世 女性)

東九条には家族とともに 12,3歳で移り住み、そのころから京都染工(山王町)で働きはじめたという。日本には9歳の頃に来て、最初は大阪の今里の2階建の家に女性の家族を含め親戚の5家族で住んでいたようである。東九条への転住時のことは次のように語られている。「確か、みんなが京都に来る前に、お母さんが親戚のおばさんのところに先に行ってて、それからみんなが京都に来るようになった。行くところもなくて、最初、<arパート>を借りて住みました。それから兄が一軒家を借りることができたので、そこに移りました。<arパート>はねえ、共同便所やし、炊事場もね、庭に一斗缶を並べて、そこに各々窯でご飯炊くねん。嫌やった。今もあの辺通ったら思い出します。いろいろあって、お墓の路地のところに住むようになります」 4 。

<aアパート>は四ヵ町内にある貸家(5章表4「貸家 No.1-i あるいは1-ii」)のことである。A さんの兄が借りた一軒家について詳細は不明だが東九条地域であることは予想される。また、上記の語りにある「お墓の路地のところ」に住むようになるまでの間には、1942年に結婚後、夫とともに兵庫県の明延鉱山へ疎開している。明延鉱山には多くの同胞が疎開してきたという。そこで長男を出産するがその後まもなく夫を亡くした。戦後、再び東九条に戻ると子供を育てながら闇米を扱う仕事で生計を立てるようになる。その時に「お墓の路地のところ」

³ 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち-14人の聞き取り報告-』, 2013、京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たちⅡ-11人の聞き取り報告-』, 2016。

⁴ 前掲『東九条の語り部たち -14人の聞き取り報告-』, p.51

に移り住んだ。なお、この「お墓の路地のところ」は韓も分析対象とした四ヵ町から南に下が ったところにある長屋5のことを指していると考えられる。

B さん (1932 年生まれ 在日二世 男性)

Bさんは京都市内の出町柳で生まれ、父親は出稼ぎで日本に移り住んでもともと各地を転々 としていたようだ。東九条へは小学生の時にと移り住んだと語る。

「昔は<bアパート>に住んでいて、その<bアパート>の下で湯葉をこしらえていて、そ れからこっち(南岩本町)へ引っ越してきたわけやね」6。

この湯葉工場を兼ねた<b アパート>というのは、別の聞き取り対象者の話7 にも登場し、南 河原町に建っていた(5 章表 4「貸家 No.36」) と考えられる。なお、この<b アパート>は戦後 には1階部分も居室になっていた。移り住んだ南岩本町の須原通り沿いで戦後からは食料品店 を営み、その土地も取得している8。また、食料品店を開業するまでの戦前・戦中の間は仕事を 転々とし、その一つに缶詰のブリキの「リサイクル」があり、河原町十条の問屋に納めていた ようである。戦前から東九条が廃品回収業の拠点であった様子の一端がうかがえる。

C さん (1932 年生まれ 日本人 女性)

Cさんは現在の北岩本児童公園付近の須原通り沿いで運送業(当時は馬車)を営む父親のも とに生まれた。1954年に結婚して滋賀県の夫の実家に住むが、1959年に再び京都に戻る。

「京都に来て、最初は四畳半一間の長屋のアパートに入って、そこは、ひと月も居ってへ ん。ひと月ほどしたら「狭いとこに居たらアカン」って姑さんが言わはって、兄さんとこの<c アパート> (東九条南岩本町) に入ってん」9。

C さんの兄は父親の生業を引き継ぎながらも戦後、南岩本町でアパート経営(5 章表 4「貸 家 No.26 |)を始めていたのである。また、C さんはその後、北岩本児童公園の南側でお好み焼 き屋と駄菓子屋を長年経営していくことになるが、その場所は土地区画整理によって C さんの 父親が移転した場所と考えられ、土地を取得している10。

D さん (1939 年生まれ 在日二世 男性)

生まれは京都であり7人兄弟の次男であったという。戦後は市内の借家を転々としながらも 中学校卒業後に東九条の自動車整備工場の仕事につくと、はじめは家族とともに既に家を出て いた姉夫婦の家に住んでいたが、手狭である姉夫婦にも迷惑がかけられないということで、 1955年頃に四ヵ町に移り住む。その時の様子は以下のように語られている。

「高瀬川の岩本町公園の上手の方、高瀬川沿いの<d アパート>いうのな。寄せ屋しとった ところ。同胞の人やったけどね。で、そこの3畳間を借りたんや。そこでわしら9人住んでた

⁵ 前掲「密集市街地の再生における住環境運営主体の形成に関する研究―在日コリアンが集住する京都市東九条地区を事例として

⁶ 前掲『東九条の語り部たちⅡ -11 人の聞き取り報告-』、p.107

⁷ 前掲『東九条の語り部たちⅡ -11人の聞き取り報告-』、p.90

^{8 5}章の土地所有分析より把握した。

⁹ 前掲『東九条の語り部たちⅡ -11人の聞き取り報告-』、p.81

^{10 1950} 年代の住宅地図上では C さんの旧姓が記載されており、土地取得については 5 章の土地所有分析より把握している。

で。(中略)夏は暑うてとっても寝られへんのや。そやからわしら高瀬川や鴨川に入って風呂したもん。表の所にゴザ敷いて蚊に咬まれながら寝たっていう記憶が嫌っていうほど焼き付いていて、口ではいえんくらいの苦労してた。でもそこから下がった<e アパート>(中略)へ住んだんや。そこが八畳。その一間がもの凄う広く見えたんや。<中略>堤防引っ越して来たんは17歳くらいの時やな。<d アパート>が7、8ヶ月くらいしかおらへんで、<e アパート> も全部で1年半くらいかな」11

寄せ屋の経営する仕切場内の<dアパート>(6章仕切場【B-i】)も、次の転居先の<eアパート>も四ヵ町内にあった(5章表4「貸家 No.34」)。それから男性が長らく住み続けることとなる「堤防」とは「40番地」を指している。男性にとって仕切り場内のアパートでの生活は語りえぬほどに過酷を極めた。しかし、男性が転居を繰り返しながらも最終的に東九条地域に住まうことになったその端緒には仕切り場の存在があったといえる。

7-2-2 火災に罹災した人々

つづいて、当時の新聞記事における火災後の居住者のふるまいについても言及しておく。 1967 年 8 月 9 日の大火後、罹災者の多くはまず近隣の山王小学校と崇仁小学校へと、主に「収容」されることとなった。火災直後の報道によれば、山王小学校には 116 世帯 277 人、崇仁小学校には 28 世帯 42 人が「収容」されたとされ、先に見たように罹災者の中には仕切り場に住む者も多かった。興味深いのはその後の行政の対応に対する罹災者のふるまいである。

火災が発生したのは深夜であったため、その翌朝より収容後の罹災者への対応が検討され、 その結果、「収容先の被災者から個別にこれからの身の振り方など事情を聞き、落ち着き先のない被災者には上京区丸太町通七本松かどの元中央市民病院跡にある看護婦宿舎(百六十人収容)を利用すること | 12が決められた。

しかし、その一ヶ月後の連載記事¹³にはこのようにある。「八月の大火後、市は上京区の元京都中央病院看護宿舎を仮収容所にあてた。ところが、被災者は一人もはいらなかった。市の中心部に住めば、米、しょうゆ、炭、タバコ…日用品の一切をまとめて買わねばならない。とてもその余裕はない。これが彼らに二の足を踏ませた一因といわれる」。一切をまとめて買わねばならないのが二の足を踏ませたのは以下の事情もあったからだ。「一般的には東九条に行けば「どうにかなる」「なんとか食っていける」といわれるのは事実である。なるほど、生鮮食品の値段は、ものによってはいく分安い。たとえば、市街地で一本六十円程度のダイコンは一本四十円。炭は紙袋入りが三十円。しかも、都合がいいのは分割売り。タバコの「しんせい」は、十本ずつバラで買える。米、しょうゆなら一合でも五合でもわけてくれる。こんな具合だから、見栄をかまわず、ていさいぶらなければ、その日暮しはラクにできる」。

このように「なんとか食って」いくための多くの商店の存在が、日銭で生きる生活を支えて

¹¹ 特定非営利活動法人東九条まちづくりサポートセンター『まめもやし』, 第37号, 2015

¹² 京都新聞夕刊 昭和 42 年 8 月 9 日

¹³ 朝日新聞京都版 昭和 42 年 9 月 23 日

いた。罹災者らが結局どこに住まうことになったかは定かではないが、生活の利便性から四ヵ 町内の別の仕切り場やその他の貸家であった可能性が高い。

ところで、実際にアパートにはどのような居住者が住んでいたのだろうか。別の火災ではあるが、1966年2月7日と2月8日の立て続けに生じた火災を報じた新聞記事には罹災者全員(おそらく世帯主のみ)の職業氏名年齢が記載されており、実態調査などではわからない個別アパートごとの居住者の様子がうかがえる。この記事からそれぞれの火災の被災者の職業を一覧化したものが表1である。

職業は、日雇労働や廃品回収業、工員など不安定な者が目立つが、会社員や職人などの一定の安定性が見込める者までおり、居住者の性格には幅がみられる。なお、当該火災で焼損したアパートは仕切り場に建つものではないが、廃品回収業に従事している者がいたことも確認でき、第6章でみた寄せ屋に住込まない通いのバタヤの姿が示されている。また、記事には家族構成が示されていないが単身者も多数含まれていると推察される。加えて、1966年2月8日の火事では、焼損した民家15棟に対し罹災(世帯)数が20世帯であることから間借り世帯の存在もうかがえる。

これらの火災の場合も、先に見た 1967 年の火災後の記事に示唆されたように火災後も四ヵ町やその周辺に住んでいた可能性もあるが、罹災後に居住者がどこに再び居を構えることになったかはわからない。また、5章でみたようにアパートにはとくに居室の広さなどにおいて多様であったことから、アパートごとに居住者の所得の水準や家族構成にも異なる傾向がみられる場合も想定される。例えば、Mアパートは戦前にたてられた洗心館という木賃宿(2、3章を参照のこと)が前身であるため、日雇労務者が極端に多く、単身者であることも推定される。職業や家族構成が次の居住先にも影響すると考えると、ますます罹災者全般の挙動をつかむことは難しい。

ただ、一つ言えるのは、火災によって四ヵ町にとどまる者、四ヵ町を出ていく者、その両者に分かれていったこと、彼らは住居の移動を伴ったということである。彼らは次なる住居の選択にはじまり、職業を変えなければならない場合、そうならずに済んだ場合など、生活上の様々な選択をせまられたであろう。もちろん、住居の移動が何か彼らの居住のあり方に大きな

日時場所 職業 【Hアパート】染色下請け(2名)、建具職人、菓子職人、手伝い職、会社員、アパート経営、無職 1966/2/7 南河原町 共同住宅1棟及び民家1棟 (3名) 【民家】電気器具商 1966/2/8 東岩本町 【Tアパート(2棟)】工員(3名)、メッキエ、大工、調理士、手伝い職、ミシン内職、会社員(2 共同住宅 4 棟及び民家 15 棟 名)、市職員、無職(2名) 【M アパート】日雇労務者(16 名)、廃品回収業(4 名)、工員(2 名)、電気工、佐官、運転手、会 社員、外交員、無職(4名)、不明 【Kアパート】日雇労務者、廃品回収業、無職(2名)、不明 【民家】日雇労務者(3名)、廃品回収業、工員(2名)、靴修理業、炊事夫、運転手(2名)、塗装 業、大工、土建業、会社員(2名)、アパート経営、府職員、無職(2名)、不明

表1 火災罹災者の職業

出典:京都新聞夕刊 1966 年 2 月 7 日および、京都新聞朝刊 1966 年 2 月 9 日。なおアパート名と罹災者の氏名は伏せている。

影響を及ぼさなかったこともありえる。

彼らの居住の軌跡そのものを捕捉することはできない。しかし、火事をめぐってはその点よりも重要なことがある。これらの火事は彼らの過程としての居住を否応なく動かしていったと同時に、当時のアパートが有していた居住の軌跡が集約分岐していく(させられていく)場所としての、いわば仮住まいの場としての性格を切実に物語っている。

7-2-3 定住と仮住まいが交錯する四ヵ町

以上のように、四ヵ町に実際に居住した人々の過程としての居住は、戦前から戦後にかけて居住し四ヵ町を定着点とする場合、一時的な通過点とする場合、あるいは生活の利便性などから四ヵ町を係留点とする場合などが断片的に捉えられた。それら軌跡の主要な集約点あるいは分岐点となったのが戦後の貸家であり仕切り場であったと言えるだろう。ただ、間貸しがおこなわれていたケース(第5章表3を参照のこと)を考えれば、持ち家が仮住まいの場になった可能性も留意する必要がある。

これらからは、定住と仮住まいを両極としながら多様な居住の軌跡が交錯する動態的な居住のあり方が見出される。この点を下敷きとして、前節で整理した土地所有・住居建設・生業の関わりを念頭に、次節では都市組織の生成・変容の動因を都市組織の生成力として論じる。

7-3 都市組織の生成力

7-3-1 住み継ぎ

四ヵ町は市街化以前の初期条件のもと戦前から戦後にかけて土地所有構造の変化、生業の持続と衰退を伴いながら複層的に形成された。その複層を横断的に捉えたとき、戦前長屋の居住者によって戦後貸家や仕切場が建設されていったことは注目に値する。戦前には「不良住宅」、戦後には「スラム」や「バラック」によって形容されてきた四ヵ町という場所が、戦前から戦後にかけて住み継がれる過程において居住者らが自ら都市組織の生成に参与していったという事実を示しているからである。したがって、四ヵ町の都市組織の生成とは主に戦前長屋と戦後貸家という二つの住居建設の系譜間にみられる継起的な展開であった。

廃品回収業という生業が戦前・戦後を貫いていた点からみてみれば、廃品回収業は不安定かつ経済的な矛盾が集中しやすい生業であり、中でも屑の流通網の末端にあるバタヤにはより顕著な傾向であるが、戦後、仕切場を構えていく寄せ屋は戦前長屋に居住しバタヤに従事していた者たちである。つまり、寄せ屋の隆盛が人口流入の誘因となったことをふまえると、戦後の四ヵ町の形成は戦前・戦後を通してバタヤに従事する者たちによって住み継がれてきた結果でもあった。

また、住み継がれる過程にとって土地所有の転換がみられたことも重要な意味を持った。これまで韓によっても長屋における土地・建物の権利関係の分析によって定住環境確立の契機が土地をはじめとした権利の取得にあったことは指摘されており、土地取得の条件については先に述べたとおりである。しかし、土地取得がどのような条件下でおきたかということと共に重要なのは土地取得が何をもたらしたかである。本論では定住環境の確立につながったことにとどまらず、貸家や寄せ屋の経営に繋がったことを明らかにした。すなわち、単に住居と土地の権利によって居住の安定化がもたらされただけでなく、寄せ屋や貸家経営という生業の基盤形成を伴っていた。そして、この寄せ屋と貸家経営が四ヵ町に転住する者たちの住居を建設しながら都市組織が生成していった。

7-3-2 多面的な貸家と仕切場の閉塞性

ところで、なぜ貸家経営と寄せ屋業がここまで稠密な都市組織を生成していく源動力となり えたのか。それは貸家や仕切場が居室を提供する単なる住宅ではなく、四ヵ町の居住者の生活 に対して多面的な関わりをもっていたからであろう。

一部の貸家は事業所や商店としても併用され、貸家の居住者だけでなく四ヵ町の居住者全体の生活にも関わる。さらに四ヵ町の居住者である建設主体の生計となった点も付け加えておく必要があるだろう。貸家を起点として流動的な人々や商売や持地化によって定住しようとする人々をめぐる諸状況が重層していたのである。

こうした貸家の多面性の中でも、寄せ屋におけるそれは職住を一体的に供与する空間として 体現されている。寄せ屋は住居だけでなくバタヤという職を提供し、東九条地域に点在する廃 品回収業者との生業連関において地区内外を取り結ぶ関係性も有していた。だからこそ、「バタ ヤ街」という場所が成立し多くの人口を惹きつけた。しかしながらそこには、職住一体である がゆえの抜き差しならぬ関係も生じていた。

バタヤと寄せ屋は屑の取引においては相互対称的である一方で、職と住居を供与する-されるという寄せ屋とバタヤの非対称な関係は寄せ屋に一方的に依存するバタヤを生む。そこに日常生活における差配が積み重なると、それは搾取の関係へと転化した。換言すれば、仕切場の多面性はバタヤの生活の全過程をまるごと抱え込み、彼らの生活を次第に拘束する作用として働いてしまったともいえる。とくに、寄せ屋業に斜陽がさす 1960 年代以降にその傾向は顕著なものとなったに違いない。

このように貸家や仕切場にみられた多面性は都市組織の形成において重要な役割を果たした 一方で、とくに仕切場では多面的であるがゆえ閉塞性を生み居住者への搾取の条件となった。 したがって、貸家は過程として居住の軌跡が幾重にも束ねられる場として、都市組織における 地域社会関係が集約する地点としての役割を果たしていたといえる。

7-3-3 建物・土地の転用

また、新たな居住を形成しながら都市組織が生成してゆく過程において特徴的であったのは、建物や土地利用としての転用がみられたことである。まず、建物の転用については戦後の貸家の一部がもともと貸家として建設されたものではなく倉庫などを転用したものがあった。中でも寄せ屋の仕切場においては倉庫と住居には可変性がみられ、それらの間には可逆的な転用可能性があった。もちろん、低質な居住環境を抜きにしてこの性格を肯定的に捉えることはできないが、寄せ屋自身ももともとバタヤでありほとんど無産の状態からはじめられたと想定されることや1950年代の居住者の出入りが激しい流動的な状況をふまえれば、極めて現実的な手段であった。寄せ屋の倉庫の貸家への転用や新たな貸家の建設についても高度成長期において寄せ屋業が衰退する変化に応じていく中で生じていた。このように、戦後貸家や仕切場はその物的な脆弱性とは表裏一体ながら、1950~60年代にかけてめまぐるしく変化する時代状況に対し即応してきたことが示唆される。

土地利用としての転用については、火災にあった協助会館や廃養鶏場、廃工場(京都電燈株式会社)の跡地利用などが特筆される。まず、協助会館については、1934年の火災後そのままその敷地を寄せ屋が引き継ぎ利用している。養鶏場や京都電燈の工場については、その創業時期はいずれも第1期末から第2期初頭であり、東九条地域で市街化が進む過程においても最初期に相当する。養鶏場の西側には住居と推定される建物が後から建てられており養鶏場自体は1930年代には廃業していたとみられ、1930年代末には西側の住居と養鶏場の跡地に廃品回収業が立地していることが確認できた。おそらく、西側の住居に居住し廃品回収業に従事する人々が跡地を集荷場等に利用していた可能性が高い。さらに、戦後になると養鶏場の跡地には住居や染工場(工場主は戦前の廃品回収業者)、高瀬マーケットなどが複合的に建設されていた。また、京都電燈の工場についても、廃業時期も不明であり戦中や戦後の混乱期においてどのように扱われていたかの詳細は現段階では明らかにできていないが、その跡地に寄せ屋が割

拠し、寄せ屋らはその土地を後身の関西電力株式会社から直接売得している。これらの事例は 一度放擲された場所を再び都市組織の中に組み込んでいった意味で重要である。その際集荷場 という一定の広さ有する場所があれば、ほとんど場所への投資を必要としない廃品回収業が介 在し果たした役割は大きい。

7-3-4 仮住まいの創出

第4期の四ヵ町は居住者の流動性が非常に高く仮住まいの場となった。四ヵ町の都市組織の 生成においてもたらされたのは、とりわけ職も住まいも持たない無産の人々であったとしても そこに住まうことでどうにか生き抜くことができた仮住まいの場である。

実際に前節では仕切場や戦後貸家に仮住まう人々の姿を断片的にではあるが取り上げた。例えばそれは、火事で焼け出されても再び四ヵ町に住まう者や仕切場-アパート-「40番地」へと転居した者であったが、彼らが描いた軌跡を定住にたどりつけたか否かというその終着点や定住可能かどうかという固定点として還元してしまった場合、戦後貸家や仕切り場は当然低位な住まいと言わざるを得えない。もちろん、戦後貸家や仕切場における仮住まいの居住環境そのものが改善されるべきであったことはいうまでもない。しかし、戦後貸家と仕切り場を居住性能の点から一面的に低位な住居と捉えることとは、彼らの生のプロセスそのものから目を背けることでもある。むしろその仮住まう営みもまた「生き抜く」ための日常的実践であったのではないか。

この仮住まう営みに呼応したのが四ヵ町の戦後貸家や仕切場の分析を通じて明らかになった 多様で動的な貸家の存在であった。仕切場からアパートへの住み替え時について語られた言葉 にもその意味がよく現れている。四ヵ町内でも大小様々な部屋があり、そしてそれらの間を短期間で住み替え可能であった。このことは、多様な貸家が多くの人々が四ヵ町に仮住まうこと を可能にしたことを示唆している。また、流動的な人々がたとえ一時的であったとしてもそこに住まうということによって、集合的に果たした四ヵ町の形成への作用も軽んずることはできない。多数の商店が持地化を進め、その経営・生活基盤を確かなものとしていく状況に対し、仮住まう人々による消費を含む生活行為がその一助となっただろう。また、人口流入の誘因でもあった寄せ屋においてもバタヤを自らの貸家に抱え込むことで成立していた意味で寄せ屋とバタヤは本来、相互依存的でもある。したがって、仮住まいの創出により四ヵ町の都市組織の生成プロセスそのものもまた駆動されていたといえる。

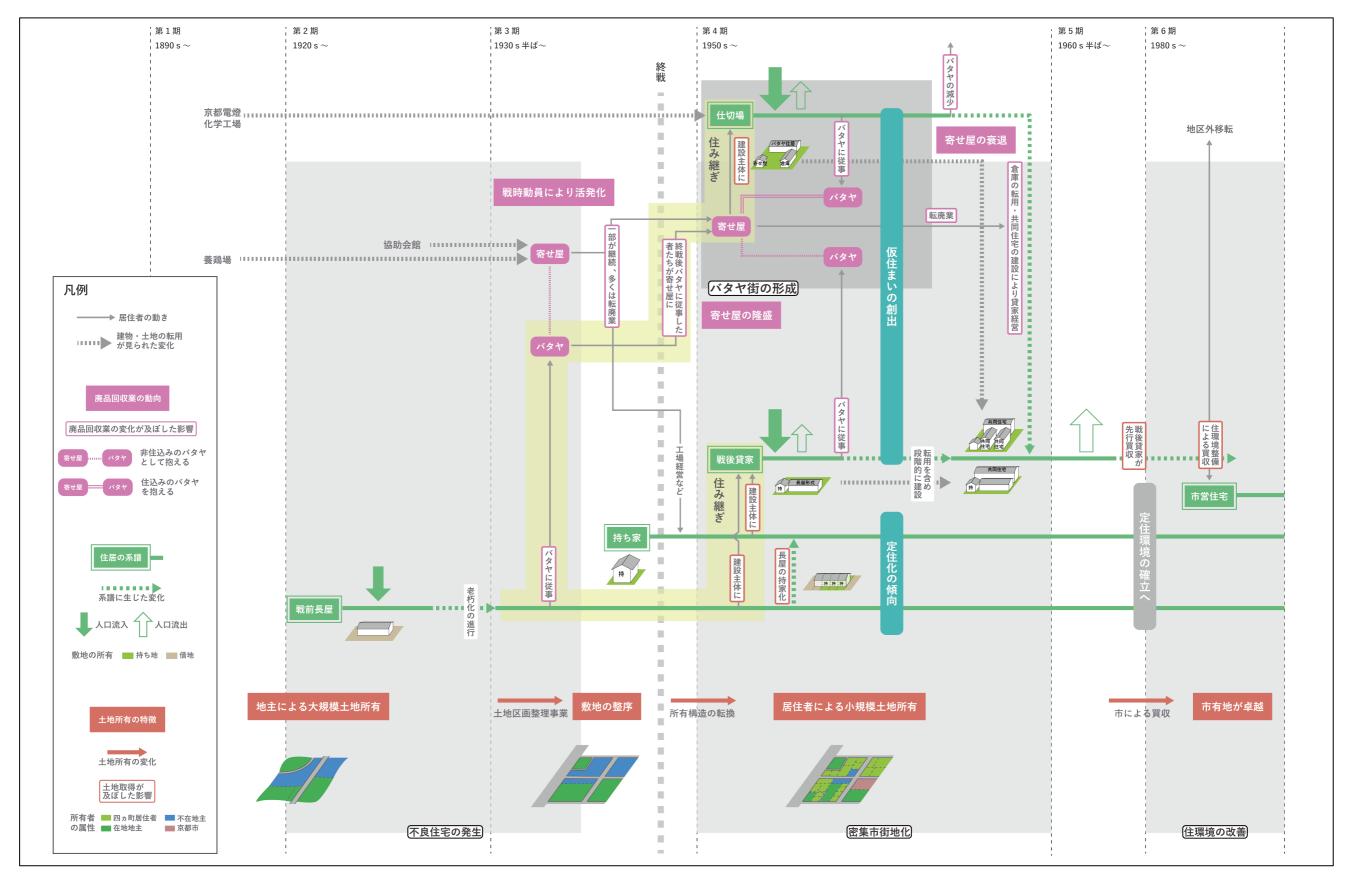


図6 四ヵ町の都市組織の生成・変容動因とその変化

7-4 小結

四ヵ町の形成過程の特質は以下の3点として整理できる。1. 戦前の大規模土地所有構造が戦前の散発的な市街化を規定していたが、戦後の土地所有構造の転換にともない土地取得が盛んとなり密集市街地形成を促した。2. 戦前と戦後のそれぞれの土地所有のあり方に従って異なる住居建設の系譜が生じそれらが重層し、とくに土地取得によって戦前の長屋が持地化されることで定住を促したのに対して、戦後に建設された貸家や仕切場は動的な側面を有し居住者の流動性に応じていた。3. 廃品回収業という生業が戦前から戦後を通じて形を変えながらも地区内外との関係性を有しながら持続し、戦後の寄せ屋業の盛衰からは四ヵ町の性質の変化が現れていた。

戦前、四ヵ町の一部は小規模な不良住宅地区と認識されていた。そうした中で戦前に建設された長屋の居住者が戦後には貸家や仕切場の建設主体となった。このように住み継がれることを通して戦前・戦後の住居建設の系譜が継起的に生じていくことが都市組織を生成する原動力となった。また、貸家や仕切場の建設時期は戦後復興期から高度成長期への移行にもあたる。とりわけ廃品回収業の衰退を含め、目まぐるしく時代状況が変化する中で、土地や建物の転用を通じて即応する点に特有の都市組織のふるまいがみられた。さらに、貸家の存在はその居住者だけでなく四ヵ町に生きる人々の生活に多面的に関わりを持つ地域社会関係の交錯地点であったこと、仕切り場という空間が東九条地域に展開した廃品回収業の生業連関の起点となったことは、稠密な都市組織生成を促進する条件となった。そして、創出された仮住まいは都市組織の生成プロセスを駆動する居住がもたらすもう一つの力であった。すなわち、定住と仮住まいを両極として様々な住まい方が交錯する居住の動態からは都市組織の生成力の源泉が見出された。

第8章

結論

本論文では都市の近代化においてその端緒より「不良住宅地区」や「スラム」と認識されながらも、在日韓国・朝鮮人を中心とした居住の不安定な人々によって「生き抜かれた場所」である東九条地域の四ヵ町を対象として、近現代都市形成史の立場からその都市形成のあり方を論じてきた。とりわけ、都市の物的組成としての都市組織を都市化の端緒から戦後にわたって段階的に復元し、土地の所有、住居の建設と生業の展開に着目して分析することで、その生成・変容の動因を明らかにした。以下では序結をのぞく第2~7章のまとめおよび研究の成果・意義・今後の課題を示し、本論文の結論としたい。

8-1 各章のまとめ

第2章では東九条地域の歴史を各種地図や社会調査や実態調査を内容から概観することで、近代以降の市街地形成の流れを6つの時期に整理した。とりわけ、第2期1920~1930年代半ばと第4期1950年から1960年代半ばの2つの都市化の波が都市形成における重要な時期であることを示すことで、次章以降の分析の枠組みを提示した。

第3章では、戦前期の東九条地域における土地区画整理事業の実施以前の市街化過程について、京都地籍図や1930年代半ばに実施された土地区画整理事業によって作成された従前の図面によって地割の復元をおこない旧土地台帳より土地所有者を調査することで、大地主の土地運用を分析し市街化以前の土地利用や不在地主が介在する土地所有構造に影響を受けていたことを明らかにした。まず、市街化以前の東九条地域は竹田街道を軸に形成された集落域とその東西に広がる農地といった3地域に大きく分けられ、とりわけ地域南西部は地味に富んでいた。これら東西の農地はおもに在地の大地主によって所有されていたが、大正初期には旧市街に近い北側で不在地主化が顕著となり、市街化に先行して潜在的な都市化が進みつつあった。1920年代以降、在地の大地主は工業化が進む過程で散在する所有地を個別に開発を進めた一方で、相対的に地味に富んだ地域南西部の農地を各地主間で共通して一体的に確保し、農業から工業への地域産業構造の移行に対応していた。対して、不在地主は積極的に宅地化を進めその後売却する者や、宅地分譲をおこなう者、宅地化に非積極的な者とさまざまであった。スプロール状に新市街地内部に農地が残存する結果となり、市街化以前に不在地主化が進んでいた地域北部などではその傾向が顕著にみられ、戦後の四ヵ町における極度の人口流入の受け皿を準備したことが明らかとなった。

第4章では、市街化以前の土地形状や土地利用といった初期条件を基盤として展開した 1930 年代の市街地の特徴や領域的な差異を、個別の土地や建物レベルで復元した市街地の形態分析を通じて明らかにした。まず、市街化に先立つ初期条件として各筆が4つの形状類型として把握され、各形状類型には分布傾向が存在した。また、土地と建物を一つのまとまりとして捉えた「基本単位」を建物配置に基づき類型化し「基本単位」同士の関係について分析した。その結果、展開した市街地にも領域的な差異がみられ、開発圧力が高く大規模な土地が多い地域北

部では筆を単位とした開発が進み、建設された大規模な工場や長屋群がグリッド区画内部で混在した。また不整形地の集中した東部では連担された複数の筆が開発の単位となることも多く、その中で主に中小規模の染工場と長屋が混在し開発単位の規模の差異も小さいため、北部における住工混在の様態とは異なっており、これらが朝鮮人の集住の基盤となっていったことを指摘した。

第5章では四ヵ町の密集市街地形成を土地所有と貸家建設の観点から分析することで、多様な貸家の建設を起点として流動的な人々や商売や持地化によって定住しようとする人々をめぐる重層的な状況を明らかにした。四ヵ町における土地所有の変遷は戦後の都市部にみられた土地所有構造の転換を共通の条件として、持地化と貸家建設という住まいに関わる2つの傾向が生じていた。持地化によっては、新たに住宅を建設するだけでなく戦前期の長屋の敷地を持地化していく場合も見られた。他方で、持地化と並行して進んだ土地取得を通じた貸家建設においては、多くの貸家の敷地内に建設主体の住む住宅が建てられたことから、貸家建設には持地化の延長としての側面も見出された。また、戦後に建てられた貸家は複数棟で構成される場合も多く、ときに共同住宅と長屋が併存する構成をもつことからその多様性が確認され、さらに短期間での建て替えや倉庫からの転用がおこなわれたことから動的な側面が見出された。さらに、一部の貸家は住居以外の多用途と併用されている場合もあり、建設主体の生計ともなった点を含め居室を提供する単なる住宅にとどまらず、四ヵ町に生きる人々の生活に対して多面的な関わりをもつ貸家のありようを提示した。

第6章では流動的な人々が生活した「バタヤ街」の生成と変容を論じた。とりわけ、戦前から戦後にかけて東九条地域における寄せ屋を含めた廃品回収業者の業態と立地動向を把握し、1950年代以降に形成された仕切場の空間動態を捉えている。「バタヤ街」は廃品回収業という生業を通じて戦前から戦後にかけて住み継がれていく中で生成するとともに戦後の流動的な人々の仮住まいを創出し、仕切場の変化に伴いアパートが稠密に建つ密集市街地へと性格を転じていったことが明らかとなった。戦後に生成した「バタヤ街」は戦前からその素地がみられ、当地は1930年代に朝鮮人が居住する小規模な不良住宅群が生じていたが、戦時動員によって廃品回収業が盛んとなったことを背景に寄せ屋がその周囲に立地した。朝鮮戦争を契機に再び寄せ屋が隆盛すると、東九条地域に立地する廃品回収業者を中心に2つの協同組合が設立され寄せ屋を含めた業者間の組織化が図られるなど、周辺地域との関係性を内包した生業連関の中で「バタヤ街」は生成した。また、寄せ屋の業態に特有の不安定な経営状況に対し土地を取得し経営基盤の強化を図ることで仕切場は成立し、倉庫や作業場といった寄せ屋の業務空間とバタヤや寄せ屋の住居といった居住空間とが一体的に構成され、構成する建物も可変的な側面がみられた。しかし、寄せ屋業が衰退し始めるとその改編が進み、業務空間か居住空間かのいずれかに単一化されるか分離される傾向が確認され、業務空間と居住空間とが一体的に構成され

た仕切場は解体された。また、一部の寄せ屋では大規模な火災が発生していたが火災からの再 建過程において住環境を改善する可能性も有していたことを指摘した。

第7章では、前章までの議論をふまえて四ヵ町の形成の特質を示し、具体的な居住の軌跡を確認した上で、それらが都市組織の生成力としていかに現れていたかを検討した。まず、四ヵ町の形成の特質は所有・建設・生業の3点から整理すると、1. 戦前の大規模土地所有構造が戦前の散発的な市街化を規定し、戦後の土地所有構造の転換により盛んとなった居住者による土地取得が形成を促したこと、2. 戦前と戦後には土地所有のあり方に従った異なる住居建設の系譜が生じ、とくに土地取得によって戦前の長屋が持地化されることで定住を促したのに対して、戦後に建設された貸家や仕切場は動的な側面を有し居住者の流動性に応じていたこと、3. 廃品回収業という生業が戦前から戦後にかけて地区内外との関係性を媒介しながら持続し、戦後の寄せ屋業の盛衰によって四ヵ町の地区の性格変化にも影響を及ぼしたことであったことを指摘した。

また、四ヵ町が形成されるなかで、実際に居住する人々の軌跡は多様であったことが確認された。そのうえで、四ヵ町において定住と仮住まいを両極として様々な住まい方が交錯する居住の動態からは都市組織の生成力の源泉が見出された。具体的には、戦前に建設された長屋の居住者が戦後には貸家や仕切場の建設主体となり住み継がれることを通して戦前・戦後の住居建設の系譜が継起的に生じていくこと、廃品回収業の衰退を含め目まぐるしく時代状況が変化する中で土地や建物の転用を通じて即応する点に特有の都市組織のふるまいがみられたこと、貸家の存在は四ヵ町に生きる住民の生活に多面的に関わりを持つ地域社会関係の交錯地点であり仕切り場という空間が東九条地域に展開した廃品回収業の生業連関の起点である点が稠密な都市組織生成を促進する条件となったこと、仮住まいの創出は都市組織の生成プロセスを駆動する動因となったことを明らかにした。

8-2 本研究の成果と意義

成果① 戦前の東九条地域の都市化にみる土地所有構造と市街地形態

戦前期の東九条地域にみられた地域内部で不均等に進行した都市化の過程をおもに土地所有・市街地形態の観点から分析することで、元々の自然環境や歴史的経緯といった先行条件にからの影響を具体的に示すことができた。地域内では市街化以前における農地の生産性の多寡がみられ、とりわけ地域南東部の生産性の高い農地が保全されており、地域西部で都市化が進展するのは生産性が低く洪水の危険性の高いことが要因と考えられた。また、大規模に土地を所有した各地主の近世から由来するとみられる散在的な所有形態と市街化以前に一部不在地主の介入する潜在的な都市化の進行により東九条地域の土地所有構造は不均質であった。このことに散発的な市街地開発の深因を求めることができた。加えて、鴨川の洪水や条坊制、条里制といった先行する自然的歴史的な領域が土地形状の差異にまで現れていることを数量的に示し、それら差異の市街地開発形態への影響も指摘した。

成果② 戦後の四ヵ町における貸家と仕切場の建設実態

四ヵ町における戦後の土地所有者の変遷を網羅的かつ連続的に把握し土地所有構造の転換実態をふまえた上で、貸家と仕切場の建設主体に着目しながらその建設実態を明らかにした。具体的には、土地所有構造の転換下において地区内居住者の土地取得(持地化)によって戦前長屋が持地化されその後の定住の基盤となる。そこには戦前の小規模不良住宅群も含まれていたと考えられ、それらが自力改善へと向かう方向性を有していたことを示してもいる。一方で、土地取得が貸家建設や寄せ屋による仕切場の建設を促した。とくに、不安定な寄せ屋業においては土地取得が事業の継続には不可欠な要素と考えられた。

貸家や仕切場が建設される 1950 年代~60 年代は人口流入が続いただけでなく、廃品回収業の盛衰が著しくみられた時期でもあった。そうした状況に対して貸家や仕切場は倉庫などの転用を伴いながら段階的に建設されるほか、火災による度重なる被災からの再建などもみられ、貸家や仕切場の動的な側面が実証された。とりわけ、廃品回収業が衰退する 1960 年代には寄せ屋業の廃業や転業がみられる中、貸家経営を転業する者も多く仕切場は次第に貸家へと転用されていくことを指摘し、そのプロセスは 1950 年代における四ヵ町の有していた「バタヤ街」としての性格が 1960 年代に「密集市街地」へと転じていく過程として理解された。

成果③ 四ヵ町における都市組織の生成・変容の動因

四ヵ町の形成の特質については、土地所有構造とその変化がその形成を規定していることを 指摘し、とくに戦前と戦後それぞれの土地所有構造にも起因する開発形態の異なる住居の系譜 が混在・重層していることがあきらかとなった。また、廃品回収業という生業が戦前戦後を貫 いていており寄せ屋の隆盛と戦時体制との密接な関わりから、四ヵ町の形成の特殊性が寄せ屋 にあることも指摘された。 これらの特質をふまえると、戦前には不良住宅地区とされながらも居住者が戦後には貸家や 仕切場の建設主体となり、戦前・戦後の住居の系譜が継起的に生じていく点に都市組織生成の 原動力があった。貸家や仕切場の建設時期は戦後復興期から高度成長期への移行にもあたり、 とりわけ廃品回収業の衰退を含む目まぐるしく変化する時代状況にも土地や建物の転用を通じ て即応する点に特有の都市組織のふるまい方がみてとれた。さらに、貸家の存在はその居住者 だけでなく住民の生活に多面的に関わりを持つ地域社会関係の交錯地点であったこと、仕切り 場という空間が東九条地域に展開した廃品回収業の生業連関の起点となったことが、稠密な都 市組織を生成していく触媒として作用していることを指摘した。そして、生成されてゆく都市 組織は新たに仮住まいの創出を伴い、このことが物的には不安定ながらも急速に生成が促進さ れていた。このように都市組織の生成力は定住と仮住まいが交錯する居住の動態にその源泉が あることを提示した。

意義① 定住環境確立に対する仮住まいの創出の位置づけ

これまで東九条地域に関する研究は、戦後に住環境の問題が顕在化する 1960 年代末以降の住民運動などの住環境整備に向かうプロセスが重要視され詳細に検討されてきた。また、先行して住環境整備が進んだ「40 番地」に重点が置かれることも多く、四ヵ町の形成経緯や実態については、実態調査による把握に限定されており十分には明らかにされてこなかった。本研究はこうした状況に対し、むしろ戦後に問題化される時点から遡って四ヵ町の形成をその都市化の端緒より段階的にたどり直しその都市形成に着目した。バラックや不良住宅とされる住居の建設主体や居住者による生業に注目することで、1950 年代~1960 年代における仮住まいの創出をその主体と共に明示することができた。これまで 1960 年代末以降の住民による住環境運営や行政による住環境整備によって導かれた定住環境の確立に対し、定住と仮住まいの交錯によって四ヵ町が形成されたことを指摘した点に本研究の第一義がある。同時に、このことは戦前における朝鮮人の集住過程をふまえ、いかに戦後の東九条へと住み継がれたのかその具体相の一端を明らかにした意義としても位置付けられる。とくに、密集市街地形成につながった「バタヤ街」の存在を実証的に明示した点は四ヵ町の歴史記述の上での成果である。

意義② 四ヵ町の現況の相対化

スラムや不法占拠地区における物的な建造環境はバラックや不良住宅によって強調されてきたが、改善・改良の対象とする前提がそれらに焦点を当てて客観的に論じる視角を併せ持つことは困難であった。住環境整備が実施されている段階においてはなおさらである。しかし、四ヵ町の住環境整備がおおむね完了した現在において、改善・改良の対象とされた貸家や仕切場に焦点をあてることで、都市に居住する(=都市を形づくる)ことにおける定住と仮住まいの交錯の一端を具体的に明らかにした本論の知見は、住環境整備を経た四ヵ町の現況を相対化することに貢献し得る。とくに、今日の四ヵ町の「幅広い多文化共生」を掲げるまちづくりにお

いて、既に周辺地域で生活を展開している在留外国人を含め多様な居住を目指す上で、定住と 仮住まいの交錯のあり方を検討する意義はますます高まっている。

なお、本論が採ってきた都市組織分析の手法は、過去の市街地と現況とを微細に比較することを可能とし、作成した復元図や分析の成果は地域の歴史から計画論への接続を準備する基盤としても有用と考える。とりわけ、地籍情報の収集や航空写真を用いた復元図の作成は、他の市街地一般でも適用可能な方法である。

意義③ 戦後都市史と戦後住居史の接点として

また、四ヵ町が形成される 1950 年代~1960 年代の日本は、戦後復興を進める中で戦災による絶対的な住宅難から都市部への人口流入が加速していく相対的な住宅難へと移行していく状況にあり、多くの居住の不安定な人々の移動によって不法占拠地区や「スラム」などが形成されてきたことは戦後都市史の中でも論じられてきた。一方で、持ち家志向の住み替え過程が一般化していき郊外開発が加速する時代でもある。つまり、戦前の借家が一般的であった状況から戦後の持ち家率が増加していく、住まい方の転換が生じていた時代であったと住居史の観点からは理解できる。ただ、仮住まいという住まい方は、持ち家への定住にいたるまでの、あるいはいたることのできない人々にとっての住まい方として捉えられてきた。仮住まいされる戦後貸家がその物的な脆弱性を根拠として低位な住まいとされたことには住まいの梯子という住まい方における序列の一般化が並行していた。しかし、定住と仮住まいは単に序列化できるものではない。本論ではそれらの間には個々人の居住の軌跡の交錯を通した関係性があり、そこに都市形成の在り方が見出されることを示した。とくに、戦後都市史と住居史の接点として仮住まいの創出を定住との交錯の中で捉えたことに意義がある。

意義④ インナーエリアにおける建造環境の動的な把握

本論では建造環境の微細なふるまいを都市組織分析によってとらえ、居住という人々の日常的かつ空間的な実践によって都市が物的に動かされたことを実証した。これまで地理学分野におけるインナーエリア研究では都市空間の物的な側面は「建造環境」として静的に捉えられる傾向にあった。このことは物的な側面ではなく空間を動かす行政による政策・事業や労働・住民運動などに焦点が絞られてきたこととも表裏一体でもある。また、ドヤ・バラックなど低位とされる「建造環境」を積極的に掘り下げて論じることが、都市から様々な形で排除・抑圧されつつもそこに逞しく生きる人々の主体性を検討するうえでの意義が見出されてこなかったからとも言える。これに対して本研究は、都市組織の主要構成物である住居の系譜とその関係性や建設主体から居住者が都市組織を生成していく局面を捉えるという方法論によって、「建造環境」そのものもまた動的なものであることを示した。その変化を具体的に駆動したのは経営基盤が脆弱で搾取構造が潜むとされた貸家経営や寄せ屋業であったが、それらは過酷な環境下で戦前から住み継がれてきた過程としても捉えられ、さらに動的な都市組織には仮住まう人々の力動を垣間見ることができ、定住と仮住まいが交錯する都市・居住のダイナミクスを提示した。

8-3 今後の課題

四ヵ町と建物疎開跡地との関係性 一仮住まいを視座に据えた近現代都市史―

本論が取り組んできたのは、四ヵ町という極めて限定的な広がり、いわば断片の都市史を描くことにあった。その道程で捨象してしまったのが、戦前の東九条地域における他の小規模不良住宅群あるいは戦後の「40番地」、建物疎開跡地(崇仁地域)の「バラック集落」といった別の断片との関係だ。例えば、本論では触れられなかったが戦前期の岩本町以外の小規模不良住宅群にも6章でみた廃品回収業者が立地していた事実などは、戦前期の都市の状況を「不良住宅」調査を前提として領域規定的な「不良住宅地区」を捕捉していくのではなく、そこに生きる人々の生業という集合的営為から都市の断片を捉えることの可能性が垣間見える。ただし、仮に廃品回収業者の場合その存在を知る手立て自体(史料)もまた行政や国家の限定的なまなざしによって構成されたものであることに留意する必要がある。

とはいえ、やはり最も重要な課題は「バラック集落」・四ヵ町・「40番地」の関係性であろう。これまでもこの3つの断片の関係性は、行政施策や住民運動やまちづくりの観点から取り上げられてきた。その前提となるのは3つの断片が居住者の生活・活動領域の重なりにおいて成立していることである。とくに、それら3つの断片を居住の場として横断して人々の移動には焦点が当てられるべきであろう。そこで注意深くならなければならないのは、これまで「バラック集落」の立ち退き事業によって四ヵ町や「40番地」に移動した(押し出された)という一面的な理解の仕方である。立ち退き事業を起点的に捉える視点だけでなく、それとは別の人の移動や既存の居住者あるいは生業の存在、さらに遡って戦中の建物疎開事業との関連も考慮のうちにいれなければならない。これらの試みには、戦中から戦後にかけて様々な場所に仮住まうこととなった人々の移動に都市を形づくる実践を見出す、仮住まいを視座に据えた方法論を鍛え上げることが求められる。

近現代都市における都市組織論の行方 一都市の有機体モデルの限界と乗り越え一

序章の先行研究でも述べたようにこれまでの都市組織論は、都市を歴史的重層性や有機的な連関によって緊密に規定される調和のとれた統一体として理念化する考えに影響を受けてきた一方で、むしろ都市の断片における都市空間に影響する諸力の関係性から都市の動態を捉えるもうひとつの系譜も存在する。これらの違いは、前者が都市の全体性を志向するものであるのに対して後者は都市のダイナミズムを捉えることに重点を置くことにある。とくに、後者は常に変化を経験する近現代の都市において都市組織論を適用する上での展開であった。

しかし、近現代都市に対して都市組織論を展開していく場合、もう一つの課題がある。それ はある全体が措定されたときに、常にそこからこぼれ落ちる部分が存在するという上に示した 前者の都市組織論が根本的に抱えている問題である。これは、都市や地域といったある全体を 捉える際に、緊密に規定される調和のとれた統一体、すなわち有機体モデルを適用することに 端を発していると考えられる。本論が扱ってきた都市の断片としての四ヵ町もまた京都という 都市、東九条という地域から区分され、社会的にも排除されてきた歴史を持ち、決して調和の とれた統一体の中に位置づけることはできない。

また、後者の系譜の中にも、都市の断片のダイナミズムを都市全体の中で包摂的に理解するために、都市を主体として措定し都市が「自己組織化」や「自己生成」していくといった言説がみられる。これらの言説の目指すところは棄損された断片を被抑圧的に描くのではなく、むしろ断片そのものの力を描き出すことにあったといえるだろう。それゆえ、即座に全体からこぼれ落ちる部分を無視することには繋がらない。しかしながら、「自己組織化」や「自己生成」を全面的に肯定した場合、棄損されること自体が自己組織化や自己生成のプロセスの中に融解し、ダイナミズムが抱える葛藤や矛盾から目を背けることにつながる恐れがある。本論では土地所有や住居建設、生業に関わる個別の主体の輪郭を可能な限り失わせることなく、都市組織の生成力の発露を描き出すことができるかに挑み、その結果、所有や建設、生業からも疎外された仮住まう人々の「剥き出し」の居住が都市組織の生成力の一端を成すことが導き出された。しかし、本論ではこうした居住をめぐる力が絡み合い都市組織の生成力として発露する局面を捉えることに終始したため、諸力が互いを相殺したり、一方が他方を捻じ曲げたり、あるいは無関係に存在する問題を十分に問うことができなかった。

こうした部分と全体の問題を克服する端緒となるのは、都市の有機体モデルを問い直し、乗り越えることかもしれない。例えば、哲学者であるマヌエル・デランダは社会や都市などの集合体のあり方を構想するうえで、「隙間のない網の目」によって全体が統合される有機体論を批判している¹。また、この「隙間」を空間的に捉えていくならば、公共性から始まり近年にはエコロジーという主題を通して、一貫して境界的な領域(あるいは破れ目や裂け目ともいえる空間モチーフ)を論じてきた篠原雅武の「共存」の理論が参照されるべきであろう²。あるいは、プロセスとしての「隙間」を捉える際には、事物や事象を一貫した構築物や絶え間ない構築の過程として捉えるまなざしを批判し、「分解」という生物学的営みを概念化しその他の領域にも遍在していることを論じていった藤原辰史の分解論が示唆に富む³。ただ、いずれも具体的な空間に関わる議論ではないため、都市の現実に直接適合するものではないかもしれない。しかし、これらの視座のもと都市組織を分析することができれば、都市組織論が都市史分野に限られたものではなく都市・建築論の新たな領野を開拓できるだろう。

¹ マヌエル・デランダ,篠原雅武訳『社会の新たな哲学 一集合体、潜在性、創発』,人文書院,2015

² 篠原雅武『公共空間の政治理論』,人文書院,2007、篠原雅武『人新世の哲学 思弁的実在論以後の「人間の条件」』,人文書院,2018

³ 藤原辰史『分解の哲学 腐敗と発酵をめぐる思考』, 青土社,

付録

参考文献

都市史関連

伊藤之雄編『近代京都の改造 都市経営の起源 1850~1918 年』,ミネルヴァ書房,2006 岩本葉子「近代京都の町と土地所有 北之御門町を事例として」,年報都市史研究,第 18 号,pp.65-82, 2011

岩本葉子「明治期東京の町と土地売買 麹町十二丁目を中心に」,都市史研究,第3号,2016 金田章裕『13・14 世紀における京郊の村落景観―紀伊郡北部の事例―』,歴史地理研究と都市研究(上), 藤岡謙二郎先生退官記念事業会,pp.183-195,1978

川口朋子『建物疎開と防空都市「非戦災都市」京都の戦中・戦後』京都大学学術出版会,2014 鈴木博之『東京の「地霊」』,ちくま学芸文庫,2009 (初刊は文藝春秋 (1990)、その後文春文庫 (1998) にて文庫化)

高橋康夫, 宮本雅明, 吉田伸之, 伊藤毅『図集日本都市史』, 東京大学出版会, 1993

鶴田佳子、佐藤圭二「近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究―1919 年都市計画法 第 13 条認可土地区画整理を中心として」日本建築学会計画系論文集,第 458 号,1994,pp.99-108 谷直樹ほか「近世「町」共同体における都市居住システムに関する研究(1)」,住宅総合財団研究年報, 第 16 巻,pp.67-78,1990

寺内信「大阪における長屋建住宅建設と市街地形成の近代化過程に関する研究」,京都大学博士論文中川理「明治末期から大正期の京都における市街地の拡大一税負担不均衡を契機とする周辺町村への移住を中心に一」日本建築学会計画系論文報告集,第 382 号,1987、pp.110-119

成田龍一「日本近代都市史研究のセカンドステージ」, 歴史評論, 500 号, 1991

松尾眞吾『弘化3 (1846)年の鴨川下流域・東九条地域における洪水の復原一鍬下年季に着目して 一』,立命館地理学,第27号,pp.53-68,2015

三倉葉子「近代京都の町による土地売買介入」, 日本建築学会計画系論文集, 第 74 巻, 第 638 号, pp.987-992, 2009

水内俊雄「近代都市史研究と地理学」経済地理学年報,第40巻,第1号,1994 山田邦和「『前期平安京』の復元」、『都市一日本前近代都市論の過程』、青木書店、2002

都市組織関連

Françoise Boudon, André Chastel, Hélène Couzy et Françoise Hamon, Système de l'architecture urbaine. le quartier des Halles á Paris, CNRS, 1977

Pierre Merlin et Fracoise Choay, Dictionnaire de l'urbanisme et de l'amenagement, Puf, 1988

青井哲人『彰化一九〇六年 市区改正が都市を動かす』、アセテート、2006

石榑督和『戦後東京と闇市 新宿・池袋・渋谷の形成過程と都市組織』,鹿島出版会,2016(石榑督和 「闇市の形成と土地所有から見る戦後東京の副都心ターミナル近傍の形成過程に関する研究」,明治大 学博士論文,2014)

- 稲垣榮三「住居ならびに住居集合の歴史的構成原理の解析 昭和 56 年度科学研究費補助金(一般研究 B) 研究成果報告書(課題番号 00446156)」, 1982
- 陣内秀信『イタリア都市再生の論理』,鹿島出版会,1978
- 陣内秀信『東京の空間人類学』, ちくま学芸文庫, 1992 (初版本は陣内秀信『東京の空間人類学』, 筑摩書 房, 1985)
- 鈴木博之, 石山修武, 伊藤毅, 山岸常人編『都市文化の成熟』. 東京大学出版会, 2006
- 田中傑『帝都復興と生活空間 関東大震災後の市街地形成の論理』、東京大学出版会、2006
- 東京大学工学部建築学科建築史研究室『竹原一歴史的街区の形成と展開一』,東京大学工学部建築学科建築史研究室,1978
- 福村任生「戦後イタリアにおける建築類型学の再定義―1940 年代サヴェリオ・ムラトーリの初期論考を通して―」, 日本建築学会計画系論文集, 第82巻, 第738号, pp.2143-2150
- 南一誠, 松村秀一, 小畑晴治「初期のオープンビルディングの理論と実践に関する研究」, 住宅総合研究 財団研究論文集, 第 31 号, pp.263-274, 2004

インナーエリア関連

- Policy For The Inner Cities, HMSO Cmnd. 6845,1977 (英国環境省編「英国におけるインナーシティ政策」, 自治研究, 第 54 巻, 第 8 号, pp.70-90, 1978)
- 神戸市震災復興本部総括局復興推進部企画課『阪神・淡路大震災神戸復興誌』, 2000
- 古賀正則「イギリスにおける都心周縁部問題と地域政策」経済学雑誌, 第 78 巻, 第 5・6 号, pp.67-110, 1978
- 高山正樹「大阪都市圏におけるインナーシティの住宅問題」人文地理,第 34 巻,第 1 号,pp. 53-68, 1982
- 中林一樹「大都市内部市街地に関する研究(1)―東京の都心周辺高密市街地の現状に関する資料―」,総合都市研究,第 19 号,pp.113-132,1983
- 成田孝三「わが国大都市のインナーシティと都市政策」季刊経済研究,第1巻,第3・4号,pp.43-68, 1979
- 水内俊雄,加藤 政洋,大城 直樹『モダン都市の系譜 地図から読み解く社会と空間』,ナカニシヤ出版, 2008
- 水内俊雄「工業化過程におけるインナーシティの形成と発展―大阪の分析を通じて―」人文地理,第34巻,第5号,pp.1-25,1982
- 安田丑作,三輪康一,中尾伸晃「大都市におけるインナーエリアの地域構造に関する研究 (その4)インナー神戸における居住地環境の変容過程」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第26号,pp.577-580,1986
- 安田丑作,三輪康一,萩原浩,「大都市におけるインナーエリアの地域構造に関する研究 (その1)神戸市におけるインナーエリアの設定と地域特性」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第 24 号, pp.469-472, 1984

安田丑作,三輪康一,畠山卓也,中尾伸晃「大都市におけるインナーエリアの地域構造に関する研究 (その2)神戸市におけるインナーエリア設定の再検討と典型地区の抽出」,日本建築学会近畿支部研 究報告集.計画系,第25号,pp.501-504,1985

安田丑作,三輪康一,畠山卓也,中尾伸晃「大都市におけるインナーエリアの地域構造に関する研究 (その3)インナー神戸の典型地区における地区変容過程」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系, 第25号,pp.505-508,1985

和田真理子「日本のインナーシティとまちづくりーインナーシティ問題から都市の縮小へー」,都市問題,第 104 巻,第 11 号,pp.16-21,2013

都市下層・スラム・不法占拠地区関連

磯村英一「あるスラムの形成と解体―東京葵部落の場合―」,社会事業,第 39 巻,第 6 号,1956

磯村英一ほか『東京バタヤ部落の研究』,東京都立大学社会学研究室,1960

岩田正美『貧困の戦後史 貧困の「かたち」はどう変わったのか』, 筑摩書房, 2017

馬原鉄男「部落はかくして創られた一京都市屋形町、高倉町、東ノ町、西ノ町の場合」部落 108 号, 1959, pp.30-39

加藤政洋『大阪のスラムと盛り場 近代都市と場所の系譜学』, 創元社, 2002

木曽順子「日本橋方面釜ヶ崎スラムにおける労働=生活過程」,杉原薫・玉井金五『大正・大阪・スラムもうひとつの日本近代史 増補版』,新評論,1966

佐賀朝『近代大阪の都市社会構造』、日本経済評論社、2007

杉本弘幸『近代日本の都市社会政策とマイノリティー歴史都市の社会史ー』, 思文閣出版, 2015

高野昭雄『近代都市の形成と在日朝鮮人』, 佛教大学, 2009

原口剛『叫びの都市 寄せ場、釜ヶ崎、流動的下層労働者』, 洛北出版, 2016

前川修「東七条における疎開地整備事業とバラック対策」, 京都部落史研究所紀要,第 12 号,pp.2-24, 2000

前川修「東七條におけるバラック対策と新幹線敷設」, 部落解放研究, 141 号, pp.39-61, 2001

水内俊雄「スラムの形成とクリアランスからみた大阪市の戦前・戦後」,立命館大学人文科学研究所紀要, 第83号,pp.23-69,2004

本岡拓哉『「不法」なる空間にいきる占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』,大月書店,2019

住環境整備・住宅供給・都市計画関連

韓勝旭「密集市街地の再生における住環境運営主体の形成に関する研究―在日コリアンが集住する京都市 東九条地区を事例として一」、京都大学博士論文、2010

窪田亜矢「都市空間政策は「在居」をどのように扱っているか? 在居に関する法制度と事業の基礎的研究」、日本建築学会計画系論文集、第86巻、第779号、pp.209-217、2021

窪田亜矢「都市計画における移動の自由の制限の再考 東日本大震災後の状況を素材として」, 都市計画 論文集, 第55巻, 第3号, 2020 柴田純花,窪田亜矢「耕地整理による戦前期の用途混在密集市街地の形成実態及び社会的評価に関する研究 大街区で構成される神戸西部耕地整理事業地区を対象に」、都市計画論文集、第50巻、第3号、pp.780-787、2015

住田昌二「不良住宅地区改良の研究」京都大学博士論文,1968

西山夘三『日本のすまい I』, 勁草書房, 1975

平山洋介『「仮住まい」と戦後日本 実家住まい・賃貸住まい・仮設住まい』,青土社,2020

牧紀男『災害の住宅誌 人々の移動とすまい』、鹿島出版会、2011

光崎育利, リムボン「河川敷空間の宅地的土地利用に関する研究―京都スクォッターバラックに関する実証的研究―」日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第 24 号, pp.449-452, 1984

森本信明「民間貸家の更新に関する研究 | 京都大学博士論文, 1977

吉田友彦「日本の都市における外国人マイノリティの定住環境確立過程に関する研究―京阪地域における 在日韓国・朝鮮人集住地区を事例として―」,京都大学博士論文,1996

廃品回収業関連

浦野正樹ほか『都市における資源循環システムの再編と地域社会の変動 平成 15 年度~16 年度科学研究 費補助金 [基盤研究 (C) (2)] 研究成果報告書』, 2006

木村健二「在日朝鮮人古物商・屑物業取締法令の推移と実態」,在日朝鮮人史研究,第 49 号,2019

原材料新聞社編集局編『鉄屑年鑑 昭和 35 年度版』,原材料新聞社,1960

高野昭雄「京都市東九条の近現代史と廃品回収業」,世界人権問題研究センター研究紀要,第 26 号, 2021

東京都資源回収事業協同組合『東資協二十年史』,資源新報社,1970

冨高幸雄『鉄スクラップ業者現代史』,スチール・ストーリーJAPAN,2017

西村豁通・能塚正義「京都市における古紙回収業の実態と問題」、社会科学、第21号、1976

星野高徳「大正・昭和初期東京における再生資源回収業の存続要因 都市化と工業化の影響を中心に |

三田商学研究, 第51巻, 第1号, 2009

星野朗・野中乾『バタヤ社会の研究』,蒼海出版,1973

三矢誠「再生資源卸売業の動向」、経済地理学年報、第27巻、第1号、1981

東九条関連

伊澤貞壽『陶化誌』,皇紀二千六百年記念事業達成会,1940

石川久仁子「「複合的不利地域」におけるコミュニティ実践に関する研究 京都・東九条を中心に」,関西学院大学博士論文, 2014

宇野豊「京都東九条における朝鮮人の集住過程(一) 戦前を中心に」『世界人権センター研究紀要』第 6 号, 2001, pp.43-80

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち―14 人の聞き取り報告―』, 2013 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『東九条の語り部たち II ―11 人の聞き取り報告―』, 2016

地域福祉センター希望の家『地域と共に 50 年 希望の家創立 50 周年記念誌』, 2010 特定非営利活動法人東九条まちづくりサポートセンター『まめもやし』, 第 37 号, 2015 東九条改善対策協議会「東九条福祉地域住環境整備方針検討資料」, 1991 東九条キリスト者現場研修委員会『第 2 回京都東九条現場研修・報告書』, 1984

社会学

祐成保志『<住宅>の歴史社会学 日常生活をめぐる啓蒙・動員・産業化』,新曜社,2008 山本崇記『住民運動と行政権力のエスノグラフィ 差別と住民主体をめぐる<京都論>』,晃洋書房,2020 山本崇記「都市下層における住民の主体形成の論理と構造―同和地区/スラムという分断にみる地域社会 のリアリティ―」,社会学評論,第63巻,第1号,pp.2-18,2012

経済史・社会史

浅田朋子「京都府協和会小史―戦前・戦中における在日朝鮮人政策―」,在日朝鮮人史研究,第 27 号, pp.91-113,1997

小野浩「1950 年代の東京住宅市場:家賃統制一部解除後の貸家供給構造の再構築」,産業経営研究,第 33 号,pp.29-42,2014

加美嘉史「戦後京都市における「住所不定者」対策と更生施設一昭和 30 年代の「浮浪者」と「京都市中央保護所」を中心に一」、福祉教育開発センター紀要、第 13 号, pp.117-132, 2016

斎藤尚文『鈴木商店と台湾パイン缶詰産業―台湾鳳梨缶詰株式会社の設立と事業―』東洋史訪,第 26 号, pp.1-20, 2019

名武なつ紀「近現代の日本における市街地政策と土地所有」, 関東学院大学 経済系, 第 223 集, pp.77-87, 2005

名武なつ紀『都市の展開と土地所有 明治維新から高度成長期までの大阪都心』,日本経済評論社,2007 西川俊作,山本有造編『日本経済史 5 産業化の時代 下』三水舎,1990 西川祐子『古都の占領 生活史からみる京都 1945-1952』平凡社,2017

京都市・京都府

京都市『京都駅東南部エリア活性化方針』,京都市総合企画局プロジェクト推進室,2017

京都市『京都市政史 上巻』, 1941

京都市『京都の歴史 第八巻 古都の近代』京都市史編さん所,1975

京都市「平成 19 年度公共事業再評価対象事業調書」, 2007

京都市消防局企画室『京都消防と災害 資料編』,京都市消防局,1978

京都市消防局企画室『京都消防と災害』,京都市消防局,1978

京都市役所『京都市水害誌』, 1936

京都府学務部社会課『京都府方面委員制度二十年史』, 1941

京都府立総合資料館編集『京都府百年の年表2 商工編』京都府,1970

建設局小史編さん委員会『建設行政のあゆみ一京都市建設局小史一』京都市建設局, 1983

行政史料

- 京都府社会課「参考(袋入)不良住宅密集地区に関する調査・不良住宅密集地区図集」(京都府庁永年文書、昭 11-0086, 012, 京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府社会課「不良住宅地区調査報告」1936 年 12 月(京都府庁永年文書,昭 11-0086,011,京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府商工課「京都下京朝鮮人商工協同組合成立の件」1953 年 12 月(京都府庁永年文書,昭 56-0809,015,京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府商工課「京都下京朝鮮人商工協同組合定款認証について」1953年9月(京都府庁永年文書,昭 56-0809,014,京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府商工課「京都下京朝鮮人商工協同組合定款変更認証について」1953 年 11 月(京都府庁永年文書, 昭 56-0809, 16, 京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府商工課「京都廃品出荷協同組合成立の件」1955 年 12 月(京都府庁永年文書, 昭 56-0808-2, 016, 京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府商工課「京都廃品出荷協同組合定款認証について」1954年11月(京都府庁永年文書,昭56-0808-2,017,京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府商工課「京都府廃品寄屋商業組合設立の件」1940年1月(京都府庁永年文書,昭 15-0162-001, 030,京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府商工課「商工協同組合設立認可について」1947 年 5 月(京都府庁永年文書,昭 22-0015-07,006,京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- 京都府商工課「廃品取扱寄屋業者資格に関する件」1939 年 3 月(京都府庁永年文書,昭 15-0162-001, 031,京都府立京都学・歴彩館所蔵)

人名録等

大阪日本實業商工會編『昭和拾四年度版日本實業商工名鑑廃品版』,日本実業商工会,1939

蒲生俊文『全国工場鉱山名簿』協調会産業福利部,1937

草間時光『全国工場鉱山名簿』協調会, 1922

在日朝鮮人運動史研究会監修『在日朝鮮人資料叢書第二巻』,緑蔭書房, 2011

渋谷隆一『都道府県別資産家地主総覧 京都編 1』, 日本図書センター, 1991

日刊市況通信社編『全国鉄屑資源業者名鑑』,日刊市況通信社,1964

町田辰次郎『全国工場鉱山名簿』協調会, 1937

地図資料に関する検討

今西純一, 今西亜友美, 杉田そらん「昭和初期の京都市の写る空中写真の撮影時期の再検討」, ランドスケープ研究,第 74 巻,第 5 号,pp.419-424,2011

木村大輔「『京都地籍図』の資料的検討」,佛教大学研究紀要文学研究科篇,第 38 号,pp.107-122, 2010 矢野桂司「近代京都の歴史 GIS のための地理空間情報の整備」,立命館文學,第 645 号,pp.255-274, 2016

山近博義「京都市明細図の作製および利用過程に関する一考察」,大阪教育大学紀要第Ⅱ部門,第 64 巻, 第 1 号,pp.25-42 2015

福島幸宏・赤石直美・瀬戸寿一・矢野桂司「「京都市明細図」を読む一いくつかの素材の提示として一」 野口祐子『平成23年度京都府立大学地域貢献型特別研究(ACTR)研究成果報告書 メディアに描 かれた京都の様態に関する学際的研究』,2012、pp.53-61

矢野桂司, 磯田弦, 中谷友樹, 河角龍典, 松岡恵悟, 高瀬裕, 河原大, 河原典史, 井上学, 塚本章宏, 桐村喬「歴史都市京都のバーチャル時・空間の構築」, E-journal GEO, 1巻, pp.12-21, 2006

都市論・哲学ほか

アンリ・ルフェーブル、今井成美訳『空間と政治』, 晶文社, 1975

アンリ・ルフェーブル、斎藤日出治訳『空間の生産 社会学の思想 5』, 青木書店, 2000

アンリ・ルフェーブル、森本和夫訳『都市への権利』、ちくま学芸文庫、2011

篠原雅武『公共空間の政治理論』,人文書院,2007

篠原雅武『人新世の哲学 思弁的実在論以後の「人間の条件」』, 人文書院, 2018

藤原辰史『分解の哲学 腐敗と発酵をめぐる思考』,青土社,2019

西田正規『人類史のなかの定住革命』, 講談社学術文庫, 2007

マヌエル・デランダ、篠原雅武訳『社会の新たな哲学 -集合体、潜在性、創発』、人文書院、2015

使用地図一覧

地割

京都地籍図

稻津近太郎編『京都地籍圖』,京都地籍図編纂所,1912(『復刻版 京都地籍図』,不二出版,2008(第 1 巻京都地籍図全図版))

整理前等位図(縮尺 1/1200)

「整理前土地各筆坪等位図」,京都市所蔵(南第二地区)

「京都都市計画事業土地区画整理南第三地区整理施行地及之に隣接する土地現形図」,京都市所蔵

「京都都市計画事業土地区画整理南第四地区整理前等位図」,京都市所蔵

整理後確定図(縮尺 1/600)

「京都市南第二地区換地図」,京都市所蔵

「京都都市計画事業土地区画整理南第四地区確定図」,京都市所蔵

「京都都市計画事業土地区画整理南第三地区整理確定図」,京都市所蔵

地番参考図

「京都市南区地番参考図」,京都市 HP(http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000112913.html, 2018 日 1 月 3 日取得)

「京都市下京区地番参考図」,京都市 HP(http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000112913.html, 2018 日 1 月 3 日取得)

建物

整理前現形図(縮尺 1/1200)

「京都都市計画事業土地区画整理南第二地区現形予定図」,京都市所蔵

「京都都市計画事業土地区画整理南第三地区整理施行地及之に隣接する土地現形図」,京都市所蔵

「京都都市計画事業土地区画整理南第四地区現形予定変更前後比較対照図」,京都市所蔵

空中写真

京都市役所編『空中より見たる京都市街図 写真』1929

「USA-R275A7-157」, 1946/10/2 (撮影日), 1/10000, 国土地理院所蔵 (米軍撮影)

「MKK-614C7-6845」, 1961/5/1, 1/10000, 国土地理院所蔵

「MKK-673XC7-3」, 1967/5/15, 1/20000, 国土地理院所蔵

「MKK-723XC7_3」,1972/5/11,1/20000,国土地理院所蔵

「CKK-747C3-4」, 1975/3/8 , 1/8000, 国土地理院所蔵

「CKK-822C8-17」,1982/10/27,1/10000,国土地理院所蔵「CKK-871C8-16」,1987/11/7,1/10000,国土地理院所蔵「KK-903XC13-14」,1990/6/3,1/25000,国土地理院所蔵

基礎調査現況図

京都市民政局,(株)市浦都市開発建築コンサルタンツ『東九条福祉地域住環境整備計画基礎調査報告書』, 1993

京都市明細図(縮尺 1/1200)

「京都市明細図長谷川家所蔵本」(原図) 「京都市明細図京都府立京都学歴彩館所蔵本」(更新図)

住宅地図

住宅協会『京都市全住宅案内図帳 南区』, 1956 住宅協会『京都市全住宅案内図帳 南区』, 1959 住宅協会出版部『京都市全商工住宅案内図帳 南区東部 昭和 38 年版』, 1963 住宅協会出版部『京都市新家屋精密地図 全商工住宅案内図帳 南区(東部)』, 1966 吉田地図『京都市新家屋精密地図 全商工住宅案内図帳 南区(東部)』, 1972 吉田地図『京都市新家屋精密地図 全商工住宅案内図帳 南区(東部)』, 1975 吉田地図『京都市精密住宅地図 南区(東部)』, 1982

その他の地図

「仮製二万分の一地形図」, 1889年, 1/20000, 国土地理院所蔵 「正式二万分の一地形図」, 1909年, 1/20000, 国土地理院所蔵 「京都近傍図」, 1915年, 1/10000, 国土地理院所蔵 「京都市都市計画基本図」, 1922年, 1/3000, 京都大学文学研究科所蔵

既発表論文一覧

本論文に関わる論文

(学術論文)(査読付き)

- 田路貴浩,中村景月「京都東九条にみる在日朝鮮人集住地区の密集化と空隙化」,北陸都市史学会誌,第 25号,pp.1-18,2019
- 中村景月,田路貴浩「戦前期京都の東九条地域における都市形成:大地主の土地運用と市街化過程との関係性の分析」,日本建築学会計画系論文集,第85巻,第777号,pp.2455-2465,2020
- 中村景月,田路貴浩「戦前期京都の東九条地域における都市形成(その 2): 都市組織の形態分析からみる住工混在市街地の実態」,日本建築学会計画系論文集,第 88 巻,第 804 号,pp.740-751,2023
- 中村景月,田路貴浩「戦後京都の東九条における土地所有変遷と貸家建設からみた密集市街地形成」,日本建築学会計画系論文集,第88巻,第804号,pp.759-769,2023

(学会発表)

- 高橋宏行,中村景月,田路貴浩「近代京都における都市拡張と土地所有 京都駅南地区を事例として (その1) 」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第 56 号,pp. 593-596,2016
- 中村景月, 髙橋宏行, 田路貴浩「近代京都における都市拡張と土地所有 京都駅南地区を事例として (その2) 」, 日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系, 第56号, pp. 597-600, 2016
- 中村景月, 田路貴浩, 髙橋宏行「京都駅南地区における都市拡張と土地所有」, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.429-430, 2016
- 中村景月,舒健碩,田路貴浩「京都市南部東九条地域における都市化過程 旧市街地周縁部の都市形成と土地所有(1) 」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第 57 号, pp.497-500, 2017
- 中村景月,田路貴浩,舒健碩「京都旧市街地周縁部の都市形成 その1 東九条における土地区画整理と 土地利用の混在」日本建築学会大会学術講演梗概集,pp.717-718,2017
- 中村景月,田路貴浩「戦前期における京都東九条の市街地拡張過程」,日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系,第 58 号,pp. 489-492,2018
- 田中健一郎、中村景月、田路貴浩「京都東九条地区の都市組織の形成と変容」、日本建築学会近畿支部研 究報告集. 計画系、第 58 号、pp.493-496、2018
- 中村景月, 田路貴浩「近代初頭の京都東九条における土地利用と土地所有状況」, 日本建築学会大会学術 講演梗概集, pp.87-88, 2018
- 田路貴浩,田中健一郎,中村景月「京都東九条四ヶ町における密集居住地区の形成と住環境整備の過程 (1)」,日本建築学会大会学術講演梗概集,pp.83-84,2018
- 田中健一郎,中村景月,田路貴浩「京都東九条四ヶ町における密集居住地区の形成と住環境整備の過程 (2)」,日本建築学会大会学術講演梗概集,pp.85-86,2018
- 中村景月,田路貴浩「京都駅「裏」における市街地形成への公的介入と低未利用地化」,日本建築学会大会学術講演梗概集,pp.989-990,2019

- 中村景月,田路貴浩「戦後京都東九条における密集市街地の実態 その1」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第60号,pp.589-592,2020
- 中村景月,田路貴浩「戦後京都東九条における密集市街地の実態 その 2 一廃品回収業と密集化の関係に着目して一」,日本建築学会大会学術講演梗概集,pp.791-792,2020
- 中村景月,田路貴浩「戦後京都東九条における密集市街地の実態 その3 住環境整備により失われた都市組織」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第61号,pp.409-412,2021
- 矢野翔大,中村景月,田路貴浩「京都市山王学区の戦後における都市形態の変遷-その1-」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第61号,pp.405-408,2021
- 中村景月,田路貴浩「京都東九条・四ヶ町地区における住環境整備前の都市組織」,日本建築学会大会学 術講演梗概集,pp. 503-504, 2021
- 矢野翔大,中村景月,田路貴浩「京都市山王学区の戦後における都市組織の変遷」,日本建築学会大会学 術講演梗概集,pp. 507-508, 2021
- 中村景月「京都東九条における廃品回収業と都市組織の関係-「仕切り場空間」の形成・変容と屑をめぐる生業連関」、2021 年度都市史学会大会、オンライン、2021 年 12 月

その他の論文

(学会発表)

- 伊藤克敏,中村景月,田路貴浩「都市デザインにおける「都市組織」に関する考察 大谷幸夫による都市空間組織論における類概念を通して」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第60号,pp.297-300,2020
- 入部誉史,中村景月,田路貴浩「パリ左岸開発計画にみる建築家の職能としての都市デザイン」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第60号,pp.237-240,2020
- 伊藤克敏,中村景月,田路貴浩「都市デザインにおける「都市組織」に関する考察 大谷幸夫による都市 空間組織論の類概念を通して」,日本建築学会大会学術講演梗概集,pp.7-8,2020
- 鈴木友也, 伊藤克敏, 中村景月, 田路貴浩「パリ市フォーブール・サンタントワーヌ地区にみる都市空間の組織化に関する研究 -その 1-」, 日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系, 第 61 号, pp. 309-312, 2021
- 伊藤克敏, 鈴木友也, 中村景月, 田路貴浩「パリ市フォーブール・サンタントワーヌ地区にみる都市空間 の組織化に関する研究 -その 2-」, 日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系, 第 61 号, pp. 313-316, 2021
- 鈴木友也, 伊藤克敏, 中村景月, 田路貴浩「パリ市フォーブール・サンタントワーヌ地区にみる都市空間の組織化に関する研究 -その 1-」, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.855-856, 2021
- 伊藤克敏, 鈴木友也, 中村景月, 田路貴浩「パリ市フォーブール・サンタントワーヌ地区にみる都市空間 の組織化に関する研究 -その 2-」, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.857-858, 2021
- 沖野瞭太郎,中村景月,田路貴浩「鳴門市における中心商店街の変遷」,日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第62号,pp.409-412,2022

- 鈴木友也,中村景月,田路貴浩「1960年代の京都における都市構想の特徴 西山夘三研究室と沖種郎および丹下健三研究室の比較を通して —」日本建築学会近畿支部研究報告集.計画系,第 62 号, pp. 385-388,2022
- 沖野瞭太郎,中村景月,田路貴浩「鳴門市における中心商店街の変遷 (2)」,日本建築学会大会学術講演 梗概集,pp.533-534,2022
- 鈴木友也,中村景月,田路貴浩「1960年代の京都における都市構想 -西山夘三と沖種郎および丹下健三による各案の比較を通して-」,日本建築学会大会学術講演梗概集,pp. 531-532, 2022

謝辞

本論文は修士課程に進学した 2015 年より京都大学大学院工学研究科建築学専攻の田路研究 室に 8 年間在籍し取り組んできた研究の成果となります。

指導教官である田路貴浩先生には、論文の作法などの研究のいろはから自らの思考の軸を再確認し内省する研究姿勢に至るまで、あたたかくも厳しいまなざしのもとで多くを学ばせていただきました。不出来でおぼつかない足取りの筆者に対し、根気強いご指導を続けていただいたことを、深く感謝申し上げます。また、本論文を審査いただいた神吉紀世子先生と岩本馨先生には、研究をまとめ上げるに際し、とくに論文全体を通した主張や意義を明確にする上での重要なご指摘を賜りました。誠にありがとうございます。

研究を進めるにあたっては、実際に東九条で様々な活動をおこなう方々との関わりが欠かせませんでした。希望の家保育園の叶信治さん、京都市地域・多文化交流ネットワークサロンの前川修さん、東九条まちづくりセンターまめもやしの村木美都子さんには、資料や写真をご提供いただいたほか、居住者の方々への聞き取りの機会を取り持っていただきましたことを心よりお礼申し上げます。聞き取りを引き受けていただいたみなさまからは、過去のまちの様子やご自身の経験を鮮明に語っていただき、筆者にとっては驚きに満ちながらも研究姿勢をその都度正される貴重な時間となりました。誠にありがとうございました。そして、東九条まちづくり連絡会の事務局のみなさまには、まちづくりの会議や様々な取り組みに参加する有意義な経験を賜りました。みなさまのまちづくりへの熱意に、執筆中の挫けそうな心が幾度も救われたこともここに記しておきます。

また、田路研究室の先輩・後輩たちにも感謝を申し上げます。筆者が研究室に配属された当初より、研究室での研究活動を牽引していた法澤龍宝さん、郭聖傑さん、木村智さんには、その背中を通して博士課程への進学を後押ししてくださいました。また、髙橋宏行さんには東九条という場所と向き合うきっかけを与えていただき、田中健一郎くん、川上周造くん、矢野翔大くんとは隣同士で日夜議論を交わしながら調査などにも協力いただきました。共に東九条という場所と向き合い研究に取り組むことができたことを嬉しく思います。そして、門間光さん、舒健碩さん、早川小百合さん、Eric Lefebvre さんからは同じく博士号取得をめざした学友として刺激を受け、研究に取り組むモチベーションをいただきました。

最後に、長年にもわたって学業に専念させてくれた家族の寛大な心に、この場を借りて深謝 の意を捧げます。ありがとうございます。